

令和3年第1回伊仙町議会定例会

会期日程

令和3年第1回伊仙町議会定例会会期日程表

令和3年3月9日開会～3月19日閉会 会期11日間

| 月 | 日 | 曜 | 会議別 | 日 程 | 備 考 |
|---|----|---|-------|---|-----|
| | | | 全員協議会 | ○全員協議会 | |
| 3 | 9 | 火 | 本会議 | ○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告 (議長の動静) (2) 行政報告 (町長) ○陳情 2件 (陳情第7・8号を総務文教厚生・経済建設常任委員会へ付託) ○議案 7件 (提案理由～補足説明～質疑～討論～採決) ○補正予算 6件 (提案理由～補足説明～質疑～討論～採決) ○令和3年度施政方針 ○当初予算議案上程 6件 (提案理由の説明) ○当初予算審査特別委員会設置、付託の説明・一問一答 | |
| 〃 | 10 | 水 | 本会議 | ○一般質問 (杉山議員、樺山議員、上木議員、佐田議員 4名) | |
| 〃 | 11 | 木 | 本会議 | ○一般質問 (美島議員、西議員、清議員 3名) | |
| 〃 | 12 | 金 | 特別委員会 | ○当初予算現地調査 | |
| 〃 | 13 | ⊕ | 休 会 | | |
| 〃 | 14 | ⊖ | 休 会 | | |
| 〃 | 15 | 月 | 特別委員会 | ○当初予算審査特別委員会 (補足説明～質疑) | |
| 〃 | 16 | 火 | 特別委員会 | ○当初予算審査特別委員会 (補足説明～質疑) | |
| 〃 | 17 | 水 | 特別委員会 | ○当初予算審査特別委員会 (討論～採決) | |

| | | | | | |
|---|----|---|-------|---|--|
| 3 | 18 | 木 | 休 会 | ○当初予算審査特別委員長報告作成 | |
| 〃 | 19 | 金 | 全員協議会 | ○全員協議会・常任委員会（委員長報告検討・閉会中の継続審査について） | |
| | | | 本会議 | ○令和3年度予算審査特別委員長報告～質疑～討論～起立採決 ○議員の派遣について（議決事項） ○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文厚・経建委員会） ○閉会 | |

令和3年第1回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和3年3月9日

令和3年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年3月9日（火曜日） 午前10時15分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸報告

○日程第4 陳情第7号 本郷かまと生誕の地整備に関する陳情（総務文教厚生常任委員会）

○日程第5 陳情第8号 定住促進住宅建設に関する陳情（経済建設常任委員会）

○日程第6 議案第2号 伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第7 議案第3号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第8 議案第4号 伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第9 議案第5号 伊仙町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第10 議案第6号 伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例（補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第11 議案第7号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第12 議案第8号 字の区域変更（補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第13 議案第9号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）（補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第14 議案第10号 令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第15 議案第11号 令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）（補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第16 議案第12号 令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第17 議案第13号 令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）（補足説明～質疑～討論～採決）

- 日程第18 議案第14号 令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第19 令和3年度施政方針
- 日程第20 議案第15号 令和3年度伊仙町一般会計予算（提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託）
- 日程第21 議案第16号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託）
- 日程第22 議案第17号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計予算（提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託）
- 日程第23 議案第18号 令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託）
- 日程第24 議案第19号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託）
- 日程第25 議案第20号 令和3年度伊仙町上水道事業会計予算（提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託）

1. 出席議員（14名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|---------|------|----------|
| 1番 | 杉山 肇 君 | 2番 | 牧本 和英 君 |
| 3番 | 西 彦 二 君 | 4番 | 佐田 元 君 |
| 5番 | 清 平 二 君 | 6番 | 岡林 剛也 君 |
| 7番 | 牧 徳久 君 | 8番 | 上木 千恵造 君 |
| 9番 | 永田 誠 君 | 10番 | 福留 達也 君 |
| 11番 | 前 徹志 君 | 12番 | 明石 秀雄 君 |
| 13番 | 樺山 一 君 | 14番 | 美島 盛秀 君 |

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 稲田 良和 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|---------|----------|------------|---------|
| 町 長 | 大久保 明 君 | 総務課長 | 久保 等 君 |
| 未来創生課長 | 名古 健二 君 | くらし支援課長 | 稲田 大輝 君 |
| 子育て支援課長 | 稲泉 喜博 君 | 地域福祉課長 | 大山 拳 君 |
| 経済課長 | 仲島 正敏 君 | 建設課長 | 福島 隆也 君 |
| 耕地課長 | 穂 浩一 君 | きゅらまち観光課長 | 幸 孝一 君 |
| 水道課長 | 徳永 正大 君 | 農委事務局長 | 豊島 克仁 君 |
| 教育 長 | 大山 惣二郎 君 | 教委総務課長 | 上木 正人 君 |
| 社会教育課長 | 伊藤 晋吾 君 | 学校給セ所長 | 松田 博樹 君 |
| 健康増進課長 | 澤 佐和子 君 | 選挙管理委員会書記長 | 重村 浩次 君 |
| 総務課長補佐 | 寶永 英樹 君 | | |

△開 会（開議） 午前10時15分

○議長（福留達也君）

ただいまから令和3年第1回伊仙町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福留達也君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、清 平二君、岡林剛也君、予備署名議員を
牧 徳久君、上木千恵造君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（福留達也君）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月9日から3月19日までの11日間としたいと思いた
すが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日3月9日から3月19日までの11日間
と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてある日程表のとおりです。

△ 日程第3 諸報告

○議長（福留達也君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より令和2年第5回臨時会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してあります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各種総会、協議会、各種イベントが中止
となりましたので、併せてご報告いたします。

令和2年12月23日、新庁舎建設ワークショップ。これは、岡林副議長と参加してまいりました。
模型とパワーポイントを使用しての説明で、かなり分かりやすく、完成後のイメージが行いやすい
説明会でありました。我々の他、住民代表の方の参加もあり、今後の設計に当たり数多くの要望や
提案がなされておりました。

令和3年1月13日、徳之島3か町議会議員連絡協議会役員会。これは、徳之島3か町の議長、副

議長、各常任委員長が参加しての協議会であります。今年2月10日に伊仙町において開催予定であった、徳之島3か町議会議員大会についての話し合いでありました。現在はかなり落ち着いてきている感のある新型コロナ感染症であります。1月の時点においてはかなりぴりぴりとした空気が漂っており、中止やむなしとの意見が多数を占め、開催中止ということになりました。

なお、5月に大島郡全体の議員大会が予定どおりに奄美市において開催されますと、今回の中止決定により審議されなかった、天城町提出議題でありました「高潮等災害に強い徳之島空港（徳之島子宝空港）ターミナルビルの建て替えについて」という議題を徳之島3か町は書面決議により採択し、提出予定になっております。

1月29日、これには記載漏れでありますけれども、1月29日、直売所百菜の損失補償問題についての全員協議会がありました。話し合いの結果、6名の委員による特別委員会を設置し、随時経過報告をしながら、おおよそ9月頃をめどに結論を出したいという話でありました。

2月19日、大島郡議長会各種協議会。これは、大島郡12市町村の市町村長、議長が一堂に会し、来年度の奄振予算等の要請活動のグループ分けを行ったり、次年度の事業計画の決定や前年度の決算認定を行う会合でありました。30分から1時間程度の会合に4つほど参加してまいりました。

大久保町長とともに参加し話を伺い、感じたことは、形式的な話が多い中、市町村長と大島支庁総務企画課のみで行われる地域行政懇話会という会合の重要性でありました。簡単に言えば、国から県に下りてきた奄振予算を、この地域行政懇話会という会合の場合において、それぞれの市町村長がそれぞれの課題や事業を懸命に説明し、獲得する場だと理解しております。

こういった会合に参加することにより、奄美群島全体やそれぞれの地域が抱えている課題がより鮮明な形で理解できるものだと思われました。今後は、ぜひ我々議長会もオブザーバーとしてでもですが、参加したいものだと思った次第でありました。

以上で、議長の動静等についての報告を終わります。

伊仙町監査委員より、定期監査及び2月までの例月出納検査の結果、事務事業及び予算執行において改善すべき点が見受けられるとの報告がなされております。閲覧を希望される方は事務局に常備しておりますので、ご確認ください。

次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保明君）

おはようございます。令和2年12月20日以降の今日までの主な行政報告を行ってまいります。

このコロナ禍の中において、昨日、新聞を見てみましたら、日本の全体の出生数が激減してきたということで、コロナ禍の影響の中、人口減少がかなり加速するような状況になっております。それに向かいまして、伊仙町はそうならないような政策を今後とも推進してまいりたいと思っております。

12月21日に徳之島ビジョンの社長が来島いたしまして、今後の対応についての意見交換を行いました。

同日、ほーらい館の運営審議会がございまして、12月24日より再開するというふうに決定をいたしました。

12月22日におきまして、徳之島農業試験場跡、徳之島支場の視察に行っていました。コロナ禍で、今後、サトウキビの省力化のためのスクープの実証実験を見てまいりました。物すごいスピードで進むということで、危険性もあるような感じがいたしましたけども、今後、省略化に対しましては非常に有効であると思われました。

AGFと一緒にあって、徳之島支場においてコーヒーを平張りハウスの中で2年前より栽培しております。これが、平張りハウスが、今までの平張りハウスよりもくいを間隔を狭めてやった中で、これは議員の方々も視察する価値があると思えますけれども、コーヒーが非常にすくすくと伸びておりました。

今、議長の方からも報告があったとおり、徳之島新庁舎建設のワークショップがございまして、この中で出た意見は、新しいまちづくりの中で新庁舎と百菜までの歩道が必要だということで、新しい、車が通らないようなスペースが、これからのまちづくりに重要であるというふうな結論に達しました。

25日には、農業高校跡地の東側の畑地の検討委員会がありまして、ここは住宅地としても即対応できるということでありましたので、今後、住宅政策ますます重要になっていく中で検討をしていきたいと考えております。

これに載っていませんけれども、年が明けまして元旦から4日までの、なくさみ館での闘牛大会が開催されました。このコロナのクラスターが出た中で、非常に厳しい状況の中で、1人も出なかったということは、徳之島の島民の方々の良識が出たのではないかと思います。主催者、そして牛主の方々が一番努力をして、感染対策を見事にやっていたのが、結果として出たのではないかと思います。そして、その中で主催者の方々とお話したのは、自分たちは、この闘牛文化を守らなければいけないという強い気持ちが出ていたことであります。

徳之島高校の伊仙町にある加工施設に関しまして、校長先生といろいろ協議した結果、町婦連が毎週木曜日にあそこを借りることに對しまして許可を頂きました。

1月9日に新年の初競りが開催されまして、今、徳之島3町での牛の頭数が何と1,250頭ほど増加しておりまして、4,200頭を超える今生産牛が徳之島で飼育されておるということであります。

その後、カムイヤキの森の整備に関しまして、環境省の方等来て、ツアーが開催されました。

飛びまして、1月30日に、徳之島赤土新バレイショ「春一番」の出発式がございまして、これもオンラインでの出発式に一部なりましたけれども、現在、過去にないような価格で今安定をしておりますけども、このときには、このような価格が上がるというふうな予測をしている方はいらっしゃらない中で、今の好景気だと思っております。

2月1日に、徳之島コーヒー生産組合とAGFのウェブ会議を開催いたしまして、今国挙げてこれからやっていく、財務省の九州の局長の指導もありまして、自治体と大規模、大きい企業との間

の企業版ふるさと納税を今後推進していくということを決まっております。これは、企業の法人税の9割を控除するという形でありますので、これは財務省の九州の局長がわざわざ来て、このことを推進していただきたいということでありましたので、今後、町といろんな連携を取っている、信頼関係のある会社とは、企業版ふるさと納税を強力に推進していくことが重要だと考えております。

2月3日には町村会の研修会がございまして、このときに塩田知事を訪問いたしまして、庁舎近くの県道の拡幅の問題を要望いたしました。その他、また、闘牛大会の今後についての意見交換等も行ったところであります。

2月5日に春植えの出発式がございまして、伊仙町で300haを目標にしたところであります。

同日、第1回の臨時議会がございまして、大山惣二郎教育長を再任していただきました。

2月10日に広域連合の管理者会議がありまして、今後、基幹改良を中心に進めていくということで、3町長の協議は行われました。

2月12日には、糸木名のほうに南恵会がまた施設を造りまして、この地鎮祭が行われました。糸木名地区は、徳之島の地図を見てもへその緒に当たるような地域で、交通の要所であるこの地域は、今後とも、島全体のいろんな施設に関しては立地条件がいいということで、このようなことにもなってきたと思います。

2月14日には、広域連合が主催しております島サバクリエイティブGCD(ガシド)トークショー in伊仙町、これは、各島のユムターと言われる人たちが参加いたしまして、徳之島からは吉玉さんと、それから伊仙町の西村先生、金見の役場OBの元田さんが金見の集落づくりについての発表が、徳之島から3人の発表がございました。

2月16日に、東京オリンピックのトライアスロンの女子の代表候補であります井出選手と、それから蔵本選手が来島いたしまして、今、ほーらい館で朝7時半からトレーニングを行っていますけれども、3月7日に義名山体育館において、小中学生を100名ほど集めまして、トレーニングのやり方を教えておりました。

少し話をしますと、この選手は、4年ぐらい前に北京のトライアスロンの女子で全体で5位になった方でありまして、その次の国際大会で、何とスタートしたときに左の薬指を骨折しているんですね。骨折して、泳ぎ方も非常に厳しい中で、ここでやめたら駄目だということで、骨折したまま大会を進めて3位に入賞した。そのビデオが放送されまして、びっくりいたしましたけれども、本人が言うには、どんなことがあっても諦めないという気持ちが大事だそうであります。

2月26日に、伊仙町から自衛隊の新入隊者8人のうち5名が参加いたしまして、壮行会を行いました。自衛隊への希望者が毎年のように増えてきておる現状でございます。

2月26日には、令和2年度の過疎・中山間地域等集落対策研修会という、これは、県の地域振興課がやっている事業の中で伊仙町の今取組が発表があるということで、私も冒頭、挨拶をしてまいりました。この集中から分散という発表をいたしました。

3月1日には、喜念小学校の再度ワークショップが開催されまして、校舎の位置、これは今の渡

り廊下の場所に2階建てで造っていくということで、仮設校舎も要らないと、そして運動場が広くなるというメリットがある設計でありました。

3月3日に、伊仙町の焼却炉に関する住民説明会、東西目手久地区のほうで開催されまして、伊仙町の合意形成が最終的に決定した状況になりました。

以上でございます。

○議長（福留達也君）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 陳情第7号 本郷かまと生誕の地整備に関する陳情

△ 日程第5 陳情第8号 定住促進住宅建設に関する陳情

○議長（福留達也君）

日程第4 陳情第7号、本郷かまと生誕の地整備に関する陳情、日程第5 陳情第8号、定住促進住宅建設に関する陳情の2件を一括して議題とします。

令和2年第3回定例会以降、これまで受理した陳情は2件です。

したがって、お手元にお配りした陳情文書一覧のとおり、陳情第7号、本郷かまと生誕の地整備に関する陳情は総務文教厚生常任委員会、陳情第8号、定住促進住宅建設に関する陳情は経済建設常任委員会へ付託したので報告します。

△ 日程第6 議案第2号 伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第7 議案第3号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第8 議案第4号 伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第9 議案第5号 伊仙町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

△ 日程第10 議案第6号 伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例

△ 日程第11 議案第7号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例

△ 日程第12 議案第8号 字の区域変更

○議長（福留達也君）

日程第6 議案第2号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、日程第7 議案第3号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第8 議案第4号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第9 議案第5号、伊仙町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例、日程第10 議案第6号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第11 議案第7号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例、日程第12 議案第8号、字の区域変更の7件を一括して議題とします。

提出者より提案理由の説明を一括して求めます。

○町長（大久保明君）

提案理由の説明いたします。

令和3年第1回伊仙町議会定例会に提案いたしました議案第2号から議案第8号について、提案理由の説明をいたします。

議案第2号は、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号は、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号は、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号は、伊仙町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第6号は、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第7号は、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案してあります。議案第8号は、第二面縄1期地区の土地改良事業に伴う字の区域変更について、地方自治法第260条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第2号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、議案第2号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

働き方改革関連法の施行に伴う改正労働基準法により、時間外勤務の上限が規定され、これに関連して、国家公務員においても人事院規則の改正により、超過勤務の上限が規定されたこと等を踏まえ、本町においても伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則にて時間外勤務の上限を定める必要があるため、本条例において、同施行規則への委任規定を設けるための一部改正であります。

なお、施行日は令和3年4月1日であります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

これから、議案第2号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第2号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

今の説明では、働き方改革による勤務時間、超過勤務、残業時間と申しますが、その時間の上限に関する条例の変更ということですが、その上限、勤務時間の上限というのは何時間なのか、残業時間は何時間なのかという決まりが決められたのか、その規則を施行するまでには決まると思うんですが、その内容についての説明をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

超過勤務、時間外勤務を命ずる場合、1か月に45時間、年間360時間の範囲内、他律的業務に従事する場合、これは議会对応、予算折衝、住民折衝などがありますが、1か月につき100時間未満、年間について720時間かつ直近2から6か月の平均が80時間の範囲内というふうに定めております。

○14番（美島盛秀君）

今説明で、時間の上限が説明ありましたけれども、その残業、超過勤務をした場合に、どれだけの伊仙町の今までの時間外勤務手当ですか、超過勤務手当ですか、は出されていたのか。今までの条例が幾らなのか。今後、どういうふうにその規則が変わるのか説明をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

今回の働き方改革関連法の施行に伴う改正の労働基準法でありますので、今までは上限を設けていなかったということになります。

○14番（美島盛秀君）

そうしますと、鹿児島県の最低賃金、あるいは業種によっても異なるわけなんですけれども、その県の平均の勤務時間ですか、そういうような算定で今後超過勤務の手当を出すと、どういうような方法で規則を決めていくのか説明をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

時間外の計算については、労働基準法に基づいて、現在でも計算をして支払いをしているところでもあります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○13番（樺山 一君）

議案第2号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関して質疑をします。

総務課長にお尋ねします。先般、この条例に関して、ホームページに載せていただけないかと要望したんですが、それはどうなっていますか。

○総務課長（久保 等君）

先般も要望がありましたホームページの掲載ではありますが、第一法規のほうでこの精査をしているところでありまして、それが終わり次第、ホームページへ掲載するように進めてまいりたいと思っています。

○13番（樺山 一君）

それが終わるのがいつで、いつから載せるのか、しっかりした期日を答弁していただきたい。終わり次第だったら、3年後に終わるかも分からんし、あした終わるかも分からんしですね。そうしないと、ホームページ見れば分かるんですが、瀬戸内町なんか、いい例規集を載せていますよ、他町村はですね。だから、いつで終わって、いつで載せれるのか答弁をお願いします。

○総務課長（久保 等君）

早急にそこの第一法規さんと打合せをして、期日等をまた決めて、報告ができるようにしていきたいと考えております。

○13番（樺山 一君）

ぜひ早急にしていただきたいと思います。それを利用して、いろいろ調べものをしたりする方が町内にもたくさんいらっしゃると思います。

そして、この職員の残業、勤務時間に関する点なんですが、今までサービス残業とか、そういうのが伊仙町であったのか、残業した全ての時間を職員に超過勤務として支払っているのかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

この残業について、当日、職員本人が1時間程度で終わるのか、30分程度で終わるのか、そのところの考えもあるんですが、事前に超過勤務をしますという報告を受けて、決裁を済ませたものについて残業の計算で支払いをしておりますので、1時間程度で終わるという見方で本人が超過勤務命令簿を出さなかったものについては、言い換えればサービス残業とも言えると思うんですが、本人から超過勤務の命令簿を、その課から上がってきたものについては支払いをしているところがあります。

また、それを代休扱いとしているところもございますので、ご了承いただきたいと思います。

○13番（樺山 一君）

本人から申請があった。しかし、例えば残業する、1時間で終わる予定が2時間かかった。そういう事例もあると思いますので、ぜひそういうことがあって、本人から請求があればぜひ払っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○5番（清 平二君）

議案第2号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質問いたします。

45時間、1か月、360時間ですか、年間ということになっていますけども、職種によっては残業をしても追いつかないというか、超過勤務をもらえないような課があるのかどうかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

職種によってということではありますが、例えば社会教育課でありますとか、その辺、体育祭とか、いろいろな行事、その辺のものは代休扱いとか、そういうふうな対応をしているところではありますが、基本、残業が多いとなりますと人員も関係してまいりますので、その辺をまた人事異動等考えで行っているところでもありますので、その職種だけが残業が特に多いとか、そういうふうになっているとは思っておりません。

○5番（清 平二君）

こういう言い方をしたらちょっと悪いかもしれませんが、仕事をできるというか、その人に全部任せて、もう抱えきれないぐらいの職場があるのかどうか。その辺のところは、ちゃんと各課長が職員の把握をして、分担してやっているものだろうと思いますけども、じゃなくて、1人の職員に超過勤務をさせ過ぎている場合があるのかどうかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

個人差はあろうかと思いますが、それを今年度、人事評価制度を導入して、そういうことも、できる人だけが残業するということじゃなくて、それには成果が伴いますので、その辺も考慮し、また、課長会においては、その事務分掌の在り方等を考えて、1人の人に集中しないようにということで指導しているところでもあります。

○5番（清 平二君）

人事異動するのも、難しい課にいて、新しい人が入ってきて、前の方は出ていってやるとなると、後から来た人は非常に精神的ショックが多く、また残業時間も多くなり、残業をしても代休も取らないという具合になりますので、この人事異動を何か工夫して計画しているのかどうか。その難しい課が役場には何か所かあると思いますが、そういう計画をしているのかどうかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

各課の業務によっては専門性が必要などころもありまして、採用のところ、建設課でありますと技術職なりの募集をかけているところなんですけど、今のところ、その募集に応募する、そういった技術系の人になかなか試験を受けてもらえないというところはあるんですが、その専門性、例えば技術系なら技術系のところの専門というふうに区分けをして人事異動等も考えていますので、さらに必要となれば、その辺もまた考慮しながらやっていきたいと思っています。

○5番（清 平二君）

ぜひ難しい課があると思います。特に地域福祉課ですか、こういう課なんかは、新しい人が来ても、すぐに慣れない仕事ができないと思いますので、その辺のところはぜひその課で課長が、難しい人は2年ぐらい置いてローテーションをしてやるという、そして5年後には出すという方式でやっていただきたいと思いますけども、職員を育てるのも必要だと思いますので、その辺の計画がある

のかどうかお尋ねします。

○議長（福留達也君）

清議員、広がり過ぎると、勤務時間と休暇等に絞って質問していただけますか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今質問にあったことも考慮しながら人事異動等考えていきたいと思っています。

○5番（清 平二君）

最後に、伊仙町で働く職員を育てるために、若年層が早期退職しないような職場づくりにやっていただきたいと想いますので、私の質問はこれをもって終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第2号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第3号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

議案第3号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

予算書の別表第1に、42号、外国語指導助手、4年目から5年目、月額33万円、43号、伊仙町外部評価委員、日額5,000円、44号、教育支援員、日額2,000円の3号を加え、以下、各号を3号ずつ繰下げを行う一部改正であります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（福留達也君）

これから、議案第3号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第3号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

今説明がありましたのは、外国語指導助手4年、5年ということでありますけども、これは、採用するときに何年と期限を決めて採用をするのか。そしてまた、その年数によって昇給等があるのか。そして、この33万円の他に住宅手当、あるいは電気代とかいろいろ支出するお金があると思っておりますけども、そういう福祉関係どうなっているのか説明をお願いいたします。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの美島議員のご質問にお答えをいたします。

ただいまおっしゃっております外国語指導助手、こちらのほうは、外国語青年招致事業、地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び財団法人自治体国際化協会の下で実施する事業でございます。

今質問にあります外国語指導助手に関しましては、1年目、2年目、3年目等は条例のほうに掲載はされておりますが、4年目、5年目は掲載をされておられませんので、今後、4年目、5年目と延びる可能性のあるALTもいらっしゃるということで、今回、条例を制定をさせていただきました。

2012年度以降に参加されたALTに関しましては、月28万円で336万円、2年目に30万円で360万円、3年目に32万5,000円で39万円、4年目、5年目は33万円ということで396万円になります。

○14番（美島盛秀君）

今の現在勤められている外国の指導員は何年目で、そしてまた、今給料の説明がありましたけれども、年度によって下がってきているんですけども、今後の見通しとしてどのような見通しがされるのか。国の法人からの派遣ということでありますけれども、それは何年以内と、何年というふうな決まり等があったら説明をお願いいたします。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今現在、ALTは3年目でございます。これが希望があれば、4年目、5年目と延長ができると聞いております。年収のほうは下がっておりません、上がっていておりますので、ご理解頂きたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

今の指導員の先生のこと等よく聞くんなんですけども、非常に島の文化に親しんで、三味線をやったり、あるいは地域の人たちと溶け込んで、いろんな趣味のある方だと聞いております。

そういうような優秀な先生が外国から来て指導するということでもありますので、小学校、中学校、

今何時間ぐらい指導をやっているのか、あるいは地域社会へのそういう事業、指導とか、カリキュラム、そういう学校だけでなく、そういうのに対する例えば時間外にそういう研修とかあった場合には研修手当を出すとか、そういう講師料を出すとか、そういうこと等で、この33万以外に報酬等が支払われているのかお尋ねをいたします。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに今うちのほうでいらっしゃいますALTに関しましては、島口、島唄、あとイベント等、いろんなものに参加をして、地域と協力しながらいろいろイベント等に参加している状況でございます。また、地域貢献のほうもやっているようでございます。その時間外に対しましては、こちらのほうから特段報酬を支払っているとか、そういったのはございません。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ今後、私も会って直接話したことはないんですけども、議会あたりに招聘して、いろいろ交流を試みたりとか、あるいは役場職員の研修の場に、こういう人たちをお願いをしたりしてほしいということをお願いを終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第3号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第4号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、議案第4号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例について補足説明をいたします。

本年度より制度化された、会計年度任用職員に対する期末手当支給月数を、令和2年度の100分の65から令和3年度においては100分の97.5に引き上げるための一部改正であります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

これから、議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○6番（岡林剛也君）

議案第4号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

今総務課長の説明で引き上げるとありましたが、これは、100分の130を100分の65、100分の25を100分の97.5、これは引き上げるんじゃなくて、引き下げるんじゃないですか。

○総務課長（久保 等君）

先ほど説明いたしました期末手当の支給月数、これは、令和2年度から会計年度任用職員というのが始まりまして、当年度、100分の65を基準に期末手当を計算しましたが、令和3年度においては100分の97.5に引き上げる。いわば計算をして手当を計算した場合に、100分の65のほうが低いわけですので、引き上げることになります。

○6番（岡林剛也君）

ということは、期末手当が上がるという認識ですか。

○総務課長（久保 等君）

はい、そうです。

○6番（岡林剛也君）

ということは、また人件費が総額上がってくるという認識でしょうか。

○総務課長（久保 等君）

人件費は上がります。先ほどの働き方改革にも関連するんですが、この会計年度任用職員については、令和4年度までに100分の100に持っていくという基準を定めていますので、それに従い、この条例も100分の97に引き上げるものということで、一部改正の提案でございます。

○6番（岡林剛也君）

ということは、今いる会計年度任用職員で計算した場合、年間どれぐらい上がってくる計算になりますかね。総額で。

○総務課長（久保 等君）

報酬については上限はありませんが、期末勤勉手当について、1人当たり年間15万6,000円の増となります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○13番（樺山 一君）

議案第4号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正についてを質疑して確認したいと思います。

これは、何年間かにかけて会計年度職員の給与を是正していくものですか。

○総務課長（久保 等君）

これまで正規職員と今まで言われる臨時職員というところで、賃金の格差を是正することを目的に今回制定しているものですので、令和4年度には100分の100に持っていくということになります。

○13番（樺山 一君）

国の指導で、そういう形に年々徐々に持っていっていると理解してよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

はい、そのとおりでございます。

○13番（樺山 一君）

終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第4号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第5号について、補足説明があればこれを許します。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

議案第5号、伊仙町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。

本条例改正は、国県の条例改正を受けて、本町においても整備するものでございます。主なものは、副食費の免除対象の範囲等についての記載を追加しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

これから、議案第5号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第5号、伊仙町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

1ページ目の真ん中辺り、ア、イとありますけれども、法第10条第1項というところの下の方に7万7,101円、それからイが5万7,700とありますけど、この額の説明、どういう内容でこう決まっているのか説明をお願いいたします。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

この額は所得割額課税の金額を示しているものでございまして、具体的には年収360万円以下というものの世帯相当の子供の対象となっております。

○14番（美島盛秀君）

年収で基準が決まるということですが、360万以下、要保護のことですよ。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

所得階層が第4階層という形になっておりまして、年収が360万未満に相当する額の世帯の子供に対してということでございます。

○議長（福留達也君）

7万7,000円とその5万7,000円の違い言ってください。（「下のイのほうは」と呼ぶ者あり）

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

手元の参考資料を説明したいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時24分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島盛秀君）

今、先ほど説明を聞いたんですけども、360万以下の家庭の子供、これ給食の一部を無償化ということだと思っておりますけれども、その給食というのは、保育園では今全額徴収しているわけですね。親の負担になっているわけなんですけども。その360万以下だけでなく、全体的に無償化する、そ

ういうこと等は考えていないのかお尋ねいたします。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

現在のところ、国県の指針としては現況のとおりでございます。

○14番（美島盛秀君）

これは幼稚園のことですけど、徳之島町では今年から、4月から無償化にすると、給食を無償化にすると、学校給食と一緒にするという新聞報道もありましたけども。

伊仙町の町長の施政方針にも、長寿、子宝の町と言っているわけですので、こういう幼児教育、幼稚園から下の保育園の子供たち、こういうような子供たちの無償化によって、子供の育てやすいと、親の負担が軽減できるということがありますので、ぜひこういうこと等を今後頭に置いて予算計上に役立てていただきたい。新年度予算、まだ目を通してありませんので分かりませんが、ぜひこういうこと等をお願いをして、私の質疑を終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号、伊仙町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第5号、伊仙町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第6号について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第6号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

改正理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の定義が改められた厚生労働省からの通知により、伊仙町国民健康保険条例においても同様に改めるものです。

また、9月の第3回定例会において承認頂いた、新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方を補償する伊仙町国民健康保険に関する条例の一部、期間について改正するものです。こちら国からの通知に基づき、期間を令和2年12月31日から令和3年3月31日とするものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（福留達也君）

これから、議案第6号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第6号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第7号について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第7号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

改正理由といたしまして、3年間で1期とする介護保険事業計画を策定することが介護保険法第117条で定められており、令和3年度からの3年間で1期として、伊仙町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画を令和2年度に策定し、条例改正を行うものです。

改正内容について、第2条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「3万7,200円」を「3万6,000円」に、同項第2号及び第3号中「5万5,800円」を「5万4,000円」に、同項第4号中「6万6,960円」を「6万4,800円」に、同項第5号中「7万4,400円」を「7万2,000円」に、同項第6号中「8万9,280円」を「8万6,400円」に、同項第7号中「9万6,720円」を「9万3,600円」に、同項第8号中「11万1,600円」を「10万8,000円」に、同項第9号中「12万6,480円」を「12万2,400円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「2万2,320円」を「2万2,000円」に改め、同項第1号中「3万7,200

円」を「3万6,000円」に、同項第2号中「5万2,080円」を「5万400円」に改め、第3条第1項中「2月1日から2月末日まで」を「2月1日から同月末日まで」に改めるものです。

本条例における保険料額の基準額を月額6,200円から6,000円に引き下げることにより、第1段階から第9段階の全ての所得段階で現在の保険料より安くなります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

これから、議案第7号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第7号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

今の課長の説明によりますと、この数字的に見ますと、保険料が下がると、下げるというように受け止めますけれども、保険料が下がるということによろしいですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

はい、そのとおりです。保険料が下がることになっております。

○14番（美島盛秀君）

伊仙町では、こうして保険料が下がるということなんですけども、マスコミ、新聞等で見えますと、あと5年後ですかね、大分保険料は上がって、国民健康保険を支払っている、介護保険料を差し引かれている人たちは、かえって介護保険料を支払わなければならなくなるというようなこと等が言われているようでもありますけれども。今後は、この基準でずっと通していくのか、あるいは改正があって、今後、介護保険料が上がる、あるいは足りなくて、今、年金から差し引くんですけども、その年金から足りなかった場合には、手元からまた手出しでやる可能性があると思えますけれども、そこら辺りどういうふうに見えるのでしょうか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

今回の保険料の引下げについてなんですけども、昨日、伊仙町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定委員会の中で委員の中でも話をしたんですけども、この令和3年度から令和5年度のこの1期期間の間での保険料の改定となります。

引き下げた理由についても、現在、介護保険特別会計事業において基金がかなりある状況でして、その基金を介護保険特別会計、そして介護保険対象者の方への還元として料金の引下げを行ったところでは。

また、今後の引上げ、引下げについては、また国の動向を注視しながら検討していきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

皆さんも、あるいは町内の中にも、介護を受けている老人の方がたくさんいると思います。介護保険が利用されている。私の関係する人たちにもそういうの何人かいますけれども、介護保険引かれたら年金がないという人もいます。そういうようなことで、今後は、令和3年から5年度の3年

間ですか、2年間ですか、は今の下げられたということで安心感といいますか、お年寄り、介護料金を利用している老人の方は喜んでいたりもしれません。

今後、こういうこと等、高齢化が進んでいきますと、理解がなされない、説明不足等が考えられますので、ぜひそこら辺りをしっかりと説明するように、そして安心して老後が過ごせるような、執行部のほうでも取り組んでいただきたいということをお願いして終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○5番（清 平二君）

よく町長が定住促進で退職者を町内に呼び込んで人口を増やすということを言われていますけども、これは、高齢者を伊仙町に呼び込んできたなら、介護保険料等が上がる可能性があると思いますけども、その辺の検討はしているのかどうかお尋ねします。

○町長（大久保明君）

このことは、当初は所在地、例えば東京のA市から来るんだったら、そこが払うようになっているわけでありまして、数年間ですね。それが、今後どうなっていくかは、まだ最終的に決定していないということと。

それから、いつも話すとおり、高齢者の場合、人口1人当たり大体30万ぐらいの地方交付税が入ってくるわけですね。それと、そういう方々が来たときに、介護を受ける方々と元気な方々も来るわけですが、介護を受ける方々が半分ぐらいいたとしても、それだけの施設が必要だし、何よりも若い人たちの雇用が生まれてくると。

その辺、総合的に鑑みてやっていくということが重要であるし、これも何回も申し上げており、国の政策はこれから、後で施政方針で述べようと思っておりましたが、間違いなく日本の国は、東京都は介護難民であふれるわけですね。その人たちを地方にどのようにして移住していこうという、これは法律を新しくつくっていかなければ、国全体が維持できないと。

人口減少は加速するというふうに予測されておりますので、そういうことも含めて総合的に、予算の問題は地方交付税等含めて、雇用等含めて考えていけば、間違いなくこれはメリットがあると考えております。

○5番（清 平二君）

高齢者を呼び込むということは、介護施設等に入るという可能性が高くなりますので、これは町長の施政方針ですけども、こういう高齢者よりも、私は若い人たちを島に呼び込んで、若者を育てる町にしていきたいと思っております。ぜひ高齢者じゃなくて若い人たちをどうやって育てるか、そしたら介護保険も給付も上がらなくていいと思っておりますので、その辺のところをまた考えていただきたいと思っております。

この介護保険料の下がった理由が分かれば教えていただきたいです。

○町長（大久保明君）

また説明しますけれども、若い人たちのための、これから民間も含めた住宅を今まで以上に加速して造っていくということは、若者が島に雇用がないといけないわけであります。その雇用を生み出すのは、もちろん企業誘致であり、また農家の方々の生産性向上なども含めて取り組んでいく中で、住宅政策を推進していけば、今、私は決して高齢者とか、障害のある方々を島に呼び込んでくただけではなくて、それ以外で魅力あるまちづくりをするための若者を、これを島に呼び込むと。

ちょっと説明しますけれどもね、この10年間で、伊仙町の全ての小中学校、子供は増えていると、これどこにもない現象が起きているわけです。それは、1番は住宅政策だと思っておりますので、若者をさらに呼び込んで、高齢者も若者もいろんな障害のある人もない人も全て活躍していくようなまちづくりは、これは今緒に就いたばかりでありますし、これからそれは強力に推進していけると思います。

この前、先ほど説明した、県の地域政策課が全県の自治体を対象に伊仙町のことを報告してほしいということであるわけですから、決して高齢者だけじゃなくて、これは農業と福祉の連携も含めて、全ての町民が活躍するということは、決して若者を取り込むことを政策に反映してないわけではなくて、それは同時になるということをご理解頂きたいと思えます。

○地域福祉課長（大山 拳君）

保険料の引下げの理由についてなんですけれども、先ほどもご説明したんですけども、基金が特別会計の中にありまして、その基金の取崩しも考慮しています。ただ、大幅な取崩しをする必要はないという試算の下、引下げをしておりますので、今後とも委員会の皆様、策定委員会の中でも検討を図ってまいりたいと思っております。

○5番（清 平二君）

最後に、この介護保険料の引下げ、非常にいいことと思います。これは、地域包括支援センターで働いている職員の方々、あるいは元気度アップ利用、そういうものの効果が出ていると思います。こういうものをもっともっと活用しやすいまちづくりにしてほしいと思っておりますので、要望をいたしまして、質問を終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第7号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第8号について、補足説明があればこれを許します。

○耕地課長（穂 浩一君）

それでは、議案第8号、字の区域変更について補足説明を行います。

第二面縄1期地区、場所につきましては、義名山から本川へ向かう過疎基幹農道の山手側と、その下の集落の上面縄集落周辺です、の区画整理事業が終了したことに伴い、換地計画をつくるために字の区域の変更をする必要があり、この別添についてあります字の区域について変更をしたいので、議会の議決を求めるということになりました。

よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（福留達也君）

これから、議案第8号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第8号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号、字の区域変更を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第8号、字の区域変更は、原案のとおり可決することに決定しました。

- △ 日程第13 議案第9号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）
- △ 日程第14 議案第10号 令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- △ 日程第15 議案第11号 令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- △ 日程第16 議案第12号 令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- △ 日程第17 議案第13号 令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）
- △ 日程第18 議案第14号 令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（福留達也君）

日程第13 議案第9号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）、日程第14 議案第10号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第15 議案第11号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第16 議案第12号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、日程第17 議案第13号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）、日程第18 議案第14号、令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）の6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第9号は、令和2年度伊仙町一般会計、議案第10号は、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第11号は、令和2年度伊仙町介護保険特別会計、議案第12号は、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、議案第13号は、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。議案第14号は、令和2年度伊仙町上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

ここでしばらく休憩いたします。午後は13時から再開いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、議案第9号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額75億3,435万2,000円に歳入歳出それぞれ2,718万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を75億6,153万7,000円とするものであります。

予算書9ページをお開きください。

歳入歳出補正事項別明細書により、まず歳入についてご説明いたします。

7款地方消費税交付金、補正前の額1億1,511万3,000円に1,027万4,000円を増額し、1億2,538万7,000円とするものであります。社会保障財源交付金の増額によるものであります。

10款地方交付税、補正前の額32億2,750万円に6,147万1,000円を増額し、32億8,897万1,000円とするものであります。

12款分担金及び負担金、補正前の額4,802万9,000円に43万7,000円を増額し、4,846万6,000円とするものであります。主なものとして、負担金の民生費負担金における老人福祉費負担金の増額によるものであります。

13款使用料及び手数料、補正前の額8,685万8,000円から20万円を減額し、8,665万8,000円とするものであります。主なものとして、使用料の総務使用料における駐車場使用料の減額によるものであります。

14款国庫支出金、補正前の額18億5,776万円に4,086万1,000円を増額し、18億9,862万1,000円とするものであります。主なものとして、国庫負担金の民生費国庫負担金において、障害児入所・通所給付事業負担金127万6,000円の増額、災害復旧費国庫負担金において、道路・河川等災害復旧費負担金3,268万1,000円の増額、国庫補助金の総務費国庫補助金において、地方創生推進交付金247万1,000円の減額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,256万1,000円の増額、民生費国庫負担金において、地域生活支援事業補助金132万5,000円の減額、特別定額給付金給付事業費補助金240万円の減額、特別定額給付金給付事務補助金926万6,000円の減額、衛生費国庫補助金において、合併浄化槽設置補助金322万円の減額、土木費国庫補助金において、公営住宅等整備事業450万円の増額等が主な要因であります。

15款県支出金、補正前の額6億5,270万円に2,977万3,000円を増額し、6億8,247万3,000円とするものであります。主なものとして、県補助金の衛生費県補助金において、合併浄化槽設置補助金161万円の減額、農林水産業費県補助金において、農業次世代人材投資事業補助金469万1,000円の減額、農地集積協力金交付事業補助金143万3,000円の増額、農業創出緊急支援事業交付金1,005万5,000円の増額、奄美群島加工品販売拡大支援実証事業補助金120万円の減額、地籍調査事業補助金545万2,000円の減額、里山林総合対策事業補助金102万円の減額、商工費県補助金において、マイナポイント事業補助金229万円の減額、消防費県補助金において、奄美群島防災関連施設整備事業補助金3,570万円の増額、県委託金の総務費県委託金において、県知事選挙委託金120万4,000円の減額等が主な要因であります。

16款財産収入、補正前の額916万円に71万8,000円を増額し、987万8,000円とするものであります。

不動産売払収入において、土地売払収入71万8,000円の収入増によるものであります。

17款寄附金、補正前の額8,350万1,000円に3,910万円を増額し、1億2,260万1,000円とするものであります。寄附金において、きばらでえ伊仙応援寄附金3,910万円の収入増によるものであります。

18款繰入金、補正前の額2億7,055万3,000円から1億8,806万5,000円を減額し、8,248万8,000円とするものであります。基金繰入金において、財政調整基金繰入金2億1,258万3,000円の減額、きばらでえ伊仙応援基金繰入金561万8,000円の増額、伊仙町肉用牛特別導入事業基金繰入金1,890万円の増額によるものであります。

20款諸収入、補正前の額5,202万5,000円から217万円を減額し、4,985万5,000円とするものであります。雑入の総務費雑入において、市町村振興協会交付金227万7,000円の増額、衛生費雑入において、ハブ駆除対策費86万4,000円の減額、農林水産業費雑入において、農地中間管理事業委託金246万8,000円の減額、畜産基盤再編総合整備事業個人負担金469万5,000円の減額、民生費雑入において、障害者自立支援給付費等負担金過年度分精算金206万8,000円の増額、同精算金、先ほどのが国であります。今回のが県であります。精算金103万4,000円の増額等が主な要因であります。

21款町債、補正前の額7億3,189万8,000円に3,498万6,000円を増額し、7億6,688万4,000円とするものであります。

歳入合計75億3,435万2,000円に2,718万5,000円を増額し、75億6,153万7,000円とするものであります。

次に、歳出について説明します。

予算書10ページでございます。

1款議会費、補正前の額8,660万円から441万4,000円を減額し、8,218万6,000円とするものであります。主なものとして、旅費の減額によるものであります。

2款総務費、補正前の額12億4,739万7,000円に9,340万3,000円を増額し、13億4,080万円とするものであります。主なものとして、総務管理費の一般管理費において、人件費の減額、財政調整基金積立金8,992万7,000円の増額、電算システム費において、仮想デスクトップ環境構築機器リース料599万9,000円の減額、企画費において、修繕費140万1,000円の増額、航路・航空路運賃軽減等事業負担金661万5,000円の減額、きばらでえ伊仙応援基金事業費において、返礼品代500万円の増額、ふるさと納税収納代行手数料150万円の増額、きばらでえ伊仙応援基金積立金3,910万円の増額、地方創生推進事業費において、費用弁償145万6,000円の減額、印刷製本費123万1,000円の減額、徳之島交流ひろばほーらい館運営費において、徳之島交流ひろばほーらい館運営繰出金1,593万5,000円の減額、職員給与繰出金195万円の減額、長寿と子宝のまちでサテライトオフィス事業において、工事請負費900万円の増額、集落活性化推進事業費において、設計委託料229万2,000円の減額、工事監理委託料129万2,000円の増額、設計監理委託料100万円の増額、工事請負費10万円の増額等が主な要因であります。

3款民生費、補正前の額22億4,320万2,000円から5,576万2,000円を減額し、21億8,744万円とする

ものであります。主なものとして、社会福祉費の社会福祉総務費において、人件費の減額、授産費等補助繰出金140万円の減額、国民健康保険事務費繰出金117万6,000円の減額、老人福祉費において、介護福祉給付繰出金108万6,000円の減額、地域支援事業費繰出金102万8,000円の減額、低所得者介護保険料軽減措置繰出金102万8,000円の減額、後期高齢者医療費において、後期高齢者医療特別会計療養給付費繰出金400万円の減額、障害者福祉費において、障害児入所・通所給付事業費255万3,000円の増額、重心医療費において、重度心身障害者医療費助成100万円の減額、特別定額給付金事業において、人件費の減額、特別定額給付金240万円の減額、児童福祉費の児童福祉総務費において、被用者児童手当給付費363万円の減額、私立保育所費において、幸徳保育所児童保育給付費1,017万円の減額、いせん保育所児童保育給付費1,399万6,000円の減額、広域入所保育所児童保育給付費400万円の減額、おもなわ保育所児童保育給付費710万円の増額、過年度分国庫支出金超過受入返還金231万3,000円の増額、子育て支援事業費において、備品購入費178万6,000円の減額等が主な要因であります。

4款衛生費、補正前の額6億6,563万1,000円から3,682万円を減額し、6億2,881万1,000円とするものであります。主なものとして、保健衛生費の環境衛生費において、ハブ買上代172万8,000円の減額、合併浄化槽設置補助金644万円の減額、水道事業費の上水道事業費において、上水道事業会計繰出金1,743万7,000円の減額等が主な要因であります。

6款農林水産業費、補正前の額8億3,384万9,000円に317万7,000円を増額し、8億3,702万6,000円とするものであります。主なものとして、農業費の機構集積支援事業費において、費用弁償106万円の減額、園芸振興費において、奄美群島加工品販売拡大支援実証事業補助金160万3,000円の減額、畜産振興費において、畜産基盤再編総合整備事業負担金469万5,000円の減額、優良素牛保留補助金420万円の増額、肉用牛特別導入事業県支出金返納金1,890万円の増額、農業担い手育成確保事業において、青年就農給付金450万円の減額、農地中間管理事業費において、農地集積協力金143万4,000円の増額、農業創出緊急支援事業費において、農業創出緊急支援事業1,045万6,000円の増額、農地費の農地総務費において、一筆測量図、合成図面作成業務委託料100万円の減額、農道台帳作成委託料150万円の減額、特定地域振興生産基盤整備事業において、修繕費120万円の増額、地籍調査事業において、測量業務委託料233万円の減額、林業費の林業振興費において、松くい虫被害木伐倒駆除委託料150万円の減額等が主な要因であります。

7款商工費、補正前の額1億1,877万9,000円から430万2,000円を減額し、1億1,447万7,000円とするものであります。主なものとして、商工費の観光費において、長寿と子宝のまち滞在型観光促進事業事務委託料200万円の増額、長寿と子宝のまち滞在型観光促進事業補助金200万円の減額が主な要因であります。

8款土木費、補正前の額5億3,762万2,000円から24万3,000円を減額し、5億3,737万9,000円とするものであります。主なものとして、道路橋梁費の防災・安全社会資本整備交付金事業において、測量設計委託料594万3,000円の減額、住宅費の公営住宅建設事業費において、設計委託料570万円の

増額、造成工事費380万円の増額等が主な要因であります。

9款消防費、補正前の額2億6,569万1,000円に5,762万2,000円を増額し、3億2,331万3,000円とするものであります。主なものとして、消防費の消防まちづくり事業費において、設計委託料400万円の増額、工事請負費5,550万円の増額等が主な要因であります。

10款教育費、補正前の額6億4,652万円から1,979万5,000円を減額し、6億2,672万5,000円とするものであります。主なものとして、小学校費の学校管理費において、町備品購入費105万1,000円の増額、教育振興費において、理科・算数等設備備品購入費67万2,000円の減額、準要保護児童生徒就学援助費90万円の減額が主な要因であります。

11款災害復旧費、補正前の額989万円から568万1,000円を減額し、420万9,000円とするものであります。主なものとして、農林水産施設災害復旧費の農地災害復旧費において、設計委託料200万円の減額、工事請負費300万円の減額等が主な要因であります。

歳出合計、補正前の額75億3,435万2,000円に2,718万5,000円を増額し、75億6,153万7,000円とするものであります。

次に、予算書5ページをお開きください。

庁舎建設事業の継続費に変更が生じたので、第2表継続費補正についてご説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、事業名、庁舎建設事業、補正前の総額18億1,412万円に911万1,000円を増額し、補正後の総額を18億2,323万1,000円とするものであります。令和2年度が会議室使用料等の補正で9万1,000円の増額、令和3年度が電算システム移設情報ネットワーク構築等設計支援委託の計上により、902万円の増額であります。

この902万円については、当初予算40ページに掲載しておりますので、また当初予算のときにご説明いたします。

次に、予算書6ページをご参照ください。

地方自治法第213号第1項の規定により、繰り越しして使用できる経費として、第3表繰越明許費についてご説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、事業名、テレワーク環境サテライトオフィス整備事業2,640万1,000円、集落活性化推進事業3,939万2,000円、4款衛生費1項保健衛生費、事業名、感染症予防事業193万6,000円、6款農林水産業費1項農業費、事業名、畜産振興管理費454万3,000円、農業創出緊急支援事業1,045万6,000円、7款商工費1項商工費、事業名、観光費管理経費207万2,000円、長寿と子宝のまち滞在型観光促進事業3,287万円、8款土木費2項道路橋梁費、事業名、道路維持費278万2,000円、過疎対策事業費1,125万6,000円、社会資本整備総合交付金事業6,885万5,000円、防災・安全社会資本交付金事業8,700万円、4項住宅費、公営住宅整備事業2,391万2,000円、5項公園費、特定地区公園整備事業3,609万5,000円、9款消防費1項消防費、事業名、避難所施設改修事業3,400万円、耐震性貯水槽整備事業1億68万円、10款教育費1項社会教育費、事業名、図書館パワーアップ事業643万5,000円、民俗資料館運営経費370万8,000円、以上が次年度への繰越明許費であります。

次に、予算書7ページをご参照ください。

第4表債務負担行為補正についてご説明いたします。

事項、農業経営基盤強化利子補給費、期間、令和3年度から令和6年度までの4年間、限度額1万3,000円、令和2年度までの債務負担行為が終了したため、追加の債務負担行為であります。

次に、予算書8ページをご参照ください。

第5表地方債の補正についてご説明いたします。

(1) 過疎対策事業債、限度額3億1,130万円を3億930万円とするものであります。

(3) 公営住宅施設整備事業債、限度額1,500万円を1,150万円とするものであります。

(6) 緊急防災・減災事業債、限度額3,400万円を5,780万円とするものであります。

(8) 災害復旧事業債、限度額650万円をゼロ円とするものであります。

(14) 減収補填債、限度額ゼロ円を2,318万6,000円とするものであります。

いずれの事業債においても、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上、令和2年度伊仙町一般会計補正予算(第7号)について補足説明をいたしました。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長(福留達也君)

これから、議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番(美島盛秀君)

令和2年度一般会計補正予算(第7号)について質疑をいたします。

まず、6ページです。

総務費の事業名がテレワーク環境サテライトオフィス整備事業のコロナと書いてありますけれども、この2,640万1,000円、このコロナというこの事業、コロナ対策における交付金だと思いますけれども、どの事業に使われているのか、歳出のほうで説明をお願いいたします。

○未来創生課長(名古健二君)

ただいまの質問にお答えします。

ページ、19ページ、14目長寿と子宝のまちでサテライトオフィス事業、これの工事請負額が今回900万円計上してあります。これの工事費と、あと設計委託料等になります。

○14番(美島盛秀君)

この事業が、前年度の事業で工事ができなくて、明許繰越をして今年やるわけなんですけれども、その工事の内容はどこにどのような工事をするのか、お尋ねします。

○未来創生課長(名古健二君)

これは今年が初年度の事業でありまして、一応、内閣府の事業で、3年間かけて工事終わるまでという事業でありまして、中身のほうは農高の4階、学習遠隔教室、コワーキング教室、テレワーク室、サテライトオフィス室、あとテレビ会議室を設ける事業であります。

○14番（美島盛秀君）

場所は農高跡地の4階と聞いていますけども、それで間違いないですか。

○未来創生課長（名古健二君）

はい、農高の4階で間違いないです。

○14番（美島盛秀君）

そのテレワーク事業なんですけども、この事業はコロナ対策という事業で申請をして、交付できたと。前年度のコロナ対策の事業というのは、直接町民への還元できるコロナ対策の事業等は他にはないですか。

○未来創生課長（名古健二君）

他の事業というか、いろいろと使える事業なんですけども、コロナ給付金事業ということで、これからの先を見据えてこういうテレワーク事業が必要ということで、テレワーク事業、サテライトオフィス事業ということで今回上げさせていただいております。

○14番（美島盛秀君）

歳出の、順番に行きますけども、18ページ、企画費の節10需用費に修繕費の140万1,000円というのがありますけども、これは何の修繕でしょうか。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

この140万1,000円は、ファミリーマートの手前の、今、道路の工事をしていますけども、あそこの電柱移設、あと配線等の工事費であります。

○14番（美島盛秀君）

修繕費ということですけども、県の工事、そういう修繕に町が負担をしないとならないというんですか。どういう事情でこういう修繕費というのが出るんですか。

○未来創生課長（名古健二君）

光回線が入っていますので、その工事になります。

○14番（美島盛秀君）

これは町の負担で、今、出ていますけども、これは一応立て替えて、後で県が補償するという事業ですか。

○未来創生課長（名古健二君）

これは業者さんのほうへ伊仙町から払うという工事で、県からの立替えではありません。

○総務課長（久保 等君）

県の道路拡張に伴う電柱移設等ではありますが、県の電柱移転補償費については積算をして算出していると思うんですが、今回、その移設に伴いまして線が新しくなる、それは県のほうは見てくれないわけです。新しく線を入れ替えるわけですので、県の積算にはそれが乗っていない、その分が足りないということで、町がこの分、歳出になるということになります。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、県道拡張による電柱の線の移動ですので、県に今後これを補償してもらおうというような交渉していただきたいと。それが本当の行財政改革に当たると。町長は、施政方針にも、財政計画に上げてありますので、こういうことを一つ一つ、財政の適正な計画に当たると思っていますのでお願いをします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にあったように、私も、これは県の道路拡張に伴うものでありまして、こういったオーバーするということは移設に組み込んでほしいということで協議を重ねましたが、新しく線を入れ替えるんで、その分は県の移転補償というのには乗らないということで、積算のほうはその分はできないということの結果2、3回交渉をしましたが、このような結果になっております。

○14番（美島盛秀君）

それでは、款10のきばらでえ伊仙応援基金事業の報償費の500万円がありますけれども、この補正で4,530万8,000円補正をして、これがふるさと納税だと思えますけれども、この返礼品が500万円。この4,530万8,000円における500万円ですか。それとも、全体のふるさと納税の額の足りなかつた分の補正ですか。お尋ねします。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問に関しましては、今年は去年より約3,000万円ぐらいふるさと納税金が入りまして、それで足りない分を一応500万円計上してあります。

○14番（美島盛秀君）

その返礼品は、納税をされた何%ぐらいを返礼品として送っていますか。

○未来創生課長（名古健二君）

国の方針もありまして、30%、3割、返礼品としてお返ししております。

○14番（美島盛秀君）

その下の目31集落活性化推進事業110万円の補正なんですけれども、この節14で工事請負費というのが出ておりますけれども、これ、場所どこでしょうか。

○未来創生課長（名古健二君）

阿権の平家の前里屋敷であります。

○14番（美島盛秀君）

この平屋敷においては、もう10年前からこういう構想が計画ありまして、町に正確に寄付がされたのが5年ぐらい前ですかね。記憶ははっきりしませんけれども。その間、県の補助事業あるいは国の補助事業、最初は町単でもということで、いろいろありましてなかなか進まなかつたんですけども、去年の補正で4,390万円の補正が出まして、できる可能性が出てきたと思って、去年、令和2年度中に完成ができるものとおったんですけども。

そのうちに集落の老人会の会合がありまして、実は私も参加しておりまして、その老人会の中で

ある老人の方が、平屋敷の前里の件はどうなっているのと。そしたら、その予算が4,400万円ありますよと、もう今年でできるよという話になって、実はその内容を説明をしておいたら、進捗率とかそういう状況は誰にも言わないでくれというような話があって、いや、私は誰にも言わないようにとか、私には声がかかってこないもんですから内容的に分かりませんと、予算は出ておりますという話になって。そしたら、もう次々秘密裏の中で進められて、マイクの放送もない、説明会もない、何人か決められた一部の人たちだけでどんどん進んできているというようなことで、またこうして工事請負費が出てきたもんですからびっくりしているところなんですけれども、何でその10年前、また5年前にはある程度の見通しができておったのに、二転三転、そして令和2年度の予算でできなかったのか、そういう理由を詳しくお願いをいたします。

○未来創生課長（名古屋二君）

私もちょっと途中から来まして、入札からのその後の流れをちょっとご説明したいと思います。

入札が去年の7月3日にありまして、業務委託契約が7月7日から9月18日までだったんですけども、工期延長ということで10月9日まで工期延長したんですけども、そのときに設計の完成検査を10月9日にしたときにちょっと不合格ということが出まして、その後また延長、延長で、ようやく昨日なんですけども8日の日に完成検査をしまして合格ということで、3年度の5月から工事が着工できるのではないかとということで担当とも話しているところです。

○14番（美島盛秀君）

この平屋敷、前里屋敷この件だけでもないんですけども。やはり、この入札こういう結果を見てみますと、何か不自然が残っている。もう全そういう入札関係には不自然さが表れているということ等を含めて、私はもうこのいろんな過去問題が起きていますので、この事業はもう撤回していただきたい。もう10年前から計画をして二転三転、そしてまた予算が出ながらまたさらにこういう明許繰越しにまで出てこうなってくるというようなこと等を考えると、私は、職員の怠慢とまではいいかたんですけども、その事業を進める担当課あるいは町役場執行部の仕事の怠慢だと、また町長の指導力もないという思いがしてならないわけでありまして、私はこの地元でこういうのを、これを最初手がけたのは私ですので、そういうような事業等やって今後汚点を残していろいろ問題が発覚する可能性がありますので、私はこれは撤回をしていただきたいと思います。

その撤回することについてどう思いますか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの美島議員の質問にあったんですが、私が未来創生課にいる時点でいろんな事業を使って改修を試みたんですが、それでは全体を修繕できないということもあったりして、どの事業を使っていけばいいということで何回か事業申請に向けて取り組んだわけなんです。そこで、この前里屋敷全体を改修するためにどういった事業を使ってどういうふうに改修すればいいかということで再三協議を重ねたわけなんです。

今回、おっしゃるとおり設計が遅くなったということはまた担当、また執行部としてもさらに早

くして事業完成を見なければいかなかったという点は反省しておりますが、この事業自体は集落民、町民にとって、またこの利用を鑑みたときに、やっぱり事業は執行して、最終、次年度に繰り越してもできるわけでありますので、その辺をご理解頂きたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

この設計を委託した業者、これ伊仙町で過去にも伊仙町の指名に入って設計をした経験がある業者なのか。また、他にもきちんと設計のできたそういう実績のあるそういうしっかりとした、認められた設計屋であるのか、お尋ねします。

○未来創生課長（名古屋二君）

私も10月に未来創生課のほうに来まして、こういう設計の発注というのはちょっと初めて見たんですけども。今のところ、私の記憶では初めてのよな気もするんですけども、確認してみないと分かりませんので、後ほどまた確認してお伝えしたいと思います。

○町長（大久保明君）

この会社は、伝泊という会社でありまして、伝泊の山下さんという方が社長ですけれども、面縄のほうに伝泊3棟、それから天城でも3棟、そして奄美大島ではかなり大々的に高級リゾート宿泊所などを設計している会社でございます。

○14番（美島盛秀君）

その入札のいきさつとか、この設計の委託料とかいうのは、入札に出てこないから、委託料というのは、予算は、何か、その計画は見分けがつかないような予算ですので我々に分からないんです。ですから、その一連の資料等を、その計画時点からの資料の提出を今後求めておきたいと思います。

それから、ページ25ページ、目の2、私立保育所費減額の1,758万9,000円なんですけども、これ一般財源の1,758万9,000円のそのまま落としてありますね。せっかく一般財源で保育所費の幼児教育の負担金を予算化してあるにもかかわらず減額をしている。幸徳保育所、いせん保育所、広域入所児童保育給付費、認定子どもきららと何か所か減額をして、おもなわ保育所児童保育所給付費だけが710万円になっている。そして、さっき言ったわかば認定こども園が94万2,000円決定をしている予算になっていると。

なぜ、こういうふうに平等性のないような、一方は減額をして一方は予算化してあると、その理由、説明をお願いいたします。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

本予算は、毎月、各園に支払う給付費の町負担分の予算でございます。各園についてはばらつきはございますが、当初、9月、12月と精査するタイミングはあったんですけども、議会前とかには他町からの転入、数名の情報があったり、そういった情報があったために今回上程させていただくことになりました。

ただ、ばらつきがあるというのは、おもなわ保育所に関しては入所の人数が増えたということでございます。あくまでも各園に合わせた給付費となっておりますので、ばらつきがあるということ

は致し方ないことだと思います。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

この予算を見る限りでは、これ、年間の予定で事業が執行されなかった分の減額と受け止めてはいいですか。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

おっしゃるとおりです。3月末時点における予算残、執行残という、もしくは増額という形の補正でございます。

○14番（美島盛秀君）

そうしますと、年度当初に。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

年度当初予定されている分の余剰金を減額とするものでございます。

○14番（美島盛秀君）

ちょっと理解しにくいんですけども、年度当初に各保育所から要求、要望があると。その予算に従って事業を、予算額を決めて支払いをするけれども、その予算額が最終的に執行されずに事業執行残というふうに受け止めていいということですか。

○総務課長（久保 等君）

これは、実績に伴い、もう当初の計画人数等で実績において支払われているものであり、人数が多くなったところには増額補正、人数がそれに達しなかったところは減額補正という形になっております。

○14番（美島盛秀君）

分かりました。

その各保育園の町からの入園数、それはその保育所によって今年は何人募集します、あるいは役場からは定数は何人ですという、そういう決め事等はあるんですか。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

各申込みによって、第1希望、第2希望とかがございまして、第1希望を優先にして各保育園にある程度振り分けしていく形になっております。

定員は各園が決まっております、総数で幾らと、何人という定員がございまして。

○14番（美島盛秀君）

そこら辺りの定数関係等と決まり事、そういうのがちょっと複雑な関係がするんですけども。はっきりとそういう何か私立保育所、認定保育所の何か連絡協議会かそういうのがあると思うんですけども、行政側としてそういう指導等して、平等性を持って、ある保育所は教室の数とか建物の数とかそういうのを見て定数は幾ら、そしてそれによって年度当初予算は幾らと、その数によって決まるのであれば、そういうこと等を今後やってほしいと思いますけれども、過去にそういうこ

と等話し合ったり提案したりしたことがありますか。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

各園の定数を決める場合、入所を決定する場合に、申込みの方々を調整しまして各園ごとに調整いたします。それで決定させていただいております。

○14番（美島盛秀君）

言ったら私立保育所ですので、町から移管してやっている保育所ですので、何か聞いている話では非常に競争が激しいと、子供の取り合いだと。あの保育園に行きたかったのに役場からあそこに行きなさいとか言われるという声も聞きました。

ですから、そういう、今後平等性を持って、定数を同じぐらいにして、予算化も同じぐらいにできるような、そういうようなことをしていかないと、今後この私立保育所はどっかがよくなりどっかが潰れてしまうという結果にもなりかねませんので、ぜひそこら辺りもこの保育所連絡協議会あたりを設立して協議を進めていただきたいとお願いをしておきます。

30ページ、目10の生活改善センター、予算が減額の12万4,000円ですけれども、これは町の特産物の加工、農家のいろんな野菜とか作物の加工場として30年以上いろんな面で施設を運営活動している施設だと思います。

その中で、最近、そこの指導者が高齢化したりあるいは病気をしたり、運営がスムーズにいかないということ等を話を聞いておりますし、またここで加工をされた物が、あるいは給食センターで子供たちの給食に地産地消の面で利用されていたのに、最近は学校給食にも影響が出ているという話等を一般の人から聞くんですけれども、この運営の在り方、それから教育委員会の給食の中にこの加工品とかあるいは地産地消で最近利用をしているのかどうか、お尋ねをいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの美島議員の質問にお答えをいたします。

確かに、昨年度、長年この生活改善センター運営のほうに携わっていた方が亡くなられたりとか体調を崩されたりとかしている状況ではございます。片方ですね。それで、また今新たに若い方などが免許とかそちらでできるような勉強をしたりとかしながら、また今、午前中、町長が、地域女性連が週に1回、徳之島農業高校のほうで加工場を使っているという話がおっしゃっていただきましたけども、生活改善センターのほうも今こちらのほうでふるさと納税の返礼品等を作れるように今いろいろと研さんに励んでいるというふうに聞いております。

○学給センター所長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えします。

現在、給食センターの給食として使われているかということなんですが、現在のところ使ってはいません。

○14番（美島盛秀君）

今、経済課長のほうから地域女性連のほうが、若い人たちが活動しているところのことを言わ

れましたけれども。何か、その製品を加工するためには研修を受けて、資格が、修了証というんですか、そういうのがないとそこを利用できないというような話等を聞いて、なかなかそういう資格を持った、修了した人がいないという話を聞いて、先輩に当たる資格を持っている人たちに度々聞きに来ると。聞きに行くのはいいんですけども、資格を持っていない人がその加工したり向こうを使うということで、もしそこで衛生面で問題が出たりするといかがなものかなと思ったりするわけなんですけれども。そこら辺りはもう確認はできているのかどうか。

あるいは、そこで加工した物が地産地消が給食センターで今は使われていないということなんですけども。以前は年1回か2回、そういう地産地消で加工された物が議会でも呼ばれて試食をした記憶があります。ここ2、3年そういうことがないんですけれども、やはり行政というのは継続が大事ですので、そういうこと等を含めて、先ほども言いましたけれども、しっかりとした指導あるいは教育、こういうことをやってほしいと思うんですけれども、今言った資格等を持って、きちっとした計画がなされているのかどうか、お尋ねをいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

今の点につきまして、また確認をいたしましてお答えをいたしますけれども。たしか、今年度、農業大学校のほうに自費で研修に行かれた方がいるように聞いております。

○14番（美島盛秀君）

今年から入って、その資格を持った人がやっているということですか。

○経済課長（仲島正敏君）

自分の費用で研修に行かれた方がと聞いておりますけれども、そちらに関しましてまた確認をいたしましてお答えをしたいなと思います。

○14番（美島盛秀君）

そういうこと等に対して、死亡したとかあるいは年を取ってできなくなったとかいう、そういう現況が発生する前に、きちんとした自分のやらなければならない範囲内のことをきちんと掌握をして、対応、対処しておかなければいけないと私は思います。

ですから、そういうことを私はいつもオール伊仙でやりなさいということを使うんですけれども。その課だけでなく、例えば今教育委員会の地産地消の問題出ましたけれども、やはりみんなが連携をしてやらないと私は伊仙町の再生は今後不可能だと思っておりますので、ぜひ新年度に向かってそういう体制づくり等もやっていただきたいと。そして、また地産地消で加工した物が使われるように。

というのは、以前の何年か前の経済課長は、自分で足を運んで農家へ行って買ってきて、そして給食センターで使わせていたということ等を説明のときに受けたことがありますけれども、やはり経済課はそういうこと等を含めて、百菜というところがありますので、ほとんど百菜に今そういうのが奪われているんじゃないのか、私は思います。やはり、農林水産物加工販売、これは地産地消を含めてまず取り組んでいかなければならないことだと思っておりますので、ぜひ、経済課そして

教育委員会は一緒になって今後子供たちに地産地消、地元の野菜あるいは果物、果樹園芸等々いろんなものを食味させるような取組に努力をしていただきたいと思いますとお願いをしておきます。

その下の目16農業創出緊急支援事業費の節18負担金1,456万、バレイショ収穫機の導入なんですけれども。こういう農業用機器、こういうのは年度当初からの申込みはしないのか、あったのかなかったのか。途中で、最終になって、これ補正で出てきて、今から購入をして、もうジャガイモの収穫もやがて終わります。これは来年度のための補正なのか、その事業の進捗状況についてお願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの美島議員の質問にお答えをいたします。

先ほど総務課長のほうで、第3表の繰越明許費の中に農業創出緊急支援事業ということで1,045万6,000円予算が計上してあるんですけども、こちらのほうがこのバレイショの収穫機ということで明許繰越しということで計上させていただいております。

当初、令和3年度の事業で計画をいたしておりましたけれども、令和2年度の国の補正により補正予算ということで予算がつきまして、また県からの依頼もありましたので、令和2年度で予算措置を行い、繰越しをいたしまして、令和3年度の事業を実施するものでございます。

こちら、年に5台しか造れない機械でございますので、なかなか当初予算を取って後というよりも、もしこういうような感じで補正が来て繰越しができる場合は、早めに発注ができるということでもいいのかなと思っております。

ちなみに、2台でございます。

○14番（美島盛秀君）

私、一般質問のほうでも農業所得関係、いろいろ通告をしてありますけれども、やはり町長も施政方針の中で農業振興を訴えております。やはり、後手後手に回るんじゃなくて前々に進めるような体制をするためにはどうすればいいかということ真剣に考えて、こういう農業機械等も早め早めに計画を立ててやっていかなければならないものでないかなと思います。

実は、ちょっと大きな畑でポテトハーベスターの使用しているのを見ましたけれども、大きな機械と、中型と言うんですか、ちょっと小型の機械とあって、非常に、大きいのは広い畑じゃないとあれなんですけれども、その小型というのはある程度の畑でもできるような機械だなということを感じたんですけれども。そういう機種、そういう等はもう今出ているああいう大型、これ2基分と言いますけれども、といたしますのは500万の補助ですよね。ですから、その半分でできるような中型的な機械等、そういう機種等について研修等はなさっていますか。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの美島議員の質問にお答えいたします。

この農業創出緊急支援事業で補助対象になりますバレイショの収穫機械というのは、県の農業総合開発センターで開発されているポテトハーベスターのみが対象ということで、今、議員がおっし

やっている小型のハーベスターにつきましては、私たちも再三要請はいたしておりますけれども、現段階ではこの事業の補助対象には乗っかっていないということでございます。

○14番（美島盛秀君）

今年はジャガイモの価格も相当よくて、農家の皆さん喜んでいるところでありますけれども、まだ来年度以降もジャガイモ農家は増える可能性があると思います。

私は、そういういいチャンスを物にするために、これは補助対象の機械を使うということでありますので、そういう補助対象外の機械、このために、町長、この農業振興するのであれば町単でも私は出してやる必要があると思いますけれども、そういう予算計上等今後考えていくという決断はありますか。

○総務課長（久保 等君）

伊仙町は、農業が中心の町でありますので、おっしゃるとおり農業に生産に力を入れていかないといけないわけなんです。この予算には限りがありますので、また総合的なことを鑑みて、農家にだけ予算をどんどん使うということもなかなかできないわけですので、その辺はまた、今その事業の成果、その辺も考慮して、どの品目に力を入れないといけないとかそういうのを考慮してこれからも予算の計上に努めてまいりたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

他の町村のいろんな議会の活動等を見ても、財政調整基金を取り入れて町単でやっているところもいっぱいあるんです。ぜひ、財調を取り壊すというのもあれなんですけれども、そういう財政面を考えながら農家支援等、このポテトハーベスターだけじゃないです。農業機械等、トラクターとかいろんなあると思いますので、そこら辺りをしっかりと予算化ができるようお願いいたします。

33ページ、農林水産業費の項3 林業費、松くい虫被害伐採除去委託料というのが150万減額になっているんですけれども、この前から町内の農道、町道、道路沿いのある松を伐採をしておりました。それで、私も何か所かどこに危ないよということを書いて伐採してもらった、1か月ぐらいですけれども、しましたけれども。その後、その多分、松がそのまま置きっ放しにされている。その伐採された松が、私の阿権に上っていくあそこなんか、もう道路にそのくずを大型機械で潰して散らかっている。乗用車などはそれをどかさないと通れないというような状況がいまだにあるんですけれども。また、車で走っていますと、どかしてあるんですけれども、道路沿いに置きっ放し、もう本当に見苦しいです。環境面から見た場合に、環境がしっかり整備されていない。

これから、世界自然遺産に向かって環境問題を考えていかなければならないときに、ああいうような状況でどんなものなのかなという思いがして、天城町、徳之島町を私もぐるっと回ります。何回か見て回りました。天城町、徳之島町はきちんと並べて、ビニールを掲げたり、きちんと除去できないのは整理をしてあります。なぜ、伊仙町だけがこんな最後まできちんとできないのか、不思議でならない。もうこういう事業を出してやるんですから、最後まできちんとやってほしいと思

いますので、ぜひ担当課の職員は見回って、そういう状況があるのか、今後どう対応していくのか、ぜひ検討をしていただきたいと思いますけれども。

その伐採をした状況等、あるいはその伐採をしたお金の支払い等、もう事業は終了していますか、お尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

すいません、先に美島議員のほうから33ページの林業費の松くい虫災害木伐倒除去委託料についてということでちょっと始まりがありましたので、この事業は、県のほうで予算配当するんですけども、伊仙町は松くい虫が点在しているというような関係上、今年度事業該当しないということで予算執行ができずに、全額減額をさせていただいているところでございます。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問でありました3項林業費の中の松くい虫については、事業に適さなかったということで50万の減額であります。美島議員が言われているその各農道、町道の枯れ松については、コロナ対策のほうで事業化した経緯がありまして、町道と農道それから国有林の中の松くい虫被害に遭われている松を処理するということでありましたが、その町道、農道の危険箇所を考慮して伐倒それから処理という形、最後のその切った松を処理するまでの費用は今回見ておりませんでした。言われるようにその道路横に放置しているのであれば、また私もそれは確認をしておりますが、今、道路に直接倒れて町道等の通行した場合に被害が及ぶというところを中心にしたわけなんです。その後、山の中腹にあるものが枝が落ちて道路に散乱している状況も見受けられますので、今後パトロール等をしてその処理にもまた行けたらいいなと思っていますので、またその分、指摘のあった道路脇に置いてあるというものは今後調査してまた処理していければと思っています。

○14番（美島盛秀君）

私も農家でありますので、ハーベスター事業をやっております。収穫事業をやっています。農道に入って畑に入ろうとしたら、もう松が倒れとって、1時間ぐらいそれを除去しなければならない、また畑の中に倒れておってそれを除去しなければならない。そのために、自分のユンボで持って行って回送もしなければいけない、相当時間等も費やすわけでありましてけれども。

今後、せめて道路、農道あるいは町道、道路沿いに今放ったらかしになっている処理は予算化して早急にやっていただきたい。今年、6月、7月には世界自然遺産の調査にも来るということでありますので、それまでにきちんと整理をして、きれいな美しい環境で登録の許可が下りるようにしていただきたいと思っています。お願いをしておきます。

教育費、ページ38ページ、款10教育費の目、各小学校、中学校の備品購入が一般財源で当初50万計上されておりましたけれども、この補正で50万の国庫支出金で組み替えられておりますけれども、この理由の説明をお願いいたします。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの美島議員のご質問にお答えをいたします。

歳入の12ページをお開きください。

14国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費国庫補助金、2番目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらのほうが入ってきておまして、教育委員会の小学校、中学校費の備品購入費はこちらの補正をしたものでございますが、臨時交付金、歳入による財源組替えでございます。

○14番（美島盛秀君）

ちょっと聞き取りにくかったんですけども、要するに、この新型コロナウイルス感染症対策地方創生交付金で組替えをしたということですよ。

○教委総務課長（上木正人君）

2分の1補助事業ですので、100万円を支出します。50万円は国から出ますので、その分を歳入で入ってきております。財源組替えで。

○14番（美島盛秀君）

そのコロナ対策事業の予算で、どういう備品を買って、どういう効果があるんですか。

○教委総務課長（上木正人君）

備品の内容はそれぞれございますが、今手持ちの資料はちょっとございませんが。

まず、パーティション、空気清浄機、あと大型扇風機、ちょっと商品名が、すいません、思い出せないの、そういった部類が主なあれでございます。

○14番（美島盛秀君）

私が言いたいのは、さっきも言いましたけども、そういう緊急を要するような予算を財調を使って町単で買って早急に対応するのが行政の私は正しい財政の使い方だと思っております。

この新型コロナウイルス、この事業は、私は町民に直接還元のできるような、そういう予算にしていきたい。

他町村では、基金化をして、それを基金を活用してやるとか、あるいはいろんな事業が今新聞等でも出ておりますし、今回の議会等々見てみましても、ほとんどが町民に直接関係するような予算の在り方です。そうじゃないとおかしいんじゃないですか。備品を買うのは町がきちんとやるわけですので、そこら辺りをしっかり区分けをして、区分して、町民の福祉向上に、経済が豊かになるような施策を今後検討して、財政健全化に取り組んでいただきたいということをお願いして、私の質疑を終わります。

○議長（福留達也君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時46分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

先ほど美島議員のほうから教育費のほうについてご質問がありましたが、この50万の国費と一般財源の50万の減額の計上ではありますが。

9月補正のときに学校保健特別対策事業費補助金ということで当初100万の事業、50万が国の事業、町単で50万というふうに計上してありましたが、今回、国の3次補正予算ということで学校再開に伴う感染症対策に関わる事業ということで、1校100万の11校ありますので、1,100万の事業費が組まれたわけでありまして。ですので、これは裏負担にも使えるということで、町の50万、当初単独の50万計上してあったものを50万マイナスし、新たに国庫が50万追加になるということで、合計各学校100万ずつ使える交付金ということになっていきますので、その備品50万、消耗品50万に使うということなんですが、その配分については各学校の裁量で、例えば備品70万、消耗品30万でも100万は交付金として扱いますという事業が来ましたので、このような国庫が50万追加になって、単独の50万がマイナスになるということになっております。全体で100万の事業ができるという交付金になっていきますので、今回このような予算計上になっております。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○5番（清 平二君）

令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について質問いたします。

ページ11ページ、款13使用料及び手数料、項1使用料の中で、職員の駐車場が20万6,000円を落としていますけども、これは今後どのように使うのか。職員からお金を集めて一般財源に回るのか、それともこの20万6,000円はどう使うのか、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

この今11ページの使用料及び手数料の駐車場ではありますが、これは一部土地の買上げの関係上、町職員からの手数を下げたということですので、この20万6,000円が歳入として入らないということになります。

○5番（清 平二君）

では、職員から徴収はしていないということですね。

○総務課長（久保 等君）

以前1,000円の徴収をしていましたが、500円の徴収に変わったということでありまして。

○5番（清 平二君）

次の12ページです。国庫支出金、先ほどありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,256万1,000円が入っていますけれども、これは先ほど教育委員会のほうの50万、550万、残りはこの事業に歳出に振り分けられているのかをお尋ねします。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使い道なんですけども、他は、先ほどおっしゃいましたテレワーク環境サテライトオフィス整備事業に900万。ページ19ページです。あと、給食センター運営経費で29万9,000円。29万9,000円。

以上です。

あと、落としたのが、企画一般経費で85万6,000円、それから伊仙町生活応援商品券事業で23万6,000円落としてあります。長寿と子宝のまち滞在型観光促進事業費で1,224万円計上してあります。あと、消費者行政推進費で12万円計上してあります。

すみません、給食費9万6,000円です。国、県の補助金です。9万6,000円です。

○5番（清平二君）

私が言いたいのは、やっぱりこれだけコロナ感染症関係で来ているので、先ほど美島議員からありましたように、町民に添った使い方をやったらいいんですけども、何かこれは一般財源で使うものをこういう町民に寄り添うような予算じゃないもんだから、非常に疑問に思っております。やはり、コロナ関係だったら、今、非常に飲食店関係、去年の4月から送別会ができない、歓迎会ができない、12月の忘年会、新年会、その他食事いろいろできなくて、非常に飲食店関係が町内で困っていると思いますけれども、こういう町民に寄り添ったのを示してほしいんですけども、我々伊仙町では何かしら町のこういうのに来ているから、ちょっと私は住民サイドに立ったこのコロナ関係の予算は使っていないなと思いますので、その辺のところをやっぱり町民に寄り添った予算にしてほしいと思います。

それから、ページ19ページ、先ほど明許繰越しもあったと思うんですけども、設計委託料で不合格、何で設計委託料で不合格、工事の不合格だったら分かるんですけども、設計委託料で不合格になるようなことが何で起こるのでしょうか。ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○未来創生課長（名古健二君）

設計書のほう、工期延長しまして、何度か徳之島のほうに台風の影響で来れなかったというのがありますし、あとちょっと積算の集計に時間を要したとかいろいろありまして、それで結局、工期延長の最終日10月9日に1回提出お願いしますということで提出してもらったら、不合格だったということでありまして、それだけちょっと時間がなかったというのもあるようにも考えられます。

○5番（清平二君）

職員が精査したと思うんですけども、やっぱり伊仙町には技術職員が足りないからこういう不合格を出す。やっぱりどうしても私は、給料しても、その技術職員を雇ってしないと、いつも工事が遅れたり設計のそういうのが分からなくなったりするので、やはり設計の不合格というのはちょっと考えられないんですけども。積算が足りない、設計屋は積算が足りないということ、本当に積算が足りなかったんですか。

○未来創生課長（名古健二君）

一応十分に工期期間は取ってあったと思うんですけども、設計委託会社の言うには、ちょっと時間を要してしまったため、その間に誤りがちょっとあったということで、我々も十分精査したんですけども、どうしても合格にする値ではなかったので、今回工期の最終日に不合格という通知を出しました。

○5番（清 平二君）

やはりこういうのは、次回からはこういう業者を指名委員会に入れて設計をさせる。今後どういう工事が出てくるか分かりませんが、そういうのをやったら設計をする人が変更されたら工事をする人はなおさら分からなくなる。こういう業者をやっぱり考える必要があると思いますけども、総務課長、どうでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

その期間を要したということ等ありますので、その辺はまたその業者に指導のほうもしていかないといけないと考えますし、また今後事業に設計業務についてはその辺も考慮に入れた指名の在り方はしていかないと考えております。

○5番（清 平二君）

こういう話を何回もしても行き違いでちょっと意味が分かりません。
次に行きます。

15ページ、20の諸収入3雑入3農林水産事業費の雑入の中で畜産基盤再編総合整備事業個人負担金というのが落ちていますが、これは歳出のどの項目でしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの清議員の質問にお答えをいたします。

ページ30ページの9目畜産振興費18負担金補助及び交付金の中に、畜産基盤再編総合整備事業負担金ということで同額が減額をされております。

○5番（清 平二君）

これの総事業費とそれから財源内訳を教えてください。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらの事業、数年にまたがって計画をいたしておりまして、今年度は当初で969万5,000円を予定いたしておりまして、草地造成と施設用地の造成を計上いたしておりましたが、農振除外等に時間がかかったということで、今年度は全額の執行ができないということで今回469万5,000円を減額をいたしております。

財源内訳ということでございますけれども、こちらは、農家負担が1割で残りは国、県の補助でございます。

○5番（清 平二君）

農家負担は1割。総事業費で4,000万余りですか、じゃあ。

○経済課長（仲島正敏君）

今年度は全体で969万5,000円で、ここに計上されている部分は農家負担の分でございます。すいません、こちら完全に事業としては、こういう言い方はいいか分かりませんが、トンネル事業でございます、農家負担を払う際に一応町に農家分を入れて、それを改めて県のほうに支出をするというような形になっております。

○5番（清平二君）

トンネル予算とかいう969万5,000円、個人負担金が469万5,000円、あとどこが。

○経済課長（仲島正敏君）

969万5,000円の予定でございましたけれども、469万5,000円を減額いたしておりまして、今年度執行するのが500万ということで、この469万5,000円は個人負担分が一旦役場に入って、それを歳出をするということでございます。

○5番（清平二君）

その財源内訳をちょっとしっかり教えてください。969万5,000円の中から469万5,000円を引いたら残りは国が幾らなのか。農家負担が1割と言っているのに469万5,000円、1割だったら、これ10倍や4,000万、5,000万近くなるんじゃないですか。全然あれが合わないわけですけども。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時20分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（仲島正敏君）

先ほど私が清議員に説明いたしました点が言葉足らずで誠に申しわけなく思っております。

こちらの事業、町が窓口になりまして農家負担分を一旦預かり、それを地域振興公社のほうに払うというふうになっておりまして、その工事が先ほど言った農家の負担が1割でなくて12分の1でございますが、この12分1相当分が、この当初969万5,000円でしたが、今回469万5,000円減額ということでございます。

○5番（清平二君）

総事業費が幾らですか。

○経済課長（仲島正敏君）

総事業費というか、今年度の予定していた事業費自体は約1億円ぐらいで、その中の農家負担が969万5,000円でありました、当初が。そこから個人負担の、工事がなかなかできないところがありましたので、今回減額しているのが、農家負担分が469万5,000円ということでございます。

○5番（清 平二君）

ちょっと意味が分からないんだけど。

あと、31ページ、農業創出緊急支援事業。先ほども質問がありましたけども、1,045万6,000円、これはバレイショのハーベスター2台ということですけども、一般財源が19万9,000円、国、県が1,005万5,000円となっていますが、これの個人負担は幾らですか、ないですか、ゼロですか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちら、財源は国が60%、県が6分の1、残りを生産組合が負担いたしております。

○5番（清 平二君）

60%、6分の1、約7割が国、県の補助、あと3割は個人負担ということでよろしいですか。

○経済課長（仲島正敏君）

はい、そのとおりでございます。

○5番（清 平二君）

これは、今からして明許繰越しですよ。

○経済課長（仲島正敏君）

6ページの第3表、繰越明許費のほうに、農業創出緊急支援事業ということで1,045万6,000円を計上させていただいております。

○5番（清 平二君）

次に、33ページ、農林水産業費、項3 林業費 1 林業振興費の委託料が松くい虫被害伐倒除去委託料150万、予算は組んだんだけど補助金が来ないから実施していないということですけども。国、県の補助金は来なくても危険なところはやはり町単でもやるべきじゃなかったんでしょうか。国、県の補助金が100万ぐらい来ないで、町道あるいはそういう危険な箇所を置いておいて、町民がこれをその中で事故でもあったらどうするんですか。町単独でも私はやるべきだと思うんですけど、そのぐらいの何千万の補助金じゃないのに実施していないというのは、ちょっと考えられないんですけども、どうしてでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらにつきましては、林務ということで、町道、農道に関してはやはり建設課、耕地課さんのほうで所管をいたしておりますし、ということで、この林班とかそういうところに入っているところで該当する場所がなかったということで今回予算の配当がなく、私たちも事業を実施しなかったということでございますので、今後はまたこの予算立ての際もそこら辺も加味いたしまして執行できるように努力してまいりたいと思います。

○5番（清 平二君）

予算立てるときに執行してどこどこをやりますとして予算立てたと思うんですけども、もう実施になるときになってから、私からこれ見たら、102万円の歳入が入らなかったからしないというように聞こえるんですけども。当初から、やはりこれはこういうところをしますということで予算立て

したと思うんです。今になってからそういうところがないという、何か理由が、ちょっとあっちに行きこっちに行きしてあれだけでも、本当にこれはなかったんですか。

○議長（福留達也君）

清議員、いいですか。町道とか農道は建設課とか耕地課の予算で実際してあると。その林道に関しては対象外だったからしなかったという答弁だったじゃないですか。

○5番（清 平二君）

だから言っているわけです。予算を立てるときにやるとして予算立てたわけでしょう。林道とかやると。現在見たら林道がなかったっつ。だったら、予算最初から立てなければいいんじゃないですか、これ。無駄な予算を立てているわけじゃないですか。最初から予算を立てて、林道にこうありますからよということで予算立てをしたのに、これ執行していないちゅうことは、そういうところはなかったからという私見えるんだけど、そういう見方でいいのかどうかということです。

○経済課長（仲島正敏君）

すいません、先ほどから林道とおっしゃっていますけれども、ごめんなさい、私の滑舌が悪くて、林班という森林の固まりのその中で、今回、国、県の事業でございますからやろうと思って協議をしまいりましたけれども、それに当てはまる場所はなかったということで事業を実施しなかったということでございます。

○5番（清 平二君）

やはり予算立てをするときはしっかりと精査して予算立てをしていただきたいと思います。そういう精査して予算立てしたのに、実施やろうとしたらそういう対象がないということで、もういかにも簡単に予算を落としてしまうというのはちょっと私には考えられないんですけども、その辺のところを注意してほしいと思います。

次に、34ページ、商工費、項1商工費の中で、長寿子宝まち滞在型観光費200万組んであります。その下に、長寿子宝まち滞在観光促進事業費補助金。これは補助金から委託料に変わったのかどうか。ただ組替えをしてあるけれど、これはどういう意味でしょうか。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

清議員の質問にお答えいたします。

長寿子宝のまち滞在型促進事業というものは、島内に宿泊していただいた方に地元で使えるチケットを発行する事業であります。この事業に伴って事務費のほうは不足しましたということで、補助金のほうを減額し事務委託費、長寿子宝社のほうに委託していますが、ここの分に充てるものであります。事務費として充てます。

○5番（清 平二君）

これは滞在型事業補助金ということで、何か島外から来た方々に観光のあげること、いなかったから、今度はまた長寿子宝社に委託したということですか。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

いえ、そういうことではなくて、ただ単に当初の事務委託費が不足を生じたということで、その不足分を今回この補助金のほうから減額しまして、事務費として充当するものであります。

○5番（清 平二君）

この長寿子宝社というところ自体もまだしっかり意味が分かりませんが、総務課長、これは毎年決算とかそういうのはしてあるのでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

1年目のところでありまして、この観光促進事業ということは、定住した方にいろいろチケットとか町の商店を利用する券を発行するという事業の中身であります、そこで事務費が当初見込んでいたよりかさむということで今回の組替えということでもありますので、よろしくお願ひします。

○5番（清 平二君）

だから、他の課も長寿子宝社のほうに委託料とか何かこうやってお金を流していると思うんですけども、こういうものを決算書とかそういうのはつくるのかどうか。去年から、2年度から始まったわけですかね、元年度もやったんですかね。

○総務課長（久保 等君）

今年度から始めていますので、今期最終をもって決算ということになりますので、その決算も実施していく予定であります。

○5番（清 平二君）

これを決算書をつくったら、私たち議会のほうにも提出していただけるのかどうか、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

この各委託とかその辺がありますので、決算をして議会のほうから資料請求をしていただいて、そこは提出できると考えていますので、その点でよろしくお願ひします。

○5番（清 平二君）

資料請求したらあるということですが、資料請求しなくても、やはり委託料として町から、今どのぐらいのお金が出ているか分かりませんが、委託料として一般社団法人としているわけですので、ちゃんと議会のほうにも、資料請求しなくてもちゃんと報告書を出してほしいと思います。

次に、35ページ、公営住宅建設事業の委託料がありますけども、620万。これは、どこの公営住宅料を委託するのか、お尋ねします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

この住宅の620万の中は、今、西犬田布団地、崎原団地と、あと令和2年度に第3次補正が来ておりまして、採択されて、今、阿三、カシナトウの設計委託のする予定であります。この予算であります。

○5番（清 平二君）

西犬、崎原、阿三ですね。

次、36ページ、防災まちづくり事業の中で委託料と工事請負がありますが、これの説明をお願いします。

○総務課長（久保 等君）

今回計上してあるこの設計委託料それから工事請負費については、奄振事業予算の前倒し予算でありまして、これも先ほど繰越明許費のほうに計上してありますが、この設計委託料については避難所の設計、工事についてはその避難所の2か所と、あと防災タンクの予算、工事については3,000万が避難所、あと2,550万が防災に使う事業費であります。奄振の前倒しの予算繰越しにかかっている分が、下検福生活館、あと東伊仙西の営農センターであります。

○5番（清 平二君）

避難所の今改修工事をしていると思うんですけども、この、今、避難所、台風が来たりしたら大変ですけど、今年も阿権と河地ですか、避難所をしたと思うんですけども。

こういうこれから下検福と東伊仙西とやるということですけども、各施設の避難所、いわゆる台風対策と思って、私は河地をちょこっと見たんですけども、雨戸が入っていないでそのままになっているんですけども、これでは台風のとときの避難所と言えるのかどうか。これもうやはりきちっと雨戸をして、集落民を、台風が来たら何か飛ばされてガラスが割られたりしないような方法があると思うんですけど。今年やったのはこれでもう終わりでしょうか。来年度からのこの下検福と東伊仙西の設計等も、避難所と言えるんだったらきちっと避難所として、町民が安心してそこに行って避難できるような場所だと思いますけども。

今年やったのがそういう雨戸関係が入っているのかどうか、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

今年度実施した箇所について、ちょっと設計を確認をさせてください。

それと、今実施している阿権福祉会館それから河内福祉会館で、次年度、下検福生活館、東伊仙西の営農センターでございますが、避難所としての改修でありますので、おっしゃるとおり台風時が主だと思いますので、その辺の防災関係の施設として利用できるように設計も考えていくということが必要だと考えておりますので、またちょっと確認をしてお答えしたいと思います。

○5番（清 平二君）

確認をして答えるということですけども、確認をしてじゃなくて、もしそういうのが入っていなかったら、今からでも補正をしてそういうのはやる必要があると思いますけれども。確認だけして報告じゃなくて、すぐそういう方向に行けるのかどうか、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

浄化槽が設置されていないとか、その辺でもまた避難を拒む方もいらっしゃると思いますので、その辺を中心に、築年数、そういうことを考慮して場所の選定もしているわけなんです。

サッシの入替えとか、それにおいて強化ガラスを入れるとか、あと雨戸の設置を最優先にしてこの事業を、避難所の改修に向けてそういった雨戸をつけるとか、そこを優先して計画を立てていきたいと考えています。

○5番（清 平二君）

今やっているところも、今雨戸がもし設計についていなかったら、6月の補正あたりでも雨戸をつけて、町民が安心してそこを避難所として使えるように、ただ工事をするだけじゃなくて、雨戸をつけたりしてガラスが割れる心配がないように、安心してそこで避難できるように、補正等で対処していただきたいと思います。これから造る頃は、もうそういうものを設計に入れてやっていただきたいと思います。

いろいろ注文をつけましたけれども、やはり町民が安心して避難できる避難場所の設置をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○2番（牧本和英君）

令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について質疑したいと思います。

まず、6ページで、9消防費、今あった避難場所の設置もあれなんです。私の住んでいる犬田布地区の公民館が物すごい古く、そういうのも計画に入っているのかどうか。補修では済まないんじゃないかなとは思っておりますが、そういう建て替え等が検討されているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

先ほど明許繰越しのほうで奄振の前倒し分ということで説明をしましたが、来週予定されている当初予算の中で、また避難所の改修が入ってまいります。その分に関しましては、東西公民館の改修を予定してございます。

○2番（牧本和英君）

分かりました。

そして、その下、10教育費の図書館パワーアップ事業（コロナ）について説明をお願いいたします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの図書館パワーアップ事業の643万5,000円については、移動図書館車両の明許繰越しとなっております。

○2番（牧本和英君）

その車を導入するということによろしいですね。

こないだ市の当初予算等の中でちょっとニュースを聞いて知ったんですが、やっぱりこういうコ

コロナ禍なのでIT図書館の運営で1,000万ぐらいのあれでできていたような記憶がございますので、そういうのを検討したらどうかと思ったんですが、図書車を買うということで、分かりました。

そして、予算書の30ページ、9畜産振興費の中の上22の肉牛特別導入事業県支出金返納金と1,890万とありますが、これの説明をお願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの牧本議員の質問にお答えをいたします。

この1,890万円は、同事業の県負担分の一部に対して、県の財政ということもあり返納を求められておまして、今年の請求額が1,890万であります。以前、国のほうからもこの家畜導入事業基金のほうにお金を出していただいておりますけれども、そちらのほうは数年前に全額返納いたしております。今回の1,890万は、県のお金のほうの一部の、県の担当と協議をした中で複数年にわたって返還を求めるということで、何年間ということはないんですけれども、今回請求があったのが1,890万ということでございます。

○2番（牧本和英君）

これは、ざっと幾らぐらいの返納する金額になっているんですか。

○経済課長（仲島正敏君）

今、令和元年度末で同基金が7,000万ぐらいあるんですけれども、その中にまた導入をしたら金が入ってきて出ていってという感じの中で、今現在県のが幾らというのは資料は持ち合わせていないんですけれども、あくまでも県の分の一部ということで、またこちらのほうにつきましては金額を確認いたしまして報告をしたいと思っております。

○2番（牧本和英君）

これは、農家が導入したら、その導入に対して県も助成していたちゅうことなんですか。

○経済課長（仲島正敏君）

そうですね、一応、町有牛をやった場合に30万があるんですけども、その中の原資の中で県からのお金も入っていたということでございます。

○2番（牧本和英君）

分かりました。

そして、31ページの、先ほどからある農業創出緊急支援事業、バレイシヨ収穫機の1,045万6,000円、2台分ということですが。自分もこれを入れてした経験がありますが、バレイシヨ収穫機が定価で650万円ほどすると私は認識しているのですが、2台入れれる金額なんですかね。

○経済課長（仲島正敏君）

すみません。先ほど、清議員の質問に対しまして私、ちょっと間違った答弁をしていたと思っております。訂正をいたしたいと思っております。

機械が1台当たりが682万円で、国の補助が、そのうち409万2,000円、県が113万6,000円、農家負担が159万2,000円ということで、農家負担を抜いた分の2台分がこの金額になるということでござ

います。

○2番（牧本和英君）

わかりました。ちょっと待ってください。13ページに戻るんですが、ここでは1,005万5,000円、県からの収入で、この差額はどのようなあれなんですかね。

○経済課長（仲島正敏君）

すみません。確認をしたいと思います。

○2番（牧本和英君）

確認していただきたいと思います。

これはまたハーベスターのみの導入だと思いますが、なぜキビとかのハーベスターとかはトラクターとか、私は一式で導入をした経験がございますが、その後、ハーベスターのみというのはなぜなんですかね。

町長の言う生産性向上に向けるのであれば、ハーベスターだけではなく、やっぱり、そういうトラクター管理作業ができるのも一式として、農家にするほうがよろしいのではないかと思います。天城町のある農家さんから電話が来まして、それをやったよねということで、はい、やりましたと。何の機械入れたのと言うから、こんな言うてましたよと言うたら、それで足りないものは他にはないかという、他に必要なものはないか、思い当たるのはないかというので電話が来られました。

天城町はもう、そういうふうにして一式導入するという動きで動いているんですが、伊仙町はそういう動きはないものでしょうか、お聞きします。

○経済課長（仲島正敏君）

今の段階では、ハーベスター本体のみというふう聞いております。

○2番（牧本和英君）

だから、ハーベスターのみというのは、農家がハーベスターのみでいいからくださいと言われたのか、もしくは、こういう事業ですので、そういう審査が通らない、伊仙町は通らないのか。

農家は本当は掘機、このハーベスターがあればという思いもあるとは思いますが、実質はやっぱり、そういう管理作業なんかも全てできるような機械の導入を求めているとは思いますが、そういう検討はないのでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

議員のご指摘のはよくわかりますけど、また、予算も伴うことでございます。ただまた、農家の振興という点もありますので、今後検討してまいりたいと思います。

○2番（牧本和英君）

ぜひ遅れをとらないように、やっぱり、そういう農家が必要とするものと認められるのは、やっぱり通してあげるような対策をとって、生産性向上に向けて頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○4番（佐田 元君）

令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について質問いたします。すみません。マスク外します。

予算書37ページ、款10項1目4のスクールソーシャルワーカー活用事業費、これが28万3,000円落とされていますが、この説明をお願いいたします。

○教委総務課長（上木正人君）

佐田議員のご質問にお答えいたします。

こちらのほうは、先だつての議会のほうでもお伺いし、岡林議員のほうからも質問がございましたが、その後も募集をおかけをいたしました。また、事あるごとに、教育長のほうが区長会等で声かけをしましたが、残念ながら、募集に至らなかったという状況で、今回、マイナスにさせていただきました。

○4番（佐田 元君）

このスクールソーシャルワーカー、これはずっといないという状況なんですけど、これはいつからいなくなったんですか。

○教委総務課長（上木正人君）

記憶は定かではないんですが、2年半ぐらい前からは不在だったのではないかなと思われまして。

○4番（佐田 元君）

2年前からということですが、この2年前されている方は資格を持っていらっしゃると思いますが、その方に声かけ等はなされていますか。

○教委総務課長（上木正人君）

私のほうから声かけはいたしておりません。

○4番（佐田 元君）

先ほど募集をかけているという答弁がありましたが、どのような方法で募集をかけられているのか。講師等、そういうあれでやられているとは思いますが、この資格を持っていらっしゃる方、これは恐らく、伊仙町内にそう多くはないと思うんですよね。それを募集をかけて、だれでもかかれでもができる仕事じゃないのではないかという思いがしますが、恐らく、伊仙町において1人、2人と思うんですよね。やっぱり、そういう方に直接声をかけたりして、お願いするところはお願いする。その前の以前の方に声をかけられない何か、都合が悪いようなことがあるのかなという思いがするわけです。

こういう大事な教育会において、大事なやっぱり仕事をされる方、子供たちのために頑張っている方、こういう方を、せっかく頑張っているのに、どういうわけか自己、自分の都合でやめられたのか、そこところは把握しておりませんが、やっぱり、伊仙町の子供たちを伸

ばすという意味で、やっぱりもう少し、真剣に考えて、募集等をかけていただきたいと思います。
最後になりますが、町長に伺います。

この方、今まで、2年前に頑張ってくださいました方、この方がやめられた理由等があればお願いいたします。

○町長（大久保明君）

理由は定かではありませんけれども、その方が募集をかけても応じないのか、知らないのか、この方に関しましては、教育委員会の指導主事ほうから、非常にクレームが私にあったということはありませんし、そのことも改善して、そしてまた、本来のソーシャルワーカーとして頑張っていたのであれば、私は歓迎したいとは思っております。

○4番（佐田 元君）

今、町長のほうからクレームが出たというお話であります、そのクレーム等が事実であったのか、伺います。

○教育長（大山惣二郎君）

私が教育委員会に来るときには、もうソーシャルワーカーは、もちろん在籍していませんでした。今出ているクレーム等については把握しておりません。

○4番（佐田 元君）

把握していないということですが、クレームがあったかどうか、それは別として、ぜひ、このような資格を持っていらっしゃる方、ぜひ採用して、先ほども何回も話しておりますが、将来、この伊仙町を背負っていく、そういう未来のある子供たちのためにも、ひとつ、このスクールソーシャルワーカーの資格を持っている方をぜひ採用して、このような予算を立てて、これを毎年いかなかった、予算を落とした、こういうことが繰り返されないようにひとつお願いして、私の質問を終わります。
以上です。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○13番（樺山 一君）

令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について質疑をします。

6ページお願いします。

いろいろ説明もありましたけども、繰越明許費が上がっております。約5億円。先ほどの農業創出緊急支援事業あたり、今回の補正予算で計上されたやつ、令和3年度につける予定を令和2年度の補正で上げた、こういうのは補正で今度上がった、持っていけばその繰越明許費になると思いますが、上から款2、4、6、7、8、9、1、なぜ繰越明許費になっているのか。そして今、進捗状況はどうか。そして、いつごろ、その事業が、令和3年度内のどのあたりで完成するのか、詳細な説明をお願いいたします。

○未来創生課長（名古健二君）

まず、2款1項テレワーク環境サテライトオフィス整備事業。ちょうど6月ごろから工事を始めまして、8月ごろまで、3か月ぐらい終わる予定にしております。

その下の集落活性化推進事業のほうも、大体同じ時期に始まりまして、約3か月ほどで終わる予定にしております。

以上です。

○議長（福留達也君）

これなぜ繰越明許になったかです。この理由までいいですか。

○未来創生課長（名古健二君）

2つとも、コロナ禍の中ということでも多少影響あったと思うんですけども、設計図がちょっと不十分で、何度か手直しがあったということで、設計の遅れが明許繰越になった原因だと思います。

以上です。

○健康増進課長（澤佐和子君）

4款衛生費の保健衛生費、感染予防費事業について説明いたします。

2月5日の臨時議会で承認いただきましたけれども、新型コロナウイルス感染症島外療養者の帰島時の旅費100万円と、コロナウイルス感染症、医療機関での初診料助成ということで100万円を計上させていただきました。

この繰越しになるんですけども、予算執行をされているのが約7万円弱ですね。その帰島時の旅費の分を、12月に感染された方から申請があった分で、多分、12月に関してはこれで終わるんじゃないかなと思っています。

あと、その下の初診料に関しましては、100万円ありましたが、医療機関のほうは1医療機関、つい最近、2、3日前に請求がありまして、20万円ほど来てます。もう1医療機関から、これから入りますけども、今後もいつ発生するか分かりませんので、一応、明許繰越しということで次年度に持ち越しまして、次年度に関しましても、計上はさせていただきます。

○経済課長（仲島正敏君）

農林水産事業費の畜産振興管理費45万3,000円でございますけれども、こちら、畜産資材導入事業、町単独事業のシリンダーカッターという畜産農家向けの補助でございます。導入台数は10台でございます。こちらが明許繰越になった理由といたしましては、製造元が工場の工程ラインというんですかね、会社の中で、物をつくる月が決まっているそうでございまして、2月と5月に、このシリンダーカッターを製造するというところでございます。

それで、2月に伊仙町分の6台は生産がされ、今週中に農家のほうに入る予定になっているんですけども、伊仙町だけじゃなく、ほかのところからも発注もあるということで、そちらの絡みもございまして、残りの4台につきましては、5月に残りの農家さんのほうに納入ができるようになるよというふうに聞いております。

あと、農業創出緊急支援事業のハーベスターにつきましては年間5台ということで、こちらにしましては、来年のジャガイモの掘り取り時期までに間に合うように納入をされるものだと思っております。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

商工費、観光費管理経費ですが、内訳としまして、岬入口の看板を取り付けるために、奄振のほうで予算枠があるということでしたので、その予算。執行には至らないということで、今回繰越しして、岬のほうの看板を設置させていただきたいと思います。

残り140万円内訳として、140万円が小原に遊歩道を令和3年度に設置します。この部分の所有者、地形、その辺、利害関係の調査が必要だということで、これを繰り越すものであります。

それと、下の欄の長寿と子宝のまち滞在型の件ですが、コロナの影響により、緊急事態宣言が宣言されまして、旅行者等の制限が、今かかっているような状況であります。これの延長が決定しましたので、これに伴って、このクーポン事業のほうと、これに伴う事務費のほうを繰越しさせて、執行させていただくものであります。

期限については、詳細には決まっておりますが、今後、この期限が、またさらに延長になる可能性もありますので、この辺が決定次第、またご説明申し上げたいと思います。

○建設課長（福島隆也君）

建設課の繰越明許費についてご説明いたします。

道路維持事業278万2,000円についてですが、これは西伊仙東線、コシヨネ中里線。

というのは、Aコープへ行く道路から千寿の里ほーらい館への交差点の用地買収及び、また工作物の補償、登記手数料になります。地権者からの了解は得ておりますが、登記に時間を要しているためであります。4月ごろに完成というか、登記を完了する予定であります。

あと、過疎対策事業費1,125万6,000円、場所については阿三中山線。

繰越し理由といたしましては、電柱移転に日数を要しているものと、あと、地権者との交渉に時間を要しているものであります。発注時期は4月ごろに発注する予定であります。

社会資本整備総合交付金事業6,885万5,000円、これについては、ただいま、設計の委託をしているところであります。完了が6月ごろになる予定であります。ほぼ、もう8割方は執行済であります。

次の防災安全社会資本交付金事業8,700万円、これは道路メンテナンス事業。これが国の第3次補正予算4,500万円が入りましたので、これの橋梁補修にかかるものであります。

また、舗装補修に係る3路線4,000万円は、地権者との用地交渉に時間を要しているためのものであります。これも3月中に発注予定であります。

あと住宅費、公営住宅整備費2,391万2,000円、これも用地の選択、また農地転用に時間を要したため、一応、用地購入は完了しております。3月中に設計を委託する予定になっております。3年度中に工事を発注する予定であります。

建設課では以上です。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

8款土木費の5項公園費、特定地区公園整備事業3,609万5,000円ですが、こちら、義名山公園整備になります。こちらは、設計の詳細な変更が生じて、ちょっと設計書の作成に時間を要したため、繰越しとなっております。今月、新年度当初には、もう発注できる段階であります。工事としましては、9月ごろをめどに完了できればという計画を立てているところであります。

○総務課長（久保 等君）

9款消防費、避難所施設の改修事業であります。先ほど説明したとおり、この3,400万円については、奄振事業の前倒し分でありますので、今回、補正で計上しているため、繰越しをして事業の執行を行うものであります。これから設計、4月には委託を出して、その後、改修の執行をしまして、9月頃を目途に完了を目指して進めているところであります。

その下の耐震性貯水槽の事業1億68万円ですが、この事業、令和2年度の予算で計上しておりましたが、そのタンクの部材費の高騰により、若干不足を要したということで、これは奄振の予算とも交渉して、先ほどの37ページであります。ここに工事費5,550万円、これが避難所のための3,000万円と2,550万円という説明をいたしました。そういった事情により、設計については終わっていますが、工事については、この2,550万円を追加して、繰越明許費として4月ごろ発注して、7月、8月ごろの完成を目指すものであります。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

10款教育費6項社会教育費の図書館パワーアップ事業643万5,000円は、移動図書館車両になります。こちらは、もう契約済で今、発注している段階で、特別装備車ということで、納期に時間を要しているところでございます。納品に関しましては、6月ごろを予定しているところでございます。

その下の歴史民俗資料館の運営費でございますが、こちらコロナ事業になりまして、映像の製作委託料、資料のデジタル化の委託料になります。こちら何せ、資料館の資料が数万枚と数は多いもので、時間を要しているところで、こちら繰越し等して計上させていただきました。

○13番（樺山 一君）

説明をしていただきありがとうございます。

あの総務課長ね、こういう繰越明許費を出す場合はね、今説明した形でね、ぜひ資料を添付してくださいよ。そしたら、どういう状況で繰越しになっているんだなということ、我々議員の方もね、わかるわけですから、そうしないと、今ずっと説明していただいたんだけど、私も最初のは忘れてますよ。だから質疑ができないの。そういうのをね、またこの別表3も後でどういう状況の進捗状況になっているか、また、まとめて資料としていただきたいと思います。

あのですね、この中で、商工費の観光費、管理経費、看板の設置ということで課長が今、答弁をいただいたんですが、国立公園が伊仙町には5か所、喜念浜、義名山、そして鹿浦溪谷と岬かな。それと犬田布岳か、あるんですが、看板何かを設置して、環境省にちょっと要望をして、看板を設

置していただきたい。この区域からとこの区域までが国立公園ですよと。

今、鹿浦のところの幼稚園のところを、何か展望台みたいに伐採してきれいにしています。そしてまた、反対側のところを伐採したりしています。あれが国立公園に当たらないのか。そしてまた、そうしないと、その近隣の土地を持っている方々は、それを知らないと、国立公園のを伐採したりして罰則を受けたりしますので、その看板設置ができないのか、お尋ねします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

樺山議員の質問にお答えいたします。

本年6月から7月にかけて、世界遺産登録等もありますので、総務と財政と協議しながら、また、環境省とも連絡をとりながら、そういう適当な看板を設置できるように努力したいと思います。

○13番（樺山 一君）

ぜひですね、国立公園の範囲を写真に撮るなり、住民にわかりやすい看板設置を要望しておきます。

それとですね、教育費の社会教育費、図書館パワーアップ事業の643万5,000円、これは備品購入の議決事項で一回上がったあの事業で、その当初の予算は幾らだったのか。そしてなぜ、643万5,000円になったのか。低くなったと私は思っているんですよ。議決事項に当たらないように下げたんじゃないかなと私は思っていますが、どうですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

お答えいたします。

10月の臨時会の中で議決された移動図書館車両なんですが、その当時は、予定価格700万円を超えていましたが、議員の皆様のご質疑の中であったように、その後いろいろ調査した結果、まだ安くできる業者も見つかりまして、そこで金額が大分下がったということでもあります。

○13番（樺山 一君）

じゃあ、前、受注した業者とは違うと考えてよろしいですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

はい。前回とは違う業者になります。

○13番（樺山 一君）

伊仙町で受注した業者ですよ。私が言っているのは。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

町内業者に関しましては同業者になります。

○13番（樺山 一君）

議決事項を避けて安くさせた。しかしですね、我々がこういう要望をしたからね、100万円近く予算が軽減できたと理解していただきたいと思いますよ。ぜひね、こういう形で、やはり業者もね、これ高いなと思って。発注する側も、一番予算を執行する側がいろいろやはり考えないと、やはり節約、そして財源の確保はできないので、ぜひね、これから気をつけてほしいと思います。

この繰越明許費については、約5億円繰越しですよね。奄振の前倒しは別として、これも令和2年度、今年度いっぱいにして、住民に使ってもらうために予算を組んでいるわけですから、1年後からこの予算を利用するわけになりますので、やはり、住民サービスするためには、年度内に組んだ予算をぜひ、職員は努力して執行していただきたいと思います。

それとですね、14ページ、款16財産収入ありますけども、これはどこの土地を売却した収入でしょうか。そして、その平米単価も教えていただきたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

その売払った土地とその平米数を、ちょっと資料を今、持ち合わせてないので、詳しいことはお答えできませんが、これは、町有地の雑種地等が㎡100円で売却しているんですが、詳しい㎡数と場所等は資料を持って、また報告させていただきます。

○13番（樺山 一君）

じゃあ、後で報告していただきたいと思います。

それからですね、19ページ、目31集落活性化推進事業。

先ほど、課長の答弁では、設計を発注したら、7月3日に発注して、契約して、工期が7月7日から7月18日、そして、延長して10月9日。そして、それでもできなくて、3月8日、昨日、何か検査が通って完了した。こういう業者、これ、これから先に当たり前に指名をして、当たり前に入札に参加させていいと考えてますか。町長にお伺いします。

○総務課長（久保 等君）

先程もその質問がありまして、令和2年度の事業について設計、それから工事を計画している中で、その設計能力等に問題があったと感じてますので、これから、今回のそのことも考慮して、指名委員会で考えていきたいと考えております。

○13番（樺山 一君）

この4,300万円の事業はですね、この設計委託を発注した、受注した方、その方がですね、本当はもう今、工事も発注されて利用できていると私は思っているんですよ。

例えば、5月18日あたりに設計書を町に納品すればね、この人のおかげで4,300万円の事業を繰越したわけですので、ぜひですね、そういうところもいろいろ考えて、業者選択にはこれから留意していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（福留達也君）

本日の会議時間は、伊仙町議会会議規則第9条2項の規定により、会期日程どおり議事進行を行うため、あらかじめ延長いたします。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時47分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

先ほど、樺山議員から質疑がありました土地売払いの明細であります。大字伊仙字マンゼンバラ、911m²が1か所あります。次、阿三字下マキバルが5,395m²、このマンゼンバラと下マキバルについては原野でありましてm²100円の売上であります。あと、大字目手久字東下295.63m²、これが宅地でありまして、m²300円で売払いを行っております。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○3番（西 彦二君）

予算書の6ページ、8土木費5公園費特定地区公園整備事業費についてお伺いします。

今、義名山公園の整備を進めていますけど、このあたりのテニスコートを取り除くということになっていますが、今、町内でもテニスをする人口も、ちょっと大分増えてまして、中学校とか、こういったところで練習して、また、他町は立派なテニスコート、天城、徳之島と出てます。伊仙町では、こういったスポーツ関係でも、あの1コートで済みます。下の1コートを削ったあの1コートで行うという予定ですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在、繰越しで、公園整備でということですが、現在のテニスコート上段を公園に改修する工事があります。テニスコートに関しては、下段部分2面あります。そちらのほうを利用させていただく計画であります。

○3番（西 彦二君）

公園のほう、上の斜面をもうちょっと削って、上のほうにも拡大していいんじゃないかと私は。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

今、5か年計画を立てていまして、今年度、テニスコート上段部分へ、令和3年度に、また遊具もそちらで入ります。そして、上段の鑑賞広場の改修まで令和3年度で入る予定であります。こちらはグランドゴルフや少年サッカー等、多目的に使えるような施設になる予定でございます。

○3番（西 彦二君）

下段のテニスコートをまた整備して、夜もライトをつける予定ですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

現在の5か年の計画には入っていないんですけど、今5か年の計画後、また、その中に計画を盛り込んでいけると思っております。

○3番（西 彦二君）

まだ、伊仙町にもなかなか公園整備が進んでないと思います。また、1日も早く伊仙町に、子供の遊べる雄大な公園を待ち望んでおります。よろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○6番（岡林剛也君）

補正予算（第7号）について質疑をいたします。

6ページ、繰越明許費ですけれども、商工費の長寿と子宝のまち滞在型観光促進事業3,287万円、クーポン事業だと思えますけれども、これは執行はどれぐらいされて、あとどれぐらい残っているのか、わかったらお願いします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

岡林議員の質問にお答えいたします。

本事業につきましては、宿泊者に対して、地元で使えるクーポン券を発行する事業であります。これに関して、先ほどご説明しましたように、現在、コロナウイルスの関係で延長が認められて、今年度繰り越すものであります。

事業の現在の執行状況については、今現在、手持ちの資料がございませんので、後ほどお示ししたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

このクーポン券なんですけれども、たしか、期限が1月末までかな、2月末までかあったと思うんですけれども、多分それ、まだ使ってなくて持っている方がおられると思うんですけれども、そのクーポン券は引き続き、継続して使えるのかどうか、お伺いします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

そちらのほうも、併せ持って、後ほどお答えしたいと思います。国のほうから、繰越しということで指示を受けてますけれども、詳細については、まだ決定が下りてないというようなことでありましたので、後ほど詳細についてお調べします。

○6番（岡林剛也君）

分かりました。

次に、その下、消防費の避難所施設改修事業3,400万、避難する集会所なり何なりは、発電設備とかは設置されているんでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

集落の要望等により改修も行っているところなんですけど、この事業でも設置し、また、宝くじ助成事業、それで整備もしている集落もございますので、何件整備済みでということ、また資料を取って報告をしたいと思っています。

○6番（岡林剛也君）

せっかく避難をしても真っ暗闇で寂しい思いをされたらいけないので、その辺もぜひ加味していただきたいと思います。

次、その下、図書館パワーアップ事業ですけども、契約議案で否決されたときに、たしか772万ぐらいの価格になるということで、その後議決の要らないように700万より下げて今回継続費で出ていますけども、先ほどの説明では、車体製作費が100万ぐらい下がったと、前回、本体価格は190万ぐらいというたしか資料があったんですけども、その辺に関しては、これはそのままでしょうか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えします。

車体に関しても130万に下がっております。

○6番（岡林剛也君）

その辺が妥当な金額だと思います。

それで、せっかく、たしか名前も公募して決まっていると思いますけども、その運営の仕方です。人員とか、あと、どういうふうに戻るのかとか、3年度から多分運営できると思うんですけど、6月ですか、納車して。その後運営すると思うんですけども、その辺の運営の仕方をお伺いします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

今、中央公民館と図書室司書のほうで、実際に図書館が来たときのことを想定して、館長の自家車両で各学校に出向いて書籍を貸出ししている状況であります。その中で、先週でしたか、面縄小学校へ行ったときに100冊ほど借りられたという報告も受けているところです。

こういった中で、今現在、東部、中部、西部と順次学校から回っている状況でありますけど、今後、公民館とか、要望があるところにも回っていきたいと考えているところであります。

○6番（岡林剛也君）

100冊を借りられたと、それは予行演習のためですか。たしか100万ぐらい図書購入費で予算出していたと思うんですけど、それは購入してあるのかどうか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

すみません。前回、移動図書館車両に積み込む書籍という形で答弁したんですけど、すみません。私の勘違いでありまして、移動図書館車両が納入された後、現在、図書室にある書籍を積み込んで、各集落、学校に回るといふ形であります。書籍の購入については毎年、はやりものもありますので、順次購入している状況であります。

○6番（岡林剛也君）

それでは、その前にあった書籍代100万はどうなっているんですか、今。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

現在、今、購入している状況であります。実績としまして、現在300冊ほど購入している状況であります。

○6番（岡林剛也君）

じゃ、3月中に残りは購入するということによろしいですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

今、そのように発注をかけている状況であります。

○6番（岡林剛也君）

次に、7ページの債務負担行為、農業経営基盤強化利子補給費、これは借り入れる人の金利負担軽減のため給付する給付費と思いますが、これについての詳しい説明をお願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらにつきましては、いわゆるスーパーL資金という制度があるんですけども、今はこの制度を、このような感じの利子補給じゃなくても、最初から国・県のほうで補填をしているんですけど、当時、平成24年3月31日までにこのような事業を受けた者の中で条件に満たしている者ということで、この方は1農業生産法人に対しまして、その方の自己負担分の利子を町と県が利子助成をしていると。

それが令和6年まであと4か年残っているというところで、その利息の金額が約1万3,000円ということで、だんだん金利のほうも貸付けしている金額が減るに伴いまして利息のほうもだんだん減っていきまして、最終的には10何円とか300円とか、そんな感じになりまして1万3,000円の予算ということでございます。

○6番（岡林剛也君）

これは9年間ぐらい払っているということですか。

○経済課長（仲島正敏君）

平成20年度に認定を受けているというふうに聞いております。

○6番（岡林剛也君）

金利の何%を大体補給するという計算方式。

○経済課長（仲島正敏君）

個人負担がないということですので、無利子にするような感じの制度でございます。

○6番（岡林剛也君）

それでは、19ページの目12、地域おこし協力隊デザイン委託料20万、これについての説明をお願いいたします。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

これは今、段ボール箱がないということで、ふるさと納税の返礼品を入れる箱のデザイン料でありまして、それを各地からいろいろな見本になるような箱を頂いたり、あと、箱の製作費であります。

○6番（岡林剛也君）

ふるさと納税の返礼品に使う箱のデザイン料ということです。分かりました。

次、その下、先ほどから話題になっている集落活性化事業、目31です。設計委託料が229万2,000円減額、そして、あと、工事監理委託料、これはもともと100万だったのが129万2,000円、そして、もともとはなかった設計監理委託料が100万ということは、この設計委託料はもともとは700万だったんですけど、引いて570万8,000円ということによろしいでしょうか。

○未来創生課長（名古屋二君）

今のおりでよろしいと思います。

すみません。ちょっと修正がありまして、設計監理委託料が、これは間違いでありまして、工事監理委託料のほうにこの100万が移りまして、工事監理委託料が229万2,000円になります。

○6番（岡林剛也君）

ということは、工事監理委託料はなくて、これは0ということです。その分が設計監理委託料229万2,000円ということですか。この工事監理委託料と設計監理委託料って、どこがどういうふうに違うんでしょうか。

○未来創生課長（名古屋二君）

設計監理委託料がちょっと掲載するのが間違いでありまして、工事監理委託料が229万2,000円ということになります。

以上です。間違いです。すみません。間違いで設計監理委託料を0にさせていただきまして、工事監理委託料を229万2,000円に訂正をお願いします。

○6番（岡林剛也君）

それと、その下の工事請負費、最初は3,500万だったんですけども、110万足して3,610万円になると思うんですが、110万円増えた理由は何でしょうか。

○未来創生課長（名古屋二君）

私が10月に異動した後に、設計会社さんと一緒に前里屋敷のほうへ伺いまして、全体を見たら設計図と違うところがありまして、それが、シロアリ等が柱の上までかんでいる状態で、全体的に補強が必要ということで110万計上した次第であります。

○6番（岡林剛也君）

じゃ、もともとシロアリに食べられていたのが、どんどん拡大して行って、その分の補強をするために増えたということです。分かりました。

続いては、31ページの先ほどから出ているバレイショのハーベスターですけども、これ2台、これは今から募集するんですか、その団体は。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらに関しましては、過去に要望がありました方を中心に令和3年度に向けて説明会をして、その中で優先順位をつけて、最終的に残った人の中からくじを引いてもらって、今一応2団体決ま

っています。2団体なんで、その中で優先順位を決める中で、同じなった人に関しては、最終的にその場で、その人たち立会いのもとでお互いに引いてもらって、2名を決めております。

○6番（岡林剛也君）

2台あって2団体、もう決まっているということですか。決まっている。これは町民は皆欲しいと思うんですけども、そういう公募とかは全部しないんですか。要望で探してこの事業を出てきたということですか。

○経済課長（仲島正敏君）

こういうポテトハーベスターとか、大きな事業になりますと、まず組合をつくりまして、それである程度面積があると、それで計画を立てた上でこの事業を乗りたいということで、まずは農家さんのほうから申請があって、そこで初めてこちらのほうが要望するというような形を取っておりますので、いきなりポテトハーベスターが導入できますよというふうな形は取っておりません。

○6番（岡林剛也君）

分かりました。

次は32ページ、農業支援センターです。新規就農研修支援事業費補助金81万円、これが減額されていますけども、この説明をお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちら新規就農研修支援事業費ということで当初に予算を計上しておりましたけれども、こちらの分に関しましては1月から3月分の3名分の81万の減額ということで、今年度も研修生がいなかったということで全額減額になっております。

○6番（岡林剛也君）

農業支援センターは、最初我々が思い描いていたのとは何かどンドンかけ離れて、何のためにあるのかなと、最近なんか農福連携、それで、そこのほうに何か向かっていっているような気もするんですけども、やはり、これは本来のあるべき目的に向かってやっついていかないといけないと思います。

それで、毎年毎年全然研修生がいないと、これは抜本的に何か変えたほうがいいと思いますけども、そういうことは課内とかでも議論をしたことがあるのかどうかお伺いします。

○経済課長（仲島正敏君）

結果的に研修生が入らなかったというような状況もありまして、実際、相談は受けてはしまして、今週もまた関西のほうから1名研修を受けたいということで相談には参ります。

それが研修生として実際に入るのかどうかは別といたしまして、そのような形で今でも相談は受けておりますので、引き続きより、やはり議員がおっしゃるとおりに農業支援センターということで研修をしたり、また、町民の皆様いろんな意味で情報提供ができるような組織の構築というのは、課内で今以上にもんで進めてまいりたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

候補者がいるようなので、また来年度も出てくるとは思いますけども、ぜひ、町の農業振興のために農業支援センターを無駄のないよう活用をしていただきたいと思います。

続きまして、37ページ、先ほどもありましたスクールソーシャルワーカー活用事業です。多分大事な事業なので、来年度もまた入っていると思うんですが、これは、もし人がいなかったら、別に町内にこだわらず、町外からも募集することは考えられないかお伺いします。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの岡林議員のご質問にお答えいたします。

すばらしい今アドバイスをいただきまして、ありがとうございます。

私のほうも以前、12月に岡林議員のほうからスクールソーシャルワーカーの募集の件で質問があった際に、すぐに町内のある方を当たりました。そして、先月返事をいただいたんですが、なかなかちょっと難しいというふうなことで、非常に残念でなりませんでした。

今おっしゃったように、町外からもそういった募集をかけてみようかなと今、私もそういうふう考えております。

○6番（岡林剛也君）

今年度中はこの事業をやっていないわけなんですけども、貧困に苦しんでいる家庭とか、そういう方からの問い合わせとか、学校からの問い合わせとか、そういうのは今年度は1回もなかったということですか。どうしたんでしょうか。

○教委総務課長（上木正人君）

今年度に関しましては、学校のほうからの問い合わせはなかったということでございます。

○6番（岡林剛也君）

わかりました。ぜひ来年こそはふさわしい人を雇用して、子供たち、また、貧しい家庭のために働いて、事業を執行してほしいと思います。

次に、5ページに戻りますけども、第2表、継続費補正です。令和2年度1億362万で9万1,000円補正して1億371万1,000円となっていますけども、今この後ろで、ゲートボール場で地質調査をされていますけども、その費用はこの中から出ているんでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この調査は令和2年度の事業費の中から出ているものであります。

○6番（岡林剛也君）

事業費というと、基本設計委託料の中からということよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

基本計画策定と地質調査、それと、実施設計の事業費であります。

○6番（岡林剛也君）

9万1,000円の内訳はどういったことでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ワーキンググループを開催した際に、ほーらい館の会議室の使用料等で9万1,000円の予算がたりなかったことによって、今回補正で計上をしているというところであります。

○6番（岡林剛也君）

19ページの、そこに、ほーらい館使用料2万6,000円は出ているんですけども、あと6万5,000円はどちらでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

6万6,000円については、予備費から流用しているものと思いますが、また確認をしてお答えをいたします。

○6番（岡林剛也君）

第2表の令和2年度の補正前の1億362万と、19ページの庁舎建設事業費の補正前の金額は違うんですけども、これはどういったことでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

先ほどの会議室使用料の2万6,000円と9万1,000円の差額分がこの表で出ているところでありませう。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 5時21分

再開 午後 5時32分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

先ほどの岡林議員の質問にお答えします。

1月の臨時議会において6万5,000円の会場使用料を計上してございまして、今回2万6,000円、補正で計上していますが、第2表においては、当初の補正前の額でありまして、それに前回の6万5,000円と今回の2万6,000円計上してあるもので9万1,000円となりますので、その分を補正後の額としていますので、すみません。説明が足りなくて申し訳ないです。

○6番（岡林剛也君）

ということは、第2表の継続費補正、補正前の額は、当初の金額をそのまま載せているということですけども、それは正規の予算書の在り方と考えてよろしいでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

当初予算の中で継続費の計上をしてございまして、今回3月最終でありますので、この継続費の補正を両方併せてしたということでありまして、その都度変えていくことが正解なのか、3月まとめてするのがいいのか、また検討をする課題として検討が必要なんですが、今回この令和2年度においてと、あと令和3年度の電算システム移設費設計支援委託の両方が発生しましたので、今回、継続費の補正として第2表を載せているというところでもあります。

○6番（岡林剛也君）

前回6万5,000円補正してありますけども、じゃ、普通だったら6万5,000円、この補正前の額に足して載るのが本当だと私は思いますけども、これでも間違いではないということでもよろしいでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

その補正が生じた時点で、この表、2表も補正をかけるべきかどうかというところですので、またちょっと調べてお答えしたいと思います。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

岡林議員より先ほど質問をいただきました長寿と子宝のまち滞在型観光促進事業の補助金ですが、1月末現在の実績であります。

累計で3,050枚の券を発行しています。申請者が273名、そのうち1月末に換金された分が78万3,000円、店舗数が15軒であります。今現在の3月8日時点の執行状況ですけれども、2,250万円に対して291万7,000円、執行率にしまして12.9%となっています。

○6番（岡林剛也君）

あと88%ぐらい予算の執行残を繰り越すということです、分かりました。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

先ほどクーポン券の切れた部分はどうなるかというご質問がありましたが、それについては無効だということ伺っています。

以上です。

○議長（福留達也君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 5時37分

再開 午後 8時10分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議案第9号の審議を中止します。

議案第10号について補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第10号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。既定の歳入歳出予算の総額を、補正前の額10億4,329万6,000円から9,388万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を9億4,941万3,000円とするものです。

5ページをお開きください。歳入につきまして、2款一部負担金、1項1目一般被保険者一部負担金は、歳入見込みがないことから予算計上全額を減額するものです。

3款分担金及び負担金、2項1目特定健康診査個人負担金及び2目若年者健診個人負担金については、実績に伴いそれぞれ7万3,000円と1,000円の計7万4,000円減額するものです。

5款国庫支出金、1項国庫補助金について、3月から始まるオンライン資格確認に係るシステム改修費用として計上していた8万8,000円が国庫補助対象外となったことを受け8万8,000円減額、3目災害臨時特例補助金を300万円減額し、補正後の額を33万円とするものです。

6款県支出金、1項1目保険給付費等交付金は、普通交付金が8,711万8,000円、特別交付金が126万7,000円それぞれ減額し、補正後の額を7億1,938万4,000円とするものです。主な理由として、保険給付費の支出見込額の減額に伴うものです。

続いて、5ページから6ページにかけて10款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、国保特別会計歳出予算の1款総務費及び2款保険給付費の出産育児一時金の支出見込額の減額に伴い257万6,000円減額し、補正後の額を1億912万6,000円とするものです。

12款諸収入、1項1目延滞金から3目過料までそれぞれ収入見込額の増額に伴い13万4,000円増額し、補正後の目の合計額を95万6,000円とするものです。

同款2項1目預金利子及び下の3項1目特定健康診査等委託料は、いずれも実績によりそれぞれ1,000円ずつ減額となっております。

予算書6ページから7ページになります。12款4項雑入について、項全体で10万9,000円増額し、補正後の額を14万4,000円とするものです。主な理由として、5目一般被保険者第三者納付金と7目一般被保険者返納金の増額によるものです。

続いて、8ページ、歳出について説明いたします。1款総務費、1項1目一般管理費について、補正前の額982万円から117万7,000円減額し、補正後の額を864万3,000円とするものです。

主な理由として、7節報償費のフースケアポイント支援費が25万円減額、8節旅費が87万4,000円の減額となっております。

同款同項2目国民健康保険団体連合負担金、連合負担金の実績に伴う減額と、結核・精神帳票類

作成共同事業負担金の予算組替えによるもので、補正後の額を92万3,000円とするものです。

予算書8ページから9ページになります。1款2項徴収費、補正前の額378万円から74万7,000円減額し、補正後の額を303万3,000円とするものです。

同款3項1目運営協議会費は、運営協議会開催数の減数に伴い3万6,000円減額し、補正後の額を1万8,000円とするものです。

2款保険給付費、1項療養諸費、それぞれ支出見込額の減額に伴い1目一般被保険者療養給付費が5,245万円の減、3目一般被保険者療養費が162万6,000円の減、5目審査手数料が32万円の減となっております。項全体で5,439万6,000円減額し、補正後の額を5億8,064万2,000円とするものです。

続いて、10ページになります。2款2項高額療養費についても、支出見込額の減額に伴い1目一般被保険者高額療養費が3,291万7,000円の減額、3目一般被保険者高額介護合算療養費が5万円の減額、項全体で3,296万7,000円減額し、補正後の額を1億46万6,000円とするものです。

同款3項移送費、4項出産育児諸費、5項葬祭諸費も支出見込額の減額に伴い7万5,000円、210万1,000円、4万円とそれぞれ減額し、補正後の額を、2項が2万5,000円、4項、420万3,000円、5項が36万円とするものです。

続いて、予算書11ページになります。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分については財源組替えによるもので、補正はありません。

4款共同事業拠出金、1項1目共同事業拠出金は、支出見込額の減額に伴い9,000円減額し、補正後の額を1,000円とするものです。

6款保険事業費、1項2目疾病予防経費については、補正前の額480万6,000円から28万7,000円増額し、補正後の額を509万3,000円とするものです。

続きまして、予算書12ページ、6款1項3目医療費適正化対策経費は、補正前の額635万8,000円から117万7,000円減額し、補正後の額を518万1,000円とするものです。

同款2項1目特定健康診査等事業費について、補正前の額763万3,000円から74万8,000円減額し、688万5,000円とするものです。

予算書は13ページになります。7款基金積立金、1項1目準備基金積立金は、支出見込みがないことから科目存置として計上していた1,000円を減額するものです。

9款諸支出金、1項4目一般被保険者保険税還付加算及び5目退職被保険者等保険税還付加算金は、支出見込額の減額に伴い、それぞれ科目存置として計上していた1,000円を減額するものです。

7目療養給費等負担金償還金については、返納ではなく、返納分を差し引いた額を国庫負担金として納付されることで予算計上をしていた6万3,000円全額を減額するものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（福留達也君）

これから、議案第10号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第10号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について採決します。この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第10号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第11号について補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第11号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。既定の歳入歳出予算の総額9億2,096万7,000円に歳入歳出それぞれ1,599万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額を9億497万円とするものです。

歳入について説明いたします。5ページをお開きください。

2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金について、施設介護サービスの使用見込額が減額となることから130万4,000円減額し、補正後の額を1億5,295万5,000円とするものです。

同款2項1目調整交付金、3目地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業、4目地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業以外について支出見込額が減額となることから、それぞれ685万8,000円、81万3,000円、104万円減額するものです。

5目保険者機能強化推進交付金及び6目介護保険保険者努力支援交付金は、実績の確定に伴いそれぞれ183万1,000円、169万9,000円増額し、項全体で518万1,000円減額し、補正後の額を1億1,952万7,000円とするものです。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金、2目地域支援事業支援交付金について、それぞれ支出見込額の減額に伴い、1目介護給付費交付金が234万7,000円の減額、2目地域支援事業支援交付金が109万7,000円の減額、合計344万4,000円減額し、項全体での補正後の額を2億3,157万1,000円とするものです。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金も支出見込額が減額となることから152万1,000円減額し、補正後の額を1億2,046万9,000円とするものです。

予算書6ページになります。4款2項2目地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業と3目地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業以外についても支出見込額の減額に伴い、50万8,000円と52万1,000円の合計102万9,000円減額し、補正後の額を615万9,000円とするものです。

5款繰入金、1項1目介護給付費繰入金、2目地域支援事業繰入金、3目低所得者保険料軽減措置繰入金についても、それぞれ使用見込額の減額に伴い項全体で358万9,000円減額し、補正後の額を1億4,874万9,000円とするものです。

6款諸収入、2項2目雑入について、督促手数料として1万9,000円の増、食の自立支援事業の実績確定に伴う返還金として2万1,000円を増額し、補正後の額を138万8,000円とするものです。

続いて、予算書7ページになります。

6款3項1目第1号保険者延滞金は、収入見込額として3万円を計上するものです。

8款財産収入1項1目利子および配当金についても、収入見込額1,000円を計上するものです。

次に、歳出について説明いたします。予算書8ページからになります。

1款総務費1項1目一般管理費について、補正前の額346万7,000円から44万4,000円減額補正し、補正後の額を302万3,000円とするものです。主な理由として、県収納中止やオンラインの活用によるものです。

2款保険給付費1項1目居宅サービス給付費は210万円の減額。2目特例居宅介護サービス給付費は20万円の減額。3目地域密着型介護サービス給付費は164万円の減額。5目施設介護サービス給付費は500万円の減額。9目居宅介護サービス計画給付費は70万円の減額。全て支出見込額の減額に伴うもので、項全体で964万円減額し、補正後の額を7億5,947万円とするものです。

予算書9ページになります。

2款2項1目介護予防サービス給付費は100万円の増額。3目地域密着型介護予防サービス給付費は15万円の減額。7目介護予防サービス計画給付費10万円の増額。いずれも支出見込額の増減によるもので、項全体で95万円増額し、補正後の額を1,224万円とするものです。

同款6項1目特定入所者介護サービス費は、財源の組替えによるもので増減はありません。

3款地域支援事業費1項1目サービス事業費は、補正前の額946万2,000円から122万4,000円減額し、補正後の額を823万8,000円とするものです。主な理由といたしまして、短期集中通所リハビリなどの12節委託料が58万5,000円の減額。コロナウイルスの影響により、訪問介護負担金は増額となったものの、通所介護負担金が減額となり、サービスに係る18節負担金が60万6,000円の減額となっております。

2目介護予防ケアマネジメント事業費については、所要見込額が減額となることから3万6,000円減額し、補正後の額を68万4,000円とするものです。

予算書は10ページになります。

3款2項1目一般介護予防事業費は、補正前の額1,161万8,000円から283万8,000円減額し、補正後の額を878万円とするものです。主な理由といたしまして、講師の派遣に係る7節報償費が13万

5,000円の減額。地域さわやかサロンなど各教室の12節委託料が238万円の減額が主な理由となっております。

同款3項1目総合相談事業費、補正前の額429万円から51万7,000円を減額し、補正後の額を377万3,000円とするものです。主な理由として、会計年度任用職員の報酬が11万5,000円の減額。研修等旅費が28万4,000円減額となっております。

2目権利擁護事業費は、旅費の減額により、補正後の額を20万円としております。

次に、予算書11ページになります。

3款3項3目包括的継続的ケアマネジメント支援事業について、募集をしていたケアマネジャーの応募がなかったことによる減額が主な理由で、106万円減額し、補正後の額を46万円とするものです。

4目任意事業費は、支出見込額の増減に伴い、委託料が27万8,000円の増額、扶助費が72万8,000円の減額となっており、補正後の額を755万4,000円とするものです。

5目在宅医療介護連携推進事業費、及び7目認知症総合支援事業費、8目地域ケア会議推進事業費については、コロナウイルスの影響による減額で、主に5目で12節委託料が11万8,000円の減額。7目で、8節旅費が11万3,000円。12節委託料が10万8,000円の減額。8目で報償費の4万8,000円が減額となっております。

予算書12ページになります。

4款1項1目介護給付費等準備基金積立金は、令和元年度地域支援事業費の実績確定に伴う減額となっており、9万7,000円減額し、補正後の額を70万6,000円とするものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

これから、議案第11号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第11号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第11号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第12号について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第12号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額1億9,143万1,000円に、歳入歳出それぞれ323万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額を1億8,819万4,000円とするものです。

5ページをお開きください。

歳入につきまして、2款使用料及び手数料1項2目督促手数料について、収入見込額の増額に伴い8,000円増額し、補正後の額を9,000円とするものです。

3款繰入金1項一般会計繰入金について、1目事務費繰入金から4目保険事業費繰入金まで、実績確定や支出見込額の減額に伴うもので、項全体で456万2,000円減額し、補正後の額を1億3,744万4,000円とするものです。

4款繰越金1項1目繰越金は、令和元年度決算剰余金が232万5,000円増額、前年度徴収保険料繰越金が負担金の確定に伴い、歳入の見込みがないことから50万円減額し、差額の182万5,000円増額補正し、補正後の額を232万6,000円とするものです。

5款諸収入2項1目還付加算金は、支出見込額の減額に伴い16万円減額補正し、補正後の額を14万円とするものです。

同款4項受託収入についても、実績確定及び支出見込額の減額に伴い、それぞれ31万8,000円と3万円の減額。款全体で34万8,000円の減額で、補正後の額を84万3,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。6ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費について、補正前の額283万4,000円に23万4,000円減額し、補正後の額260万円とするものです。主な理由として、新型コロナウイルスの影響による8節旅費の減額や、保険証の印刷費用に伴う10節需用費の減額によるものです。

同款2項1目賦課徴収費は、通信運搬に係る費用の所要見込額が減額となることから13万9,000円減額し、補正後の額を27万3,000円とするものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療特別会計内の歳入歳出差額調整として216万9,000円減額し、補正後の額を1億8,371万9,000円とするものです。

予算書6ページから7ページになります。

3款保険事業費1項1目健康診査事業費、実績の確定に伴い、補正前の額166万7,000円から50万

1,000円減額し、補正前の額を116万6,000円とするものです。

同款同項4目訪問指導事業費、所要見込額の減額に伴い、補正前の額15万6,000円から3万5,000円減額し、補正後の額を12万1,000円とするものです。

4款諸支出金1項1目保険料還付金について、補正前の額30万2,000円から15万9,000円減額し、補正後の額を14万3,000円とするものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（福留達也君）

これから、議案第12号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第12号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について採決をします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第12号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第13号について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（澤佐和子君）

議案第13号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算額の総額1億2,240万2,000円から、歳入歳出それぞれ1,788万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億4,511万7,000円とするものです。

歳入について説明いたします。予算書3ページをお願いいたします。

2款繰入金において、補正前の額6,159万6,000円から1,788万5,000円を減額し、補正後の額を4,371万1,000円とするものであります。主には、会計年度任用職員や職員給与繰入金の減額や燃料費の減額によるものです。

歳入合計、補正前の額1億2,240万2,000円から1,788万5,000円を減額補正し、補正後の歳入合計

を1億451万7,000円とするものであります。

続きまして、歳出につきまして6ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の1節報酬から4節共済費に置いては、職員の育休や会計年度任用職員の退職などに伴い減額するものであります。

7節報償費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大対策として休館をおこなったことから、各教室を休校したことによるもので25万8,000円を減額しています。

8節旅費につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大により、研修や水泳大会が中止になったことにより46万2,000円を減額しています。

10節需用費につきましては、主にはコロナによる休館やバス3台分の燃料費が運転業務の委託などにより690万円を減額するものです。

11節役務費においては、主には広告料やイベント中止に伴い減額するものであります。

12節委託料においては、運転管理業務委託料のうち設備管理委託料が70万円減額となったものであり、水泳インストラクター業務委託料の40万円の減額につきましては、休校や水泳インストラクターの退職によるものであります。インストラクター業務委託費においても、同様に19万円を減額にするものであります。

13節使用料及び賃借料のうち18万9,000円は有線放送使用料で、ほーらい館アプリを創設し、会員の利用促進を図るため、会員への情報発信や将来のアポイント事業への活用などを図っていく予定で、9月に補正を行いました。立上げに時間を要しまして年度内には間に合わないということで、4月以降開始となったため減額するものであります。

15節原材料費については、修繕箇所が多く、修繕用部品を必要としましたが、製作用材料費としての原材料としては活用できないということで、84万4,000円を減額するものであります。

2款1項1目健康増進事業費7節報償費においては、教室休校に伴い8万円を減額するものであります。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福留達也君）

これから、議案第13号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第13号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）

について採決をします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第13号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第14号について、補足説明があればこれを許します。

○水道課長（徳永正大君）

議案第14号、令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）を説明いたします。

上水道事業会計補正予算（第3号）1ページと2ページの補正予算計画書に伴って説明いたします。

まずは、収益的収入及び支出の補正についてでございます。

収益的収入及び支出について、収入から説明いたします。

水道事業収益、既決の予定額3億1,773万2,000円から1,743万7,000円を減額し、3億29万5,000円といたします。

一方、水道事業費、既決の予定額3億1,439万2,000円も同じく1,743万7,000円を減額し、2億9,695万5,000円とするものです。

その内訳として、款1水道事業収益、項1営業収益、目3その他営業収益、節1他会計負担金を既決の予定額1億2,154万9,000円から1,743万円を減額し、1億411万2,000円とするものであります。この理由につきましては、他会計負担金を財源に予定していた費用が、総じて減額する予定となったために減額するものでございます。

収益的支出について、款1水道事業費、項1営業費用、目1原水浄水の615万5,000円を減じる理由としては、機能改善などによる電気代と薬品代の節約によって生じたものです。

また、3目の総係1,441万4,000円を減額を予定しています。主な理由として、会計年度職員の報酬や職員の異動に伴う報酬、給料、手当、法定福利費、合計480万5,000円を減じるものでございます。そのうち、給料につきましては15万5,000円を増額することとなりましたので、今ページ下段の議会の議決を得なければ流用することができない費用で計上しております。

節5の委託費につきまして、経営戦略等計画策定委託事業が当初設定していた金額の65%程度で落札されたため、870万円の減額となりました。しかしながら、項2営業外費用、2目消費税、節1消費税で143万5,000円の増は、旧簡易水道事業の統合によって消費税の納付額が増加したため、年度途中で中間納付の義務が生じたことによるものです。

項3の特別損失につきましては増減はございません。

以上のことにより、水道事業収益と水道事業費用ともに、既決の予定額からそれぞれ1,743万7,000円を減額補正する予定で、収入と支出の差引きで334万円の利益が生じる予定となっております。

続きまして、資本的収入及び支出の補正について説明いたします。

資本的収入は、補正予定はございません。

資本的支出、既決の予定額1億7,869万円から14万6,000円を減じて、1億7,854万4,000円とするものです。これは、2ページの実施計画（第3号）の下段のとおり、項2排水費用施設費のうち、目2メーター購入費の入札執行残の処分によるものであります。よって、3号、次に記載する資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は6,262万1,000円となります。過年度分損益勘定留保資金を補填するものいたします。

また、先ほど説明いたしました款1水道事業費、項1営業費用、目3総係費のうち2節の給料の15万5,000円増を含む給与職員の補正が生じたので、併せてご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（福留達也君）

これから、議案第14号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第14号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号、令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）について採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第14号、令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第19 令和3年度施政方針

○議長（福留達也君）

日程第19 令和3年度施政方針について説明を求めます。

○町長（大久保明君）

こんばんは。これから、施政方針を述べてまいりますけれども、「これからの人口減少社会のデザイン」という本がかなり売れておりまして、その中を一部紹介してから始めたいと思います。

これ、京都大学のこころの未来研究センター、広井良典教授が人口減少社会のデザインという中

で、デジタル化は手段であり、何をすることが重要であるということを述べております。そして、これからの時代は、生命関連産業という観点が大事である。1つは健康と医療である。2つ目が再生可能エネルギーを含む環境問題。3つ目が生活と福祉である。4つ目が農業。6つ目が文化というふうになっております。

こういうことを前提に、ビッグデータを駆使して、AIでこれから日本の将来は都市集中型のまま行くのか、それとも分散型社会になるのかということビッグデータで解析した結果、何と日本社会は都市集中型ではなくて地方分散型。この分散型といいましても、福岡とか札幌、仙台のような集中しているところではなくて、市町村レベルの単位に分散していくことが日本の将来のために重要であるというふうな結論が出ております。

そういったこの学者の本を参考にしながら施政方針を述べていきたいと思っております。

令和3年第1回伊仙町議会定例会の開会にあたり、伊仙町議会議員各位と町民の皆様に対しまして、令和3年度に臨む町政運営に関わる所信と基本方針を申し上げます。ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年も、新型コロナウイルス感染の影響により、多大な、かつて歴史、経験したことないような状況に陥っております。

そういった中で、東京オリンピック・パラリンピックが開催されるか、まだ決定しておりませんが、伊仙町とホストタウンにあるボスニア・ヘルツェゴビナのほうから、先般報告がありまして、オリンピックへの不参加を表明いたしました。しかしながら、これからもホストタウンという形でさらなる交流を深めていきたいと考えております。

また、世界自然遺産登録の可否が、本年の6月から7月にかけて判断されます。2021年の5月から、小学校をはじめとして環境教育を行う予定であり、登録に向け、普及啓発など関係機関と連携し、全力で取り組んでまいります。

令和3年度の施政方針は、本町の現況を踏まえた上で、先ほど述べたような中で、「財政」、「防災」、「地方創生」、「生活環境・産業」、「保健福祉・医療・介護」、「環境、観光」、「教育」の7つの分野で、全ての町民の主役のまちづくりの実現に向けた政策をさらに提案していきます。

財政分野においては、事業の見直しや再構築を進めるとともに、財源の大半は町民の貴重な税源であるとの認識の下に、健全化の取組を推進し、歳出削減や新たな財源の確保に様々な方策を検討、実施し、事業がスムーズにできるよう、全職員一丸となって取り組んでまいります。

防災分野においても、近年激甚化している台風や地震、豪雨などの様々な災害に対し、自助・共助・公助の精神で伊仙町が一体となり、全集落における避難訓練の実施など、安心・安全な地域の構築に向け、自主防災組織の育成を図ります。

老朽化した庁舎建て替え計画を現在進めております。

また、公民館、生活館などを防災拠点の機能向上を目的として防災機能を強化することで災害に強いまちづくりに取り組めます。

また、伊仙町国土強靱化計画に基づき、防災・減災・国土強靱化に向けて、さらなる取り組みを進めます。

地方創生においては、「集中から分散へ」、「生涯活躍のまちづくり」を実現するため、令和2年度から5か年計画である第2期「伊仙町まち・ひと・しごと・創生総合戦略」において定めた4つの基本目標を推進し、各集落、小規模校区単位の活力、特色を引き出す施策を進めてまいります。

また、令和元年7月に設立した一般社団法人長寿子宝社と連携し、行政の手の届かない細かな課題や町民や民間企業の要望をマッチングさせることで、事業の担い手不足の解消や雇用創出を図ります。

生活分野においては、伊仙町公営住宅等長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金、公営住宅等整備事業等を活用し、公営住宅の新規整備や建て替え、既存町営住宅の長寿命化のための修繕、改善を進めます。また、伊仙町公営住宅等整備計画も、現況に合った計画となるよう随時見直してまいります。

これは、書いてありませんけれども、今後、リース事業で小規模校区を中心とした子育て世代、高齢者を対象とした住宅を2年間で50軒を目標に建設をしていきます。

あわせて、水道事業については、水源地帯の環境保全でよりより水質を確保し、公平な利用環境を整え、生活用水を最優先に考え、水道利用料金の公平な負担をお願いしていきます。

環境分野において、クリーンセンターでは令和8年度までに焼却ごみをマイナス2,000tを目指しております。その中で、本町では300tの焼却ごみ減量が必要であるため、現在焼却しているごみから新たなリサイクル品目追加に取り組んでまいります。

産業分野においては、農業生産額50億の持続的な達成に向け、さとうきび生産農家支援として、ビレットプランターなどの各種植付け作業、各種トラクター作業の費用助成、採苗班活動への支援を行い、面積の拡大を図り、適期管理作業の推進のため、徳之島さとうきび農作業受委託調整センターを最大限に活用するとともに、夏植え型の栽培体系を推進することにより、単収向上に取り組み、土づくり及び地力の強化に取り組めます。

畜産農家支援として、優良素牛事業の交付金を増額し、繁殖雌牛の品質向上や飼養頭数の増加を図ります。

また、畜産分野におけるスマート農業を推進するため、牛温恵などの導入を推進することで、畜舎内での事故の防止に努め、畜産農家の所得向上及び飼養管理の向上を図ります。

小規模農家から大規模農家まで、それぞれの経営規模に応じた畜産資材の導入を推進します。

園芸農家支援については、奄美農業創出支援事業を活用し、共同利用機械整備によるポテトハーベスターの整備を行い、バレイショの栽培技術の向上を図り園芸振興に努めます。

また、推進事業を活用し、農家の栽培技術、生産意欲の向上、また生産基盤の強化に努めます。

鳥獣被害対策として、鳥獣被害防止対策実践事業の活用により、有害鳥獣駆除を推進します。有害鳥獣捕獲従事者の研修会参加費用や旅費を補助し、捕獲従事者の技術向上を図ります。

農家ごとのイノシシ被害対策を促すべく、イノシシ対策資材の購入費用の助成を行います。

次に、子育て分野においては、母子手帳発行や乳幼児健診、戸別訪問等の機会を利用し、子供の成長、発達について保護者の理解を深めます。

また、関係機関と連携を図り、一人ひとりの特性や家庭環境に合わせた支援や相談体制の充実に努めます。

また、子育て中の親子の不安を取り除くため、交流促進や育児の相談する場を設け、そして子育ての孤立感、負担感の解消を図り、本町の実情に即した体制づくりと切れ目のない子育て支援を行います。

保健分野においては、予防から医療・介護までの一体的需要の推進を図り、関係課や関係機関等で連携を強化し、P D C Aサイクルに基づいた保健医療介護予防対策を強化します。

また、一次予防から重症化予防まで取り組むとともに、各集落公民館やほーらい館等を活用した予防活動の強化や、専門機関とともに連携した取り組みを推進します。

福祉分野については、地域の課題に対応した障害福祉サービスや、地域生活支援事業の提供体制を整備し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

また、障がいのある児童への支援として、保育所や教育機関、支援事業所と連携を図り、発達支援を推進します。

介護分野については、令和3年度より新たに高齢福祉計画及び第8期介護保険事業計画がスタートします。地域住民に介護保険制度の理解を深めてもらうため、広報誌の活用や集落での座談会などを実施して、地域住民みんなで支えていけるような制度運営を推進していきます。

また、必要な方に必要なサービス提供を行い、適切に運営していけるように、地域包括支援センターと連携して取り組みます。

医療分野については、関係部署や関係機関との連携を図り、切れ目のない一体的事業運営に取り組むことを推進し、医療費適正化など機能強化に努めます。

また、今年度の新たな取組として、国特別調整交付金（結核・精神）に係る申請支援共同事業による事務の効率化、申請額の増加を図ります。

後期高齢者医療保険事業について、介護予防、生活習慣病などの疾病予防や重症化予防の一体的な取組を推進するため、医療・介護・健診などのデータを活用し、地域包括支援センターや健康増進課と連携を図りながら、地域サロンや介護予防教室などの通いの場で運動、栄養、口腔などの健康教室、健康相談を実施します。

教育分野においては、伊仙町の未来を担う子供たちが、自らの力で明るい未来を切り拓いていくことができるように、学校、家庭、地域、行政の緊密な連携の下で、一丸となって子供たちの学びを支える体制を整えるとともに、町民の誰もが、生涯を通じて豊かに学ぶことができる生涯学習社会に向けて、教育の充実、発展に取り組みます。

社会教育分野においては、未来の伊仙町を担う人材育成の観点から、徳之島を知り、学びを深め

る地域教育の場を子どもたちに提供します。

また、人生100年時代を見据え、年齢に関係なく全ての人が学び続け、能力を發揮できる機会と場を提供するためのキャリア教育、地元学、図書室充実、スポーツ活動などを推進してまいります。

以上の施策を着実に実行することで、年齢、性別、障がいのあるなしに関わらず、「すべての町民を主役とした生涯活躍のまちづくり」実現に向け、今後とも町民の皆様並びに議会議員各位にご支援ご協力を心からお願い申し上げます、令和3年度の施政方針といたします。

令和3年3月3日、大久保明。

よろしく申し上げます。

○議長（福留達也君）

これで、令和3年度施政方針についての説明を終結します。

- △ 日程第20 議案第15号 令和3年度伊仙町一般会計予算
- △ 日程第21 議案第16号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計予算
- △ 日程第22 議案第17号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計予算
- △ 日程第23 議案第18号 令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算
- △ 日程第24 議案第19号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算
- △ 日程第25 議案第20号 令和3年度伊仙町上水道事業会計予算

○議長（福留達也君）

日程第20 議案第15号、令和3年度伊仙町一般会計予算、日程第21 議案第16号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、日程第22 議案第17号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計予算、日程第23 議案第18号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、日程第24 議案第19号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、日程第25 議案第20号、令和3年度伊仙町上水道事業会計予算の6件を一括して議題とします。

提出者より、一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

提案理由の説明をいたします。

議案第15号は、令和3年度伊仙町一般会計予算、議案第16号は、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、議案第17号は、令和3年度伊仙町介護保険特別会計予算、議案第18号は、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号は、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、これらの予算につきまして、地方自治法第96条第1項、第2号の規定により提案しております。

議案第20号は、令和3年度伊仙町上水道事業会計予算を、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案しております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

ただいま提案理由の説明があった議案第15号から議案第20号までの6件については、後ほど、当初予算審査特別委員会に付託する関係上、1回1項目の質疑をお願いいたします。

○8番（上木千恵造君）

令和3年度伊仙町一般会計予算について質疑をいたします。

予算書の117ページをお願いいたします。

10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費18節負担金及び交付金の、伊仙町民会議補助金の詳細説明をお願いしたいと思います。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは、令和2年度まで計上されていた家庭教育学級報償費、町青少年健全育成町民会議補助金、青少年交流事業補助金、生涯学習振興費を1つにまとめ、新たに伊仙町町民会議補助金としたものでございます。

青少年交流事業に関わるものについては、ふるさと納税を活用し、それ以外のものについては一般財源となります。

○議長（福留達也君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号から議案第20号までの6件について、議長を除く13名の議員によって構成される当初予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号令和3年度伊仙町一般会計予算から議案第20号令和3年度伊仙町上水道事業会計予算までの6件は、議長を除く13名の議員によって構成される当初予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

これから当初予算審査特別委員会の正副委員長の互選を行っていただきます。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 9時07分

再開 午後 9時08分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

当初予算審査特別委員会の委員長に牧 徳久君、副委員長に美島盛秀君が互選されましたので、

ご報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

次の議会は、9月10日午前10時から開きます。議事日程は一般質問であります。どうもお疲れさまでした。

散 会 午後 9時09分

令和3年第1回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和3年3月10日

令和3年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年3月10日（水曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（杉山 肇議員、樺山 一議員、上木千恵造議員、佐田 元議員）4名

1. 出席議員（14名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|---------|------|----------|
| 1番 | 杉山 肇 君 | 2番 | 牧本 和英 君 |
| 3番 | 西 彦 二 君 | 4番 | 佐田 元 君 |
| 5番 | 清 平 二 君 | 6番 | 岡林 剛也 君 |
| 7番 | 牧 徳久 君 | 8番 | 上木 千恵造 君 |
| 9番 | 永田 誠 君 | 10番 | 福留 達也 君 |
| 11番 | 前 徹志 君 | 12番 | 明石 秀雄 君 |
| 13番 | 樺山 一 君 | 14番 | 美島 盛秀 君 |

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 稲田 良和 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|---------|----------|------------|---------|
| 町 長 | 大久保 明 君 | 総務課長 | 久保 等 君 |
| 未来創生課長 | 名古 健二 君 | くらし支援課長 | 稲田 大輝 君 |
| 子育て支援課長 | 稲泉 喜博 君 | 地域福祉課長 | 大山 拳 君 |
| 経済課長 | 仲島 正敏 君 | 建設課長 | 福島 隆也 君 |
| 耕地課長 | 穂 浩一 君 | きゅらまち観光課長 | 幸 孝一 君 |
| 水道課長 | 徳永 正大 君 | 農委事務局長 | 豊島 克仁 君 |
| 教育 長 | 大山 惣二郎 君 | 教委総務課長 | 上木 正人 君 |
| 社会教育課長 | 伊藤 晋吾 君 | 学校給セ所長 | 松田 博樹 君 |
| 健康増進課長 | 澤 佐和子 君 | 選挙管理委員会書記長 | 重村 浩次 君 |
| 総務課長補佐 | 寶永 英樹 君 | | |

令和3年 第1回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 | 質問相手 |
|----|------------------|-------------------------------|---|-------|
| 1 | 杉山 肇 (議席番号1) | 1. 義務教育就学 児医療費助成 事業について | ①当該事業に関し、支給までの流れや年度 毎の給付実績について問う。 | 町 長 |
| | | | ②当該事業について、支給漏れ等はないか。 また、町内小中学校生の保護者への周知 はしっかりとされているのか問う。 | 町 長 |
| | | 2. 保護者の負担 軽減について | 町内の小中学校において、保護者負担と なる経費にはどのようなものがあるのか問 う。 | 教 育 長 |
| | | 3. 住宅施策につ いて | 令和3年度西部地区に建設が予定されて いる公営住宅について、その詳細と完成の 時期について問う。 | 町 長 |
| 2 | 樺山 一 (議席番号13) | 1. 環境行政につ いて | ①伊仙町一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥） 処理業務の新規許可について、平成 26年度より現在までの年度ごとの経緯 と許可した日付について問う。 | 町 長 |
| | | | ②既存業者より新規許可の取り消しを求め て提訴されているが、その経緯と事由ま たは結審した事件についてのその結果と 裁判中の事件についての経過を問う。 | 町 長 |
| | | | ③一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理業 務の新規許可取り消し訴訟関連の支出済 み金額（弁護士費用・裁判費用・職員及 び町長の旅費・伊仙町内の浄化槽の調査 費用・浄化槽政策検討委員会の会議費用） について事件別に問う。 | 町 長 |
| 3 | 上木千恵造 (議席番号8) | 1. 役場庁舎の建 替えについて | ①役場庁舎建替えの基本設計業務に競争入 札方式ではなく、これまでの当町におい ては実施事例の少ないプロポーザル方式 を採用しているが競争入札と比べて、ど のようなメリットがあるのか問う。 | 町 長 |
| | | | ②今回の基本設計業務も含め、今後の庁舎 建設のスケジュール等はどのようになっ ているのか問う。 | 町 長 |
| | | 2. まちづくり連 携協定につ いて | 昨年10月21日締結されている日置 市・伊仙町まちづくり連携協定書の目的及 び今後の活動方針計画等はどのように進め ていくのか問う。 | 町 長 |

| | | | | | |
|---|------------------|----------------------------|--|---|---|
| 3 | 上木千恵造 (議席番号8) | 3. ゴミ焼却施設の建替え問題について | ①目手久地区で、現在稼働中の徳之島広域愛ランドクリーンセンターのゴミ焼却施設は、耐用年数が過ぎ、建替え時期となっているため、次期建設候補地の選定作業中とのことである。新聞報道等では、伊仙町、天城町の両町が名乗りをあげているようであるが、この建替え問題について、現在の進捗状況はどのようなになっているのか問う。 | 町 | 長 |
| | | | ②今後の施設建設のスケジュールはできているのか問う。 | 町 | 長 |
| | | | ③現時点において、両候補地の施設建設工法、概算事業費等の計画案はできているのか問う。 | 町 | 長 |
| 4 | 佐田 元 (議席番号4) | 1. きゅらまち観光課における公金の盗難事件について | ①盗難にあった公金の額や内容、事件の発生時期、経緯などの事実関係を問う。 | 町 | 長 |
| | | | ②多額の現金を会計課に引き継ぐことなく長期間、課内に保管していた理由について問う。 | 町 | 長 |
| | | | ③現金を徴収した場合の会計上の処理は本来どうすべきであったか問う。 | 町 | 長 |
| | | | ④盗難事件として、警察への届け出の時期と捜査状況について問う。 | 町 | 長 |
| | | 2. 公金の適正処理に関する町の対応について | ①今回の盗難事件を受けて再発防止等のためにどのような措置を講じたのか問う。 | 町 | 長 |
| | | | ②これまでの度重なる公金の不適正処理事案の発生の際に講じたとされる職員研修などは、全く効果がなかったと考えられるかどうか問う。 | 町 | 長 |
| | | | ③きゅらまち観光課以外の課では、公金の紛失や使途不明などの事案はないのか問う。 | 町 | 長 |
| | | 3. 事件に対する責任について | ①盗難で生じた被害額は、どのように補填したのか問う。 | 町 | 長 |
| | | | ②補填はどのような基準で行ったか問う。 | 町 | 長 |
| | | | ③被害額の補填とは別に関係職員に対する処分がなされたのか問う。 | 町 | 長 |
| | | | ④町長は、これまでの議会答弁において「あらゆる町の損失に関しては、町長に責任がある。」と答弁しているが、今回の事案に関してどのような責任を負ったのか問う。 | 町 | 長 |

| | | | | | |
|-------------|---|------------------------------|--|-------------|--|
| 5 | 美島 盛秀 (議席番号14) | 1. 令和2年第4回定例会と令和2年第5回臨時会について | 令和2年12月8日開会の、令和2年第4回定例会が流会になったが町長の関与はなかったか。また、12月17日開会の第5回臨時会で修正動議が提出され議決された。19日の会議で議案が撤回されるなど、執行部の不手際と失態で議会運営に大きな影響を与え、特別委員会を設置する結果となったが町長の認識を問う。 | 町 | 長 |
| | | 2. 新型コロナウイルス感染症対策について | ①新型コロナウイルスワクチンの接種計画(準備)について問う。 | 町 | 長 |
| | | | ②鹿児島県事業継続緊急支援金給付事業について問う。 | 町 | 長 |
| | | 3. 農業振興について | ①令和元年度の糖業・畜産・バレイショ・果樹園芸の農業生産額について分野別に問う。 | 町 | 長 |
| | | | ②春植え助成事業の助成内容について問う。 | 町 | 長 |
| | | | ③糖業振興会について問う。 | 町 | 長 |
| | | 4. 令和3年度施政方針と大久保町長の政治姿勢について | ①「未来創生へ更なる飛躍、全ての町民が主役のまちづくりの実現に向けて」がスローガンであるが、5期20年を省み検証した上で、伊仙町のトップリーダーとしての資質があったのか、また政治倫理が欠如しているとおもうが町長の考えを問う。 | 町 | 長 |
| | | | ②施政方針が、抽象的で具体性がないと思うが問う。 | 町 | 長 |
| | | | ③本年10月には町長も任期満了となるが、次期町長選挙へ出馬の考えはあるのか問う。 | 町 | 長 |
| | | 6 | 西 彦二 (議席番号3) | 1. 農業政策について | 令和2・3年期の糖業開始が始まり後半となります。今期は台風被害や干ばつ等の被害も少なく、生産量は例年に比べ増産だと思われるが、生産見込み量、製糖終了時期について問う。また、さとうきび増産推進事業及びさとうきび生産継続支援事業の今後について問う。 |
| 2. 観光振興について | 第44回世界遺産委員会が本年6月から7月に開催が決定しているが、今後観光地等の整備や来島者の対応を町としてどう進めていくのか問う。 | | | 町 | 長 |
| 7 | 清 平二 (議席番号5) | 1. 伊仙町内の危険個所について | 伊仙町内の危険個所のハザードマップがあるのか。また、これらの改善計画等について問う。 | 町 | 長 |

| | | | | | |
|---|-----------------|----------------------------|----------------------------|---|---|
| 7 | 清 平二 (議席番号5) | 2. 施策3 災害につよいまちづくりについて | 各集落の避難所の改修整備計画について問う。 | 町 | 長 |
| | | 3. 施策17 畜産農家に対して畜産資材導入について | スタンションの購入計画と予算について問う。 | 町 | 長 |
| | | 4. 施策19 農林水産物輸送コスト支援事業について | 過去3年間の実績と今後の活用について問う。 | 町 | 長 |
| | | 5. 施策20 有害鳥獣駆除及び対策について | 捕獲従事者の技術向上を図り効率的な捕獲について問う。 | 町 | 長 |
| | | 6. 伊仙町糖業振興会について | 糖業振興会の会計処理は適正に処理されているのか問う。 | 町 | 長 |

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（福留達也君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（福留達也君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、杉山 肇君の一般質問を許します。

○1番（杉山 肇君）

町民の皆様、おはようございます。今回、最初の当番ということに相なりました議席番号1番、杉山 肇です。

令和3年度第1回定例会において、ただいま議長より一般質問の許可がありましたので、冒頭挨拶を述べさせていただき、続いて、通告している事案について質問したいと思います。

新型コロナウイルス感染状況に関しては、皆さんご存じのとおりと思いますが、今月7日には、徳之島徳洲会病院の最初のワクチンが到着しました。医療従事者の方々を最優先に、高齢者や基礎疾患のある方など、順次接種予定と聞いていますが、これまでも日々対応に苦勞されている医療従事者の方々、行政、民間企業の皆様、そして何より、不運にも罹患された方とご家族にはお見舞い申し上げます。

伊仙町においては、全住民に対して本年中のワクチン接種完了を目標とされているとのことで、医療関係者、地域福祉関係の皆様にはまだまだ負担があるかと思いますが、ぜひとも予定どおりの遂行をお願いしたいと思います。

長引く自粛期間の中で、これまで地域経済のダメージは甚大であり、昨日の本会議の中でもありました新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金などの予算活用は、町民の心情に沿った使い道、適宜執行に努めていただければと思います。

そんな中、今回、バレイショの買取価格、サトウキビの育成状況は明るいニュースでありました。農業立町伊仙町として、農業収入の向上とそこからの地域経済への波及効果を期待しています。

それでは、本題に入らせてもらいます。

まず1点目、義務教育就学児医療費助成事業についてですが、これは、平成31年度に予算化されていると思います。助成対象者への支給手続の方法を含めた制度の告知方法と毎年度の給付実績についてお尋ねします。

次に、当該事業について、本来は助成対象となっている方への支給漏れなどがないか、周知はしっかりとなされているのかをお伺いします。

2点目に、義務教育下での保護者負担についてです。

教育委員会のほうには2月1日付で要望書を提出済みですが、憲法でうたわれている義務教育の

無償化に関して、平成29年5月の衆議院本会議での答弁により、学校教育法5条及び地方財政法第27条の4の規定を踏まえ、また、住民の税外負担の解消の観点から、安易に保護者負担に負担転嫁をすることは適当じゃないことに留意して、各学校の設置者により判断されるべきものであると政府見解が出ています。これを受けて、町内の小中学校における保護者負担となる経費はどのようなものがあるか、お尋ねします。

最後に、住宅政策に関してですが、令和3年度に西部地区による建設が予定されている公営住宅について、その詳細と完成時期についてはお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行います。

○町長（大久保明君）

杉山 肇議員の質問にお答えいたします。

そしたら、コロナ等に関しまして、徳之島でも接種が始まったということでもあります。改めて、いろいろ関係者の方々に、去年は拍手を送るというふうな流れがありましたけれども、今年また、拍手を送っていきたいと思いますので、皆さんよろしくお願ひします。全国で、全世界で医療関係者の方々に、命がけでコロナ対策をやっている方々に対しまして拍手を送りたいと思います。（拍手）

後は、教育長のほうから、また答弁してもらいます。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

杉山議員の義務教育就学児医療費助成関係について答弁いたします。

支給の流れや毎年度ごとの給付助成について問うということですが、まず、本事業は平成31年度より開始して、本年度で2年目となります。対象は6歳から15歳までの児童を養育している夫婦等となっております。また、助成の金額は、医療費に係る窓口負担分の額となっております。

支給までの流れについては、毎年、申請書を提出していただき、受給者資格登録を行います。登録した月より医療費の助成が可能となります。資格者は医療機関の領収証を当課へ持参していただき、助成金は後日、登録された口座へ振り込みという流れとなっております。

毎年度の給付実績につきましては、平成31年度助成延べ人数1,001名、助成総額263万4,804円、本年度、2月末現在でございますが、助成延べ人数1,191名、助成総額331万5,019円となっております。

○1番（杉山 肇君）

これ、年度前に金額の上限というのがあるはずなんですが、これ、今後、この予算対策をせずと定着させるという考え方をとられるのかどうか。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

来年度より、乳幼児医療が子ども医療という形を変えまして、非課税世帯が6歳から18歳まで拡充されております。そのため、本義務教育に該当する方々が子ども医療というほうに移行するということとなる可能性がありますので、義務教育の今事業に関しては、予算は若干減少していくものと考えております。

○1番（杉山 肇君）

じゃあ、名称が変わって継続はされるというとらえ方でよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

そうです。

○1番（杉山 肇君）

わかりました。2番目、お願いします。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

支給漏れ等はないか。また、町内小中学生の保護者への周知はしっかりなされているかを答弁。支給漏れについては、現在のところ、支給漏れに関するお問い合わせ等がないために、一応ないものと考えております。

保護者への周知につきましては、対象校の児童の人数等を確認後、本事業の案内及び申請書用紙を各小中学校から各ご家庭のほうへ配布をしていただいております。また、広報誌、今年度は令和2年3月号に、他の事業とともに掲載させていただいております。

○1番（杉山 肇君）

これは僕は、通告の文章がちょっと足りなかった部分がありまして、今ちょっと言わせてもらいますが、これ、町内小中学生の保護者への通知はしっかりとされているかというチェックになっているんですが、これ、考えてみたら、小中学生の保護者だけじゃなしに、結局、伊仙町として物すごく保護者負担の軽減に努めているわけですから、こういうのをだから、保護者だけじゃなしに、町民全てに通達するような形の周知をやったほうがよろしいんじゃないでしょうか。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

3月号に本年も載せる計画をしておりますけども、定期的に広報誌を使いまして、広報誌、後は町のホームページ等で全町民のほうに周知、告知等をさせていただければと思っております。

○教育長（大山惣二郎君）

杉山議員の質問に答えます。

保護者の立場から見れば、保護負担軽減というのは大変ありがたいことです。またここに、課長が述べると思いますが、それ以外にも、習い事あたりもたくさん、保護者出費しておりますので、予算とも相談しながら、前向きに検討させていただきたいと思っております。

○1番（杉山 肇君）

先ほど、冒頭の挨拶の中で、ちょっとまたさせてもらったんですが、2月1日の日付を持った要望書というのを提出してあって、皆さんがちょっと話がわかりづらいと思っておりますが、この要望書を一回読み上げさせていただきます。

伊仙町教育委員会様。教育長大山惣二郎殿。保護者負担経費軽減についての要望書。

現在、町内各小中学校において、学級費（副教材費）、給食費、PTA会費、制服費、修学旅行費、修学旅行積立費等、私費負担がなされています。日本国憲法第26条第2項には、全ての国民は

法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とすると明記されています。

そして、義務教育の無償については、法律の定めとして、教育基本法第5条第4項において、国または地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しないとなっています。法的な意味での義務教育の無償については、公立学校では授業料不徴収ということであり、現在は、教科書無料措置法により、小中学校の教科書は無料配布となっています。

義務教育の無償化に関しては、保護者の子育ての責任という観点から、完全無償化について、その是非の議論が必要であり、保護者負担経費の在り方について、関係者が十分に話し合い、見直しを図ることは喫緊の課題であると考えます。学校にかかわる私費負担の軽減をご検討いただき、早急に保護者負担経費検討委員会の立ち上げと学級費の公費負担、無償化を要望するという形で要望書を提出させてもらっております。

この要望書に対してなんですけど、この経費検討委員会という、今現状はどうなられているんでしょうか。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの杉山議員のご質問にお答えをいたします。

確かに、2月の下旬に保護者負担経費削減に関する要望書が負担軽減検討委員会代表、それと、PTA連絡協議会連名で上がっております。

教育委員会内部のほうでも内容を検討いたしまして、回覧、確認をさせていただきました。中身に関しましては、給食費の無料化や教材費の公的補助を検討していただきたいとの趣旨でございました。

教育委員会では、過去に各学校より、各学級費がどれぐらい使われているのかというものを報告を受けてございまして、教材費、副教材とも申しますが、については、各学校、各学級、学年プラス学期でも違ってきます。

平均をとってみますと、これは大規模校なんですけど、1学期、2学期、3学期、それと児童数割り振りをしながら、いろいろ報告を受けたんですけども、1人当たり、大体3,000円といたしまして、これを夏休みを除いた分、11か月、それと児童生徒が今、674名いらっしゃいますので、単純に掛けますと2,224万2,000円、こちらのほうの金額のほうになりますけども、何せ財源を伴うものでございますので、今後、内容を具体的に抽出し、方向性を示し、または、検討委員会でも再度、3、4回程度、こういった協議会を持って行って、保護者負担軽減のほうに努めていければいいのかなと思っております。

○1番（杉山 肇君）

教育長にまたお尋ねしますが、これは要望書を提出後、僕個人で各学校の先生、全ての小中学校の先生じゃないんですけど、4校、5校ぐらいの先生に、お話をちょっとお聞かせしてもらったんです。

そうしたら、仮に、公費負担が今入れられているというのは、給食費というのは、もうもちろん、今、公費が幾分か入っているわけですが、一定額程度、3,000円という給食費というのを決められているはずなんです。けど、そこにも公費が既に投入されているものを無償化したらどうかと。給食費を無償化したら一番わかりやすいんじゃないですかという声を、各学校の先生たちも僕にそう伝えていました。

でも、僕の考え方としては、既に給食費というものには、もう公費が入っているわけですね。公費が入っている、その分に、公費と私費の分別を決めたら、公費が入っている上に、また公費をかぶせるよりかは、こういうふうな副教材費を、毎月3,000円徴収されているんだったら、この3,000円に全額公費を入れてあげて、そこで町民の理解を得たほうがいいんじゃないかという意見も、僕もありましたし、学校の先生方もそれぞれ話したら、そう考えてみたら、そういうふうな考え方もできますねと。

例えば、伊仙町では、子宝、子は宝という位置づけされているはずなんですけど、こういったことに保護者の負担軽減というのは、僕これ、平成30年度の一般質問でも、さっきお話しした医療費のことで質問させていただいたんです。

これ、結局、医療費が無償になったということは、物すごい、保護者の中では評判になっているわけですね。全市町村がやっているわけでもなく、この大島郡区でも、何市町村しか実行できなかったんですが、結局は、保護者の負担を軽減してあげたら、結局、計り知れない伸び代というのがまだまだ出てくるんじゃないかなと思います。

結局今、検討委員会の状態を聞いてみたら、教育委員会側から、またはだれも参加してないということなんですよ。これ、教育委員会側が全てこれ、保護者に丸投げするんじゃないしに、教育委員会の教育長が進んで委員長を務めるぐらいな形にして、前向きな意見というのを取り込んでいったほうが、仮に、予算が実行できるとして、借金ですね。そういう実現化に向けてでも、教育長がそういうふうな形をとったほうがいいと思うんですが、教育長の意見をちょっとお聞かせ願いたい。

○教育長（大山惣二郎君）

保護負担軽減ということについては、今、学用品以外にもたくさんありますので、この教育委員会がどのように入るかというのはどうかなと思いますが、保護者から、あるいはその関係者からその要望があれば、教育委員会も進んで参加していきたいと思います。

○1番（杉山 肇君）

これ、先ほど、金額を述べられたんですが、もう一度ちょっと、生徒数と合算金額と教えてもらっていいですか。

○教委総務課長（上木正人君）

これは単純になんですけども、月3,000円といたしまして、674名の今、児童生徒数がございまして、これに、夏休みを除いた11か月、こちらを掛けますと、2,224万2,000円と。これは単純に掛けた金額でありまして、今後やっぱり、どうしても精査が必要とはなると思います。

その後、やはりどうしても保護世帯、準保護世帯との調整、また学校職員の理解、それとね、事務職員の理解等も得なければならないと思いますし、一番、やはり財源を伴いますので、今後、財務との協議も必要かと思われます。

○1番（杉山 肇君）

財源を伴うことなんで、やっぱり難しいこととは思いますが。

町長すみません。通告してないけど、町長に1つ質問していいですか。財源を伴うということなんですが、今、伊仙町の行政の中で、先ほども言いました子は宝という位置づけをされているのに、この子育てに関しての負担軽減策という予算組みというのは難しいものなんでしょうか。

○町長（大久保明君）

これから、少子化が非常に問題になっている中で、この多世代型社会保障ということの流れが出ております。この流れを伊仙町のほうでも、十数年前から高齢者の方々、町民の方々が、また、子育て支援に投資すべきだという意見は出ておりますので、伊仙町では、そういう形で住宅政策などをやってきましたので、今後とも、子育て世代のために、これは教育委員会、先ほど議員が述べたように、義務教育の中では、あらゆるものが無償であるのが原則であるという話がありましたので、そのことも踏まえて、積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

○1番（杉山 肇君）

ぜひね、一生懸命取り組んでもらいたいと思います。

やっぱり、僕が今、子育てが終わったんですけど、僕の息子が今、22歳になって、僕がこれ、同じことで15年ほど前かな。息子がまだ小学生時代に同じことで悩んだことがあったんです。やっぱり納入ができなかったり、遅れてしまったりということがあって、今でも、その保護者の方々に聞いたら、中にはそういう方もいらっしゃる。

学級費なんかでも、やっぱり徴収するに当たり、学級担任が全て徴収する形になっているらしいんですが、やっぱり、年間を通して会計をした場合、未徴収が数名、何か月分という形になって、やっぱり、そういう子供たちが中にはいらっしゃるの、そういうことも解消になりますので、ぜひ前向きに。

それと、教育長にひとつまた、これは要望しておきますが、ぜひ、教育長も検討委員会の委員長になって、教育長が引っ張っていくという形の行動をとってもらったほうが実現には近づくと思いますよね。よろしくをお願いします。

○議長（福留達也君）

住宅政策費についてお願いします。

○建設課長（福島隆也君）

杉山議員の令和3年度西部地区に建設が予定されている公営住宅について、その詳細と完成時期についてお答えいたします。

令和3年度西部地区に建設予定をしている公営住宅は崎原団地と西犬田布団地。

崎原団地については、崎原公民館の横の敷地、約800m²に、鉄筋コンクリート2階建て1棟4戸を整備する予定であります。1戸当たりの床面積は80m²程度を予定しております。

西犬田布団地、ここは岩井商店から100mほど南側、約1,500m²、木造平屋2棟4戸を整備している予定であります。ここも1戸当たり、床面積は80m²程度を予定しております。現在今、測量中であります。

完成時期について、崎原、西犬田布両方とも、現在測量中ではありますが、測量が完了次第、3月中に実施設計に入る予定であります。設計が終わり次第、もう工事に入る見込みにしております。その後、3年度中に施工が終わり、令和4年度に供用開始したいと思っております。

○1番（杉山 肇君）

崎原地区がコンクリート造の1棟4戸、西犬田布地区が木造の平屋の2棟4戸ということですね。この違いというのは、なぜ崎原地区はコンクリート造になったというのは、何か理由があるんですか。

○建設課長（福島隆也君）

崎原地区については今、敷地面積が800m²ということですので、敷地が狭いということで、一応、2階建てを予定して4戸入れる予定にしております。

後は、その崎原の地域的に風が結構強い場所になりますので、コンクリートのほうがよいのではないかという検討した結果、こういう形になっております。

○1番（杉山 肇君）

わかりました。この集落の住民の方々には、まだ通達はなされていないということなんですかね。

○建設課長（福島隆也君）

実際は、住民説明会はまだしておりませんが、地元の区長さんには、一応通達はしております。

○1番（杉山 肇君）

これは西犬田布地区でも、数年前からこれずっとお話をさせてもらって、住民たちが物すごく喜んでるんですよ。だから、なるべく早めに、早期完成を目指して頑張っていただきたいと思えます。

これで僕の質問を終わります。

○議長（福留達也君）

これで杉山 肇君の一般質問を終了します。

次に、樺山 一君の一般質問を許します。

○13番（樺山 一君）

町民の皆様、おはようございます。13番、樺山でございます。

ただいま、議長より一般質問の許可が下りましたので、通告順に従って質問をしていきたいと思えますので、執行部の明快なる答弁をお願いいたします。

今回は環境行政について、3点ほど質問をしていきたいと思っております。

まず1点目に、伊仙町一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理業の新規許可について。

平成26年度より現在までの年度ごとの経緯と許可した日付について伺うものであります。

2点目に、既存業者より、新規許可の取り消しを求めて提訴されていますが、その経緯と事由、また、結審した事件についてはその結果を、裁判中の事件についてはその経過について伺うものであります。

3点目に、一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理業の新規許可取消訴訟関連の支出済金額（弁護士費用・裁判費用・職員及び町長の旅費・伊仙町内の浄化槽の調査費用・浄化槽政策検討委員会の会議費用）について、事件別に伺うものであります。

1回目の質問を終わります。2回目以降は自席にて質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○町長（大久保明君）

樺山 一議員の質問にお答えいたします。

この裁判が始まって5年以上がたちます。まず、この裁判はどうして始まったかということ、まず申し上げます。

この伊仙町住民のほうから、この廃棄物処理に関しまして需要がかなりあると。そういった中で、もう1社必要であろうというふうな要望書が、約800名近い方々から、伊仙町長、そして伊仙町議会のほうに要望がございました。

そして、伊仙町議会においても、圧倒的多数でこの要望書を可決したことから、それから裁判が始まって、今、6年目になろうとしておりますので、その間、町民の方々は、このことに関して、既存業者の方々の検査等がかなり細かく来るようになり、そして、詳細な検査が行われるようになったという意見が圧倒的に出てまいりました。

そういった中で、後で課長のほうから経緯について詳しく説明いたしますので、その都度、また補足説明をしてみたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

樺山議員の1番目、伊仙町一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理の新規許可について、平成26年度より現在までの年度ごとの経緯と許可した日付について問うという質問に対してお答えいたします。

奄美環境開発株式会社へ、平成26年7月18日付で出しております。続きまして、伊仙町環境株式会社へ、平成28年3月16日付で出しております。続きまして、伊仙町環境株式会社へ、平成29年3月16日付で出しております。続きまして、伊仙町環境株式会社へ、平成30年3月16日付で出しております。続きまして、伊仙町環境株式会社へ平成31年3月20日付で出しております。最近のものと、令和元年6月27日で、伊仙町環境株式会社のほうへ許可を出しております。

○13番（樺山 一君）

まずですね、新規許可業者が平成26年許可と、平成28年以降の許可と、経営者と同じと思われま

すが、なぜ会社名が変更して許可申請をしているのか。それから、平成31年3月20日許可だけが許可期間2年間になっているのか、伺います。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

大変申し訳ありませんが、会社名が変わった経緯等については、一度調べさせていただきたいと思います。

最後の31年3月20日付の部分で日付がずれている部分につきましては、伊仙町政策検討委員会という会を立ち上げまして、この答申をもとに許可を出した旨、少し日付がずれたという具合に担当のほうからは説明を受けております。

○13番（樺山 一君）

いえ、私が聞きたいのは、平成31年3月20日付の許可期間ですよ。その前、平成31年以前は許可が1年ですよ。この平成31年3月の許可だけが、なぜ2年になっているのか。

それと今、課長のほうから答弁がありました。が、わからないと。26年度の許可と28年度以降の許可、なぜ名前が変わったのかわからないと。

私が聞いている範囲では、その当初の許可を申請した業者が、何か許可申請に必要な要件を偽装申請をして、許可申請をするためには会社名を変更せざるを得なかったと。そういう話を聞いていますが、その事実確認を、またお願いいたします。この2年間になっているのはなぜか。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

今現在ですね、私の知り得る範囲内では、2年ごとにこの許可証の申請を許可を出しているということで、担当のほうから伺っています。以前は1年許可であったということですので、この辺の事実関係についても、詳細にまた、後ほどお調べして答弁したいと思います。

○13番（樺山 一君）

ぜひですね、どういう経緯で許可期間が2年になったのか、また、調べて報告していただきたいと思います。

それと、無管理浄化槽が多くて、1社では管理し切れないと、そういうことで新しい新規許可を出したと私は聞いております。

この環境問題を解決するために、新規許可ありきではなく、他の方法は考えたことがないのか。例えばですね、浄化槽管理者は、浄化槽法第5条1項の規定により、浄化槽の設置届を提出しなければならない。無届けで浄化槽を設置した場合は、浄化槽法第63条第1号の規定により、3か月以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられると法律で定められていますが、関係機関と協議し、違反している方を指導したり処罰した実績がないのか。

また、浄化槽法第10条の規定により、浄化槽は保守点検、清掃、維持管理業務をしなければならない。浄化槽の保守点検や清掃が定められた基準に従っていないと、都道府県知事が改善措置や使用停止を命じた場合、この命令に違反すると処罰される。また、浄化槽法第62条の規定により、6か月以下の懲役、または100万円以下の罰金が科せられると法律で定められているが、県と協議、連携

して、改善処置や使用停止命令を命じたことがあるか、この2点伺います。

○町長（大久保明君）

この数回の判決文を読みますと、今申し上げたように、要するに、先ほどもありましたけれども、一般廃棄物処理基本計画が策定されてなかったと。その次は、策定したけれども、それが不十分でなかったというふうなことでの裁判結果でありました。

近年の裁判の結果です。今、議員が申し上げたように、なぜ、町が、そのような違法な事業で、法律で違反した形でやっているのをなぜ町が指摘しなかったかということが争点になりましての敗訴でありますので、そのことを今、なぜしなかったかということに関しましては、町行政の失態であるわけです。そのことで罰金を払わなければいけないという県から指導があったということは、今初めて、私も理解いたしました。

そういう中で検討委員会を作成して、そういうことのないような形で、町としても対応していく中で、既存業者の方も、今まで以上に、例えば当初、800人の陳情書の中にもあったように、検査した中で、約700基の無管理の浄化槽も明らかになりまして、このことも、業者に指導しなかった町に責任があるというふうになっておりまして、そのことは、行政としては大変な落ち度だったと思いますし、今、検討委員会の中でそのこともしっかりと。だから、これからは、そういう形でしっかりとした指導をしていくと。

要するに、指導に従わない場合は、その会社が申請しても、それは却下しなければいけないということでもありますので、そのことを今後はしっかりと対応していくということで、2業者に対しましても、そのことは厳しく指導していかなければならないと、私自身は考えております。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

樺山議員の質問に対しては、返答する余地すらない。私ども、町のこの浄化槽の管理に関しましては、町内にどれだけ浄化槽が設置されているか。その中で、何基が適正に管理されているか。何基が無管理なのか、そういう細かい点の把握すらできていないような状況がありました。

議員ご指摘のとおり、この辺についても、今現在、改善策をとるように、浄化槽の設置者に対して調査をしまして、今現在、無管理のものについてはその改善策を示すようにということで、町内に向けて、設置者に対し改善の命令書を、今現在発送して、その回答を次々得ているところであります。大変、管理者として非常に申し訳なく思っております。

この裁判の件に関しても、私個人としましては、早い段階において、業者が納得できるような着地点を見出して、お互いに話ができればなと私は思っております。この裁判を受けている職員に関しても、恐らく、精神的負担ですね。物すごいものがあるだろうなと思って、彼のことを案じると、早い段階での業者の着地点を見出せばなと私は思っております。

○13番（樺山 一君）

先ほどの町長の答弁なんですが、当初はですね、町長。例えば、既存業者が浄化槽を管理する。例えば、年間清掃して、毎月管理していきます。

最初は、やはり浄化槽の管理はやっぱり高額ですよ。それで、金を払ってくれない。じゃあただで、金をとれないままに管理費がとれないままに2、3年した。でも、それ以上は奉仕作業はできないということで、町に申し出て、もう管理ができてない。最初はそういう状況だと私は聞いております。それで無管理浄化槽が出てきた。

それはもちろんですね、設置届を出さずに出した。設置した方もいらっしゃると思いますよ。と私は聞いております。町長が、その最初の無管理が多く出た経緯は。

それと、課長、私が質問した違反者を処罰したことはないか。そして、指導・処罰です。指導は今しています。例えば無管理浄化槽の管理をしていない方々に通知をして、指導はしていると聞いております。それに関して、処罰はした実績はないのか。そしてまた、例えば管理が適切にしている浄化槽に対して使用禁止を命じたという、そういうことの実績はありませんか。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

ただいまの質問ですが、大変申し訳ありません。詳細には私のほうが今把握しておりませんので、後ほど答弁をさせていただいてよろしいでしょうか。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、後で調べて、処罰、やはり、浄化槽法という法律がありまして、そして罰則規定もある。そして、違反した方々に指導・処罰、今、指導はしている状況ですが、処罰もしていないと私は思うんです。そういうことが僕はあり得ない。そういうのをしないと、やはりよくなならないと思うんです。罰則規定があるわけですので。

浄化槽の保守点検・清掃・維持管理業務は、法律に沿った改善処置、使用停止、行政処分をしていただきたい。浄化槽の管理については、その機能を十分発揮し、水質汚濁防止をするため法律により適正な使用と管理が義務化されています。

無管理の浄化槽により、公共の排出施設、側溝です。排水が流出すれば、悪臭、ましてや伝染病の発生も起こり得る。無管理の浄化槽からは、関係機関と協議し、公共の側溝に汚水を流させない対策を講じていただきたい。

税金を滞納すれば差し押さえ、水道料を滞納すれば給水停止です。そういう現状で、無管理の浄化槽から汚水は側溝に流させない。県と協議をして徹底した行政指導をしないと、無管理浄化槽は、業者を増やすだけでは解決できないと思いますが、どうですか。

○町長（大久保明君）

議員がいろいろ、浄化槽法をチェックいたしまして、今の議論がまさに裁判の中心であったわけでありまして、今、検討委員会を設置して、その辺の指導をしていくようにしています。

そして、既存業者と、私は、樺山議員にもお願いしていろいろ相談をしたいということも以前したんですけれども、私自身が課長と共に再度行って、これは今のような状況が続きますと、2年ごとに永遠に裁判が続くわけでありまして、ただ、今回の令和元年2年度の一審が間もなく決定いたします、3月中に。

その結果を出て、どっちに出ようともその結果の後やっぱり協議をしていくことが必要であろうと思うし、法律上、町が徹底した指導・管理をしていかなかったことに関しては、それは徹底して調査して、ある程度の無管理浄化槽は把握しております。

そして、現在は恐らく両業者ともしっかりした管理をしているのがありますので、それを再度確認をしていくことが、この裁判を続けてきたことへの結果、結論になっていくよう努力をしていかなければいけないと考えております。

○13番（樺山 一君）

その裁判については、2点目の質問のほうでまたしていきたいと思っております。

やはり、無管理浄化槽をなくす、それがやっぱり、なくするために業者を増やしたわけですので、ぜひ、無管理浄化槽をなくするためには、やはり、今、合併浄化槽の年間の清掃管理費は、5人槽あたりで3万6,000円から4万円ぐらいです。

お年寄りの方々に、私、前にも話したことがあると思いますけども、年金を、低年金者、本当、年間3万円から4万円、3万6,000円から4万円出す場合はやはりきついです。そしたら、清掃をさせなかったり、契約しなかったりする可能性は十分あります。それをどうにか低所得者の方に補助をしたり、そういうことを前向きに考えていってほしいと思いますが、どうですか、町長。

○町長（大久保明君）

合併浄化槽が年、大体50基から60基でしたけれども、この数年は80基ぐらい増えておりますし、新築の方がほとんどでありますけれども、また、単独から合併に変わっていくように、いろんな補助事業も出てまいりましたので、その辺をしっかりとしていくということは重要でありますけれども。

今話しのあった独り暮らしの高齢者に関しましては、それもしっかりと精査をして、合併浄化槽がなかなか増えない要因、伊仙町、恥ずかしいことに、これは町の行政にも大きな責任ありますけれども、浄化槽設置率が県下最下位をずっときているということも含めて、高齢者の方々の浄化槽がない方々もいっぱいいらっしゃるわけですから、その方々しか、そしてまた、高齢者で合併浄化槽などを行っている方々に対しましては、これからは社会保障が、そういう形に恐らくなっていくような法律が今進んでおりますので。

これ、多くの世代の人に、例えば今、国が考えているのは、いろんな社会保障の中で、ある程度の一律な社会保障は、全ての国民に与えていくべきだと、要するに、生活保護の方々に値するぐらいの基本的な一律の保護をしていかなければならないという新しい考え方が生まれてきているのでありますので、そういうことも含めて、弱者のために、伊仙町からそのような条例等をつくり上げていくことは可能でありますので、これは、その点を改善していくということと。

それにましても2社は最低必要だということは、これは、今、浄化槽がどんどん増えている中で、1社で職員を増やして、車を増やしていくということも厳しい状況のようでありますので、これからは浄化槽の設置率上げるためにも、そして、新しい形の社会保障を伊仙町のほうからつくり出し

ていくということも可能ではないかと思っておりますので、前向きに高齢者の方々の補助制度を進めていかなければいけないと思っております。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、低年金の高齢者の方々は、生活保護をもらっている方よりも、やはり、医療費を自分で負担しなければいけない、そういう実態から、やはり苦しい点もありますので、年間1万円ぐらいは何か助成できるような形で前向きに検討をしていただきたいと思います。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

樺山議員の、なぜ2年になっているかという理由ですが、一般廃棄物のこの許可取消しの裁判におきまして、原告の弁護士のほうから、1年という期間は違反であるというご指摘を受けまして、その裁判の中で裁判官がそれを認め、この裁判がいつの裁判だったかというのは今現在、まだ再度確認中なんですけれども、その裁判において、浄化槽施工規則において「許可申請の期間は2年を下らない」という記載がございまして、それを基に代理弁護士と協議を進め、2年にするのが妥当ということで決まりまして、現在は2年の許可申請を出しているというような状況であります。

もう1点、使用停止命令を出したことはあるかということですが、私ども、きゅらまちのほうでは、今現在出していないような状況であります。

また、県内のほうでも、県の検査機関から伺ったところ、県内のほうでもこの停止命令というものはまだ実績というものはないということでありました。

それと、先ほど私の中で、もしかすると答弁のほうの誤りがあったかもしれませんが、令和3年2月12日におきまして、浄化槽をどのように管理しているかということで、維持管理についての調査の文書を郵送しております。

町内における189軒につきまして、維持管理が今現在どうなっているかということで、今後どのようにしていくかということを含めて文書のほうで通知しているところであります。

以上です。

○13番（樺山 一君）

分かりました。その指導文書が町内に回っているというのは聞いております。

これで1点目を終わります。

2点目の質問のほうの答弁をよろしく申し上げます。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

2点目、既存業者より新規許可の取消しを求めて提出されていますが、その経緯と理由、または結審した事件について、その結果と裁判中の事件の経過について問うということですが、樺山議員のほうには、お手元に資料をお渡ししてあります。

それぞれであります。1点目、平成26年7月18日付で許可した新業者への一般廃棄物の収集及び運搬業の取消し事件であります。伊仙町が敗訴しております。

敗訴の主要な理由につきましては、先ほど委員がご指摘のとおり、一般廃棄物基本計画等々を作

成していないにもかかわらず、新規業者に行政の立場としてどのように管理していくかというしつかりとした方針も示さないまま新業者に許可を出したということについて、これが違法であるとう判決を受けております。

平成28年3月16日付で新規業者へ許可を出した、これの取消し裁判ですが、廃棄物の処理及び条例や同規則、ご指摘のとおり、規則や条例のほうが不十分であり廃棄物の処理が適正に行われていたかどうかという部分、私、町側がちゃんと行政指導を行っていたかどうかということが不十分で、原告に与える影響について、影響の配慮がないということを中心判決内容として、違法であるという判決を受けております。

平成29年3月16日付で許可した検案ですが、これにつきましては、この処理計画は作成したのですが、新規業者の必要性が、どれだけ必要なのかというような記載がないまま、これを基に新規業者に許可申請を出したということで、この部分については裁量権の逸脱ということで判決が下っております。

これに関して、また原告のほうから、即時許可の執行停止っていう部分で、即取消しなさいという訴えがありましたが、これにつきましては町のほうが勝訴しているっていう形であります。お手持ちの資料の2番目の部分です。それについてもやはり同様であります。

続きまして、平成30年3月16日付で出した許可であります。令和2年12月8日に判決が言い渡され、一審のほうは敗訴しております。同12月17日に判決を不服とし控訴している状況であり、裁判の開始については今のところ未定なんですけれども、令和3年4月28日から開始される予定となっております。

平成31年3月20日付で出した許可に対してですが、現在進行中でありまして、今月、3月17日に判決が言い渡される予定となっております。

国家賠償請求につきましても現在進行中でありまして、判決の期日については今のところまだ未定となっております。

令和元年6月27日付で許可した既存業者への一般廃棄物の許可の取消しについて、今度、新規参入の方から訴えがありましたが、これについては、令和3年2月24日に判決が下りまして、伊仙町側の勝訴となっております。

一覧表のほうには、後ろのほうに、いろいろ、るるその判決日、判決の結審の結果等をお示ししてあるとおりでございます。

○13番（樺山 一君）

今、課長のほうが答弁していただいたとおり、まず、平成26年7月18日付で許可した。その新規許可に不服として既存業者が裁判を起こしました。裁判の結果、一般廃棄物処理計画書等なくて許可したということで、即時判決が出て町が敗訴しました。これは、常識で考えても、私、分かると思うんです。

一般廃棄物計画書、処理計画書を作っていない。新規許可ありきで、許可するためにした状況、

それにかかる費用全てどぶに捨てたのと一緒です、税金を。と私は思っております。

そして、平成28年3月16日付の許可、それも一般廃棄物処理計画書を慌てて作成をして、その書類が不備だった、そして、今、課長が答弁したように、既存業者への影響は考慮していないということで鹿児島地裁でも町が敗訴しております。そして、宮崎高裁に控訴しましたが、もちろん、取り下げるといって高裁のほうから指導を受けて、取り下げて結審している状況です。

それと、平成29年3月16日許可は、これは最高裁の第三小法廷まで進んでおります。約3年8か月ぐらい私がこの期間を数えているのはかかっております。一審からです。一審から二審、三審まで3年8か月ぐらいかかっているんじゃないかと思えます。こういう状況です。るる裁判、ずっと裁判、裁判です。

町長、この裁判を結審した事案も今3件あります。そして、まだ係争中の事件もあります。これ、町民に報告したことがありますか。町民はみんな分かっていますか、どういう状況か。答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

今、議員のほうから過去の件についていろいろ説明いたしました。

仮定の話ですけども、この新規業者を入れないと考えたら、どれだけの損失を伊仙町は被っていたかです。これは、町のほうもいろんな情報を、また、勉強不足でこういった結果になって、初めて気が付いたという状況でありますので、このことは深く反省しなければなりません。

そういった中で、町民の方々に報告というのは、具体的に広報等でこのような係争中のことを毎年毎年報告をするのは、報道のほうではしていますので、我々が町民の税金を使ってこのような裁判をしているということに関して報告はしていません。

こういうことを初めていろんなことを改善しながら、今やっところまで来たというふうを考えておりますので、今後、時間はかかりましたけれども、また、経費もかかりましたけれども、それ以上の効果を生み出していかなければならないわけでありますので、それは、こういった町の予算を、先ほど、私は、どぶに捨てたておっしゃいましたけれども、これは、瞬間的にはそう思うかもしれませんが、長期的に、全体的に伊仙町が、このことをやっていなかったら、もっともっとひどい状況が継続したわけでありますので、そのくらいの経費はかかるし、また、先ほど課長からあったように、職員も非常に裁判等に関わってこの書類を整理したり、それをまた我々に持ってきたりという大変な労力も必要としました。

それは、健全にこの町の浄化槽管理が今まで本当に遅れていたと、例えば、今、目手久で廃棄物の処理もやっていますけれども、それは、迷惑施設という状況であった中で、行政も町民も、なかなかそのことに関してしっかりと法にのっとってやっていこうという気持ちがなかった中で、我々はこれから、今、議員が話したような形で、しっかりとした形で広報も含めてやっていく必要があると思っています。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、今係争中の裁判の件で、町民に報告する必要はないと私も思います。それはいろいろ事情あるわけですので。しかし、結審して終わった分は、やはり、町の税金を使って裁判をしているわけですので、ぜひ、こういうことでこうふうになりましたということを、私は町民に知らしめてほしいと思っております。

そして、ここにいらっしゃる町役場の管理職の方々、この裁判がどういう方向でどういっているか、みんな知っていますか。一人ずつ私、意見を伺います。状況を知って理解しているのか皆さん、きゅらまち観光課長から順次管理職の方にお伺いします。どういう状況で、皆さん同じように共有しているのかお伺いします。

○議長（福留達也君）

通告外でありますので、他の質疑をお願いします。

○13番（樺山 一君）

通告外です。通告外じゃないかという、この共有を、それは共有なんて、そんな通告外とかいう問題じゃないと私は思います。

そして、それがなぜ答えられないの。町長に付度しているのか、皆さん、職員、町長、町長に気を使っているのか、皆。本当のことを答えないと、やはり町はよくなりません。自分が思っていることが、本当のことが言えない町だったら。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午後 1時00分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

先ほど樺山議員から質問がありました。2年になっている理由ということで、先ほど浄化槽施行規則において私答弁いたしました。正しくは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第7条第2項において「許可は1年を下らない」と記載があり、また、同4条5の規定する政令のほうの定めで「期間は2年とする」とあります。

先ほど答弁しましたとおり、このことが裁判の途中で、裁判の係争中に分かりまして、代理人弁護士と協議を進め、現在2年の許可に至っているということでもあります。お詫びして訂正いたします。

あともう1点、社名の変更についてのお問い合わせがありました。前社名の業者さんにおきましては、提出資料に不備が判明し、そのため指導を行った結果、その会社は許可を返納いたしました。

た。その許可を返納した業者さんの機材を新規業者は全て引取りまして、今現在の業者さんがその機材でもって営業をしているというような形であります。

それともう1点、職員としてのこの裁判における認識はどの程度あったかということですが、私自身も非常に認識不足だったと感じております。裁判は1つぐらいしかやっていないだろうと、1回しかやっていないということで、そのように認識していました。

毎年繰り返しその裁判が行われているという認識もなく、非常に大変な思いをしているなどというのが、この、きゅらまち観光課に来て初めて分かった次第であります。

町の対応として不備があった件、計画がずさんであるとか、条例のほうでしっかりと定義がなされていないという部分については認識はしていたものを、こういう裁判の状態になっているということは、初めて、きゅらまち観光課のほうに来て認識した次第であります。

以上です。

○総務課長（久保 等君）

先ほど樺山議員のほうから、町執行部の課長の認識についてということでご質問がありましたので、お答えします。

この裁判の事例は、各月、全体朝礼を行う際に、この判決が出た際に町長のほうから、こういう事項でこういう結果ということをお知らせを受けています。また、課長会においても、毎回ではないんですが、この事例が出た際には、こういう結果があり、また、あと方向性としては、こういうふうにしていくという報告を受けています。

先ほど幸課長が答えたように、その以前、私が総務課に来る以前は、こういうことだなというふうな認識ではありましたが、また、それを聞いている職員において個人差があるとは思いますが、この、今、浄化槽が補助が出て町内に増えてきた。その、先ほど樺山議員が指摘した700基あまりの無管理浄化槽があるということで、それを指導しということもあったんですが。

今現在動いている中で、この2社等が競走して、検査、そういうものの質が向上するという点については、2社あったほうがいいのかと、それは私の認識であります。数が増える、今後も国の補助も出ているわけですし、昔のように浄化槽がないと住宅にも入りたくない、そこには浄化槽がついていないので入らないという意見も、町営住宅にもありますので、今後増えていく可能性はまだあるわけでありまして、2社等が管理していくほうが、伊仙町の町民にとってはいいことなのかという、これは私の見解であります。

○13番（樺山 一君）

役場の管理職の皆さんが、それぞれ同じ情報を共有していると私には感じられません。

それから、課長にちょっとお尋ねしますが、そういう裁判関係の打合わせ事項があったときに課長が外された、その席から、その会合から外されたという話を私、聞いたんですけども、そういうことがありましたか。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

1月1日に現職を拝命いたしまして現在業務に当たっているんですけども、たしか当初だと思
うんですけども、多分、中身が分からないということで、今回については出席しなくてもいいと
いうような旨の連絡を受けたことはあります。

○13番（樺山 一君）

私は、課長は、やはり全体を把握するべき立場でありますので、そういうことが私、あってはな
らないと町長、思っていますが、どうですか。

例えば、課長に任命して、その業務事項を全て課長は把握しなければならないと私は思ってい
ますけど、その事項は、まだ日が浅いからいいと、早くから入ってその事項を理解するのが私は課
長の仕事だと思いますけど、そういうことが本当にあったわけですか、町長。

○町長（大久保明君）

幸課長は、広域事務組合のほうに出向していきまして、10月ぐらいから課長職を打診をしておりま
した。そういった中で、12月の末に前課長が体調不良ということで、検査の結果即入院が必要とい
う状況の中で、1月4日付で課長に任命いたしました。

そういった中で課内会議も徹底してやっているし、それから、課長が当初話したように、きゅら
まち観光課は多岐にわたる仕事がいっぱいあって、そして、今、この浄化槽の裁判問題から、焼却
炉の次の体制をどうしていくかなど、また、いろんな祭り、イベント等大変あって、課長も少し大
変だなと、パニック状態というか、本当にやることが多いということで、必死にやっておった中で、
このような会議を私は決して除外するつもりも全くないし、信頼してやっていっているわけですか
ら、そのようなことがあってはならないことだと考えておりますし、今も本当に、この資料もまと
めて、前向きに一生懸命頑張っていることに対しては改めて感謝を申し上げている状況でございま
す。

○13番（樺山 一君）

いろいろどうこうこれ以上言いませんけども、ぜひ、やはり、課長に任命するわけですので、全
権を委託して業務に当たらせていただきたい。

それと、今、町長がおっしゃったので言いますが、やはり、きゅらまち観光課は業務量が多い、
1人でこなすのは本当大変だと私も思っています。ぜひ、事務分掌を何か分けるような形で執行部
のほうで検討をして、しないと、きゅらまち観光課長は大変だなと私も思っています。

幸さんが前の課長みたいに鬱になるかも分からないし、ぜひ、仕事を分けて軽くしてあげてい
てほしいと思います。これは通告外ですけども、お願いします。

それと、三次訴訟の平成29年3月16日、許可の件について質問をします。

二審の高裁で判決をして最高裁に控訴したわけですが、その判決が出て、令和2年11月10日に最
高裁第三小法廷で福岡高裁宮崎支部の判決が指示されたわけですが、ちょっと読んでみます。

二審の宮崎支部判決では、一般廃棄物は人口規模などに応じて発生量が想定され、収集業務量に

は限りがあり、許可業者が乱立すると適正な運営がされず、同廃棄物処理に支障が生じかねないなど指摘。その上で、新規許可業への許可は裁量権の逸脱、乱用し、違法。

と位置付けられました。

そして、この判決をいただいて、2年11月14日、奄美新聞の取材で大久保町長は、あの新聞の紙面を読みますと。

大久保町長は、料金面や合併浄化槽など管理、サービス面で市場原理が働き、町民の負担を減らすことができると考えた上で2社の申請に許可、今後もこの形で頑張っていたきたい。

と話しましたが、競争原理が働いて、町民の負担が減らせるとまだ考えていますか。

○町長（大久保明君）

歴史的に見て浄化槽の管理というのは、昔は放置した中で環境問題など出て、いろいろ調べたら、江戸時代の江戸歩道は世界で、この浄化、環境管理があった場所がないという状況の中で、外国で本当に異臭が漂う中でいろいろ始まってきた状況でありますけれども。

日本においては、土農工商とかいろんな身分制度があった中で、その処理というのは住民としては非常に厳しい中であった、だから、そういう、今となってみたら間違った価値観の中で、この近代国家になってどうしていこうかという中で、このことを本来は自治体が責任を持ってなすべきことを、民間の方々に無理お願いしてやっているという中で、最初にやった方々に対して、これは既得権益ということになりますけれども、そこに競争原理というものはあってはならないというふうな考えです。

私も、報道に話したときは、やはりこの業界も新しく市場原理が導入できるのではないかと、サービス向上のために、あらゆる最初にやった既得権益というのは守らなければならないわけです。それを時代が大きく変化してきた中で、そこに大きなビジネスチャンスが出てきたわけでありますので、しかも浄化槽は全世帯が設置しなければならない中で、一当初の業者だけがやっていくことは不可能な状況になってきております。

伊仙町の状況を見ても、そういう状況でありますので、ただこの浄化槽法を今、るる話をさせていただきましたけれども、この法律は当初設立した会社を絶対維持しなければならないというふうなことが基本にあって、その法律がつくられたと思いますけれども、ただ法律がある以上、私が競争原理、市場原理といったことは、これは言った途端に裁判、負けることになっております。

それは、この数回の判決の結果を見てそういうことだったということが痛いほど分かりました。今は、全くそうは思っておりません。

この伊仙町も、この家屋数は以前よりまた徐々に回復して増えてきている状況の中で、1社で、先ほども何回も述べましたけど、これは私が町長になってからもそうですけど、それ以前からも、例えば生ごみも全部野積み、野焼き状態だったとか、環境問題に関しては全国で最も遅れた自治体だった中でスタートして、いろんな行政のやるべき廃棄物の計画とか、あらゆることが遅れた中で、私も若気の焦る気持ちもあったと思いますけど、早急にこのことは対応していかなければならない

ということで、やった裁判の結果、全て町の準備が足りなかったというふうに今、結果として出てきたわけでありますので、そのことは猛省して、今後、今やってきた中で、またあらゆる結果、成果も出てきているし、既存業者も、町民多くの方々が以前よりはサービスも、そして検査する回数も増えてきたというふうに多くの方から聞いておりました、今後も新規会社とともに競争はしないで、そして何よりも町民のためにこの法にのっとった形での検査等をしっかりとやっていける体制が今、整ったと思いますので、このことにあえて、これ、いろいろ私も過去の経緯も聞いて、そのことだけは絶対手を出したらいけないというぐらい不可侵の、暗黙の、そういう環境があったと思いますけれども、それはしかし過去のものであって、これから未来の体制というのは2社で協力してやっていく。

私は、役場に3回ほど、いろんな環境評価の方が来て、すぐやめていただきたい、申請しないでいただきたいと。それはまた、徳之島の他の2町の方々も来てやめていただきたいと。もし、申請すると両町が伊仙町に、例えば浄化槽法の中身、あると思いますけども、1社しかない会社の1社が経営ができなくなったとき、倒産したときは、隣接自治体が協力するというような法律もあるわけですから、それをやらないというふうな、これは法律的にやらないといけないんですけども、やらないというふうなことを言ってきて驚いたこともありますけれども、しかし何よりも町民の方々からそういう要請が多かったという、ですからあえてこのことは大きな決断だったけれどもやった。

しかし、そこにはやっぱり1つの壁、さらに大きな壁があることが分かりましたけれども、しかしこれは継続してやっていくうちにだんだん明かりが見えてきたし、検討委員会の方々も、弁護士の方とも相談して、これは今、突破口を開くという機会であるというふうにもまた激励も受けておりますので、今日はいろんな意味でいい議論ができてきたと思いますので、もちろん課長の方々もこのことは認識しておるし、私に対して付度するようなことはないと思っておりますので、どうか心配なさらなくて質問を続けていただきたいと思います。

○13番（樺山 一君）

11月14日に、奄美新聞のインタビューに答えたその競争原理ではないと考えている。それが普通です。伊仙町長、大久保明として考える、それが普通の考えです。個人としてどのような考えを持っているかが、やはり自治体の首長は法律にのっとって、やっぱりこういう一般廃棄物処理業は市場原理の働きでは位置づけられないということを考えていただきたい。

しかし、裁判で、この新規許可業者を出すということは、最高裁判所でも負けているんです。それが、一自治体の首長である町長が、それでも許可を出し続ける。

平成26年1月28日に、最高裁第3小法廷判決で、福井県のある市が最高裁で負けています。伊仙町と同じような形で負けています。そして、その市に関しては私、ちょっと調べて聞いたんですが、最高裁に既存業者から市はやはり訴えられて、裁判になっていった。一審、二審、そして最高裁まで行く形になったわけですから、それで、裁判に発展しているものですからその翌年の許可は出してい

ないんです。

普通は、その裁判が決着するまで、私は許可は出さないものだと思います。こういう、例えば今、伊仙町でも平成29年度許可が最高裁判所まで行って敗訴したわけです。だから、福井県のその市ではです。もう、伊仙町でも、一審から最高裁まで3年8か月ぐらいかかっている。もう、その業者は自分で取り下げてやめたいらしいです。普通は、年度ごとにどんどん出したらもう、あと終わりは見えないです。そして、違法で許可を出す。

出すときの書類はそろっているかも分らんけど、結果的に裁判で負けたらこれ、違法です。裁量権の逸脱、濫用。これ、違法です。だから、違法な許可に結果的になります、町長。これ、いつ終わるんですか。既存業者が裁判を取り下げてやめるか、伊仙町が許可を出さないか、どれか1つじゃなければこれ、終わらないです。ずっと町民の、3番目の質問の中でどれだけ金がかかっているか出てきますけども、ずっと町民の血税を使うわけです。その件について、どう思いますか、町長。答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

最高裁で確かに、普通高裁から最高裁に行った場合は、いろいろ私たちの弁護士等と相談していたら、大体2、3か月以内に最高裁の結論が出るということで、それが1年半ぐらいかかったということは、弁護士も最高裁の内容については情報がないわけですけれども、ある点で非常に議論があったらというふうな情報があるということは、正確ではありませんけど聞いております。

ですから、この検討委員会をつくって、弁護士のチームをつくって、今4人体制でやっています。この新しい弁護士、協力している弁護士の方々は、本当に著名な弁護士であります。そして、その既存業者の弁護士さんは、環境問題の大御所と言われる方で、その方が裁判して負けたことはないという弁護士であります。その方が、今回からおやめになられて今、若い人がなっているという状況。これは、そういう状況の中で、間もなく2年間かけた令和元年、令和2年の一審が鹿児島地方裁判所で下ります。

この結果がどう出るかということが、今までの総決算のような気がいたしますので、そのことが大きな私たちの、皆さん方も含めて、町民が判断する大きな材料になると考えておりますので、そういうことも含めてやっていく。

その裁判費用、旅費、そのことに関して議員のほうから何回も質問出たし、それはもちろん、職員もそのことに関しては町民の税金をそこまで収拾のつかない裁判に投与するのか問う疑問もあるかもしれませんが、これはより広く考えたら、伊仙町民のために、まだ浄化槽の設置数は県下最下位をさまよっているわけですから、それを伸ばしていくためにも2社は必要だということは、既存業者も理解すべきではないかと私は考えております。

それは、今あえて既存業者に私たちが取消しを要望するようなことをやめていただいたら、全て順調に行くわけですから、どうして新しい業者とともに既存業者は、これだけまだ浄化槽がどんどん出るし、管理されていない浄化槽が700基もあるわけですから、その辺は2社でやっていく。1社

でやっていくのであれば人員を増やし、設備を拡大して、今の体制では絶対できないわけですから、その準備をしていけば、我々は裁判はしないです。それがなっていないから、どうしても町民のことを考えたら2社必要だと確信しているからであります。

それから、最高裁で判決が決まったことは、それが最終結論じゃないわけです。最高裁でひっくり返ったこと、幾らでもあるわけですから、そういう気持ちでこれからも取り組んでいきたいと思えます。

○13番（樺山 一君）

最高裁判決が最終でない。それでしたら、どこが最終ですか。町長の考えが最終ですか。

ちょっと待ってください。なぜ、一行政に携わる長として、最高裁の判決が確実でない。こういう発言は私は驚きました。もう、全町民聞いています。そうしたら、最高裁いらんじゃないですか、町長、どうですか。

○町長（大久保明君）

私が申し上げたのは、既存業者が今の体制のまま行くような様相があるからです。本当に新規業者を却下するように申請するのであれば、体制を整えるべきだと私は言ったわけです。そのことは、それがそのまま今までのような状況でやるのであれば、それは最高裁が間違っているかもしれないわけです。

○13番（樺山 一君）

それは、大久保町長の意見として私は聞いておきましょう。私は考えられないですけど。

そして、私が平成31年第1回定例会で一般質問をした中で、最高裁で却下された場合、政治家としての責任を取る覚悟はあるかの問いに対して、町長は、最高裁の判決は、私は真摯に受け取り、その後しっかりと判断していきますと答弁をいただきました。

最高裁判所第3小法廷は、令和2年11月10日に伊仙町の上告を退け、福岡高等裁判所宮崎支部の判決が確定しましたが、そのときおっしゃったことを覚えていますか。そして今、どういう考えですか。

○町長（大久保明君）

記憶は、今戻ってくると思いますがけれども、私はそのときに最高裁で敗訴したときは、責任を取るというふうに話したということですか。（「真摯に」と呼ぶ者あり）真摯に受け止める。今でも真摯に受け止めます。

それと何だったですか、もう1つ。

○13番（樺山 一君）

今でもそう考えていますか。

○町長（大久保明君）

私はいつでも真摯に受け止めております。

○議長（福留達也君）

ちょっといいですか。ちょっと整理しますけど、ちょっと離れて議論を聞いていると、言ってみれば樺山議員が言っているところと町長がちょっとかみ合っていないなと感じるのは、要するにずっと裁判で負けてきているんだらうけれど、執行部側としては本当に今の現状で、実質その浄化槽が2,000基ぐらいある半分しかきちんと整理されていない。それを新規の業者を入れたら両方とも競合できる。そこを競争と言って、最高裁がそれも違いますよと言うのであれば聞くんだらうけど、その実質審理に入る前の入り口の段階で蹴られているもんだから、そこをきちんと、入り口をクリアして、実質の判断された、その結果を見極めたいという話をしているんじゃないかなと思います。

○13番（樺山 一君）

何で入り口をクリアして、実質判断。最高裁が違法だと判断しているわけだから。

○議長（福留達也君）

その計画を立ててなかったとか、そこいら辺りのレベルで跳ねられているものだから。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、最高裁判所の規定を私、ちょっと読みましょうか、ちょっと待ってください。町長、分かっていると思いますけど、ちょっと読みます。

概要として、最高裁判所は、日本国憲法が施行された1947年5月3日に、日本国憲法及び同日に施行された裁判所法に基づき設置された、日本の司法機関における最高機関である。また、最高裁判所は日本国内の裁判事件の上告及び訴訟法が定める抗告について、最終的な判断を下し、法令解釈の統一を図る権限を持つ。さらに、法令の憲法適合性について決定する終審裁判所となる。憲法第81条。このために、最高裁判所は、憲法の番人と称されることもあると書いてあります。

法の、日本の司法機関の最高機関である最高裁判所がそう結論づけているわけです。

伊仙町長は、それをも覆そうと考えているということで理解してよろしいですか。

○町長（大久保明君）

先ほど話しましたが、今2人の弁護士から4人の弁護士のチームとして、そして検討委員会をつくって裁判所。専門的には分かりませんが形を変えて今、令和元年、令和2年度の1審は始まったわけです。ですから、それは場合によっては、よく分かりませんが、弁護士の方々がそう話していますから、私はその方々の言うことを信じて、そして何よりも最高裁が決まったから伊仙町、このままでいいというわけにはいかないと思っております。

○13番（樺山 一君）

分かりました。いい弁護士がついて、これからも裁判をし続けていくと。最終の責任は町長が取りますよね。平成29年度の許可、最高裁で出ても責任取らない。今度はいい弁護士がついて、いい争点で行っていい方向に行くんじゃないかと話をしている。その結論が出たら、またそれ以上の弁護士を立てていくわけですか。私は、そういう考えにしか聞こえないんですけども、それはそれ、聞かなくても答えは同じじゃないかと思っております。それは聞きません。

次に移りましょうか。また、お互いに熱くなったら議論が噛み合いませんから。

きゅらまち観光課長のほうからいただいた、この裁判の資料で、例えば30年の3月に出した許可も、鹿児島地方裁判所のほうでは昨年12月かな、判決が出て、それも伊仙町が負けています。そして、今、町長がおっしゃっているのは、平成31年3月20日付の許可の件ですか。分かりました。

そして、新規業者のほうで裁判をして、その判決が出て、伊仙町が勝っています。この新規業者は、宮崎高裁に控訴していますか。

○町長（大久保明君）

それはもう、1審で取り下げました。

○13番（樺山 一君）

判決をいただいているんじゃないかと、取り下げたということですか。鹿児島地裁から判決をいただいたんじゃないかと、私、判決をいただいたと聞いたんですけど。その後、確認していただけますか。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時43分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○13番（樺山 一君）

この2項目についてはこれで終わりたいと思いますけども、ぜひ、お互いに話し合いでもして、こういう裁判がいつまでも続かないように、ぜひいい方向に持って行っていただきたいと願って、2項目は終わります。

3項目についての答弁をお願いします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

事件名については、長くなりますので割愛させていただきます。

平成26年7月18日付許可につきまして、着手金で60万、訴訟費用確定処分としまして7万9,978円。

平成28年3月16日付許可に対しまして、着手金70万2,000円。29年3月16日付許可につきまして、第1審着手金としまして70万2,000円。第2審福岡高裁宮崎支部への着手金として56万1,600円。3審、上告受理申立てにつきまして、着手金として70万2,000円。同29年3月16日付執行停止申立て事件に関しまして、報償として32万4,000円。同却下決定に対する即時抗告事件に対して、報償費として25万9,200円お支払いしています。

平成30年3月16日付着手金として70万2,000円。

平成31年3月20日付許可に対しまして71万5,000円。

国家賠償請求裁判の着手金として108万9,000円。

令和元年6月27日付着手金として71万5,000円。

裁判費用のトータル額として、備考欄の下のほうに記載されています741万978円が裁判費用に係る部分であります。

続きまして、旅費に関してです。

関連番号1、2、3と左側のほうに記載していますが、それが上の裁判名とリンクするような形になっております。議長のほうに、先ほど指示がありましたように資料の配付がございませんので、若干他の議員の先生方に分かりにくいかと思いますがご了承願いたいと思います。

26年7月18日付旅費について、3万8,940円。28年3月16日付裁判に関して、旅費3万8,940円。続きまして、同じく28年3月16日付の費用として3万8,940円。平成29年3月16日付旅費として4万2,940円が3回、5万9,180円が1回、4万2,940円が1回となっております。

合計しまして、旅費のほうは43万8,640円。

続きまして、2ページ目になります。町内浄化槽の調査費用、こちらのほうは管理計画を作成するにあたり、町内の浄化槽が何基あるのか、どういう状態なのかということで調査を行った費用だと聞いております。こちらの費用が209万9,400円。

それと現在、先ほど町長が答弁しましたように、政策検討委員会ということで、この浄化槽に関する委員会を立ち上げております。こちらの委員の先生方4名が、鹿児島市在住の浄化槽関係に関して認識の深い方だと聞いております。この方々を中心に平成31年3月12日から令和2年3月25日までにおきまして、合計9回、うち1回は伊仙町のほうに鹿児島のほうからご来島いただきまして、伊仙町の実態調査を行っております。この総経費の総計が209万4,673円。

以上、全ての費用額を計算して、合計額が最終に掲載しています1,204万3,691円。

以上であります。

○13番（樺山 一君）

時間等も迫ってきましたので、最後に町長に1点だけお伺いします。

こういう形で訴訟費用、そしてもろもろ旅費、検討委員会の経費、いろいろ使われています。そして今、裁判で結審している事件が3件あります。そして、最高裁判所では、裁量権の逸脱、濫用と定義づけられていますが、これはやっぱり間違った判断したと結論づけられてはおるわけですので、それを住民監査請求等いろいろ出たりしたら、先般あったような形で監査委員会の支払い命令が出たら払う気持ちはあるのか。お尋ねします。

○町長（大久保明君）

過去の清算をするというよりは、令和元年、令和2年の鹿児島地方裁判所1審の結果が最も重要であるということ为先ほど述べましたので、それを見てまたいろいろ判断をしていくこととなります。それを今、考えております。

○13番（樺山 一君）

分かりました。私もその裁判を注目していきたいと思います。

やはり、これだけのお金です。裁判費用に関しては740万、全部合わせたら1,200万近くの費用をかけているわけです。それをやっぱり、町民にこういう形で使って、こういう状況になっています。そして今、こういう状況でありますということをぜひ、広報誌等を使って周知していただきたい。そして、やはり我々も、私はいろいろ質問するために調べて、いろいろ情報は取って知っているつもりですが、同僚の議員の方々、そして役場の管理職の方々もあまり分からないんじゃないかなと思います。それに、ましてや町民はもう、どういう状況でいるのかほとんど分からないと思います。それを町民にも知らしめていただきたい。

そして、私が先ほども言ったように、やはり早い時期にこういう争いがなくなるような形で、1つの許可が裁判を幾つも今、生んでいる状況です。だから、そういうのをやはり、そこに踏み出す前にこういう状況が起こるかどうか、ぜひ確認して、やはり行政は思い込みじゃなくて、やはりこういうことにもなるということを考えながら進めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（福留達也君）

これで、樺山 一君の一般質問を終了します。

次に、上木千恵造君の一般質問を許します。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時07分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、上木千恵造君の一般質問を許します。

○8番（上木千恵造君）

町民の皆様、こんにちは。議席番号8番、上木千恵造でございます。

令和3年第1回定例会において、ただいま議長より一般質問の許可がありましたので、通告に従い質問をいたします。

まず、1点目。役場庁舎の建て替えについて。

①役場庁舎建て替えの基本業務設計に、競争入札ではなくこれまで当町において実施事例の少ないプロポーザル方式を採用しているが、競争入札と比べてどのようなメリットがあるのか伺います。

②、今回の基本設計業務を含め、今後の庁舎建設のスケジュール等について伺いをいたします。

2点目、まちづくり連携協定について。昨年10月21日に締結されている、日置市、伊仙町まちづくり連携協定の目的及び今後の活動方針、計画等はどのように進めていくのか伺います。

3点目、①ごみ焼却施設の建て替え問題について。目手久地区で現在稼働中の徳之島広域愛ランドクリーンセンターのごみ焼却施設は、耐用年数が過ぎ、建て替え時期となっているため、次期建設候補地の選定作業中であるとのことである。

新聞報道等では、伊仙町、天城町の両町が名乗りを上げているようであるが、この建て替え問題について現在の進捗状況はどうなっているのか伺います。

②、今後の施設建設のスケジュール等はできているのか伺います。

③、現時点において、両候補地の施設建設工法、概要事業費等の計画案はできているのか伺います。

これで、1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

上木千恵造議員の質問にお答えいたします。

伊仙町、昭和38年からかなり経過、たっております。

このプロポーザルのメリットについては、あと総務課長のほうから詳細に説明させていただきますけれども、ここまで来るにはかなり紆余曲折がありました。農高跡地で建設をしていくかなど、また住民説明会を行いまして現在地に決定をいたしました。

これは、本当に伊仙町の将来、50年以上にわたってシンボルとなる庁舎でありますので、しっかりした形でプロポーザルになったのではないかと考えておりますので、これが新しく伊仙町のまた新たなる出発点となるように、象徴できるような庁舎ができればと考えております。

○総務課長（久保 等君）

上木議員からの質問にあります、役場庁舎の建て替えについて、プロポーザル方式を採用しているということですが、そのメリットとしてであります。

プロポーザル方式とは、建築設計を委託する上で、最も適した設計者を選ぶ方式です。技術力、経験、プロジェクトに臨む体制などを含めたプロポーザル、提案書の提出を求め、公正に評価して設計者を選ぶ方式であります。

当町で行っている指名競争入札のメリットとしては、最低制限価格内で最も安い価格で入札を行ったものが落札する価格競争入札であります。それに対しましてプロポーザル方式については、今申し上げたようなメリットでありまして、提出された当町の庁舎建設に対する発想、それから問題解決方法等の提案を数件から受け付け、審査し、設計者を選定する方式であります。設計者の創造性、技術力、経験等を適正に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定するというものがプロポーザル方式でありまして、全て職員等がこうあればいいなというものを形にすることは、やっぱり技術力がないとできないわけでありまして、またそういった要望等を聞き入れて、この伊仙に適した建物を建てるということができるので、このプロポーザル方式を採用した次第であります。

○8番（上木千恵造君）

プロポーザル方式は競争入札と比べて技術提案型というか、アイデアを広く募集できるので町としては有利であると。競争入札は価格面を重点に置いた入札であるということでもあります。そうすることで例えばこのプロポーザル、私も先般ほーらい館でありました説明会、公開となった説明会を聞きに行きましたけども、あの中で審査委員といますか、先生方、鹿大の先生とか県の建築家の先生等がいらっしゃいましたけれども、この採点法表をちょっとお伺いします。採点方法は例えばどこに力点を置いて採点をするのか。例えばアイデアなのか、技術力なのか、それから価格なのか、この辺のところは分かればお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

価格とそれからその庁舎の構造について、おおむね2階から4階というふうな仕様書といますか、町の考え方、それを基に、価格というものはもう大体決まっておりますのでその範囲内において庁舎の機能、それから駐車場の駐車できるスペース、そういうものを勘案して何階建てにするか、障害者等も来庁される施設でありますので、その辺の考慮もして判定するわけではありますが、審査した点数とかその辺は審査委員会のほうでまた持ち帰って私たちのほうに戻ってきていませんので、審査内容というところでは、今言ったそういうところが審査の内容というふうになっております。

○8番（上木千恵造君）

分かりました。

それでは2点目のスケジュール等についてご説明をお願いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今回の基本設計業務委託においては令和3年2月末までの基本設計を取りまとめ、令和3年3月から実施設計業務に入るということとなります。

実施設計業務委託については、令和3年9月頃をめどに進めてまいります。その後、実際の工事に入るわけなんですけど、約1年半ほどを要しますので、令和4年度中の完成を目指しているところであります。

○8番（上木千恵造君）

もう基本設計は終了して、今後、実施設計に入っていくということですかね。

○総務課長（久保 等君）

基本計画を終了しまして、実施設計に移るということであります。

また、あさっての12日、現地調査のときに1時から町の執行部、議会議員さんを交えてほーらい館のほうで説明会を行う予定としております。

○8番（上木千恵造君）

では12日、説明会をしたその後、実施設計については入札者を決定するということになりますか。

○総務課長（久保 等君）

先ほど申しましたプロポーザル方式において基本計画の委託者を決定しております。

また、この基本計画の設計をした方のほうが実施設計に入ってもスムーズに行く、また中身についても基本計画の中で取りまとめたものが反映できるということで、実施設計委託については随意契約というふうに進めてまいります。

○8番（上木千恵造君）

今後、3月中で実施設計の契約するということですが、実施設計に入る前に契約した段階で町民説明会とかそういうのは予定されているのか、お伺いいたします。

○総務課長（久保 等君）

これまでにワークショップを開いたり、基本計画の中で町民の声や青年の声、また役場の若手職員がプロジェクトチームをつくってその中でいろいろここはこうあってほしい、どの課はどこにあったほうがいいという計画もまとめてありますので、その辺はまた町民の声も聴いているというふうに考えているんですが、模型等を用いて今回12日に説明を行います、その後、また実施の段階で若干また基本計画とは違うことも出てくると想定されますので、その辺はまたそういう声を聴いたりする方法を考えていきたいと考えております。

○8番（上木千恵造君）

前回、東部、中部、西部で3か所ですか、説明会をしたようですが、そのときは今の建設場所じゃなくて、農高跡地を想定した形での説明会だったような気がします。それで今総務課長の話では、役場の若手職員などいろいろ声を聴いているということですが、再度、東部、中部、西部ぐらいに分けて実施設計に入る前にいろいろ町民のアイデア等を募集するために説明会を開くようなことはできないのかお伺いします。

○総務課長（久保 等君）

今、上木議員からも話もありましたが、当初、伊仙この庁舎、それからほ一らい館の周辺、それから今町が行っている農高跡地、この辺がまとまった形で町も発展ができるだろうということで農高跡地のほうへも庁舎ができないかという構想もあったんですが、またそうなると、この今現在のところが主な県道に面していて一番のにぎわい増になるべきだろうという声もありまして、今、庁舎の位置、それから仮庁舎をつくるとかその辺も全部考慮して経費がなるべくかからないようにということで現在の庁舎の裏に計画した経緯がございます。それといろいろな声を聴いていても、まだ東部・中部・西部で実際に模型を使った説明とかその辺がなされていけませんので、4月頃をめどに東部・中部・西部においてこのような設計で進んでいますという説明会は行ってまいりたいと思っています。

○8番（上木千恵造君）

ありがとうございます。ぜひ、東部・中部・西部、3か所での説明会を実施していただきたいと思います。そういうことで住民から広くアイデア等を募集しながら、この住民説明会は大事なこと

だと思しますので、ぜひ実現させていただきたいと思えます。

次に、ごみ焼却施設についてご答弁お願いします。ごめんなさい。2番のまちづくり連携協定について。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

まちづくり連携協定についてご説明申し上げます。

日置市との協定につきましては、資源や機能の活用を図りながら幅広い分野で相互協力し、環境への負荷が少ない循環型社会を構築するため、新たな廃棄物処理の在り方の調査研究を行うことを目的としております。

具体的には、日置市から生ごみの堆肥化の取組、伊仙町から長寿・子宝に関する提言がなされるものであります。

丸山喜之助商店の方が来島し、生ごみの堆肥化に伴う実証を行う予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により実施できない状況にあります。本町において、今後、生ごみ堆肥化には機密事項が多数含まれていることから、これらを遵守し、引き受けていただける業者さん、技術者を選定しなければならないという課題を今持っております。

以上です。

○8番（上木千恵造君）

今、課長の説明で大方分かりましたけれども、例えば今、日置市では生ごみの堆肥化が進んでいるとそういう技術的なノウハウは優れているということですが、例えば伊仙町においては長寿子宝ですか、健康、子育てを中心に施策を行っているわけがございますけれども、将来、例えばお互いのノウハウを生かすために日置市、例えば伊仙町、お互いに職員の派遣とか交換といいますか、お互いに相互派遣等は考えられないのか伺います。

○総務課長（久保 等君）

このまちづくり連携協定を結ぶ前にそこで担当している方等とも協議をしてもらいましたし、またほらい館において講演もしていただきました。そういったノウハウを生かしてごみの減少化に向けて、また生ごみの処理、その辺をしないと今の現状のままいくと、ごみの量が増えて、ただ燃料を使ってまた経費がかさむというふうになりますので、このごみの減量化が重要だと考えております。またその辺についての技術面については、伊仙町が本気で取り組むということであればそういったことも来て教えるということも確認はしております。今のところ、職員を派遣ということは考えていないわけですが、この生ごみの処理に向けて必要であればまた研修、1か月ぐらいの研修が必要であればそういった研修にも生かされ実際に経験を積んで伊仙のこのごみ問題に対して取り組むということをまたさらに進めて推進してまいりたいと考えております。

○8番（上木千恵造君）

先ほどきゅらまち観光課長のほうから、生ごみの堆肥化が日置市で進んでいると。そういう関係でまた伊仙町でも今、広域連合の目標では約2,000トンの焼却ごみを減量しなければならないという

目標を立てているようです。そういうことですので、ぜひ今後、お互いの技術を交換しながら、生ごみがなるべく減らせるような方向で努力していただきたいと思いますが、これの生ごみの減らす方法とか、アイデアとか、その辺のことはまだ考えていないのかお尋ねをいたします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

この生ごみの堆肥化に関する件ですけれども、私が以前、公民館で行われた説明会がありまして、鹿浦の大橋のもとに公園を整備するというような、トイレを設置するという事で講師の先生を呼んで説明会が開かれた経緯があります。このときにバイオマストイレということで木の木片を、木チップを用いて汚物を処理するという方法が環境にすごく優しいということで非常に感銘を受けまして、徳之島における木チップの入手についてはちょっと難しい部分があるんだけどというようなお話をしますと、南西糖業で発生しますバガスとふん尿を混ぜてバイオマストイレとして活用するものがあるというようなお話を受けまして、それでは生ごみにこれを応用したらどうなのかなということで、当時、クリーンセンターの生ごみがダイオキシンの発生の炉の温度を下げる一番の原因となっているということでご指摘もありましたので、では実際に自分で試してみようということで、私はそれ以来、15、16年、生ごみの堆肥化に取り組んでおります。徳南製糖のバガス、生ごみをバケツに混ぜまして、それをずっと攪拌して1年、2年かけて堆肥化して畑にまいております。2年しますと、ほぼほぼ1年間食べたごみというのは、肥やしの袋、20キロ袋の1杯ぐらいでやっとこさぐらいの量になります。この件を地域女性連の方々が、今回このクリーンセンターの移設問題を受けまして、生ごみの処理に取り組もうということで予算化してくださいということで段ボールコンポストの要請がありました。この件に関しましては、島外からの材料、島外のもとになる活性炭等を島外から島のほうに持ってこないといけないということで、その時点で既にもうエコではないんじゃないかということでご提案し、地元にある素材でもって対応してみてもどうかということをご提案申し上げたところです。女性連の平会長さんのほうが積極的に今取り組んでいただいています。かんかんファームのバガス、これはなぜここを利用したかということ、バガスのほうに糖分が残っていていい発酵ができるということを私自身がもう既に実証済みでありますので、このバガスを活用してもらって生ごみの堆肥化というものに取り組んでいただいているところです。もし、この件がうまくいけば、もう少し他の人にも広めていきたいということで、今5名ぐらいの婦人会のメンバーがこの問題について積極的に取り組んでいただいているところです。コンポスト、いわゆる今、段ボールコンポストをしているんですが、これは住宅等で生ごみをポリバケツのようなものでいわゆる地面に埋めるタイプのコンポストを利用できない方々についても処理をうまく行えないかということの実証でありまして、十分な土地、農地が確保できる本町におきましては、畑に埋めるタイプのプラスチックのコンポストを用意できればなと思っています。この件に関して非常に積極的に取り組んでもらっていますので、これがうまくいき次第、予算化を検討していただいて、このクリーンセンターの2,000トンのごみ減量に向けて取り組んでいければと思っています。

以上です。

○8番（上木千恵造君）

幸課長の思いが分かりました。実は20年ほど前は今のきゅらまち観光課の前身、私と幸課長も一緒だったんですけど、環境政策課という対策室を立ち上げ生ごみのいろいろ勉強をしてきましたけれども、今コンポストの話が出ましたので、私もコンポストをまだ持って家で使っています。紙で段ボールで作ったコンポスト、今普及中ということです。そういうことで日置市の事例を見ますと、まず回収を各集落ごとに行って、その生ごみのキロ数によって町から地域の方々にキロ10円当たりをまちづくり活性化費用としてやっているという日置市の新聞もあります。そういうことでこういう方法もまた伊仙町もまた将来、検討・研究していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の広域連合についてお願いします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

ごみ処理焼却施設の建て替え問題についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、天城町が2月22日、地元説明会を開催、本町におきましては、3月3日に地元説明会を行い、継続使用、新設に関する同意を得たところであります。両町ともに地元同意を得ることができましたので、正式に新設候補地としての誘致を目指していくものと存じます。両町それぞれにおいて、候補地のインフラ整備費用見積り、地盤調査等を行い、広域連合議会において候補地が決定するものと思っております。

もう一案といたしまして、基幹改良事業の導入も検討されております。15年が経過した施設ではありますが、最終処分場、建屋等、まだまだ使用できる状態でありますので、延命化の手法を取り入れ、係る経費の削減を図ろうと計画しているところであります。

○8番（上木千恵造君）

3月3日に伊仙町でも地元説明会をしたということですが、この説明会は東西目手久だけでやられたんですかね。そうですか。そのときの地元の方々の反応といいますか、ご意見等は目手久に誘致する方向で話が進んだということなのですか。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

ご指摘のとおりでありまして、多くの方が地元の活性化のために誘致したいというような意向がありました。

また、この問題の前に課内の職員にも一度皆さんの考えはどうかということで問うたことがあります。そうしますと、私としては、半々もしくはもっと悪い状況というか、反対する方が多いだろうというような予想で課の職員に問うたわけです。そうしますと、8割、9割、ほとんど職員が伊仙町にあったほうが良いというようなことでみんなの意見がありました。これを受けまして、説明会を開いた際も地元にあるほうが雇用、いろんな問題で利点があるのかなというような気がした次第であります。

以上です。

○8番（上木千恵造君）

今の課長の話では地元、東西目手久地区においては、現在の場所にそのまま置いてほしいという意見が多かったということで、我々議会としても、ぜひそのような方向で進めていかなければならないなと思っているところです。

先般、天城町、2月22日ですかね。2月24日の南海日日新聞だったですか、説明会の様子が載っていましたがけれども、あの中においては両候補地の2か所に絞って今後、両候補地の環境調査等を実施した上で実際23年度以降、建設場所を決定するというような記事が載っていましたがけれども、もうこの記事のとおり、スケジュール等は間違いないのかお伺いをいたします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

スケジュールに関しましては、次の質問でお答えしようかなと思ったんですけども。両町ともまだ確定というわけではないと思います。伊仙町においても先般、地元説明会でも説明しましたが、現クリーンセンターの前の部分がちょうど谷になっています。この谷に、私が一番懸念するのは、やっぱり廃棄する煙突の設置位置、設置の高さの部分を非常に心配していました。業者さんのほうとたまたま研修指導でいらしていましたので、その方々と少しお話をさせていただく機会がありましたので、その部分を確認したところ、ダクトでもって今現在のところに持ち上げて煙突は設置することができるということで、それであれば設置の場所については問題ない、ましてや建設予定地に関しては町有地でもあるということも確認できていますので、問題ないのかなと思います。

天城町のほうですが、地元説明会のほうにお邪魔させていただきました。主な内容としては、もう天城町にぜひとも持っていきたいというような意向がほぼで、中身等についての詳しい説明はありませんでした。ただし、前回まで使用していたクリーンセンター跡地を活用して誘致するということでもありますし、その部分の環境調査については、少し大丈夫かということで疑念が残るところも多数、私としては感じたところであります。

○8番（上木千恵造君）

スケジュール的には新聞に掲載されているスケジュールと若干違うということになるんですかね、今の答弁では。この南海日日の2月24日付の新聞では、先ほど言いましたように、21・22年度で天城、伊仙町、天城町の候補地を調査の上、23年度に建設場所を決定するというような記事が書かれていますけれども、これだけでなく、今まだ候補地というのはまだ絞り込めていなくてというのは、その23年度じゃなくて、まだ絞り込めていないということですかね。分かりました。

○町長（大久保明君）

今の課長の答弁に補足いたしますと、今、目手久のほうも非常に当初はダイオキシンが発生したりして、そして伊仙町の地元設置主体ということで地元の協議会をつくりまして、その中でいろいろ検討した中で協議会の結論が去年の11月に出まして、それは今度、長寿命化に伴う基幹改良という形で目手久地区でやっていくというふうに結論は協議会で出まして、そして先ほど話したように、天城町で初めての大きな説明会があって、それは天城町に新設という形での結論でありました。

広域連合の3町も含めて管理者会議等の中では、基本的には多額の経費を要するものでありますから、今、長寿命化という法律の下で基幹改良ということに補助事業が適用されることになりましたのでそれを活用して、まずは基幹改良をやっていくことがベストじゃないかというふうな形での合意形成は行っております。3町管理者でですね。そしてその後、天城町の主張する新設ということであれば、非常にこう基幹改良は最低10年間は使用しなければいけないということと、いろんなスケジュール的に即、天城町に新設ということになれば、これもいろんな環境評価から土地の造成等含めて、大変厳しいものがある、しかも炉をつくるということでもありますけれども、最終処分場はまだ10年前後は活用できるということで、天城町に早くても今の工事、いろんなことを踏まえては早くも7、8年か10年かかります。その間の最終処分場は目手久に持ってくるということなども少しまた矛盾した点もいろいろある中で総合的に判断していくということになりますので、ただ基幹改良してその後、天城町にするか、伊仙町にするかということは、ダイオキシンのことを考えてみた場合、天城町にすぐ新設の準備をしていくということであれば今の施設を基幹改良しないで補修補修という形で、これも7、8年ぐらい続く中でやはりダイオキシンの発生の危険性というのはかなり出てくるわけでありまして、そういうことも総合的に考えて、また3町の負担金が当初は65億でしたけれども、その後、いろんな物価の上昇等含めて、一番安い状況でも60億ぐらいはかかると思いますし、天城町にすぐ移転した場合も、最終処分場も含めてやはり100億近い予算が投入されなければならないとか、財政的なことをしっかりと説明をして、両町で説明して、これからの広域議会が今月の22日にありますので、そのときの中である程度の方向性を決めることはできると思っておりますので、伊仙町のほうからも3人の方が参加しておりますので、このことは伊仙町も一体となってやっていくことが自然ではないかと考えております。

○8番（上木千恵造君）

3番目の建設工法ともちょっと重なってきますけれども、スケジュールについては今大体分かりました。そういうことで、今町長のほうから基幹改良という話が出て、私、基幹改良というのはどうなのか、はっきり分かりませんが、基幹改良と新設の違いというのは、分かれば教えてくださいたいと思います。

○町長（大久保明君）

基幹改良というのは、今、19トン2炉ある中の1炉を壊して作り直すということでありまして、そしてそれを最低10年は使用していくと。最低10年は使用可能だということですから、その間の経緯を見ながらまた判断するわけでありまして、伊仙町としたら基幹改良した後、種々の状況等を見たら、先ほど課長が説明したように、今の敷地の南のほうに煙突を高くした新しい新設の焼却炉をつくっていくと。これ今、協議をしているのは、今19トン2炉ですけども、15トンが1炉ということでありまして。天城町のほうも15トン1炉という形でありまして、生ごみをいかに減らしていくか。また、いろんなリサイクル等を徹底していくということが絶対条件になってくるわけでありまして。

○8番（上木千恵造君）

町長の答弁では取りあえず基幹改良を行って、その後、新設についてはその後、天城町にするか、伊仙町にするのか、決めなければいけないというように聞こえましたけれども、取りあえず基幹改良を先にするということになりますか。

○町長（大久保明君）

私は、連合長という立場で3町長の中ではそのように合意はしております。

○8番（上木千恵造君）

例えばこの基幹改良、新設なり、どっちでもあれですけれども、この場所を決定するとか、事業を始めるとかというのは、例えば3町長の合意が必要ですよ。そして、3町の議会でも、議会の議決とかそういうのが必要なのかも分かればお伺いしたいと思います。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

ただいまの質問にお答えいたします。

最終的な結論としては広域議会が議決するものではありませんが、それ以前に予算の関係、場所の関係、様々な部分で町の議会の同意を得た上で広域議会のほうに提出されるものでありますから、第1段階では、町議会のご判断が第一だと思っております。

また、そのように広域のほうからも指示をされております。

○8番（上木千恵造君）

どっちみち、最終的には3町長の合意と3町議会の議決を得なければ新しい場所も決めることもできない。事業に着手できないということですので、我々伊仙町議会としても、議会代表として3名の方が広域連合議会議員に委嘱されていますけれども、その3名は我々14名の議会の代表として広域連合議会議員に委嘱されておるわけですね。消防組合には消防組合議会にまた議会の代表として、これ14人の総意の下で委嘱をしていると思います。だからいろんな、最終的には広域連合議会で決定するというようなことだったですけれども、その前に各町の手続が必要だと。そういうことに関してもやっぱり我々は議会全体としてこの問題を共有しないと、これ大事な問題ですので、我々14名の議員が皆共有して前に進まないといけないと私は考えています。

それとこの広域連合だけじゃなくて、消防組合でも、近々消防の新しい建物をつくるとかいう話も出ていますので、そういうときにも消防組合議会の議員だけじゃなくて、我々伊仙町14名の議員みんなが共有してこういう大事な問題は考えていかなければいけないと思いますので、そういう方向で今後進んでいければなと思っておりますのでございます。

今、先ほど幸課長のほうから新設と基幹改良、両方ということで天城町の新設の場合は68億円ぐらいかかると。そして周りのインフラ整備、その他最終処分場等を入れれば100億近くの金がかかるということでしたけれども、伊仙町で新設する場合にもインフラ整備はできていますのであれですけれども、ほぼこれに近い金が必要となると思います。そうすれば今3町財政状況を見ますと、すぐに新しい新設をつくるのは難しいような気がします。それは当然、基幹改良の方向でぜひ3町議

歩していただいて、また我々3町の議会も経費が安く済む基幹改良の方向で進めていったらどうかと、これは私の提案ですので、ぜひそのように検討していただきたいと思います。

そういうことで、最後に町長のお考えを聞いて質問を終わりたいと思います。

○町長（大久保明君）

今、課長も上木議員も話したとおり、これ伊仙町議会での総意ということができたらと思っております。そうすればまた広域連合議会のほうで伊仙町の議員、徳之島町はほぼ全員が、今のところ、私の聞いたところでは現在地というふうに話しておりますので、冷静になって財政的なことも含めてしっかりと対応できるよう、伊仙町議会の方々、そしてその代表としての広域議員の方々によりしくをお願いしたいと思います。

○8番（上木千恵造君）

終わります。

○議長（福留達也君）

これで、上木千恵造君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時05分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、佐田 元君の一般質問を許します。

○4番（佐田 元君）

町民の皆様、こんにちは。自席番号4番、佐田 元です。

令和3年第1回定例議会において、ただいま議長より許可が下りましたので、質問していきたいと思っております。

通告した質問は、第4回12月定例議会でも通告していましたが、徳之島でも新型コロナウイルスの感染者が出たため、一般質問が取り下げられたので、再度、通告いたします。

この件に対しましては、いろんな意見もありました。なぜかという、このような不祥事を取り上げるのは、町の名誉に関わるのではないかということでした。特に都会にいる出身の方々、また町内の町民のことを思うと不快な思いをさせてしまうのではないかと私なりに葛藤もありました。

しかし、私は伊仙町議会議員の本来あるべき姿を考えると、是は是、非と非として行動することが私たち議会議員としての務めではないかと思ひ、通告どおり質問していきたいと思ひます。この事案は、既に新聞等で報道されていますので、町民に分かりやすく、簡潔にかつ誠意あるご答弁をお願いいたします。

それでは質問に入ります。

まず、1番目に、きゅらまち観光課における公金の盗難事件について伺うものでございます。

- ①、盗難に遭った公金の額や内容、事件の発生時期、経緯などの事実関係を問います。
- ②、多額の現金を長期間機の引き出しに保管していた理由を問います。
- ③、現金を徴収した場合の会計上の処理は本来どうすべきであったか、問います。
- ④、盗難事件として警察への届けの時期と警察の捜査状況について問います。

次に、2番目に、公金の適正処理に関する町の対応について伺います。

- ①、今回の盗難事件を受けて再発防止などのためにどのような措置を講じたのか問います。
- ②、これまで度重なる公金の不適正処理事案の発生の際に講じたとされる職員研修などは全く効果がなかったかと考えられるが、どうか問います。
- ③、きゅらまち観光課以外の課ではこのような公金の紛失や使途不明金などの事案はないのか問います。

次に、事件に対する責任について伺います。

- ①、盗難で生じた被害額はどのように補填したのか問う。
- ②、補填はどのような基準で行ったのか問います。
- ③、被害額とは別に関係職員に対する処分がなされたのか問います。
- ④として、町長はこれまでの議会答弁において、あらゆる町の損失に関しては町長に責任があると答弁しているが、今回の事案に関してどのような責任を負ったのか問います。

以上であります。2回目からは自席にて質問させていただきます。

○町長（大久保明君）

佐田議員の質問にお答えします。

その前に、今回このような不祥事が生じたことに関しまして、先ほど佐田議員が言ったとおり、私に責任がありますので、町民の方々に改めておわび申し上げます。

1番に関しましては、担当のほうから答弁をしていただきます。

3番の④に関しましては、これは4月の条例で減額をしたいと考えております。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

盗難に遭った公金の金額や内容等についてですが、事件の発生時期につきましては、令和2年10月1日夕刻の業務終了後から翌2日の午前零時頃であります。宿直が2日の午前零時頃、見回りを行ったところ、当課の建設課側の窓が開いているのを確認、事務所内を点検すると机の上に扉の開いた金庫、封筒が出ているような状況であったということでもあります。

その後、出勤した課内の職員の聞き取りを随時行いまして、職員が行っていないことを確認できた段階で総務課長へ相談、9時30分に警察のほうへ通報し、10時より現場検証となったと聞いております。

金額ですが、18万5,000円になります。このお金につきましては、5月28・29両日に行われた狂犬病予防接種時の注射の注射代金及び登録手数料、登録料です。合計額で18万5,000円となっております。

○4番（佐田 元君）

今、きゅらまち観光課長のほうから説明、答弁がありました。この18万5,000円、これは注射代、登録代と今答弁されましたが、元年度そしてまた令和2年度、これらの頭数が分かればお願いします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

犬の登録についてですけれども、平成30年52頭、令和元年度39頭、令和2年度55頭の登録があります。

注射におきましては、平成30年に262頭、令和元年度258頭を注射しています。

○4番（佐田 元君）

この登録、すみませんけど、元年度は何頭でしたかね。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

今現在、私が調べ上げているのが、平成30年度が262頭、令和元年度におきましては258頭です。

○4番（佐田 元君）

ということは、30年度としたら若干少なくなっているようですが、この内訳、登録料、注射料、また注射をされたら注射した鑑札票と申しますか、そういうのがあると思うんですが、この内訳が分かればお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

先ほどの18万5,000円について内訳を取りあえずご説明を申し上げます。

犬の登録手数料550円、248匹分、13万6,400円、犬の登録料3,000円の25件、7万5,000円、合計で21万1,400円のうち金庫内にまだ残金が2万6,400円残ってしまっていて、その被害に遭った額が18万5,000円であります。先ほどの質問の件ですが、犬の注射の際に鑑札をお渡しします。丸い刻印がされた、ナンバーが彫られた刻印がされたものですが、これが550円です。犬のうち注射時に3,400円の徴収をするんですけれども、2,850円につきましては、獣医師会のほうにワクチン代と注射手数料ということでお支払いをします。もう1件、犬の登録手数料ですが、これは1頭当たり3,000円なんですけれども、これは一生涯に1回のみの手数料となりまして、この事件当時には25件、7万5,000円分がその当時回収したお金であります。

○4番（佐田 元君）

この狂犬病予防注射はどのような方法で、そして獣医の先生をどこに呼ばれて注射されるのか、どのような方法で行っているのか聞きたいと思います。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

今、住基ネットワークのほうで犬の登録については管理されております。死亡の届けがあった場合犬を除いて、今現在いる飼い主の方にシステムのほうから抽出しまして案内をします。広報等についても行っているんですが、直接封書でもって注射の案内、伊仙町を2日間にかけて前半、先ほど説明申し上げたとおり、5月の28・29日に第1弾を行いまして、それぞれの公民館、あるいは車

の出入りのしやすいところを中心に大体30分から20分ぐらいの短い時間ではありますが、その時間帯を町内全域を回って注射をしているような感じです。その28・29日の第1弾で漏れた犬につきましては、脱漏ということで11月から12月にかけてもう1回注射を行うのが慣例となっております。

○4番（佐田 元君）

ありがとうございます。分かりました。

それでは、次、2番のほうにお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

この事件に関しましては、本人が4月採用の職員で事務的認識が乏しかったことが一つとは存じますが、しかしながらやはり一番の原因は、課内の指導が行き届いていなかったことだと反省しております。ただ、この時期におきましては、我々きゅらまち観光課が大変多忙でいろんな問題を抱えておまして、前任がクリーンセンターの移設をどうするのかという問題、彼もかなり精神的にまいていまして、その件、そういった中で後任の者に適切なアドバイスが行えなかった。また、当時の課長も闘牛大会等の開催について、るるいろいろ問題がありまして、その辺で非常に頭を悩めていたという件もありまして、課内のほうで人が困っている、今どういう状況かということも課内のほうでしっかり掌握し切れていなかった、指導が行き届いてなかったというのがやはり一番の原因だと認識しております。

○4番（佐田 元君）

ちょっと質問とずれたような感じがいたしますが、なぜこの21万1,140円ですか、この公金をなぜ、いろいろ情報によると机の、さっきの話の中にもありましたが、机の引き出しに金庫に入れて保管してあったという話を聞いておりますが、これは5月の28・29日の狂犬病代、なぜこの長期間に机の金庫にずっと入れておって、そしてそれをみすみす取ってくださいというような、自分の考えでは職員が5か月間の間に自分の机の中に入れてあったということ、公金を、自分としては流用しても分からないというようなそういう思いがいたしますが、この机の引き出し、これは誰の机の引き出しだったんですか。そして施錠等はされていたのか。そしてまた他の職員の机、そういうところの異常はなかったのか、お願いします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

ただいまご指摘いただきました事務机に関しては、前任者の机のほうに過去ずっと公金のほうを保管管理しておりました。なぜここに長期間あったのかということですが、詳細については分かりかねますが、やはり事務的知識が乏しかったという以外には、あとやはり指導不足だったということが一番の原因だったと思います。

施錠状況につきましてですが、現場の写真を確認しましたところ、施錠はされていないような状況であります。本人のほうにも確認しましたが、金庫、机ともに鍵がかかっていないような状況だったということを聞いております。

○4番（佐田 元君）

他の職員の机とかは。机が幾らかあると思うんですけど。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

全ての机を把握しているわけではありませんが、私の机は、現金は入っていないんですけども、夏祭りの通帳、印鑑等を管理していますし、そのような状況で私のほうの机はきっちり鍵をかけている。補佐、係長も鍵をかけているのは確認できていますが、全ての職員の鍵の施錠状況については、今掌握しておりません。

○4番（佐田 元君）

この21万1,400円、この公金は県に納めるとか、これは自分のところでそのような保管しておっていいのか、よかったのか。これは県に納めるとかそういうべきのお金ではないわけですか、狂犬病の。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

犬の注射代を当日頂くわけですけども、550円は町の鑑札の手数料として町の歳入になります。3,400円のうちの550円、残りの2,850円につきましては、獣医師会のほうにお支払いがされるものであります。

県のほうとは関係なく、獣医師会のほうにお願いしていますので、獣医師会のほうに実際の注射頭数掛ける2,850円が支払われることとなります。

○4番（佐田 元君）

ということは、獣医師会のほうにはもう支払いはされたんですよね。それはこの後でまた質問伺いますが、これはいつ支払いされたんですか。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

大変申し訳ありません。獣医師会のほうに支払いがされたということは確認できていますけれども、詳細の日付については事前に資料を調べておりませんでした。申し訳ありません。後ほどお知らせしたいと思います。よろしく申し上げます。

○4番（佐田 元君）

獣医師会のほうに支払いはされているということですが、それはそれでいいとしましょう。

3番目に、現金を徴収した場合、会計上の処理、これは本来どうあるべきですかね。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの佐田議員の質問であります。現金を徴収した場合の会計上の処理はどうすべきだったかという問いであります。伊仙町財務規則第28条第3項の規定により、収入金を徴収したときは収入金領収簿冊を添え、会計管理者に引き継がなければならないとされており、本件についても同様に徴収後、速やかに必要書類を添えて会計管理者へ引き継ぐべきものであると考えております。

また、財務規則第93条では、出納時間は執務開始時間から午後3時までとする。ただし、特に必要があるときはこの限りでないとしており、第94条では、現金は会計管理者が伊仙町名義により

金融機関等に預金し、または預金以外の確実かつ有効な方法で保管しなければならないと規定されているため、時間超過等により会計管理者へ引継ぎができない場合は一時的に会計課金庫に保管し、後日速やかに会計管理者へ引き継ぐのが適切であると考えています。

また、年度当初で財務規則第43条及び第93条の規定により、各職員の使用する印影、資金前渡吏員任命簿、出納員等任免簿に押印し、会計管理者へ届け出ていることが現状であります。

○4番（佐田 元君）

今の答弁では、3時以降のあれは保管するという方法、本来であれば会計課に納めるべきということと思いますが、先ほども何回も言いますが、もう何日か、それこそ約5か月間納めない、これをやっぱり私はこの盗難、これは先ほど課長のほうからありましたが、お互いの意思疎通、課長は課長としての自覚し、管理者手当を町から報酬をもらっているわけですので、職員のやっていること、課長としての立場で5時、勤務時間終了のときは確認したりするのが妥当だったんじゃないかなという思いがします。

今までこのような事例、何回か私は取り上げております。しかし、いつの時代もこういうような事件が発生したら職員任せでやってきたような感がしておりますので、この公金、やっぱり一番我々町民のお金ですので、個人のお金ではありませんので、その区別だけはしっかりと持ってやってもらいたいと思います。たかが21万1,400円、たかがそれだけのお金という思いではなくて、たとえ1円でも10円でも町のお金は町のお金、公金は公金、自分のお金は自分のお金、区別していかなければいけないんじゃないかなという思いがいたします。

次、4番目に入りますが、盗難事件として警察へ届けたというのは伺っております。しかし被害届は出されたのか、もし出してあるのであれば、いつ誰が出して、そして今の警察の捜査状況、これについて伺いたいと思います。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

まずもって先ほどの獣医師会の振込ですけれども、奄美大島信用金庫のほうから令和2年6月18日に71万5,350円を獣医師会のほうに振り込んでございます。

ただいまの件ですが、被害届は提出したかというご質問もありますが、この件に関しては、申し訳ありません、もう一度調べて答弁させていただきたいと思います。

警察への届出時期につきましては、前回回答のとおりであります。3月5日に現在の捜査状況を徳之島署におきまして確認に伺いました。現在捜査中とのことで、詳細については秘密事項ということで公表はありませんでしたが、部外者の軌跡が確認されているというような情報のみは頂きました。引き続き捜査のお願いをして帰ってきたというところであります。

以上です。

○4番（佐田 元君）

捜査状況、今、部外者じゃないかなという情報を取っているということですので、ぜひやっぱりこのような事件が発生しないように今後もしっかりとした施錠を通して二度とこのような事件が発

生しないようにお願いしたいと思います。

次に、公金の適正処理に関する町の対応についてですが、今回の盗難事件において再発防止などのためにどのような措置を講じられたのか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの佐田議員の質問であります。今回の盗難事件を受けて再発防止等のためにどのような措置を講じたのか問うということですが、先ほど佐田議員のほうから発言もありましたが、徴収をしてその間、机に放置するという事は、この事件がありまして当課の職員を集めて盗難という外部からの侵入があったと見受けられるということであっても人が聞いたら個人的に利用していたんじゃないかと思われる、それはそういうことが考えられるので、公金については厳重な、先ほど申しました、その当日に3時を過ぎたら会計課に預けるとか、そういった措置を講じるようにという指摘はしてございます。これまで公金の取扱いや服務規律等においては課長会や全体朝礼等において指導を行ってまいりましたが、令和2年10月2日の事件発生後、改めて10月9日の課長会において公金の適正処理や退庁時の施錠確認の徹底、また時間外勤務や休日出勤時における退庁時の宿直員への声かけ等の徹底等について、全職員に周知するように指導してきたところであります。

その中で具体的な取組として、良好な職場環境の確保、組織的な対応の徹底、服務規律を確保する上で管理職による管理監督が重要となります。また、職員が業務上その他で問題を抱えた場合にも上司や同僚に相談しやすい職場環境を構築することが必要と考えています。今回のような不適正処理、事案など不祥事を未然に防ぐために職場内のコミュニケーションが円滑に行われ、良好な職場環境を確保する必要があります。そのため報告、連絡、相談の徹底や、話しやすく風通しのよい職場環境づくりに努めてまいりたいと思っています。

また、複数の職員による相互チェックや課内での情報共有等も指導してまいりたいと考えております。

また、この事件を受けまして、きゅらまち観光課においては入り口の鍵が施錠されていたのが開けられたということですので、入り口の鍵の交換等を行い、課長、補佐、宿直以外の鍵の所持等のそういった鍵の保管等についても徹底したところであります。

○4番（佐田 元君）

10月の9日に課長を集めて措置を講じたということですが、それぞれの課長は、部下職員にこのような指導を受けたということを知られたのか、されているのか伺いたいとは思いますが、時間の都合上終わりますが、次にこれまで度重なる公金の不適正処理事案の発生の際に講じたとされる職員研修、全く効果がなかったと考えられるが、どうか伺います。これはさっきの①の質問とやや似通ったような質問ですが、このような事案が発生した。その際に職員研修、こういうことなんかは今までやっておりますか。やったことありますか。さっきの質問、①の質問は課長を集めて全職員を集めるというのは、はっきり言って難しいということですが、こういうことを研修をやったこ

とがあるのか、町長に伺いたいと思います。町長、いかがですか。

○町長（大久保明君）

こういう事例があった場合は、まずは課長会で厳しく話をしております。また全体朝礼でも全職員は集まりませんが、100名前後の職員に対しましては厳しく指導を毎回しております。

○4番（佐田 元君）

町長、私、新聞の切り抜きのコピーを持っております。町長が、これも私の質問の中ですが、不適正な公金支出事案続出というタイトルで書かれております。町長はこれの中で町議会と町民に対し申し訳なく思っていると。再発防止の委員会を早急に設置し、全職員への研修会も開きたいと答弁しております。このような答弁をされておいて、何で今、全職員を集めるのは難しいとか、新聞にちゃんと町長は答弁されていますよ。この再発防止委員会、これは設置されましたか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

以前、備品問題があった際にも再発防止委員会を行いまして、再発防止に係る注意事項、または職員としての守るべき厳守事項について研修、また周知徹底を行ったところであります。先ほど町長が全職員を集められないと言ったのは、朝の月1回の全体朝礼に窓口職員もいますので、全体を一気に集めるということができないという表現でありましたので、またその辺はよろしく願います。

それと法令遵守等が、あと公金適正処理等に関する啓発・指導は機会を捉えて実施してきたところでありますが、やっぱり各種規則、規定等に関する甘さがあったと言わざるを得ないと考えております。今後、全職員が改めて公務員としての高い倫理観について認識し、再発防止に向けて取り組む必要があると考えております。

具体的な取組としては、職員の服務規律、倫理意識の向上、公務員倫理については、新規採用職員研修の実施、これは実施してきましたが、昨年コロナウイルス感染症において研修が県のほうで実施されなかったことに伴い新人研修がなされていませぬので、来年度においてこの職員研修を実施していくという計画になっております。

それから、新任係長研修の実施、これまでも実施してきたところでありますが、引き続き、階層別の研修を実施するとともに課長会等、機会を捉えて指導啓発を徹底してまいりたいと思っております。

また、今期、人事評価制度を活用し、その評定結果を給与、分限等に反映させることで職員一人一人の意識向上や人材育成を図ってまいりたいと考えております。

○4番（佐田 元君）

今、備品購入問題で研修会等を開催したという答弁ですが、これは何回ぐらいされているんですか。

○総務課長（久保 等君）

その問題を受けて2回開催しているところであります。

○4番（佐田 元君）

その時期はわかりますか。

○総務課長（久保 等君）

すみません、その資料、今手元にございませんで、また資料を取って後で報告させていただきます。

○4番（佐田 元君）

本当にこんな質問ばかりして、もう本当に町民に大変自分の力がないという力不足ということで本当に建設的な意見等も本当はやっていきたい気持ちですが、しかし今の我が町のこの公金の使い道、こういうのが多々多いということで私の信条であります、是は是、非は非という思いからこのような質問をしているわけですが、先ほど課長のほうから信用金庫、組合さんでしたかね、6月18日に獣医さんのほうには支給されたという話ですが、この支給したお金はどこから出たわけですかね。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

盗難に遭った際に金庫に保管されていましたが21万1,400円以外に71万5,350円、こちらの金額が、それとあと770円、この部分がこの6月18日時点においてはまだその金庫の中に保管されていたということでありまして、6月18日に振り込んだ際、その残金が21万1,400円、これが金庫のほうに残っていきまして、この金額が盗難に遭ったということでありまして。

○4番（佐田 元君）

ということは、その時点では取られていなかったという取り方でよろしいわけですね。分かりました。

それでは、次に①、事件に対する責任について伺いますが、盗難で生じた金額はどのようにして補填したのか、また補填はどのような基準で行ったのか、また被害額とは別に関係職員に対する処分がなされたのか伺います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問についてお答えします。

事件に対する責任について、1番、盗難で発生した被害額はどのように補填したのかという点であります、この件につきましては、令和2年10月19日に懲罰委員会を行いました。その際、本懲罰処分とは別に被害額18万5,000円について、きゅらまち観光課職員5名から、公金を長きにわたって歳入することなく課の金庫で保管してこの被害に遭ったということの責任を痛感し、自主的に補填したいという旨の報告があったことを任命権者のほうに報告してございます。その後、担当課5名により補填してございます。

1、2、3同時に質問がありましたので、2番目には、補填はどのような基準で行ったかという

ことでありますが、先ほどの①で答えたとおり、自主的な補填ということで課長、補佐、係長、担当者、前任者、その机に保管していた係、その関係職員からの申出でありまして、この基準というものが懲罰委員会ではその事の重さをもって職員の懲罰であります。この基準を定める際には監査委員は賠償責任の有無と賠償額を決定するというようになっており、その部分については監査委員のする役目ではありますが、ここは5名が自主的に補填を申し出たということで、このような申出の割合によって行っております。

被害額の補填とは別に関係職員に対する処分ということでありますが、先ほど言いました令和2年10月19日に懲罰委員会を行いました。処分については、被害に遭った公金の取扱い担当課の課長、補佐、係長について指導監督不適正として地方公務員法第29条第1項第2号及び伊仙町懲戒処分の指針に基づき勧告といたしました。担当者については、交付金の不適正な処理、歳入処理を怠ったことにより、地方公務員法第29条第1項第2号及び伊仙町懲戒処分の指針に基づき、1か月間給料10分の1の減給処分といたしました。

○4番（佐田 元君）

この盗難で生じた被害額、これは何で職員が補填しなければいけないの。職員が申し出たということですが、5名の職員が申し出て、それを懲罰委員会がそれを相当と認め、なぜ職員にこのような金額を補填させなければならなかったのか。今の説明の中では自主的に責任を痛感して自主的に申し出たということですが、それは課長、または担当職員、これは分かりますよ。しかし他の職員が関係もされていない職員が、盗難に遭った、これを職員に弁償させるというのはちょっと腑に落ちないところがありますが、そここのところの説明をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

過去の外の今回の事件以外にもいろんな盗難事件等、私も3年前ぐらいに被害に遭いましたが、なかなか犯人が捕まって被害額が戻ってくるという事例がなかなかないので、その辺を課の職員が自主的にいつまでもこの公金をこのような状況にしておけないという自主的な申出だったと私は認識しておりますが、この懲罰委員会でこれを基準とか、それを決めたわけじゃなくて、その課の職員が町民に迷惑をかける、またこの歳入処理を怠ったことの重大さを痛感し、自主的に補填したという気持ちで申出があったということでこのような処理に至っております。

○4番（佐田 元君）

このような今後ろからの声もありますが、盗難に受けた被害、これ職員が横領しているとか、また職員間で使っているとか、その課で使ったとか、そういうのであれば話は別ですよ。これは、先ほども出ておったんですが、話したんですが、部外者じゃないかなという警察の捜査状況も今確認されているようですが、こんな盗難に遭ったお金を職員に補填させる。そして今、課長の話の中では懲罰委員会がこの内訳、補填額を決めたわけじゃないという答弁ですが、そしたらこの公務員法第29条第1項第2号及び伊仙町懲戒処分の指針に基づき減給1か月間10分の1とすると、なぜ2人

だけするの。そうならば5人一緒にするのが妥当じゃないの。違いますか。

○総務課長（久保 等君）

先ほどきゅらまち観光課の課長からもありましたが、職員としてこの歳入処理を忘れたという点ではありますが、その担当者、また相談をしていくことでこういった被害もなくなり、逆にどういった処理をすればよいのかという相談をする必要もあったかなと考えております。これがその担当者だけが悪いということじゃなくて、その監督不行き届きという面において係長、それから補佐、課長については戒告処分として処分をしたところでもあります。

○4番（佐田 元君）

それは分かりますよ。5名に補填させている、この金額が額が少ないといえばちょっと語弊があるかと思いますが、これが1万円とか1万6,000円とかこういう額ですので、なんです、これがもし何百万円単位になったときに5名が申し出ると思いませんか。そして何回も言います。なぜこのように同じ責任を取らせるのであれば5名とも処罰するのが妥当じゃないかなということですので、これはこの懲罰処分、これも疑問ですよ、はっきり言って。なぜ2人だけしたのか。説明をお願いします。

○総務課長（久保 等君）

先ほどもちょっと触れたんですが、担当者においてはこの金額を机の中に保存するということが妥当なのかどうかということは上司にも相談ができたと思うのですが、その辺ができていなく、ここまで残った、6月18日にこの分を振り込んであったからいいようなもの、こういった長期にわたって机の中に保存したということで職員の服務規律、その辺を考えて担当者としてこうあるべきだということでこの10分の1の1か月という懲戒処分をいたしました。その上司3名については指導監督不適正として懲戒処分の指針に基づいて戒告とした次第であります。

○4番（佐田 元君）

ちょっと今聞きにくい点があったんだけど、6月18日にも支払いされているというこういう安易な気持ちがあったんじゃないかなという受け止め方をしていますが、それでよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

すみません。私が言葉足らずで申し訳ないです。こういった5月に発生したものを6月18日、こういう処理をしたにもかかわらず残りをどうするべきかという相談ができたにもかかわらずその辺の現金の取扱いに対する曖昧さがあったものとしてこのような処分に至ったわけであります。

○4番（佐田 元君）

資料を頂いております。職員の懲戒についての書類を頂いております。ここに内訳が入っておりますが、15%、9%、6%、30%、40%、これは職員の5名の申出でこのようになっているというのですが、懲罰委員会は職員から上がったのをそのままのみにして、これを金額を申出があったからもうこれでいくという、そういうのが懲罰委員会ですか。やっぱり自分は思うのは、さっきも何回も言いますが、給料の割合でパーセントを決めていくとか、責任の度合いで決めていくとか、

そういうのが妥当じゃないかなという思いがしますが、関係ない職員からも何%かお金を取る。これをなぜ懲罰委員会で、先ほどから相談とかそういうのができなかったからじゃないのかなという話ではありますが、総務課長として、懲罰委員会の委員長は総務課長ですよね。総務課長としてやっぱり先ほどから話されている、職員が採用の年数が浅いため業務の知識が浅かったためこのようなことになったという話もありますが、相談とかそういうのがなかったということですが、相談がなかったら総務課長が課長としての責任を取り、そして若い職員に分からないところをアドバイスしていくのが総務課長の役目、また課長の役目じゃありませんか。どうですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

私が足りないと言えそう見えるかもしれませんが、決裁時に、服装、それから日頃の職務への向き方、それぞれ私なりに見て判断するところは適宜指導をしているつもりであります。このような事案が発生したということは町民におわび申し上げ、またこのようなことの再発防止に向けて全力で取り組まなければならないということは痛感しております。

○4番（佐田 元君）

この事案、本当に盗難事件、みすみすお金をそこにあるのを持って行ってくださいというような、取って行ってくださいというような取り方されてもおかしくないのではないかと思います。

そこで、すみません。議長のほうに私のほうから一つだけお願いですが、質問事項をちょっと一つ飛ばしてありますので、認めていただけないでしょうか。

○議長（福留達也君）

どうぞ。

○4番（佐田 元君）

よろしいでしょうか。

○議長（福留達也君）

はい。

○4番（佐田 元君）

③のきゅらまち観光課以外の課ではこのような公金の紛失や使途不明金などの事案はないのか問います。それぞれの課、お願いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

総務課においては、臨時運行許可手数料、これは通称、仮ナンバー許可手数料であります。これが毎月、歳入処理を適切に行っており、また毎日、鍵のかかる小さい金庫、それに入れて私が保管し、毎朝、係に出しているというところでもあります。その他、交際費もそのような処理をしております。

あと今、今週あたりから区長のほうから配られたと思いますが、交通災害共済の掛金についても

同様の処理の仕方です。今、不適切な処理の仕方ということはないと確認しております。

○4番（佐田 元君）

公金を扱っている課は順次お願いします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの質問にお答えします。

建設課では住宅料を取り扱っております。住宅料については、納付書での納付をお願いしているところであり、あと住宅に新規に入居する方に関しては、住宅敷金は現金で扱っております。この際、扱った場合は即、会計課で歳計外収入として預けております。

○耕地課長（穂 浩一君）

耕地課につきましては、土地改良の分担金の領収書がございます。これについては、週1回、分担金領収書の確認を行っております。通知書については各地区の精算金の通帳がございます。あと畑かん事業の推進協議会、あと畑総事業の推進協議会の通帳がございますが、これについては通帳を会計課のほうに保管しており、印鑑については私が保管しております。現在、不明な金額については発生をしておりません。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの佐田議員の質問にお答えいたします。

経済課の管轄といたしましては、本町の外郭団体に当たります伊仙町糖業振興会におきまして、使途不明金の存在を確認をいたしております。町民に深くおわびを申し上げます。

○水道課長（徳永正大君）

水道課では現金の納付が多いですけど、窓口に来られた方には納付書を発行してもらい、本人各自で会計課に金を納めるようにしていただいております。

それから通帳も6銀行の通帳を持っておりますが、通帳は係が持って印鑑は私が預かっております。毎月、出納監査も行っております。

以上です。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

先ほど来説明しているものの他に、地域文化情報発信施設、いわゆるなくさみ館ですが、こちらの入館料、隣に展示室がありますので、この入館料が毎月1回、明細とともに納金されております。これに関しても、再度、ミスがないように注意を払っていきたいと思います。

あと一般廃棄物処理手数料についてですが、これに関しては現金で回収し、回収のたびに納付しています。

犬、猫それぞれの手数料についてですが、先般行われました監査のほうからのご指摘がありまして、連番のついた領収書等をきちんとやっぱり管理してしっかりとチェックしていくような体制を今後取っていきたいと思っております。

大和の戦艦慰霊碑の賽銭箱についてですが、不定期ではありますが、回収のたびに金額を計算し、納入しております。

ハブ代金につきましては、資金前渡、30万円を一括で資金前渡しまして、現金が少額になると精算、同時に資金前渡をもう一度繰り返しというような作業を行っております。

先般の盗難事件を受けまして、就業時に会計課のほうから受け取りまして、5時のサイレンとともに会計課の金庫へ預けるという作業を毎日繰り返しているところであります。

以上です。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

すみません。くらし支援課です。くらし支援課ではもともとの税務部門に当たる町税の部分と窓口業務の分で係る手数料を取り扱っています。

町税のほうに関しては、時間内に徴収した分に関しては、会計のほうに即座に入れるように指導はしています。夜間徴収等、勤務時間外に取り扱ったお金に関しては、高額であったり、集めてきた現金に関しては管理職のほうで預かって、翌日、開庁後にすぐ会計のほうに引継ぎをしています。

あと窓口手数料なのですが、手数料のほうは就業後、計算をしてお金のほうは会計のほうに預けるようにしています。

それと通帳なのですが、戦没者の慰霊祭を行うための遺族会の会計のほうをこちらのほうでお預かりしていますので、そちらの通帳と会長印のほうを私の施錠のできる机のほうで管理しています。

以上です。

○地域福祉課長（大山 拳君）

地域福祉課の管理について説明いたします。

地域福祉課においては介護保険料等の取扱いがあるんですけども、徴収員が持ってきたものに対して数分後には会計課のほうに引き継いでおります。

また、通帳を管理しているものもございまして。主に生活保護費になるんですけども、そちらも通帳に県のほうから歳入があった後、1日、前日に振込があり、その翌日に引き出しをして精算をして、県のほうにも確認を取っているところです。

通帳の管理に関しては、私のほうで金庫、日中においては金庫で管理をしています。業務終了後に会計課に引き継ぐようにいたしております。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの佐田議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会のほうでは教職員住宅の使用料がございまして。一般と教職員がいらっしゃいますが、一般のほうは現金で徴収をいたしまして回収のたび収入処理をしております。領収書は毎月1回から2回程度、補佐と係長のほうで確認をさせていただいております。

教職員の場合に関しましては、振込ですので、直接現金を扱うことはございません。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

社会教育課関係ですけど、体育施設の使用料に関しては、徴収後随時、収入処理をしているところでございます。歴史民俗資料館の入館料及び中央公民館の使用料に関しては、月1回程度、今、収入処理をしているところでございますが、今後、週に1回、歳入処理をするように改善していきたいと考えているところでございます。

○健康増進課長（澤佐和子君）

健康増進課のほうでは、ほーらい館使用料などの公金処理におきまして、当日入金した会員の月会費や登録料、スイミング月会費等の使用料につきましては、金庫に保管し、翌日、会計課へ入金しております。

また、土日の使用料の入金に関しましては、同様に金庫に保管し、月曜日に会計課へ入金しております。

また、町外、島外などから送金を希望する方がまれにありまして、通帳のほうもありますが、金庫に印鑑と一緒に保管しております。入金確認後はすぐに引き出し、会計課口座のほうへ収入処理しております。

また、保健センターのほうで健診時の受診料に関しましても、鍵のかかる保管庫に保管し、受診者などを照合しまして、確認後、会計課へ入金しております。この作業におきましても、次の日の釣銭がありますので、処理をしてから1週間とかで鍵のかかるものに保管してするんですけども、釣銭を残して、毎日、できれば会計課に預けるように今後はしていきたいというふうに担当とも今話をしているところでございます。

○学給センター所長（松田博樹君）

給食センターの給食費については、毎月、学校のほうに請求書を送り、学校から直接銀行の当座のほうに入金されております。たまに現金滞納分が給食センターに持ってこられるんですが、そのときは入金帳に記入し、銀行に持っていき当座のほうに預金しております。

○4番（佐田 元君）

ありがとうございました。各課の課長さん、管理者の皆さんが適正な公金処理をされており、不適正な処理は経済課の伊仙町糖業振興会、外部団体関係ということですが、町長はこのことは報告は受けていますか。

○町長（大久保明君）

報告も受け、そして今本人とも会い、そして担当とも会い、いろいろ調査を行っておる状況であります。このことはすぐには解決できないような状況になる可能性もありますので、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

○4番（佐田 元君）

報告を受けているということですが、この糖業振興会、これは我々、伊仙町だけの問題ではないのではないかという思いがします。JAさん、南西糖業さん、また各農家の皆さん、非常に迷惑を

被る事案が発生したのではないかなという思いがします。

そこで、町長に再度お聞きしますが、今取り上げている盗難事件、それからまた数か月、10月に発生し、またこのような事案が約2か月、はっきりしたあれは分からないということですが、このような事案が発生して本当にこの公金の取扱い、本当にこれでいいのかなという、今の心境をぜひお聞きしたいと思います。

また、議会答弁に町の損失に関しては町長に責任があると答弁していますが、このことについては記憶にあるかと思いますが、今回の事案、そして先ほどの外部団体、このような事案が発生してどのような責任を負うのか、最後に伺いたいと思います。

○町長（大久保明君）

この20年の間に、今思い出しますと、こういう事象があるたびに私は責任を感じ、そして給与カット等も行っていました。もう20年間の間に幾たびあったんですけども、特にこの1年は頻発しているような気がいたしております。そのことに関しては、職員も私自身も、このことに関して緊張感も足りないし、日常生活の中でそのことを毎日確認しながら仕事をしているかという、いろいろ時々気が抜けたりして緊張感がなくなったりもしておりますので、今後、いかにして再発防止するかを真剣になって、今まで以上に真剣になって、先ほど委員会を前回設置していないわけですので、不祥事に関する対策委員会をつくって頻繁に会議をして、そして全職員にこのことをしっかりと自覚とそして町民の公金を扱っているということの自覚を改めて肝に銘ずるよう強力に指導していかなければならないと今覚悟しているところでございます。

○4番（佐田 元君）

今の話では、20年間いろいろな不祥事があつたと。しかし、このいろいろな不祥事、今、ここ4、5年の間、もう私が議会議員になってもこのような不祥事が発生していますが、町長自らこのような事案に対して責任を負ったこと、先ほどちらっと話が聞こえましたが、自らやっぱり懲罰を受けて伊仙町のトップの責任者としてやるのが職員に対しての模範じゃないですか。私はそう思いますけど。やっぱり自ら、我が身を削って、そして職員に指導していく。我が身は痛くもかゆくもない。ただ職員がやった。担当者に任せた。こういうあれでは幾ら町長が、対策委員会設置するとか、そういうことをして指導していくとか、そういうあれをしても、本当にこのような不祥事を起こせば町長にまで迷惑がかかる。誰に迷惑がかかる。自らこういうようなことに手を染める職員が絶対少なくなると思いますよ。町長は、今私が言いたいのは、何か職員に言えないことでもあるのかなという思いもします。はっきり申しまして。伊仙町のトップということで我が身を切って、我が身で、あんたらがこういうような不祥事を起こせば私も給料カット、何十%カットされたよと、それぐらいの意気込みでこれを頑張ってもらわないと、以前の過去の話になりますが、備品問題では住民監査請求が出て幾らか弁償補填はされたんですけど、それ以外に私は町長の給料カット、減給、こういうのを聞いたことありません。私が言いたいのは、やっぱり町長自らが襟を正して、自ら我が身を削って、そして職員に指導していかなければいけないと。そしてこれから先、このような事案、

不祥事、起こす体制、環境、これを考えてやってもらいたいと思います。鍵もかけていない。そこにお金を置いてある。それははっきり言って、どうぞ、お金を取ってくださいというようなものですよ。そして印鑑も同じ人が預かっているとか、今話を聞いたらそういうことはないような感じがしますが、印鑑も同じ職員が預かり、通帳も預かりという、これは以前もこういう事案がありましたよね。そういうことが起きない職場づくりをぜひしていただきたいと思います。

最後にお聞きします。町長、どのような責任をお取りしますか。

○町長（大久保明君）

佐田議員が議員になってからは、自ら身を削ったことは一度だということです。確かにそうだと思います。それ以前に思い出だけで5、6回はそういうふうな給料カットを行っていますが、今提案のあった給与のかなりの額の責任を取ることが職員がその襟を正したことに對して、確かに職員はこうあってはいけないというような自覚は出てくると思いますので、冒頭で話したとおり、給与カットは今は3月はできませんけれども、先ほど申し上げたように4月にそれを断行していくというふうに答弁したところであります。

○4番（佐田 元君）

ありがとうございます。絶対このような不祥事が起こらないまちづくりをしていけたらなという思いがいたします。

以上で終わります。

○議長（福留達也君）

これで、佐田 元君の一般質問を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。どうもお疲れさまでした。

散 会 午後 4時29分

令和3年第1回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和3年3月11日

令和3年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年3月11日（木曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 一般質問（美島 盛秀議員、西 彦二議員、清 平二議員）3名

1. 出席議員（14名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|---------|------|----------|
| 1番 | 杉山 肇 君 | 2番 | 牧本 和英 君 |
| 3番 | 西 彦 二 君 | 4番 | 佐田 元 君 |
| 5番 | 清 平 二 君 | 6番 | 岡林 剛也 君 |
| 7番 | 牧 徳久 君 | 8番 | 上木 千恵造 君 |
| 9番 | 永田 誠 君 | 10番 | 福留 達也 君 |
| 11番 | 前 徹志 君 | 12番 | 明石 秀雄 君 |
| 13番 | 樺山 一 君 | 14番 | 美島 盛秀 君 |

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 稲田 良和 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|---------|----------|------------|---------|
| 町 長 | 大久保 明 君 | 総務課長 | 久保 等 君 |
| 未来創生課長 | 名古 健二 君 | くらし支援課長 | 稲田 大輝 君 |
| 子育て支援課長 | 稲泉 喜博 君 | 地域福祉課長 | 大山 拳 君 |
| 経済課長 | 仲島 正敏 君 | 建設課長 | 福島 隆也 君 |
| 耕地課長 | 穂 浩一 君 | きゅらまち観光課長 | 幸 孝一 君 |
| 水道課長 | 徳永 正大 君 | 農委事務局長 | 豊島 克仁 君 |
| 教育 長 | 大山 惣二郎 君 | 教委総務課長 | 上木 正人 君 |
| 社会教育課長 | 伊藤 晋吾 君 | 学校給セ所長 | 松田 博樹 君 |
| 健康増進課長 | 澤 佐和子 君 | 選挙管理委員会書記長 | 重村 浩次 君 |
| 総務課長補佐 | 寶永 英樹 君 | | |

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（福留達也君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（福留達也君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、美島盛秀君の一般質問を許可いたします。

○14番（美島盛秀君）

おはようございます。14番、美島盛秀でございます。今日は、東北大震災の10年に当たるということで、全国に被災された皆さんが避難をされていることだと思えます。10年目を迎えて、さらに去年、今年とコロナ禍の中で、大変ご苦労をされていることだと思えます。被災された皆さん、震災に遭われた皆さんにおいては、心からお見舞いを申し上げ、また今後、さらなる復興と活躍をお祈りいたしたいと思えます。

それでは、質問をいたします。執行部の明解なる答弁をお願いいたします。

まず、令和2年度第4回定例会と令和2年度第5回臨時会において、令和2年12月8日開会の令和2年第4回定例会が流会になったが、町長の関与等はなかったか。また、12月17日開会の第5回臨時会で修正動議が提出され、議決されました。19日の会議で議案が撤回されるなど、執行部の不手際や失態で議会運営に大きな影響を与えました。特別委員会を設置するなど、そして審議をすることになった結果について、町長の認識を問いたいと思えます。

次に、2番目の新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルスワクチンの接種計画（準備）等について、どのように進められているかお尋ねをいたします。

②の鹿児島県事業継続緊急支援金給付事業について、お尋ねをいたします。

3番目に、農業振興について。

まず、①の令和元年度の糖業（さとうきび）、畜産、バレイショ、果樹園芸の農業生産額について、それぞれ分野別にお尋ねをいたします。

この令和元年度の件に関しまして、去年、そして今年度の目標と糖業振興会の5年計画の策定書等を見ながら質問いたしますので、よろしく願いいたします。

②春植え助成事業の助成内容についてお尋ねをいたします。

去年と今年の助成内容が大幅に減額されるという事態でありますので、お尋ねをするところであります。

③糖業振興会についてお尋ねをいたします。

前日も同僚議員のほうから、他の問題で質問があり、その中で経済課のほうで問題があったとい

う答弁で、また町長も、20年間をいろいろ振り返りながら答弁をされておりました。糖業振興会について詳しい内容等をお尋ねいたします。

次に、大きな4番目で、令和2年度施政方針と大久保町長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

この件に関しましては、私は20年間ずっと町長に質問をしたり、あるいは質疑をしてきたところでありまして、まず、今年の「未来創生へ更なる飛躍、全ての町民が主役のまちづくりの実現に向けて」がスローガンであります。5期20年を省みて検証した上で、伊仙町のトップリーダーとしての資質があったのか、また、政治倫理が欠如していると思っておりますが、町長の考えをお尋ねいたします。

②施政方針が抽象的で具体性がないと考えられますが、お尋ねをいたします。

3番目に、本年10月には、町長も任期が満了となるところでありまして、次期町長選への出馬は考えられているか、お尋ねをいたします。

以上、1回目の質問を終わります。自席から質問をさせていただきます。

○町長（大久保明君）

10年前、午後2時過ぎに、伊仙町議会委員会室において、休憩中でありましたけれども、突然映像が出まして本当に驚いたこと、いまだに脳裏に残っております。改めて、東北の方々、そして原発に関する方々に対しまして、哀悼の意を述べたいと思います。今後、しっかりと東北が復興そして再建できることを心からお祈りしたいと思います。

美島盛秀議員の質問にお答えいたします。

1番目の件に関しましては、内容につきましては、総務課長のほうから答弁をしていただきます。

（発言する者あり）

○総務課長（久保 等君）

美島議員の令和2年度第4回定例会と令和2年第5回臨時会についてということで質問がありましたので、令和2年第4回定例会において、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）を提案してございましたが、定例会の中で議長が決まらず、流会という形になり、審議がなされませんでした。このことに町長が関与するという事はなかったと認識しております。

また、12月17日に第5回臨時議会に、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）を再度提案いたしました。その中で、百菜損失補填に関して、議会で構成する調査特別委員会での調査が必要ということで、その損失補填について修正動議があり、修正可決をしていただきました。

修正前の予算に関連して、徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の電気料金未納分が歳入として計上してありましたので、修正可決に伴った処理として、当特別会計補正予算を撤回し、改めて歳入の修正を行い、提案したところでありますので、その計画としての修正可決に伴った処理としてございますので、不手際や失態ということではないと考えております。

○14番（美島盛秀君）

町長の答弁が聞くことができなくて残念に思います。

私はずっと、議会と執行部は車の両輪ということを中心に訴えながら、毎回質問をしているところでありますけれども、議会議員からの質問に対して町長が答弁できないということは、これ全国にこういう自治体があるのでしょうか。答弁がなかったことは仕方ないと諦めざるを得ないですけれども。

それでは、この議会が流会になった、あるいは12月議会あるいは17日の臨時議会についての説明を、また町民に報告をするということでお尋ねをいたしたいと思います。

12月の第4回の定例議会なんですけれども、12月7日に、8日から始まる議会運営委員会がありました。その12月7日の議会運営委員会5名でありますけれども、委員の中から、「議員の家族にコロナウイルス感染症関係者がいる」と、「濃厚接触者がいる」と発言がありまして、私もびっくりしたところでありまして、そのことについて運営委員会で議論がなされました。

私は、聞いたことなかったもんですから、今、真ただ中の感染ウイルス、コロナ禍の中で、誹謗中傷するようなことは絶対あってはならないということを申し上げたところでありますけれども、このときに、町長もそれは濃厚接触だよと言ったという発言がありました。ですから、私は関係したんじゃないかという質問をしたわけでありますけれども、その中で、その家族の職場でそういう感染者が出て、その家族が、自らがもしそういう疑われるようなことがあってはいけないということで、保健所に連絡をして自らPCR検査を受けたと。そして、1日は休んで職場に出なかった、何の症状も出ていなかった、陰性だったという報告だったということ、その疑われた議員のほうから説明がありました。

そして、8日の開会でありましたので、8日の全員協議会のほうで本人が説明をいたしました。そのときに、当時の議長から朝7時頃に電話があつて、「休んでくれないか」ということを言われたと。その本人は、「何の関係もないから、休むことはない」という返答でありました。そういう中で、こういう感染者の接触者がいるということであれば、議会には出席できないよと言って、全員協議会には6名の議員が参加しなかったという経緯であります。その7名を含めて、議長を含めて事務局含めて、議長が本人に陳謝をされております。これが、この12月議会の前日の議会運営委員会の流れであり、そして当日8日の全員協議会の流れでありました。

新聞報道等に、疑陰性だとか、あるいはNHKの放送で疑わしいちょっと理解できないような放送がありましたので、ぜひこれは徹底して追及しなければいけないという話合い等になりました。議会報告等も遅れましたけれども、ここで町民の皆さんに、流会になった理由等を説明をしたいということでありまして、そして、12月8日の全員協議会で日程等を決めました。12月の8日開会、そして一般質問は取り下げる、そしてなるべく期間を短縮して感染症対策に取り組もうということで、9日、10日は休みにしよう、休会にしようということで、11日最終の本会議で議案審議をして締めくくりをしようというところまで話合いをしたところでありました。

そして8日の10時過ぎに開会をいたしまして、開会をしたものの、議長が開会宣告をしてすぐ休憩という宣言がありましたので、副議長に議長が辞職願が提出されて、そして、議長がいなくて、8日議長選挙で流会になったということが真意であります。

この間、一部の議員の皆さんは、町長室を行ったり来たり、町長と度々打合せをしておりました。そのことを私は町長にお尋ねをいたします。町長室でそういう話合い等がされたのか、されなかったのか、町長にお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

今やっとその関与という意味が分かりました。何が関与かが今説明していただきまして分かりました。これは、議会のことです。そのことに関しまして、町長室において、町長を指示する議員の方々がいろいろ議論をしておりました。それは、あくまでも議員同士のことでありますので、町長が伊仙町議会の人事に関して、いろんな思いはありますけれども、それは私がいろいろ関与とか指導する、意見するはないと思っております。皆さんの言うことをいろいろ聞いておりました。

○14番（美島盛秀君）

私は、この7日の議会運営委員会辺りから8日にかけての定例会に提出されました議案等について、恐らく話合いがされて、そして難癖といいたまいますか、言葉は悪いですがけれども、ある議員を休ませよう。また、議長選挙ができなくて流会になるかもという予想の下で、私は12月議会は進められたのではないかなという疑いさえ持って質問をしているわけです。これは、議会の問題でありますので、町長が関わるということはないということでもありますので、今後ともそれを信じて、議会と執行部が本当の意味の車の両輪で、町の発展のために取り組めることをこれからも取り組んでいきたいと思っております。

その結果で、8日の9時過ぎに当初予算の第1回令和2年度第1回の定例会が流会になりまして、専決処分をしてありましたので、今回までまた流会をさせていろいろ専決処分をして、マスコミ報道等に載り、あるいは世間から批判を受けるようなことがないようにということを、事務局を通して申入れをして解散したわけです。それが12月議会のいきさつでありました。

そして、12月の17日に臨時議会が招集されまして、その中でいろいろ修正動議がされたり、また、先ほど総務課長が言ったようなこと等がありましたので、19日まで延ばして、19日に修正をした中で議案が議決されたということが、この1番目の12月議会、そして臨時議会の結果だと思っておりますので、これをもって町民の皆さんに報告を兼ねてお伝えをしたいと考えます。

次に、2番目の新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねをいたします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

新型コロナウイルス感染症対策について、新型コロナウイルスワクチン接種計画準備について問うについて、ご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年12月には、町内で12人の陽性者が出、また、徳

之島島内で62人の陽性者が出て、徳之島クラスターが発生し、警戒レベルも最大の5まで上がり、緊張感を持った対策が徹底されました。現在のところ、それ以降の陽性者はなく、警戒レベルも3をキープしております。

感染症対策として期待される新型コロナワクチン接種がいよいよ始まりますが、住民ワクチン接種に向けた接種準備状況と現時点での接種計画について説明いたします。先日お配りしました資料は、ホームページに掲載しているものであります。お手元に御覧いただければと思います。

ワクチン接種の準備は、県や関係機関、島内、他町と連携調整を行いながら、国のスケジュールに沿って進めています。今年度内では、接種券の作成と優先接種である高齢者への接種券の郵送、問い合わせに対する準備などを進め、関係機関との実施に向けた調整作業を行います。また、医療従事者等の優先接種は、3月8日から開始されているようです。優先接種に向けて予診票作成、配布など、現在行っております。

ワクチン接種のスケジュールについては、実施計画に沿って実施を計画しています。現在進めている医療従事者などの予防接種は、町外の医療機関で実施されております。4月中旬以降から、高齢者へのワクチン接種がワクチンの配送次第開始になりますが、それに向けてワクチン接種の予約を4月上旬から開始の予定にしております。原則、住所地での接種となっており、伊仙町では伊仙クリニックにディープフリーザーを3月10日発送されていると思いますので、2、3日中には設置されるものと思いますが、実施を進める予定にしております。接種時間を設け、通常診療とは別で接種を進めていく予定です。

感染対策の有効な手段として予防接種を行います。希望接種ではありますが、接種見込みを令和2年度の高齢者のインフルエンザ接種が7割であったことから、接種対象者の7割を見込み、まずは高齢者から、次に基礎疾患を有する方などの順番で進めていく計画です。医療機関との調整会議などを進めていく中で、かかりつけ医での接種なども進めていけたらと考えております。

現在、接種対象者は16歳以上となっています。また、使用するワクチンは、現在2回接種が基本となっていますが、今後ワクチンの種類の変更なども生じる可能性もあります。接種に係る費用は全額公費となり、本人負担はありません。

先週からホームページにも新型コロナウイルス接種について掲載しておりますが、今後も広報紙やホームページ、防災無線などでも情報提供を行っていく計画にしております。

以上、接種準備と実施計画概要についての説明を終わります。

○14番（美島盛秀君）

ありがとうございます。たまたまこの資料を頂いておりますので、説明がされたことが、全部この資料で分かりました。

ただ一つ、このワクチンの接種するときに、これは保険医療であるのか、それとも無料でやるのか、お尋ねいたします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

全額ワクチン接種に関しましては、準備作業から全て全額公費で行いますので、本人負担はございません。

○14番（美島盛秀君）

この資料を、全町民に配って周知徹底をしていただきたいんですけども、その16歳以上が接種をするということですけども、施設従事者あるいは60歳から64歳、16歳から59歳、全人口の6,527人の何%ぐらい、何人が接種を受けることになるんですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

あくまでも希望でありますので、推測でしかないですけども、一応、先ほど申しましたとおり7割ぐらいの方、インフルエンザが7割受けていますので、それぐらいの方は受けるんじゃないかということで、16歳以上で、下のほうに書いてございますけれども、65歳以上が1,687人、60から64歳が414人、15歳から59歳が1,718人ぐらいの方が接種されるのではないかという予測を立てて準備を行っております。

○14番（美島盛秀君）

接種場所が、医療法人徳洲会の伊仙クリニックとなっていますけれども、この伊仙クリニック以外、例えば、隣の町の病院とかで伊仙町の人が受けられるという可能性もあるわけですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

3月に入りまして、島内の医療機関3町で協議を始めております。今のところ原則、各町内で接種となっておりますが、医療機関のほうからも、かかりつけでやったほうがいいんじゃないかというご意見もその中でありましたので、今後協議を重ねながら、または予約を取っていく中で、かかりつけ医で受けたいという方も出てくると思われまして、その点も含めて今後協議を重ねながら、そういう体制ができればというふうに思っております。

○14番（美島盛秀君）

仕事の都合とか、あるいはその時間に予約、この時間帯に行けないような人もいますので、これ2回接種するわけですね。その予約の時間とか、あるいは接種の日程等、これは連絡をしたら役場で把握ができる、誰々がもう受診をしたという取りまとめ的な、事務的な事後処理はできるわけですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

予約につきましては、保健センターのほう窓口、後は医療機関のほう、伊仙クリニック、もし他の医療機関ですれば他の医療機関がありますけれども、取りあえずは保健センターのほうにお申し込みをいただきまして、その順番でこの日は何人受けられるということで、V-SYSというシステムがありまして、行政のほうと医療機関のほうにも設置しておりまして、それでワクチンの準備もありますので、何人分ということがありますので、その辺を確認してするようにしておりますので、接種時間等はちょっと難しいかもしれませんが、その辺も併せて予約でこちらからま

た案内するという形にしております。

○14番（美島盛秀君）

この徳之島、また伊仙町は離島ということで、感染の人数も少なかったわけなんですけれども、しかしながら、今まだまだ関東1都3県、まだ緊急事態宣言中でありまして、いろいろ人口の人の流れは続くと思います。その中で、全国が昨日、おととい現在ですか、44万人強の感染者、死者が8,000人以上と、8,300人という結果が出ておりまして、県内でも1,700、1,800に近づいていると。また、死者が27人ということで、まだまだ気を許せないような状況でありますので、万難を排してこの感染ウイルス対策、ワクチン接種に全力を尽くして取り組んでいただきたいと思います。ぜひ、これは広報等あるいは資料を作って、全町民に分かるような方向で処理していただきたいと思います。

次に、鹿児島県事業継続緊急支援給付金事業についてお尋ねをいたします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

本事業につきましては、県事業で、市町村は申請書等の設置を行うこととなっております。

事業内容といたしましては、対象月が2020年12月から2021年2月で、2019年または2020年、同年同月比で70%以上事業収入が減収をしている個人事業者、中小法人等に上限30万円を支援金として交付するものであります。また、時間短縮要請された以外の飲食店等につきまして、減少率を50%以上と引下げ、支援を拡充するものであります。給付金につきましては、上限20万円であります。

詳細につきましては、別途配付いたしました資料のほうを御覧いただければと思います。

○14番（美島盛秀君）

ありがとうございます。この件につきましても、資料を頂いております。今説明のとおりだと思っております。

伊仙町は、この感染症は広まるおそれは今後ないと思いますけれども、またこの支援事業を受ける人も少ないのではないかなと考えられます。国のこの給付金支援事業、これにおいても伊仙町はまだはっきりとした報告を聞いていないんですけれども、額面的にしても、あるいは業種別にしても少なかったのではないかなという感じがしますけれども、この給付金の受けるに当たりまして、受けられる業種を見ますと、飲食店、伊仙町には飲食店もあります。あるいは代行運転、タクシー、あるいは商工会、商店街等々ありますけれども、この申請期間が3月31日、あと僅かですけれども、この間に申請している人はいるのかいないのか、お尋ねをいたします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

今現在、私どものきゅらまち観光課のほうに申請の問い合わせ、あるいは申請の補助をしてほしいという要請のほうはまだ来ておりません。ですので、県のほうに直接もしかすると申請がされている件数があるのかどうかというのは、まだ掌握していない状況であります。

ただ、議員が今おっしゃいましたように、前段の給付金に関しても申告がなされていなかったりとかということで、給付の対象から外れたというような事例も多数ありました。その辺の件数に対

応に対しては、監査委員のほうからも申告を促して、適正な給付を受けることができるよというよ
うな指導もするよということでご賜っておりますので、本件に関してもそのような対応を取って
いきたいと存じます。

○14番（美島盛秀君）

前回の国の事業においても少なかったというような感じもしますけれども、これは、やはりこう
いう給付金事業などがあれば、これ大切な、本当に役立つ町民にとってはお金でありますので、や
はりもっともっと周知徹底して、町民に知らしめるということが大事ではないかなと思ってお
りまして、鹿児島県の支援金コールセンターもありますけれども、直接そこに申し込んだ人もい
りません。

しかし、今回の3月定例会、伊仙町はちょっと遅いみたいですがけれども、他の町村は3月上旬、
3日、4日からもう開会しております。新聞報道等で見てみますと、このコロナ禍にいろんな町単
独事業で事業を組んでおります。予算化しております。伊仙町だけこういうのがない、非常に残念
なことであります。

例えば、徳之島の両町では、文化とかいろんな行事等を振興するために、自治活動資金、その自
治活動をしたらいろいろ会費とか寄附とかがあるわけでありましてけれども、そういうことで独自の
取組を各町やっております。コロナでそういう行事等ができなかったということで、自治活動資金
集落支援協力金ということで予算額を確保しております。また、徳之島町では、給食に徳之島黒毛
和牛すき焼きを出したと。これは本当にすばらしい計画が出ていると。あるいは、世界自然遺産の
遺産センターも建設予定だという。その他こう見てみますと、子育て応援資金給付金とか、給食費
の無償化だとか、いろんな町単独の事業が生まれております。確保されております。

そういうようなことで、何か伊仙町の執行部の横の連携といいましようか、そういう連携がちょ
っと後れているのではないかな、こういうこと等に関して、その予算について、財政的な処置を講
ずるために、各課からの要望等、町長は聞いて、それをどう判断されたのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

各課から事業、こういう事業ということで出していただいて、今後コロナ禍が過ぎた、これが収
束した後のためにも必要な事業ということで計画も上げ、感染防止に関する事業、それから今言っ
たコロナ禍が過ぎた後の対応の事業と、この世界自然遺産も登録に見越して、その後の対応とかそ
ういったふうなことで要望が上ってきたものを審査してございます。

○14番（美島盛秀君）

コロナ後に控えるということでもありますけれども、やはり目に見えて、これはコロナ対策で町民
に寄り添った予算だなど。町民の皆さんが納得いくような政策でなければ、私は町民の期待は持て
ないと思います。

ただ、後もってまた通告してありますけれども、町長の施政方針、コロナの問題も一つも載って

いません。施政方針、先日述べていただきましたけれども、コロナ、あれだけ日本全国、世界がコロナで心配している今日、コロナのことはコの字も出てこなかった。私はそれだけ町長の政策、これが甘過ぎると、なれ合い的な20年間というななあ主義の結果がそういう町長の政策にも影響がしてきていると。この件については、後もってまたお尋ねしますけれども、このコロナ対策事業、今後、町民に直接的に支援のできるような、こういう予算等を、事業等を考えているのか、また考える余地があるのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

町民に目に分かるようにということですので、そういった事業等、また計画を上げて対応するように心がけていきたいと思っています。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ町民の皆さんから、ありがとう、よかったねと、役に立ったよと言われるような、目に見えるそういう予算再生計画をしていただきたいと思います。

ある町辺りでは、見せる課という役場にそういう課まで設置をして、そういう予算計画、政策に対する実効性のある予算計画をするために、見せる課というものまでつくってやっているところもあるということですので、ぜひ各課の一致協力した姿勢を持って、今後事業に取り組んでいただきたいと思います。

次に、3番目の農業振興についてお尋ねをいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

美島議員の農業振興につきましてという質問の第1番目の、令和元年度糖業、畜産、バレイショ、果樹、園芸の農業振興額について、分野別に問うという質問にお答えをいたします。

令和元年度の農業生産額につきましては、まず、さとうきびが11億2,384万円、バレイショが16億4,100万円、肉用牛とその他畜産物、合わせまして18億3,604万7,000円、その他の園芸品目といたしまして8,228万7,000円、果樹が3,228万3,000円、合計いたしますと47億1,545万7,000円になっております。

○14番（美島盛秀君）

元年度の農業生産額は47億1,500万。

47億ということですのでありますがけれども、平成28年度が55億、50億目標達成ができたということで喜んだところでありましたけれども、それ以降、45、6億、この辺りで横ばいになっていると考えられます。ちなみに、平成27年度に農業振興計画が策定されておまして、2期の令和2年度から6年度までの農業振興計画が策定をされております。この1期目の平成27年度から令和2年、去年までの5年間、この件について実際に資料を見ますと、このような45億から45、6億という横ばいなんですけれども、しかし内容を見ますと、町長の施政方針にも農業振興という言葉を強く訴えているわけですので、中身を詳細に見ますと、なかなかそれが持続的に進められて

いないと。それはなぜか。それぞれの担当の職員の努力、あるいは計画には上げながらもなかなか実績を伴わないと、またこれ、5年間2期目を策定してありますけれども、この内容と伴わない実績がないような計画になってしまうんじゃないかなと私は考えますけれども、その第1期の5年間の策定をしたときは私も委員に入っておりました。そして、そのときに、1年1年の戦略会議、そういう計画がスムーズにできているかどうか確認作業をしようということ、私、提案を申し上げて、最初の1年はやりました。ところが、2年目以降は1回もやっていなかったと私は思います。ですから、そういうような大切なことを一つ一つやるのが実行力だと、政策に上げながらも実行できなかつたら、成果がなかつたら全く意味がないわけでありますので、去年、今年とコロナ禍の中で、農業だけはこの島はあまり影響を受けなかったと私は思っておりますので、この島は農業振興で飯が食べれる、そういうような島でなければならない、伊仙町でなければならないというふうに、私は常日頃、農業振興については熱心に20数年この議会活動等を通して取り組んできたところでもあります。

この第2期の令和2年度から6年度の農業振興計画でありますけれども、12ページに、新規就農者の確保、支援、農業支援センター「青緑の里」で新規就農者向けの研修を実施しますと書いてあります。これは、日頃の議会議員の皆さんからも予算審査のときに指摘があったり、いろいろ金をかけて農業支援センターをつくったものの、なかなかその成果が見られないというのが結論でありまして、先日の補正予算等の審議の中だったのですか、新規研修生がないと、そういうようなところにも無駄な予算をつけている、そして、年度末には修正をして、その予算はどこに使われたかも不透明さが出ていると。こういうような大事な政策を上げながらその成果を見いだせないというのは、どこに原因があるか、町長にお尋ねをします。

○経済課長（仲島正敏君）

議員のおっしゃる通り、ただいま農業支援センターのほうにおきましては、研修生はゼロ名ではございますが、今回の春植え等におきましても、バレイショの植付けに関しましても、土壌分析をして町民のために努力をしております。また、先般、議会で樺山議員のほうからご指摘を受けました土壌分析につきましても、その後、県の普及課のほうにお願いをいたしまして、他の分野もできるようにということで、今、研修を続けてまいっているところでございますので、町民の意向に沿うようなことを、また新規就農者向けの研修はもちろんなんですけれども、それ以外の分野でも努力をしてみたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、今後取り組んで、成果の出せる予算にしていきたいと、また、14ページには農業生産額の推移等が載っております、5年後の令和7年度には50億を維持していくという計画でありまして、令和元年度を聞いたわけなんですけれども、45億と。あと45億を生産額を上げていくには、並大抵の努力はしないとできないだろうと。そのために、また、オール伊仙町での取組と書いてあります。私もいつもオール伊仙町ということを行いますけれども、それこそまだ経済課だけに任せる

んではなくて、関係する各課、職員、全員で取り組まなければならないこの農業振興計画だと、そのために策定されたものだと思っておりますので、ぜひ、この50億がずっと、50億以上が継続して生産額が上げられるような政策を遵守していただきたいと思っております。

23ページから24ページにかけて、資料が皆さん持っていませんので、後もって見ていただきたいんですけども、地産地消ということ等が載っております。あるいは、グリーンツーリズムや子供たちへの農業教育、食育教育ということが載っておりますけれども、私は、農業こそが人づくりだと考えております。農業をしておれば、物づくりですから、自分が作った物が育っていく、自分の子供を育てるような気持ちで、本当に情が湧いてきます。ですから私は、いつも農業振興ということを行い続けておりますけれども、その農業振興がしっかりでき農業生産額が上がってくれば、必ず私は伊仙町はどこの町にも負けないようなすばらしい町に発展するだろうと思っております。町長も政策の中に、「未来創生へ更なる飛躍、全ての町民が主役のまちづくり」という大きなスローガンの下でやっておりますので、私はこの第1条件は農業振興だと思っておりました。ぜひ小学校、中学生、義務教育、これについてグリーンツーリズムや食育、昨日の予算の中でも食育、地産地消のことをお尋ねいたしましたけれども、その義務教育において、グリーンツーリズムあるいは子供たちへの農業教育、食育活動等をやっているのかどうかお尋ねいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

子供たちに農業教育というか食育活動につきましては、伊仙町に食育推進協議会という団体がございまして、その中で各小学校に予算の配分をいたしまして、各学校において食育の活動につきましての研さんを進めていただいているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

その食育協議会ですか、そういうのはちゃんと機能して、どういうものをつくって、どういうような活動をしているかという報告等はやっておりますか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちら、各小学校の給食の担当であったりとか保健の担当の先生方がメンバーに入っております。年に数回、会を交えながら各学校ごとにその食育に関することについてやっております。また、年に1回はアンケートも取りまして、食育について教育のほうを進めているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

この件に関しては、教育委員会の協力なしではできないと思うんですけども、教育委員会ではこの取組についてどう取り組まれているのかお尋ねいたします。

○教育長（大山惣二郎君）

小学校3年生から中学校3年生まで、総合教育の中で郷土教育も含めて農業教育も含めて指導を行っております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、行政あるいは教育現場、こういう取組等も、あるいは広報等そういう何か機関を使って、

町民にも知らしめる、分かっただいて、これこそが私はオール伊仙町だと思いますので、そういう取組等をしっかり今後やって、成果の上がる事業にさせていただきたいと思っております。

それと、グリーンツーリズム、よく流行った言葉なんですけども、現在、どのような取組をされているでしょうか、お伺いします。

○経済課長（仲島正敏君）

現在、グリーンツーリズムに関しましては、名前が「農泊」というような、よく聞くかと思うんですけど、農家に泊まると書いて「農泊」という言葉のほうに、世間のほうもグリーンツーリズムよりも農泊のほうに名前のほうが広く知れ渡ってきているような感じです。伊仙町におきましては、議員の地元であります阿権の「幸ちゃん家」であったりとか、他数件農泊の施設がございますけれども、今後、こちらのほうもやはり農業とセットにした体験のほうができるように事業のほうを進めてまいりたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

この計画書を見ても、その「農泊」ですか、そういう言葉は出てこないんですけども、この振興計画自体を私はそういう内容がちぐはぐじゃないかなと思うんですけども、全然これ、その農泊なんて出てこないです。だから、そこら辺りも詳しくまたそういう農泊、民泊、そういう人たちとの連携をする、抽象的じゃなく具体的な政策等も上げないと、なかなか周知設定はできないと思うんですけども、今後、どう取り組んでいくつもりですか。

○経済課長（仲島正敏君）

グリーンツーリズム自体がなくなったわけではないんですけども、世間的に今、農泊という言葉のほうグリーンツーリズムよりも名前として通っているということをちょっと言いたかったわけでございます。申し訳ないです。

それで、今年度に関しましては、コロナ等ございまして、なかなか農泊のほうも宿泊の方が伸び悩んではおりますけれども、今後、ウイズコロナといいますか、コロナ後の世界自然遺産登録に向けましても、このようなホテルだけでなく農泊、グリーンツーリズムに対しまして、やはり意識が強くなってくると思いますので、研修等も含めまして計画をしてまいりたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

今年は令和2年度、令和3年度にかけては、さとうきびも前々年度よりは増加の見込みであります。また、畜産等もコロナ禍の中で少し下がり気味だったのかなと思いますけれども、これももう徐々に回復してきているような状況だと聞いております。また、パレイショについては、もうこれ、かつてないような島に好景気をもたらすのではないかなというふうに思ったりして喜んでいるところですけども、やはりこの島はこういう旅行業、コロナにも負けないぐらいの島でありますので、私は今後とも農業振興にはしっかりと取り組んでもらいたいということをお願いをしておきます。

次に、その2番目の春植え助成事業の助成内容についてお尋ねをいたします。

○議長（福留達也君）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（仲島正敏君）

美島議員の農業振興についての2番目の質問でございます。春植え助成事業の助成内容について問うという質問にお答えをいたします。

今春植え目標面積、伊仙町で300haでございます。この目標面積達成のために、今年度は春植え、例年ですとこの補正事業等出ましたら、株出しに関しましても同じような扱いでございましたが、今年度に関しましては春植えを優先いたしまして、春植え面積300ha達成を考えますと、補助率が例年より低い30%になった次第でございます。補助といたしましては、緩効性の資材、あと殺虫剤、あと堆肥のほうを助成いたしました。

○14番（美島盛秀君）

今、令和3年度の助成事業について説明がありましたけれども、春植え300haの30%を補助することなんですけれども、令和2年度と比較すると、もう相当差がある。令和2年度と比較して、令和2年度はさとうきび基金事業があります。今年の令和3年度の肥料のBB400というのがあります。これ、反当り5袋で1袋が2,365円、5袋とすると1万1,825円。令和2年度のBB400で1袋、これ、補助対象ですよ、1袋1,133円、これは7割補助じゃなかったですかね、令和2年度は3分の2補助ですから。5袋で反当り5,665円。去年と今年を比較してみると、6,160円、反当り倍以上の値段で今年は植えなければならないと。それで、去年はこの基金事業があったおかげでさとうきびが生育もよく、そして伊仙町で3,000tぐらいの増と、見込みがあるというお話でありますけれども、調査の結果が。こういうふうに農家に助成してあげると農家もやる気が出て、反収やあるいは増産につながってくると。その他の除草剤についても、もう今回は除草剤は全くありません。令和2年度は、除草剤についてはセンコールとか2・4Dとかアージランとかありました。そして、今年度は防除剤もプレバソン粒剤だけの補助で1袋2,465円、これが6kgで4,930円。それで去年のプレバソン粒剤が1袋2,274円、これが反当り2袋4,548円、ここでも380円の差額が出ている。そして、除草剤は今年はないと。去年はこういうようにさとうきび基金事業があって、農家がいいさとうきびを作り、除草剤が補助が出て作業管理がスムーズにいった、そういうおかげで農家の増産につながったと私は思っておりますが、来年、恐らく私はまた減収じゃないかなと。まだ今年度はさとうきびは出ていないわけなんですけれども、去年よりは額面も上がる予定だと私は考えます。令和元年が糖業で11億ですので、今期の令和2年度は、こういう基金事業がありまして、相当増額になるんじ

やないかなと思って期待をしておりますけれども、今回のこのような令和3年度のこの助成事業だけでは、恐らくまたそれ以上に今年増えた分以上に、私は農家所得は減ってくるだろうと懸念をしております。

先ほどもちょっと触れましたけれども、いろんな事業で実行できなかった、成績が上がらなかった、そういうような予算が出てきた、なぜそういう予算をこの農業振興に充てて、予算を増加してこういう予算等を増額する考えがなかったのかどうかお尋ねをいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

今、議員のおっしゃる点につきまして説明をさせていただきます。

令和2年度におきましては、まず、通常の補助事業以外にさとうきびの反当たり500円のハーベスターの助成事業と、またコロナ対策ということで500円ということで5,000万の事業が出たところでございます。

令和3年度につきましては、これ、メニューについては、伊仙町の糖業部会におきまして検討いたしまして、とにかく春植えのほうに、まずは春植え300haを目指そうということで、このような形を取っております。ちなみに天城町においては、今回、肥料等の助成はなかったふうに聞いておりますし、また、徳之島町におきましては、全栽培農家に対しましての面積割でやっておりますので、実際に一人一人に対する農家の助成の量は少ないふうに聞いております。

○14番（美島盛秀君）

この農業の助成事業で、そういうのについては天城町とか徳之島町と私は比較する必要はないと思います。天城町は空港があり、あるいは商店街もあり、徳之島町は港があり商店街がある。そういう商工業が盛んであります。伊仙町は、大島郡でも最も農業が中心でなくてはならないとは思っておりますので、伊仙町は伊仙町なりの農業振興を進めていかなければならないのではないかと考えております。ちなみに、作型別の反当たりのコストあるいは金額等、これ、ある個人の農家さんが見つけた資料なんですけれども、春植えで管理作業9万2,100円かかるという試算が出ております。それで、反収が大体平均で5tとすると、当時が2万1,500円ぐらいだったですか、もう11万そこそこですよ、反当たり、収入は。それを管理作業等を引きますと2万円を割りますよ、1万5,6,000円前後、反当たり。普通の農家さんは、大体1ha前後、さとうきびを作っている方もいますけれども。僅かですよ、農業生産所得は。夏植えにおいても同じようなことで、株出し等についてはコストはそんなにかからなくて、植付け作業などが要らなくて、4万2,000円当たりという試算等も出ております。ですから、こういう資料等を経済課も担当の職員を交えて反収の計算とか、あるいは土づくりだとか、増進だとかばかり言わないで、数時でもって農家の聞き取り調査をしたり、そこまでやるのが私は行政の仕事だと考えておりますので、ちょっと職員にもうちょっと活を入れていただきたい。元気のある農家が育つような、そういう仕事を發揮していただきたいと思っておりますので、そこら辺りを検討しながら頑張ってお手伝いしていただきたいと思っております。

次に、糖業振興会についてお尋ねをいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

農業振興について3番目、糖業振興会について問うという質問にお答えをいたします。

この件につきまして、昨日、佐田議員のほうからも質問がありましたとおり、経済課所管の町の外郭団体であります伊仙町糖業振興会において不祥事が生じており、現在調査中でございます。

○14番（美島盛秀君）

糖業振興会において不祥事が生じていると、前日の答弁の中でも現在調査中であるという答弁を聞いておりますけれども、その不祥事、これはどのような内容、着服なのか、あるいは盗難なのか、また、この内容的な調査が、今どこまで進んでいるのかお尋ねをいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらにつきまして使途不明金があるということで、これについては、事務局員の横領、着服といった事件性があり、刑事告訴や民事訴訟を視野に入れて調査をしている段階であるため、詳細についてはお答えはできません。

○14番（美島盛秀君）

理解できます。使途不明金が出ているということでもありますけれども、昨日の答弁の中で、22日に公表できるということでありましたけれども、我々議会に早めに公表して、また町民にもこういう不祥事があったと、そして、町長自らの今後の責任の在り方等も町民に知らせる責任があると思うんですけれども、19日が議会の最終本会議でありますので、それまでに報告はできないのかどうかお尋ねをいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

22日というのは、また全員協議会の中で出た話だと思っておりますけれども、今、職員のほうで一生懸命頑張っておりますので、昼夜問わずやっておりますので、19日にできる、できないというお答えは、今、この場では差し控えさせていただきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

理解できますので、ぜひ、一日でも早めに町民に知らしめる、あるいはまた議会への報告等をお願いをしたいと思っております。

この糖業振興会についてですけれども、この糖業振興会の会長は大久保伊仙町長だと認識をいたしておりまして、伊仙町糖業振興会規約第16条において、会計年度が毎年8月1日から翌年の7月31日までとなっております、その総会の中で決算の報告をしなければならないと、会長は報告しなければならないというふうに載っておりますけれども、その令和元年度の決算収支報告、そしてまた令和2年度の決算収支の案等は示されてあるのかどうかお尋ねをいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

先ほどから申しましておりますとおり、そういう疑事が生じておりますので、それをしないことには、この決算のほうもくくれないのかと思っております。

○議長（福留達也君）

令和元年、2年度の決算のあれはどうかということですよ。

○経済課長（仲島正敏君）

令和元年度につきましては、元年度9月に総会をいたしております。

○14番（美島盛秀君）

令和元年度の収支決算は、令和2年度に報告しなければならないわけですよ。それがまだ総会がなくてできていないという考えでよろしいですね。

ちなみに、その令和元年度の決算案で示された額等は幾らになっていますか。そりゃ案は元年度の。元年度は分かるでしょ。

○総務課長（久保 等君）

令和元年度については、平成30年度の。

○14番（美島盛秀君）

いや僕が聞いているのは、令和元年度の予算はどれぐらいの案で出ているかと、案はあるでしょ、決算収支の報告はなくても。元年度から継続して僕はちょっと聞きたいから。令和元年度、そして令和2年度は幾らになっているのかと聞きたい。

○総務課長（久保 等君）

計画はございますが、その数字等が先ほどから経済課長が申し上げたとおり、そこにもちょっと疑事が生じていまして、この案件を全て調査しているところでありあすので、また後ほど、この調査が終わり次第報告いたしますので、ご理解いただきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

ちょっと考え方の違いがあるみたいなんですけども、その内容を私は聞いているんじゃないんです、総額が幾らあったか。それは、精査をしてみないとどれだけの使途不明金が出たかというのは後もって報告が分かるわけですので、総額が幾らぐらいあったのかぐらいは答えていいんじゃないですか、予算額。

○経済課長（仲島正敏君）

元年度ベースでいくと1,700万程度でございます。

○14番（美島盛秀君）

1,700万。

○経済課長（仲島正敏君）

はい。

○14番（美島盛秀君）

1,700万前後の大金を預かっている糖業振興会でありますので、ぜひ、しっかりと精査をして分かりやすく説明ができるように、透明性をもって今後この報告ができるようにしていただきたいと思っております。

15年、16年度からずっとの総会資料は持っていますけれども、当時、15年、16年度、17年、18年度はもう町が1,000万以上の補助金を出しているんです。令和2年度の予算書を見ても、340万か440万だったか、相当この糖業振興するための額が少なくなっているんですけども、そこら辺りもうちょっと精査をして、先ほどから農業振興を言っておりますので、もっともっと増やして農業振興に極力協力をお願いしたいと思っております。

次に、4番目の令和3年度施政方針と大久保町長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

「未来創生へ更なる飛躍、全ての町民が主役のまちづくりの実現に向かって」というスローガンでございます。先ほど議員もお話したとおり、全ての町民というのは老若男女を問わず、障害のあるなしもかかわらず、全ての町民が活躍するまちづくりをしていこうというスローガンでございます。それに向かって2年前に農福連携のシンポジウムをいたしまして、これは一つの例ですけども、全ての町民というのは、去年、一部実現して途中でコロナで中断いたしました東京地区から島への軽度の知的障害者の方々が来島してバレイショの収穫に関わったという例など、またこれかも前も話していたアルコール依存症の方々に島に来て農産物の収穫等に関わっていくという計画も、今、進んでおります。そういった形の中で、これは福祉関係と農業が一体となった形で地方への移住を喚起していこうという政策でありますし、それは人口対策にも直結していく、そのようなことが障害があるなしに関わらず全ての町民ということでございます。こういったことを起点として、まちづくりをしていきたいと考えておりますので、詳細については、施政方針の中でも具体的なことは補足の中はかなり書いてありますので、そのことを参考にさせていただきたいと思っております。一応、簡単に申し上げました。

○14番（美島盛秀君）

町長が20年間頑張ってきたたくさんの実績もあると思っております。しかしながら、政治家というのは町民からいろんなことを言われる、何か疑われたり疑問の点が出てきたりする、それに対して私は反省をする、顧みてというふうに町長はこう書いてありますけれども、私はそういう観点からすると、町長の政治倫理は欠如しているというふうに、言葉はきついですけれども通告をしたわけでありまして、この政治倫理、今、国会等々を見てもいろんな問題が出ております。そこらは国民、町民も見ております。小さい我が伊仙町でもいろんな問題等が言われ、前日も、また今日もいろんな問題等々について質問をしたところでもありますけれども、私はこの20年間、町長の政治姿勢を見てきたときに、私は政治倫理がちょっと薄いのではないかという考えがしてなりません。去年、今年についてはコロナ禍の中でいろんな講習ができなかったとか、そういうこともありますけれども、そこで、これ、町長が20年前に出馬するときの資料です。これ新聞で、ちょっと読んでみます。潮風出版という水野修さんの書いた本に、「伊仙町を誇りの町につくり変えよう。大久保明氏のまちづくり構想」というタイトルでインタビューを受けております。平成13年の9月10日です。その1か月後の平成13年10月21日の選挙に向かってのインタビューだと思いますけども、本当

に純粹で、ああこれはすばらしい町長が誕生するのではないかなと私も期待をしておりました。しかしながら、その内容等に、「現職県議を辞して伊仙町長選に出馬、大久保明氏に決意させたのは何か」。今から20年前。それは、町長の3つのことを言っております。「町民全体の夢につなげる政策が何一つ見当たらず」、やる気ですね、「が、欠如している」、これは町長が2期務めて3期目のときに、政争の町から政策のまちづくりへと大きく転換しようということで私も評価をして協力をさせたという記憶もございます。また、もう一つは、「職員採用に多額の現金のやり取りがあるとうわさが町民に誤解感を与えている」。過去のこと、私も見聞きしてまいりましたので、これをなくしようという町長のその姿が思い浮かされてきます。次に、「目に余る特定業者との癒着関係」。この20年間、その以前も私はいろんな町長さんのことを聞いたり見たり、また、残念ながら私も反省するところがたくさんあります。そういう反省の念から、私はやはり当時の大久保町長のこのことに変感銘をしたところでありました。そういう目に余る特定業者との癒着関係、これをなくするというのが町長の出馬の決意をさせた意義ある3つのことだったと思っております。そのことに関しては、去年の夏、告発されていた件が証拠不十分ということで却下されたという事実もあります。また、一般質問の中で、ある企業との一心同体、運命共同体、これは明らかに癒着構図です。自らがそういうことをしないと20年前に言って出馬をしたのに、20年後にはこういうようなことが浮き彫りになってきた。昔の人が「アナムンヤアマダリタナン」「嘘は家の軒下まで」とか、「フントウヤヤマトンタナン」「本当のこと（真実）は本土（ヤマト）遠い所まで」とか、あるいは、「アナムンヤジウムグリ」「嘘は盆（膳）を回る」とか「フントウヤウンタナンセカイジュウイキユン」「本当のこと（真実）は海まで世界中に行く」とか、というそういう昔からの教えがあると思いますし、私もそういう教えを頂きながら今日まで育ってきたと自負いたしております。そういうようなこと等を含めて、町長に政治倫理が欠如しているんじゃないかということをお尋ねするわけでありましてけれども、町長、今言われたこの件に関してどう思われるのかお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

水野さんのインタビューは記憶にあります。私は当時、県会議員をしまして、県会議員を辞めて伊仙町長選挙に挑戦するというので相当の批判もありましたし、また、上司からも相当怒られました。あえて町長選挙に立候補したというのは、今、水野さんが書いたとおりでございます。20年たちまして、そのことを今考えたときに、まだ43のときだったと思いますけれども、若いときの血のほとばしるような情熱の中で、あのようなことを思って、そのことを解消するためにやってきた中で、例えば、議員も本当によくいろんなこと調べて学んでいますけれども、一つだけ先ほどの発言の中で、一蓮托生というのは、それイコール癒着だということではなくて、島に来た企業に対して、我々も、これ、ほとんどの方がまだつくられたばかりの企業とそこまで協力してやっていくのかという批判は甘んじて受けますけれども、ただ、百業をこれから、しっかりと伊仙町の中心としてやっていくためには、百業の今までの足らなかつたところを民間活力というものを、

そしてこの企業が今、上場されるようにもなり、そして多くの地域で活躍しているこの企業と協力してやっぺいこうというこれは挑戦であり、ある意味挑戦というのは、いろんな不安定な状況でもありますけれども、あえて挑戦したということで、そのことを推進していこうということであります。

前町長に対して今考えると、全ての政策が進んでいないということは、私はそのことは間違いだったと思います。町長職に就いて、今日も議会でいろいろ議会の先生方の叱咤激励を受けながら、執行部も思ったようには進まない事業もあるし完璧でないこともある中で、あのようなことを書いていたというのは、前樺山町長に対して、今、失礼だったと反省をします。それから、いろんな職員採用に関しては、採用試験、1次試験、2次試験ありますので、その中からふるいをかけられた方々が面接を通して伊仙町に職員として採用されているわけでありますので、その点に関しましては、何ら問題はないと思っております。

3つ目は何だったですかね。特定業者との癒着ということに関しましては、これはいろんな指名、委員会を経て、その中で競争入札でやっているわけでありますので、何ら癒着ということはないわけであります。

そして、これからまちづくりのために、町民の方々にいろいろ信頼を得るようにまた努力をしていかなければなりません。先ほど一つだけお褒めの言葉を頂きました。様々な実績をつくり上げてきたということは、美島議員も私のことを心の中では評価していたんだと改めて感謝を申し上げます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

ありがとうございます。私も25年前に町議に立候補したときの気持ちは、今の町長の当時の気持ちに変わりはない、そういうつもりでありまして、私が議員に出て、平成8年度の9月議会にも出席できずに、目のけがをしてこの左目を視力を失うという大きなけがをしました。そのときに助けてくれたのが大久保町長が徳洲会病院での医院長でありました。今でも私はその点においては命の恩人だと感謝をいたしております。

それと政治の世界はまた別で、町長は医者でありますので、人助けをするのは町長の役目、そしてまた町長になった以上は、全ての町民のために分け隔てなく取り組むのが町長、執行部の皆さんだと私は思っておりますので、今後、そういうところを考えながら行政を進めていただきたい。そして、先ほどこの写真を見せましたけれども、南海日日新聞の、その町長選挙の終わった23日かその辺りだと思いますけども、ちょっと読んでみます。途中からですけども、「県議で、しかも医者という地位にありながら唐突で物腰が低く、同い年ということもあって親近感を覚えました。」、これ、南海日日新聞の記者です。「しかし、町長選で当選された直後のあなたの言動には実にびっくりさせられました。「私の前に立ちほだかって邪魔をするものを、私は決して許しません。」」私はこのことを聞いております。所信表明のときにも聞きました。「やはり伊仙の血でしょうかね、

まるで闘牛のように迫力があふれていました。建前は公明正大だが、生きるか死ぬかをかけて戦ったのです。人間としてどうなるのかはお分かりでしょう。全国向けのテレビで選挙後の公共事業の業者指名や、役場人事の論功行賞を示唆していました。何と正直なんでしょう。でも、これは伊仙の常識であって、一般的には通用しないのではないのでしょうか」。私はこの新聞を年に一度ぐらい取り出して見るんですけども、やはりこの伊仙町、過去もそうなんですけれども、伊仙町には、今の常識は伊仙町だけで通用する常識だと私は今でも思っております。なぜかといいますと、町長は20年間町長として任務を果たしてこられた。しかし、20年もたてばやはり時代は変わってきます。次の時代にも引き継いでいかなければいけない、人間は変わればいろんな発想もできます。そういう観点で、私は20年は長すぎたと、また多くの方が、20年でしてこれはつまらんもんと、という人がたくさん出てきました。平成21年の3期目の10月のときに、「政争のまちから政策のまちへ」と大きなタイトルで取り組んできたわけでありまして、その後、私は町長自らが政争のまちへ向かっていったのではないかと信じております。さらには、室町幕府の織田信長と明智光秀のあの悲劇的な出来事、ああいうようなところまで私は想像をしかねません。そういうようなこと等を政治家というのは考えながら長き政治活動に尽くさなければならぬのではないかなと思っております。ところでありまして、いろんな問題等々、国内でも起きております。そして、時代の流れで最近では若者が政治に興味も出てきて、県知事には塩田知事が誕生いたしました。そして、鹿児島市長には下鶴市長が誕生いたしました。世代交代は目の前に迫っていると、こう私は考えております。そういう点を考えていただき、また、次の3番目の、1番、2番目は重なって言ったと思いますので、3番目の本年10月には町長も任期満了となるが、次期町長選への出馬の考えはあるのかお尋ねをして、また、今後、伊仙町がますます未来創生に向かって全町民が主役のまちづくりができるようなことを願って、私の一般質問は終わります。町長のその3番目の通告に対してお願いをして、質問を終わりたいと思います。

○町長（大久保明君）

今、美島議員から、本当に最後の言葉はまるでエールを上げているような感じがいたしましたけれども、その期待に応えるべく頑張っていきたいと思っております。確かに、私、3年半前は、4年前の選挙のときに、一番きつかったのは、指示していた方々からまだするのかとかそんなにしたいのとか、そのお言葉が非常にきつかったです。ただ、郡内を見ても、安定した政治ができた町、例えば固有名詞出しますと、奄美市だとか合併のときから、その前から町長を続けた徳之島町長とか、沖永良部の町長とか、この方々は、6期、7期、8期近くまでやってきた方々。その方々本当に指導力、能力、あらゆる面において人格もたけた方々だと思っております。結果として、そういう奄美市と和泊町も含めて、その島で圧倒的に人口も増やし、そして発展してきたのは、やはりそのリーダーだけでなく、そのリーダーが育成した職員、そして町民の方々が本当に先ほど美島議員が話したとおり、心を一つにして一体となって政策推進に推進したたまものだとも考えております。私は、議員がおっしゃるとおり、欠点だらけでございます。すぐ怒るとか非常に厳しいことを言われ

ましたけれども、そのこと、やっとこの四、五年は町長が怒らなくなったというふうに言われて、寂しいような言われ方をしていた方もいましたけれども、話は長くなったらいけませんので、私は、今66歳半年であります。残った人生を次の伊仙町のために、全身全霊を尽くして、また10月の町長選挙には出馬して、本当に全ての町民が主役となるまちづくりの大きな一歩をつくり上げていきたいと考えております。よろしく叱咤激励をお願いしたいと思います。（拍手）

○議長（福留達也君）

これで、美島盛秀君の一般質問を終了いたします。

ここでしばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西彦二君の一般質問を許します。

○3番（西彦二君）

町民の皆様、こんにちは。3番、西彦二です。令和3年度第1回定例会において、議長より、一般質問の許可をもらいまして通告書に沿って質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

1つ目に、農業政策について。

令和2、3年期の製糖開始が始まり後半となりました。今期は台風被害や干ばつ等の被害も少なく、生産量は昨年に比べて増産だと思われまます。生産見込量、製糖終了時期についても伺います。また、昨年、支持を受けましたさとうきび増産推進事業並びにさとうきび生産継続支援事業の今後について伺います。

2つ目に、観光振興について。

第44回世界遺産委員会が本年6月に開催決定していますが、今後、観光地並びに整備や来島者の対応について、まちとしてどう進めていくか伺います。

以上、2回目からは議席にもどって行います。

○町長（大久保明君）

西彦二議員の質問にお答えいたします。

先ほどもありましたとおり、本年度は台風もなく、そしてまた多少寒気があったこととか日照時間もある程度あったということなどで、現在、順調な状況だそうです。南西糖業は、この数年間はほとんど下方修正でしたけれども、今回は上方修正という形で進んでいるようであります。詳細については、担当の課長のほうから答弁をしていただきます。

○経済課長（仲島正敏君）

西議員の今期の製糖見込量、製糖時期について問うについてお答えをいたします。

生産量見込みにつきましては、2月3日の第2回生産量見直し会議において上方修正され、伊仙町全体で6万224t、徳之島全体で17万7,286tを見込んでおります。

あと、速報といたしまして、今週また第3回目の見直しが行われまして、全体で、大型工場で18万300t、小型工場で2,050tということで、18万2,350tというふうにもまた上方修正をされております。

製糖終了時期につきましては、この会議におきまして、4月3日を見込んでいるというふう聞いております。

○3番（西彦二君）

生産対策本部の今年の実績見込みが、当初の実績計画では、町別では伊仙町が6万224t、徳之島町が5万3,162t、天城町が6万3,900t、3町で17万t余りと計画が見込まれていましたが、今期は、天候と台風被害もなく、順調に育っています。また、昨日対策本部の3月9日時点では、平均糖度も最高値が18.50、最低糖度は7.1、平均糖度は13.72、また伊仙町では平均糖度が13.95と、他町に比べて高い水準となって高糖度が見込まれています。

また、20年度産さとうきび生産交付金と原料代が構成するさとうきびの生産者手取り価格は、基準糖度13.7度、価格は前年度比395円増と、1t当たり2万1,990円と、うち交付金は1万6,860円、原料代は5,139円と生産者手取り価格は前期とも上回って出ています。今期は、先日の実績修正後、我が町は約1,000t増の6万1,300tが見込まれ、全体でも当初の17万tが約5,000t増の18万t余りと増産が期待されております。

さて、去年、令和1、2年度に町が実施してくれましたさとうきび増産推進事業並びにさとうきび継続支援事業、1t当たり500円と1,000円の支援頂きましてありがとうございます。これで、夏植えの植付け、また資材の購入など、さとうきび農家では大分うれしく思っております。このことが、今回の増産にも何とかつながったと思います。伊仙町長、どう思いますか。

○議長（福留達也君）

増産について町長どう思いますかということでした。

○町長（大久保明君）

去年、さとうきび増産推進事業に対しまして、1t当たり1,000円でしたけども、今年は500円という形で予算をつけていきます。

○3番（西彦二君）

また、今年度の3年度一般会計予算のほうで糖業振興費事業交付金と3,000万円を計上されていますが、また、今期は6万tの実績見込みです。よく言えば、あと2、3,000万円の計上を行って、やはり農業所得の向上につなげて行っては、どうですかと思いますが。

○経済課長（仲島正敏君）

まず、先ほど町長がおっしゃいました1t当たり500円というのは、さとうきび増産推進事業につきましては500円と。また、今、議員のほうからおっしゃっておりますさとうきび生産継続支援事業

につきましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が国庫補助として予算化されましたので、町としてもまたプラス500円の予算が計上されたところでございます。

令和3年度におきましては、昨年度に引き続きさとうきび増産推進事業ということで、1t当たり500円を令和3年度の当初予算のほうに予算計上をさせていただいております。

さとうきび生産継続支援事業につきましては、令和3年度におきましては同事業の補助の見込みが今のところは立っておりませんので予算計上はいたしておりませんが、3年度も新たな国庫補助等が予算化された際には、また検討してまいりたいと思います。

○3番（西 彦二君）

引き続き、生産側の体制を見守って、やっぱり継続支援のほうをお願いいたしたいと思います。また、島の平均18万t、また19万t、やっぱり町のそういった心づかいが生産者の意欲、また面積拡大につながると思います。よろしくをお願いいたします。

続きまして、観光振興に、お願いします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

西議員の質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、6月から7月にかけて、世界遺産登録の可否決定がなされます。決定後は、観光客、来島者の増加が見込まれます。ソフト的な対策として、観光ツアー客への対応として、エコツアーガイドの育成・研修を、奄美群島広域事務組合とともに行っているところであります。ハード面におきましては、瀬田海海浜公園の休憩所の整備等を行っております。令和3年度事業においては、国定公園内の小原に遊歩道の整備も実施予定であります。町内で不足している宿泊施設につきましては、伊仙町民泊推進連絡協議会を設置し推進しているところであります。

また、今回の登録を見込み、群島全域で観光コース整備、奄美トレイルコース選定も修了し、先般、団長の野元氏により、2月28日に全群島走破が完了しました。これに伴い、県事業、魅力ある観光地整備事業にて、面縄漁港入り口にベンチ整備も計画され、3月12日に担当者による打合せが予定されております。

○3番（西 彦二君）

伊仙町には喜念浜海浜公園というものがあります。今、瀬田海公園、また、犬田布岬等あらゆる公園整備は進んでおります。この間、資料を渡しましたが、また喜念浜、自然をそのまま活かしてですけど、遊歩道とか、またベンチ、展望台とか大分老朽化が進んでおります。この改修工事の予定はありますか。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

議員のご指摘のとおり、きゅらまち観光課に配属されまして、海岸の状況をモクマオウが外来種の除去をしないとイケないということで、職員と一緒に喜念浜のまさしくこの場所を確認しております。この木造の部分の階段等はシロアリかもしくは虫によって食害されて、もう非常に危ない状態で、あと職員のほうにもこの辺の撤去と新しくどういう対策を取ろうかということで、今、課内

でいろいろ議論を重ねているところであります。

先般、瀬田海の公園の休憩所の整備時に使いましたプラスチックウッドを、ああいうものを活用すればこういう腐食にも耐えられるのではないかという検討を、今まさしくやっているところでありました。

議員がご指摘のとおり、展望施設につきましても、波、塩風による腐食が大分進んでおります。この辺を塗装だけで対応が可能なのかどうなのかということで、詳細にもう一度調査しまして、遊歩道等も整備していきたいと思っております。我々の、今、きゅらまちのほうにいる臨時の職員の子なんですけど、この子が公園整備とかの設計を専門に都会にいるときにやっていた経緯がありまして、西議員のご指摘を受けまして、午前中にどのような工事が行われているのかということでちょっと調べてきてくれということで指示をしましたところ、砂利、モルタル等もちゃんと適正に工事のほうは行われているんですけども、どうしても砂地でありますので、地盤の緩みによる亀裂が入って、これについてはどうすることも多分できないでしょうというような調査の結果の報告をいただいております。

瀬田海のほうもシャワー室があるんですけども、シャワー室のドアのほうも、その辺も以前、この休憩所の検査の際に見てまいりました。ドアがさびて腐食してがたがたの状態、そして天井のライトは切れているというような感じで、とても観光客を受け入れることができるような状況ではないなということは重々認識しております。

もう一つ、私がここに来て一番大きく感じるものに関しては、犬田布岬に建っている戦艦大和の慰霊塔であります。ここをこれは以前いろんな過去に問題がありまして、建て替えというような方向で動いていたのが、いつの時期からか塗装でその腐食を防除するというような方向で動いておりましたが、今、崩落が進んで立入りができないようにロープで囲いをしているような状態です。この施設におきましては、伊仙町のまさしくシンボリックな象徴的な観光施設でありますので、ここについても今後どのようにしていくのか、他の施設よりも何よりも真っ先に検討する必要がある施設だと私のほうは認識しております。この部分についても、職員にみんなどう考えるかということで、今、課内でミーティングを行っているところです。

以上です。

○3番（西 彦二君）

喜念浜、現地には4棟の休憩施設があります。真ん中通路のところにありますけど、その手前に砂浜に突き出して大きな展望デッキをできて、そしたらやっぱりカップルが来たい、見たい、またこれからも来ようかという想像のできるような公園づくりをお願いできたらと思います。また、今、トイレも見たんですけど、やっぱり整備がなされていない、そして塩害で腐食が。そういった腐食のできない素材を使ったり、サイクリングの自転車がありますけど、この稼働率とか、また喜念浜の入り口から入っていく道の整備、がたがた道、やっぱり自然遺産を進めていくには、大分遅れていると認識しています。よろしく願いいたします。

喜念浜にはバンガローが3棟あります。これの使用率を伺います。

○総務課長（久保 等君）

昨年2月頃、コロナウイルスの発症について、それからその後、そちらを利用した方が島外から持ってくる可能性もあるということで、管理者のほうでは、今現在、使用をその時点から貸し出しをしていないという状況であります。

○3番（西 彦二君）

やはり立派なバンガローが、天城町みたいに宣伝して、また伊仙に来てくださいとか、そういった利用をして、また、地面をもう1回コンクリートかレンガ式のやはり見た目で見えたら人が来たり、また利用したいという観光客も今から増えると思います。また町内、ベンチをもっと増やすとか、そういった先を見て、10年後、また伊仙町が誇れる観光地、また他にもありますけど、整備をしてもらえたらと思います。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

西議員が、まさしくご指摘のとおりでありまして、観光施設を整備しますと、その後の修繕に多額の費用を要するものと認識しております。ぜひ、議会の皆様にもこういう整備費、再整備、こういう修繕費等に関しても奄振予算で予算措置ができるような議員としての発議等をぜひよろしくお願いしたいと思います。

先ほどご指摘のありましたドアの素材等も、海のそばにもかかわらず通常の鉄骨で設計されており、ここはステンレスにすればよかったのでは、というような思いのところも多数ありました。課内の職員にも、デザイン1つに関しても課内で決定するのではなく、広く職員にこういうデザインの施設ができるのだからどう思うかというような、職員間だけでなく、広くこういう施設があるのだけれどという意見をやはり募って行って、将来後悔することのない施設をやはり整備しなければいけないと認識しているところでありました。ありがとうございます。

○3番（西 彦二君）

また、喜念浜は闘牛の散歩道とかでよく使われていると聞きます。年内に闘牛協会の皆さんがボランティア作業をしたと聞きまして、ありがとうございます。また、散歩道は牛のコースを決めて、散歩道コースという案内図をつくってもらったら、みんな利用しやすいという感じがしますが、いかがですか。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

ただいまご指摘の件に関しましては、闘牛協会等と協議を重ね、適切に処理できるように前向きに検討していきたいと思っております。

○3番（西 彦二君）

ありがとうございます。また、昨年、面縄トレイルコース、担当者がさっき述べましたトレイルコースに含んだトイレと休憩施設の設置を地区説明会で行われました。この進捗率はどれくらい進んでいるか、お聞きします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

先ほど答弁しましたように、今現在、トイレのデザイン、その規模等を3月12日に県の担当が私どもの担当と打合せをするようになっていきます。その後、設計書等詳しく提示をされましたら、議会の皆様にもご報告申し上げたいと思います。

○3番（西 彦二君）

この事業、県の事業であります。面縄港はやっぱり県道につながって、多くの釣りのファンとか観光客が来ています。ここら辺にトイレ、休憩施設があれば、やっぱり困っている方が多いです。そして、この並びにもう一回、夜行ライト、照明ですね、港の真ん中に2、3本ぐらいつける太陽光でできるような、ライトの夜間照明の設置はできないのか。夜になったら暗くて、安全性とか危険性も感じられますけど、こういった整備も考えられますか、お聞きします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

公園の周辺に関しては、今度打ち合わせがありますので、そういう要望が出ておりますということでお伝えしていきたいと思います。港の周辺の件に関しては、恐らく管轄が建設課ですので、建設課とまた協議をしていきたいと思います。

○3番（西 彦二君）

建設課、お願いします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの西議員の質問にお答えします。

港湾担当、県とも対応しながら、検討していきたいと思います。

○3番（西 彦二君）

また、伊仙町でもエチケット面、トイレが足りません。男性は外でできます。女性、女性が、こういった優しいまちづくり。義名山運動公園、こういった伊仙町に来てよかった、またこれからも来てみたいというまちづくりを予算化して、ぜひ進めてもらいたいと思いますけど、町長、お願いします。

○町長（大久保明君）

西議員、今日、観光関係と糖業関係、非常に詳しく勉強して質問していただきまして、ありがとうございます。

世界自然遺産登録に向かって、観光地の整備と、それから宿泊、そしていろいろなガイド等の養成も同時に進めていくわけでありましてけれども、基本的にはこの喜念浜の話、慰霊塔の話など、今、非常に前向きな話が出ておりますので、また、今日の意見も踏まえて、今まで伊仙町、観光ということをトップのほうで持ってきたことはありませんけれども、世界自然遺産登録をチャンスとして観光客の誘致。どうも、阿権のあそこばかり、最近気になっておりましたけれども、阿権浜溪谷、鹿浦阿権の溪谷など、伊仙町も周遊コースとしたら最高の、いろんな多くの方々を魅了する場所がありますので、それも同時に大々的に進めていかなければなりません。

町全体が、広い公園と言いますか、そういう形になれるようなまちづくり、そして、トレイルコースが、伊仙町、郡内で一番最初にできましたので、これからは、いろんな健康増進も含めて、西村先生がそのことをちょっと各集落でも講演しているし、全国的にもそういうふうな健康増進も含めた、歩くということが非常に大事な観光コースになるし、健康増進にもなると。これから、庁舎もできて、ほーらい館、百菜の遊歩道も含めた憩いの場であるような、町全体が公園と言えるかわかりませんが、そういった、基本的な方向性を持ってやっていけるとよいのではないかと考えております。

○3番（西 彦二君）

先日、犬田布岬に看板を設置すると聞きました。

ぜひ、東の喜念浜、喜念入口にほうに、「ようこそ伊仙町」とか迎えるようなアイデアのある看板とか設置を「サトウキビの島」とか「農業の島」とか「子宝の島」とか、アピールできるような看板設置とか、やっぱりこれからの時代に必要じゃないかと思っています。

続きまして、町内の犬の登録件数を伺います。

○議長（福留達也君）

通告してなかったんですけど、答えられるようでしたらお願いします。

○3番（西 彦二君）

これも、世界自然遺産登録に関連すると思いますが違いますか。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時32分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

今回申し上げる数字につきましては、狂犬病予防業務担当者会議における、徳之島保健所作成の資料からであります。

伊仙町における犬の登録数であります。平成28年477頭、平成29年419頭、平成30年432頭、令和元年447頭、令和2年474頭、令和2年は昨年12月末現在の数字であります。

○3番（西 彦二君）

それに対して、狂犬病の注射接種率は。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

まず、犬の注射頭数をお答えいたしたいと思います。

平成28年267頭、平成29年238頭、平成30年280頭、令和元年264頭、令和2年252頭、令和2年は同

じく12月末現在の数字であります。

続きまして、狂犬病予防の接種率であります。平成28年に56%、平成29年56.8%、平成30年64.8%、令和元年59.1%、令和2年53.2%、以上であります。

○3番（西 彦二君）

頭数にかけて、やっぱり接種率も半分程度ということですけど、最近、犬の放し飼いとかそういった情報は、役場のほうに入っていますか。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

犬の放し飼い等については、苦情等が寄せられております。リードが、つないでいるひもが切れて予測不可能のケースも多々ありますが、安易に犬の散歩ができない、足腰が弱って、高齢の方が犬を散歩させることができないということで、夜中にリードを外すとかというような行為もあると伺っています。

犬のふんの、放し飼いによる、家の角に来て犬がふんをするというような苦情も寄せられています。

残念ながら、名前は言えないが公の職にあるものが、放してるといような苦情もあります。もしそういうことが実際に目で確認できましたら、日時と氏名を教えてください。私のほうで責任を持ってその旨、その職員に対して厳しく指導をしていきますといような旨をその方にお伝えしてあるところです。

○3番（西 彦二君）

やっぱり、犬の放し飼いでは、小さい小学生が小学校帰りとか追いかけられたり、事故とかそういった面があります。また、話に聞きますけど、雌犬を飼っていて、雌はつながれてます。放し飼いの雄が来て、繁殖するといんです。本当、こういった飼い主のモラル、そして生まれた子供はかわいいから離せない。ネットで里親募集をしてやっと離れたら、また、放し飼いがされている。こういった話も聞きます。

伊仙町でも、こういった犬、猫に対しての条例とかはつくってないですか。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

大変申し訳ありません。犬猫条例について、詳細には把握しておりませんので、後ほど調べたいと思います。

西議員がご指摘のとおり、そういう苦情がありましたので、マイク放送にて犬の放し飼いはやめてくださいといことで、マイク放送等も先週かけたところでもあります。

今後も、そういう対策を取って、適正に頭数管理ができるような飼い方を広報していきたいと思えます。

○3番（西 彦二君）

そういった体制作りで、飼い主の自己責任、責任能力を持ちながら、やっぱり動物も生き物です。共存しながら、こういった今からの社会をみんなで築いていけたらと思えます。

これで終わります。

○議長（福留達也君）

これで、西彦二君の一般質問を終了します。

次に、清平二君の一般質問を許します。

○5番（清平二君）

町民の皆さん、こんにちは。5番の清平二です。令和3年度当初予算定例議会におきまして、議長の許可がありましたので、通告に従い一般質問をいたしますので、明瞭、簡潔な答弁をお願いいたします。

1番、伊仙町内の危険箇所について、伊仙町内の危険箇所のハザードマップはあるのか。また、これらの改善計画等について問います。

2番、施策3の災害に強いまちづくりについて、各集落の避難所の改修整備計画について問います。

3番、施策17、畜産農家に対して畜産資材導入について、スタンションの購入計画など、予算と財源内訳について問います。

施策19、農林水産物輸送コスト支援事業について、過去3年間の実績と今後の活用について問います。

施策20、有害鳥獣駆除及び対策について、捕獲従事者の技術向上を図り、効率的な捕獲についてとありますけれども、有害鳥獣対策について問います。

次に、6番、伊仙町糖業振興会の会計処理は、適正に処理されていたかを問います。

度重なる不祥事が発生したことは、伊仙町出身者の皆様、また町民の皆様、さらに子や孫の皆さんに恥ずかしい思いをさせたこと、議会を代表してお詫び申し上げます。このようなことが、あきれて質問する気にもなりません、しかしあえて恥を忍んで不祥事を質問し、今後二度とこのようなことが起きないように、祈ります。

2回目以降は、自席にて質問します。

○町長（大久保明君）

清平二議員の質問にお答えいたします。

まず、ハザードマップに関しましては、担当のほうから、以下全て、まず担当のほうから答弁をしていただきます。

○総務課長（久保等君）

清議員の1番目の質問、伊仙町内の危険箇所について、町内の危険箇所のハザードマップがあるのか、また計画と言う質問ではありますが、これまでもハザードマップについては作成しておりますが、令和元年度においても、更新をして令和2年3月にハザードマップを更新してございます。マップの記載事項としてですが、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、津波・浸水想定区域、避難所等を記載してございます。

○5番（清 平二君）

町道関係も、危険箇所の把握はしているのかどうか、お尋ねします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの、清議員の質問にお答えします。

町道については、23か所という防災計画書の中に記載されております。

○5番（清 平二君）

23か所記載されているということですが、この施政方針に道路の記載危険箇所にはふれてなく、また、この改善計画等も載せてないんですけれども。

私は施策24に、老朽化した道路や架橋の補修工事を進めますとありますが、道路の老朽化したのと危険箇所と、どちらを優先するのかをお伺いします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの質問にお答えします。

どちらかという、危険箇所ではないかと思っております。

実際に、この防災安全社会資本の事業につきましては、道路の老朽化に対しての補助事業でありますので、この事業は道路補修について事業を行っているところであります。

○5番（清 平二君）

道路の予算の関係ということですが、やはり町民の生命を守る政策が最優先されると思いますので、危険箇所の早急の改善を実施されますようお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

令和2年度において、国土強靱化計画を策定中でありまして、これについて今後5年間、どれを優先するかということでも計画を今立てて、今月末その計画書が出来上がるという段階でありますので、その中でその危険箇所、また、国土強靱化に向けた計画を策定してございますので、それを基にまた議員の皆様にもお配りし、中身を確認していただきたいと思っております。

○5番（清 平二君）

やはり、町道の危険箇所、これ私は前副町長に現場を見てもらったことがあります。そういう、ハザードマップを作って、早急に改善してほしいということを要求したことがありますけれども、場所を言いますと、小島から西阿木名線に行く、下って右側に沈砂池がありますけれども、その沈砂池、非常に梅雨の時期は沈砂池にいっぱい水が溜まって、道路に流れていきます。その沈砂池の水が道路に流れるのではなくて、途中から湧き出てきている箇所があります。ここは、いつかはそこから崩れていって大事故につながると思いますので、これ普通は全然水は出ていないんです。あの沈砂池がいっぱいになったときに途中から水が湧き出ていますので、前副町長にちょうどその梅雨の時期に見てもらったんですけれども、やはり町は副町長がいなくなってから何もあれですけども。

やはり、その辺のところを役場のほうでも確認をして、いつか私は崩れて大きな事故になると思います。あそこが2年ほど前ですか、崖崩れをして撤去したということがあります。真夜中か明け方かわからないんだけど崩れて、道路いっぱい土砂が崩れてなった、その近くですので、ぜひ、ここを確認して早急に改善していただきますように、お願いいたします。

次に、2番目をお願いします。

○総務課長（久保 等君）

清議員の2番目の災害に強いまちづくりについてということで、各集落の避難所の改修整備計画であります。先ほどの補正予算の中でも話した経緯があるんですが、各集落の避難所改修事業については、令和2年度から奄振予算を活用し、実施しているところであります。

令和2年度におきましては、河地福祉会館、阿権福祉会館の改修を実施しています。令和3年度においては、下検福生活館、東伊仙西宮農センターの奄振の前倒し予算で計画し、繰越の計上も行っているところであります。

また、月曜日から行われる当初予算特別委員会の中でも出てまいります。当初予算の中では東西公民館の改修計画を計上してございます。令和4年度以降なんですが、築年数が古い緊急性が高い、浄化槽設置がなされていない箇所等を先行し、それに優先順位をつけて計画してまいりたいと考えております。

○5番（清 平二君）

先般の補正予算の中でも要望いたしましたけれども、強い台風に備えた各集落の避難所ができるように、必ずものが飛んできてガラスが割れる、そういう避難所であっては安全な避難所じゃないと思いますので、やっぱり設計書をちゃんとそういうのにできるようにして、集落民が安心してできるように改善していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

当初、その施設の改修については、1か所1,500万ぐらいをかけて改修をして、避難所として活用していただくということでしていましたが、実際に今年度改修に入ってみますと、集落からの要望も多く、入り口のシャッター等は整備できたものの、雨漏り、それから浄化槽への変更、クーラー、発電機等、あと、フローリングなど整備したところ、清議員のおっしゃるサッシの風雨対策ということに、今回できませんでしたので、次回からちょっと予算を多めにして、そこまで避難所として役立つ施設にできるよう、予算を加えてこの事業を完成していきたいと考えております。

○5番（清 平二君）

今、町民の安全を確認して、安心して避難できるということですので、早急にそういう対策。今までやった河地集落、阿権集落の分も補正予算を組んででも、改善していただきたいと思います。

次に、施策17、畜産農家に対しての畜産資材導入について、お願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

清議員の、施策17、畜産農家に対して畜産資材導入についてということで、スタンションの購入計画と予算について伺う。の問いにお答えをいたします。

令和3年度の予算書では、ちょっと当初予算書で見づらかったので、今のほう先に、予算審査の前ですけれども、説明をさせていただきます。

令和3年度は、歳出の77ページの6款農林水産業費1項農業費、9目畜産振興費の中の委託料476万3,000円の中に、畜産資材導入委託料ということで、476万3,000円が計上されておるんですけども、この中にスタンションを30基、今、予算見積もりしてるのは7万2,360円でございますので、7万2,360円×30で、217万800円を計上いたしております。

○5番（清 平二君）

先般の補正予算の中でも申しあげましたけども、畜産農家から預かったお金で、それに対して国庫補助で事業をやるということで、何か私、ちょっとはつきり読み取らなかったんですけども、トンネル予算とかいう意味があったから、何のトンネルかなと思ったんですけども、やはり、こういうトンネル予算というだけじゃなくて、伊仙町の若い人たちに、安心して畜産の資材、あるいは畜舎、こういうものと町もちゃんと、町の一般財源を入れて畜産農家を育てることができるのかどうか、お尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

スタンションであったり、カウハッチであったり、また監視カメラであったり、シリンダーカッター等、町の単独事業で畜産農家の支援のほうは、ただいま継続してやっているとでございます。

○5番（清 平二君）

先般の予算の中で、トンネル予算とかってあるんですけども、これはどういうことでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

これに関しましては、誠に私の発言がちょっと悪かったと、お詫びを申し上げます。

こちら、トンネルとかではなくて、農家の負担分を町が歳入を取りまして、そのまんま振興公社のほうに支払いをするということで、そのような発言をいたしました。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（福留達也君）

そういった発言は、今後十分に注意していただきたいと思えます。

○5番（清 平二君）

やっぱり、農家から預かった金を振興公社にやって、その振興公社に事業をさせるのかどうかわからないんですけども、農家から預かったら、それに町も出して、やっぱり育てていかないといけないんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちら、先般申しましたように国の事業でございまして、その農家負担分を町のほうで歳入を取

るということでございますので、説明はこのような形でしかできませんけれども、ほかの事業に關しましては、もちろん町の助成金を入れて、補助をいたしてるところでございます。

○議長（福留達也君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時13分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○経済課長（仲島正敏君）

国、県で9割の負担をいたしておりますので、1割は農家負担だと思います。

○5番（清 平二君）

ちょっと私も予算書を見て、わからなかったんですけども、全然町は補助してないのかなという、私の独り歩きとか憶測で質問したのかなと思いましたが、やはり、総事業費、国・県の総事業費があって、そのうちの個人負担分はいくらですよと説明したらわかるんですけども、町の予算書には全然なかったものだから、やっぱり、そのように私たちにもわかるようにしていただきたいなあと思います。

ただ、個人から集めて、その金をそのまま振興公社ですか、こうやってたので、ちょっとわからなかったんですけども、こういう畜産資材関係、あるいは、経済課でしている、その補助対象者など、どういうふうにして募集しているのか、お尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

経済課におきましては、農家が集まる場所におきまして、事あるごとに毎月のように経済課通信を出しておりますので、その中に経済課の補助事業、助成できる事業等がある場合は、必ず掲載をしますので、必ず目を通すようにというお願いをしてるところでございます。

また、それ以外でも、さとうきびのように防災無線等で呼びかけをしてる場合もございます。

○5番（清 平二君）

募集するときは、みんな農家にわかるということですけども、やはり、公平、平等性があるのかどうか、その辺のところは、きちっと町民にわかるようにしていただきたいと思っておりますけれど、公平、平等性は、のつもりでやってるのでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

いろんな事業におきまして、今回、スタンションの話が出てますけども、スタンションを例に取り上げますと、こちら毎年30基ずつ、令和2年度だけはコロナ対策臨時交付金が出たということで増えたんですけども、それ以外の年は毎年30基ずつ導入を計画いたしております。

なぜかという、広く農家の方がこの補助を受けれるということやっております。それで、毎

年広報した後に申込みがあります。その中で偏りがないように、申込みの中で希望者に、まずは1基ずつ割り振りをして、その後申込みの台数に応じて数の増減をし、承諾をいただいた上で全員が承諾すれば、発注というような形を取らせております。ですので、公平に取り扱っていると思います。

○5番（清 平二君）

やはり、町民から公平、公正、平等であるということを自信を持って行政を進めていただきたいと思います。

次に、農林水産物輸送コスト支援事業について、お願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

清議員の、農林水産物輸送コスト支援事業、過去3年間の実績と今後の活用について問うという質問にお答えをいたします。

農林水産物輸送コスト、平成29年度は、野菜関係で7,619 t、果樹で1,383 t、花卉で13梱包ということで、交付金が9,255万4,000円。これに、あと事務費がプラスございます。

平成30年度が、野菜が8,572 t、果樹が5 t、花卉は0でございます。それで、9,955万4,000円に事務費でございます。

令和元年度が、農産物におきまして、野菜が7,270 t、果樹が2 t、花卉が0で、交付金が8,351万9,000円と、原材料ということで140 t、種子ということで、こちらのほうが105万円に事務費ということでございます。これが、過去3年間の実績でございます。

○5番（清 平二君）

この、輸送コストの総事業費とかそういうのじゃなくて、事業者はどのぐらいいるのか、今、非常に今年はバレイショが高値で推移しているんですけども、伊仙町にはこの業者が非常に多いわけですけども、こういう業者の何業者ぐらいでこれを利用しているのか。

○経済課長（仲島正敏君）

伊仙町内におきましては、まずJAあまみの中の徳之島事業部と天城事業部の2社というんですか、2事業者というんでしょうか。あと、それ以外に商系と言われている会社が2社でございます。合わせて4つでございます。

○5番（清 平二君）

その事業者名は、発表できないと思うんですけども、やはり今、このずっと県道沿いを歩いてみると、ジャガイモ購入事業者が多いわけですね。この方々にも周知をしてやれば、ひょっとしたら、まだジャガイモの値段は上がるかわからない。そして、農家が豊かになると思いますけれども、こういう業者等の指導は、どういう具合にしてしているのかお尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらの件につきまして、担当に確認をいたしましたところ、1社ほど申込みというか、役場の担当のほうに問い合わせがあったところ、奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業の実施要領というのがありますけれども、こちらの説明をいたしましたところ、対象要件にまだそぐわないと

ということで、その後、修正等の相談はないというふうに聞いております。

○5番（清 平二君）

要項にそぐわないということですが、それは生産量が足りないからそぐわないのか、それは何で、来た方にもちゃんと生産量とかそういうのを説明したのかどうか、納得して帰ったのかどうか。

○経済課長（仲島正敏君）

まず、この補助対象者というのが、農地所有適格法人、もしくは、青色申告をしている農家3戸以上の組合ということでございます。

また、輸送を使って、船賃とかそういう輸送コストを使ってに対してのコスト支援でございますので、ある一定量は、やっぱり確保できる法人等でないと、なかなかこのメリットを受けられないということでございます。

また、この中を見てもみますと、郵便信書及び宅配便ゆうパックを含むによる輸送は補助の対象にしないというような文言も載ってございまして、こちら辺を説明したところ、その後の申請等の相談はなかったというふうに聞いております。

○5番（清 平二君）

やはり、2社、JA含めて4社ということですが、農家が入入価格が高くなるのであれば、一般の業者も参加できるように指導して奄振のこういう事業を取り入れて、業者育成をしていただきたいと思っております。

次に、5番目のほうにお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

施策20、有害鳥獣駆除及び対策についてということで、捕獲従事者の技術向上を図り、効率的な捕獲について問うということでございますので、この質問に対してお答えをいたします。

まず、技術向上という件に関しましては、鳥獣被害防止対策実践事業のうちの推進事業の活用により、研修会の参加費用や旅費を補助し、研修会に参加することにより捕獲の技術の向上を図っております。

また、島内で研修がございませう際には、都度担当より猟友会を經由いたしまして案内をさせていただいております。

徳之島でも議員がかねてからおっしゃっておりますとおりに、イノシシの被害が増えておりますので、昨年度も徳之島におけるイノシシ被害対策現地研修会であったりとか、そのような研修会がある際には声かけをさせていただいております。

○5番（清 平二君）

施政方針の中に鳥獣捕獲従事者の研修会や参加費用、旅費等の助成とありますけれども、やはり、これよりもっと有効な手段というのは、捕獲した頭数の料金を値上げして、その方々に練習をさせる以外にないと思うんですよね。研修をさせても旅費を使って行っても、イノシシは少なくなら

ないと思います。やはり、これの抜本的な対策といえば、猟友会の皆さんにもっと頑張っていたら、捕獲費の値上げなどを検討されていないのかどうか、お尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

今年度、今まで10名だった猟友会の会員が、徳之島でわなの免許が取得できるということで、新たに17名増えまして27名ということで、今後、伊仙町の有害鳥獣駆除につきましても、より一層効果が出るものだと思っております。

また、例えば議員のほうからございました料金の値上げにつきましては、やはりこちらは、今、3町で、農政担当課長のほうで絶えず連絡を取りながら、料金については3町足並みをそろえて行いますということでやっておりますので、今現在におきましては、値上げについては考えてございません。

○5番（清 平二君）

3町足並みをそろえるということですが、今、やはりさとうきびにも被害が出ているんです。やはり、その辺のところをJAは5,000円出しています。これ以外に南西糖業さんをお願いするとか、あるいはまた町もあと5,000円ぐらい上げるとかいうのをやれば、猟友会の皆さんですか、頑張ってまだまだ捕獲の減少になると思いますけども、どうでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

現在、このイノシシの被害が過去より多くなって、この被害の状況も明らかになってきているところなんですけど、3町足並みをそろえてということもありますが、どこからかそういった5,000円程度の値上げをしたらどうかという声が出ないと、3町で協議もできないわけですので、この被害を少なくする対策として、そのようなことも考えられますので、またここの提案を3町の会議に諮っていただければと考えています。そのような対応を財務としても、また取っていきたいと考えております。

○5番（清 平二君）

ぜひ5,000円を3町で増やしていただければ、南西糖業のキビも増産にもつながってくると思うんですよ。そうするとJA、南西糖業がやると、1頭捕獲すると、今、5,000円を上げると言いましたけれども、今、2万7,000円ですか、これが3万7,000円ぐらいになると思いますので、ぜひこれを南西糖業さんにもお願いをして、やはり農家の所得向上をやるようお願いして、その結果が早く議会のほうに報告されますようお願いいたします。

次に、糖業振興会のほうに移ります。

○経済課長（仲島正敏君）

糖業振興会につきましては、昨日また本日と議員の質問に対して、一般質問を受けました佐田議員、美島議員の質問に対してもお答えいたしましたとおり、経済課主管の伊仙町糖業振興会において不祥事が生じております。現在調査中でございます。

○5番（清 平二君）

これは課内の調査ですか。課内だけの調査ですか、それとも。どういう調査をしているのか。

○経済課長（仲島正敏君）

現在、あらゆる帳簿、通帳等を経済課全職員で調べ直しをしているところでございます。

○5番（清 平二君）

課内だけで調査して報告できるでしょうか。やはり、これは第三者を入れて調査しないと、課内だけでやると何かうやむやになってしまうような気がしますけれども。第三者を入れて調査する計画はあるのかどうかお尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらにつきましては、刑事告訴及び民事訴訟を視野に入れて調査しているということで、最終的には顧問弁護士のほうにも、その内容等を見てもらいながら進めてまいろうと思っております。

○5番（清 平二君）

私が言っているのは、調査をする段階で顧問弁護士なり第三者を入れて調査してやらないと、課内だけで調査をしても、私たちにその信憑性が伝わってこないんですけれども。どうですか、町長。

○町長（大久保明君）

経済課全職員で夜を徹して、あらゆる通帳、伝票などの確認をして、ほぼそれは決まってきたと思いますけれども、ただ、刑事事件になりましたので、その点も含めて具体的な数字が確定したとしても、また刑事事件ですから、そのことは公表することは難しいと考えております。

○5番（清 平二君）

いや、刑事事件だけでも、第三者を入れて調査するのかどうかと私は質問しているわけですよ。

○議長（福留達也君）

さっきから言っているのは、内部の調査だけではなくて、その調査をすること自体に、その外部の第三者を入れる考えはないんですかということを知っているんでしょう。

○総務課長（久保 等君）

先ほど答弁もありましたが、この民事、刑事の案件でありますので、弁護士等を通じて、今後、この庁舎内の調査をした段階で、外部の調査が必要というふうに判断したときには、そういった方向に進んでいかないといけないとは考えております。

○5番（清 平二君）

こうなった原因は一番何だったんでしょうか。分かっていたら答弁していただきたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

そこらも含めまして、詳細についてはお答えできません。

○5番（清 平二君）

原因が分からない。これは担当者に通帳と印鑑を持たせてあったんですか。お尋ねします。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時43分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、しばらく会議を中断いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時47分

○議長（福留達也君）

それでは、会議を再開いたします。

○経済課長（仲島正敏君）

清議員の質問にお答えいたします。

印鑑は私のほうで管理をいたしておりました。

○5番（清 平二君）

印鑑は課長のほうで管理をして、通帳は本人が持っていた状況ですね。ただ、その出し入れをするときは、ちゃんと決裁をして出し入れをしていたんですか。むやみやたらに引き出しに入れてあって、鍵をかけないで本人が出したとか、そういうことはないですか。

○総務課長（久保 等君）

先ほどもこのようになった要因とございますか、それはやっぱり規律確保をする上で、管理職による管理監督が必要だったと考えておりますが、各種規則・規定等に関する甘さがあったといわざるを得ないと考えておりますので、この辺もさらに徹底をして、二度とこのようなことが起こらないようにシステムづくり、また職員の横の連携、チェック体制、その辺の強化をこれから指導徹底していきたいと考えております。

質問のあることに関しまして、本当にまたこの調査が終わり次第皆様に事細かくお知らせ、周知いたしますので、この段階でまたこの内容、それと、そういうものと今後の裁判等にも関係してまいりますので、これが明らかになり次第皆様にお伝えいたしますので、詳細についてはご容赦いただきますようよろしくお願いいたします。

○5番（清 平二君）

一番調査するものに、やはり経済課だけで入れて内部で調査をするというのじゃなくて、私がさっきから言っているように第三者、この議会の中から誰でもいいです、推薦して入れて、議長と一緒に入れて方向を示していかないと、内部だけで調査をしても今現在信頼できていないから、やは

りこれは議長も入れて、第三者を入れて調査をする必要があると思いますけれども、第三者を入れてやるという考えはあるのかどうかお尋ねします。

○議長（福留達也君）

先ほどから言われているように、そういった考えはどうなんですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問であります、議長等そういう経済課内だけじゃなくて、総務それから議会の皆様の協力も得られれば、そのような対応は取っていきます。

○5番（清 平二君）

ぜひ議長も立会いのもとに、それでまた補佐をする副議長を入れたりして調査をしていただきたいと思います。今回のこういう事件、昨日も佐田 元議員が質問をしていた事件、これは安易に皆さんがパソコンで領収書を作ったり、市販の領収書を使ったりしているから、こういうふうになったんじゃないでしょうか。

私が考えると、パソコンで領収書を作ると、言葉は悪いんですけども、みんなが帰った後に個人農家の方々にお金をもらって領収書は出した。しかし、その後残業をしたりとか翌日になったりとかしたら、パソコンから削除する可能性があるわけですよ。これはそういうセキュリティーは入っているんですか。

○総務課長（久保 等君）

議員の質問の意図はおわかりするんですが、その辺のことも含めて、今、調査をしているところでありますので、これ以上その詳細については答弁を控えさせていただきます。

○議長（福留達也君）

清議員、言うようにですね。

○5番（清 平二君）

いや、しつこくじゃないよ。こういうことが二度と起こらないように、やるためにしないと。ここでいい加減にしていたら、また次に二度とそういう事件が起こって。

○議長（福留達也君）

まあまあ、3月22日は全て洗いざらい出てくると。そこで聞ける部分と、もう今日はここまでというところ、そこを分けて質問していただければ。

○5番（清 平二君）

はい。一番これの原因は、これの原因はです。簿冊を使わないで領収書を発行していることに原因があるんです。各課の簿冊を使わないで。

○議長（福留達也君）

はい。ですから、そういったのを、簿冊をどうしたこうしたというのを調べているわけだから、それを確定的に言うと何か。

○5番（清 平二君）

簿冊を使っていないから、こういうことになっているわけ。今後はそういう原因究明のために簿冊を作って、きちんと管理をする。簿冊というのは、会計管理者の中に、収入役室の中に連番を打たれて、この領収書は誰が持っていますよということを昔は全部分かっていたんですよ。そうじゃなくて市販の領収書を使ったり、あるいはパソコンを使ったり、こういうことをするから分からなくなるわけ。やはり、収入役室会計にある昔からの簿冊を使っていたら、こういうことは起こらないと思うんですよ。どうでしょうか、他に改善点があるのかどうかお尋ねします。

○議長（福留達也君）

ですので、それも含めて今、調査をして全て31日に明らかにしますと言っているじゃないですか。3月22日にはきちんとしますと。よろしいですか。

いろんなものを調査しているから、簿冊を使えば、じゃあ改善されるかどうかとか、そういったのも含めて、今、やっているという話じゃないですか。そこは理解されたらどうですか。

○5番（清 平二君）

改善策を示してほしいと思います。

○議長（福留達也君）

原因究明を、今、きちんと究明をして改善策を持ってきますよと言っている話です、3月22日に。しばらく休憩します。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 2時59分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

先ほどの質問にお答えします。現金はその発生した当日に歳入処理を行って会計課に届けるということが定められておりますので、このような事案は当日に一回歳入を切る。時間外については金庫で預けて、翌日すぐに入金処理をするという形を徹底するということを指導してまいりたいと思っています。

残りその通帳と各課でいろんな現金、それから通帳、印鑑等がありますが、それについては、今、鍵もかかる金庫に入れて課長が保管しているところと、住宅料等金額の差額のあるものについては毎日会計課の金庫に預けているわけなんです、このような事案等発生しないように、各課で保管している通帳とあと印鑑、これも金庫に入れて、どここの課の金庫ということで、また会計課の金庫に保存するように徹底してまいりたいと考えております。

○5番（清 平二君）

最後確認です。今、これを調査しているということですが、私の案で行きましたけれども、

議長と副議長を入れて第三者を入れてやるということによろしいですか。それとも他に何かあるのかどうかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

今、ご指摘のありました点については、今、調査をしているところでありますが、会計士とかいうことも入れる必要があるかということも考えて、今後また議会のほうにも協力を得ながら対応してまいりたいと考えております。

○5番（清 平二君）

あまり私に意味が分からないんだけど、やはり、今、こういう事件が発生をして、周りから疑われている最中でありますので、これをどうしたら早く解決できるかということに向かっていただきたいと思います。

いつまでも私はこういう質問をしていると、同じことを堂々巡りでありますので。はっきり言いまして、今現在行われていることは信頼できない調査をしているということ、これだけははっきりしているんですね。だから、第三者を入れてしてくださいというのを質問しているわけですので、やはりこれが解明、本当に外に町民に分かるように解明していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（福留達也君）

清議員が先ほどから言っている趣旨は、要するに議長、副議長とか、それもそうなんですけど、言ってみればその公認会計士とか税理士とか中小企業診断士とか、そういった人を入れてやっていただきたい。議長としての提案でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで、清 平二君の一般質問を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

明日、3月12日は午前10時より本議事堂において、令和3年度伊仙町一般会計外5特別会計と当初予算審査を行いますので、現地用の制服を着用の上、本議事堂にご参集ください。

なお、この後陳情審査を行いますので、総務文教厚生常任委員の皆さんは議会事務局へ、経済建設常任委員の皆様は委員会室へご参集ください。どうもお疲れさまでした。

散 会 午後 3時05分

令和3年第1回伊仙町議会定例会

第 4 日

令和3年3月12日

令和3年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会

令和3年3月12日（金曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第4号）

○日程第1 令和3年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会現地調査

1. 出席議員（13名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|-------|------|--------|
| 1番 | 杉山肇君 | 2番 | 牧本和英君 |
| 3番 | 西彦二君 | 4番 | 佐田元君 |
| 5番 | 清平二君 | 6番 | 岡林剛也君 |
| 7番 | 牧徳久君 | 8番 | 上木千恵造君 |
| 9番 | 永田誠君 | 11番 | 前徹志君 |
| 12番 | 明石秀雄君 | 13番 | 樺山一君 |
| 14番 | 美島盛秀君 | | |

1. 欠席議員（0名）

1. オブザーバー（1名）

10番 福留達也君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 稲田良和君

事務局書記 元原克也君

～令和3年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

ただいまから、令和3年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会を開会いたします。

当特別委員会は、令和3年3月9日本会議において付託されました令和3年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算の審査を目的としており、委員会の会期は3月12日から17日までの6日間を予定しております。

詳細については、お手元に配付してあります議事日程のとおりでございます。

また、委員の皆様におかれましては、同当初予算審査において慎重に審査を行った上で、委員会報告書を提出いたしますので、効率的かつ円滑な委員会運営が行えますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

日程第1 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。令和3年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査に関する現地調査を実施するため、伊仙町議会会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配付してあります委員派遣要求書案のとおり、議長へ委員派遣要求書を提出してもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

異議なしと認めます。したがって、委員の派遣についてはお手元に配付してありますとおり、委員派遣要求書を議長へ提出することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次に、特別委員会は3月15日午前10時より本議事堂において令和3年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査を行いますので、本議事堂にご参集ください。

なお、この後現地調査となりますので、役場前のマイクロバスに移動していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

散 会 午前10時04分

令和3年第1回伊仙町議会定例会

第 5 日

令和3年3月15日

令和3年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会

令和3年3月15日（月曜日） 午後1時00分 開議

1. 議事日程（第5号）

- 日程第1 議案第15号 令和3年度伊仙町一般会計予算（補足説明～質疑）
- 日程第2 議案第16号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（補足説明～質疑）
- 日程第3 議案第17号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計予算（補足説明～質疑）
- 日程第4 議案第18号 令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（補足説明～質疑）
- 日程第5 議案第19号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（補足説明～質疑）
- 日程第6 議案第20号 令和3年度伊仙町上水道事業会計予算（補足説明～質疑）

1. 出席議員（13名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|---------|------|----------|
| 1番 | 杉山 肇 君 | 2番 | 牧本 和英 君 |
| 3番 | 西 彦 二 君 | 4番 | 佐田 元 君 |
| 5番 | 清 平 二 君 | 6番 | 岡林 剛也 君 |
| 7番 | 牧 徳久 君 | 8番 | 上木 千恵造 君 |
| 9番 | 永田 誠 君 | 11番 | 前 徹志 君 |
| 12番 | 明石 秀雄 君 | 13番 | 樺山 一 君 |
| 14番 | 美島 盛秀 君 | | |

1. 欠席議員（0名）

1. オブザーバー（1名）

10番 福留 達也 君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 稲田 良和 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|---------|----------|------------|---------|
| 町 長 | 大久保 明 君 | 総務課長 | 久保 等 君 |
| 未来創生課長 | 名古 健二 君 | くらし支援課長 | 稲田 大輝 君 |
| 子育て支援課長 | 稲泉 喜博 君 | 地域福祉課長 | 大山 拳 君 |
| 経済課長 | 仲島 正敏 君 | 建設課長 | 福島 隆也 君 |
| 耕地課長 | 穂 浩一 君 | きゅらまち観光課長 | 幸 孝一 君 |
| 水道課長 | 徳永 正大 君 | 農委事務局長 | 豊島 克仁 君 |
| 教育 長 | 大山 惣二郎 君 | 教委総務課長 | 上木 正人 君 |
| 社会教育課長 | 伊藤 晋吾 君 | 学校給セ所長 | 松田 博樹 君 |
| 健康増進課長 | 澤 佐和子 君 | 選挙管理委員会書記長 | 重村 浩次 君 |
| 総務課長補佐 | 寶永 英樹 君 | | |

～令和3年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午後 1時00分

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

ただいまから、令和3年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会を開会いたします。

審議を始める前に、委員並びに説明員の皆様に議事運営方法についてお知らせいたします。

本日より、一般会計他5特別会計当初予算審査を行います。会計ごとに審議を行いますので、質疑並びに説明をされる際には、各会計予算書、施政方針、歳入歳出事業費の明細書のページ数を提示した上で進めていただきたいと思います。

また、補足説明を行う際には、特に令和3年度の主要施策や対前年度より予算額が著しく増減している項目を重点的に補足説明されますよう申し添えます。

さらに、質疑や答弁をされる場合は、簡潔明瞭に発言されることとし、質疑においては議会申合せ事項に基づき、1項目3回までの質疑を許可いたします。それ以上の質疑は当初予算における審議能率低下のおそれがある関係上、ご配慮いただきますよう、あらかじめ申し添えておきます。

なお、歳入歳出については総務課より順次各課ごとに補足説明のみを行いますので、よろしくお願いたします。

日程第1 議案第15号、令和3年度伊仙町一般会計予算について議題とします。

補足説明があればこれを許可します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、議案第15号、令和3年度伊仙町一般会計予算について補足説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82億4,406万1,000円と定めるものであります。

予算書8ページ、事業費明細書7ページから33ページにかけて順次説明いたしますので、ご参照ください。

歳入歳出予算事項別明細書により、まず、歳入について説明いたします。

1款町税3億1,701万5,000円、前年度比279万7,000円の増額となっております。町民税、軽自動車税等において、令和元年度決算、令和2年度見込額等を勘案し増額計上となっております。

2款地方譲与税7,204万5,000円、前年度比193万3,000円の増額となっております。地方揮発油譲与税においては国の配分率が8%減、自動車重量譲与税において国の配分率が6.9%増のため、令和2年度の基準財政収入額の地方財政計画で示された102.8%を見込んでおります。

3款利子割交付税16万8,000円、前年度比41万8,000円の減額となっております。令和元年度決算、令和2年度見込額を勘案し予算計上してございます。

4款配当割交付金64万3,000円、前年度比10万9,000円の増額となっております。令和2年度の基準財政収入額の地方財政計画で示された割合の交付金を見込んでおります。

5 款株式等譲渡取得割交付金41万1,000円、前年度比1,000円の減額となっております。令和元年度決算、令和2年度見込額を勘案し予算計上してございます。

6 款法人事業税交付金84万5,000円、前年度比50万6,000円の増額となっております。令和2年度、本県に納付された法人事業税額の7.7%が交付率であります。

7 款地方消費税交付金1億2,792万2,000円、前年度比1,280万9,000円の増額となっております。令和2年度基準財政収入額の地方財政計画に示された地方消費税交付金及び社会保障財源交付金の見込額を予算計上してございます。

8 款環境性能割交付金220万2,000円、前年度比65万8,000円の減額となっております。令和2年度計上の286万円の77%の見込額を計上してございます。

9 款地方特例交付金140万3,000円、前年度比51万8,000円の増額となっております。交付税及び譲与税配付金特別会計概算要求により算出し計上してございます。

10 款地方交付税32億2,332万5,000円、前年度比6,771万2,000円の増額となっております。普通交付税において令和3年度地方財政対策の概要により算出し、特別交付税においては令和元年度決算額、令和2年度予算編成資料、令和3年度予算編成資料を基に予算計上してございます。

11 款交通安全対策特別交付金136万8,000円、前年度比4万4,000円の減額となっております。交付税及び譲与税配付金特別会計概算要求より算出し計上してございます。

12 款分担金及び負担金4,119万8,000円、前年度比44万8,000円の減額となっております。主なものとして分担金の農林水産業費分担金、前年度比180万6,000円の増額、負担金の民生費負担金、前年度比492万5,000円の減額、衛生費負担金、前年度比29万4,000円の増額、農林水産業負担金、前年度比238万1,000円の増額等が主な要因であります。

13 款使用料及び手数料8,559万4,000円、前年度比353万6,000円の増額となっております。使用料の農林水産業使用料、前年度比360万円の増額によるものであります。

14 款国庫支出金9億2,186万6,000円、前年度比1億2,600万5,000円の増額となっております。国庫負担金の民生費国庫負担金、前年度比665万5,000円の増額、衛生費国庫負担金、前年度比2,489万3,000円の増額、教育費国庫負担金、前年度比116万7,000円の増額、国庫補助金の総務費国庫補助金、前年度比555万7,000円の増額、民生費国庫補助金、前年度比227万9,000円の減額、衛生費国庫補助金、前年度比567万3,000円の増額、土木費国庫補助金、前年度比7,625万6,000円の増額、教育費国庫補助金、前年度比190万4,000円の増額、国庫委託金の総務費国庫委託金、前年度比697万9,000円の増額等が主な要因であります。

15 款県支出金6億797万2,000円、前年度比8,282万5,000円の増額となっております。主なものとして県負担金の民生費県負担金、前年度比215万円の増額、県補助金の農林水産業県補助金、前年度比284万6,000円の増額、商工費県補助金、前年度比2,507万7,000円の増額、消防費県補助金、前年度比5,400万円の増額、県委託金の総務費県委託金、前年度比985万8,000円の減額、教育費県委託金、前年度比878万4,000円の増額等が主な要因であります。

16款財産収入896万6,000円、前年度比19万4,000円の減額となっております。財産運用収入の財産貸付収入において、町有財産使用料を令和2年度実績見込額で計上してございます。

17款寄附金1億1,000万1,000円、前年度比4,700万円の増額となっております。寄附金において、きばらでえ伊仙応援寄附金の4,000万円の増額、クラウドファンディング寄附金300万円の減額、企業版ふるさと納税の新規計上による1,000万円の増額等が主な要因であります。

18款繰入金4億7,218万8,000円、前年度比2億6,653万9,000円の増額となっております。基金繰入金の財政調整基金繰入金において新庁舎建設分の繰入額1億5,982万円、徳之島ダム償還2期分で1億9,763万9,000円を計上してあり、増額の主な要因であります。

19款繰越金1,000円については、科目存置であります。

20款諸収入3,496万1,000円、前年度比797万6,000円の増額となっております。雑入の農林水産業費雑入において、畜産基盤再編総合整備事業個人負担金が前年度比715万7,000円の増額計上をしていることが主な要因であります。

21款町債22億1,396万7,000円、前年度比15億8,502万1,000円の増額となっております。町債の辺地対策事業債において社会資本整備総合交付金事業費600万円の増額、公営住宅施設整備事業債1億7,220万円の増額、市町村役場機能緊急保全事業債13億4,440万円の増額、避難所施設改修事業債4,000万円の増額、学校教育施設等整備事業債1,800万円の増額が主な要因であります。

以上、歳入合計、前年度比22億352万3,000円増の82億4,406万1,000円とするものであります。

次に、予算書7ページをお開きください。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる第2表地方債についてご説明いたします。

起債の目的、(1)過疎対策事業債。限度額、3億9,340万円。(2)辺地対策事業債。限度額、4,690万円。(3)公営住宅施設整備時債。限度額、1億8,370万円。(4)臨時財政対策債。限度額、9,436万7,000円。(5)公共施設等適正管理推進事業債。限度額、14億3,760万円。(6)緊急防災減災事業債。限度額、4,000万円。(7)学校教育施設等整備事業債。限度額、1,800万円。

いずれの起債におきましても、起債の方法、証書借入れまたは証券発行。利率、3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構基金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その貸付け条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するところによる。ただし、町財政の都合により繰上償還することもある。地方債合計、22億1,396万7,000円となっております。

予算書1ページをお開きください。

第2条、一時借入金。地方自治法第235条の第2項の規定による一時金の借入れ最高限度額は30億円と定めるものであります。通年10億円の限度額であります。令和3年度において新庁舎建設

の事業があるため、限度額を上げております。

第4条、歳出予算の流用。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済金に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用となっております。

以上、歳入についてご説明いたしました。

続きまして、令和3年度伊仙町一般会計予算における歳出について、総務課関連経費の重点項目及び増減の大きなものをご説明いたします。

予算書27ページから28ページ。事業費明細書は34ページをご参照ください。

1款1項1目議会費8,759万6,000円、前年度比157万7,000円の減額であります。2節から4節に係る事務局の人員費及び18節負担金補助及び交付金の県町村議会議長会負担金の減額が主な要因であります。

予算書28ページから31ページ、明細書は34ページから36ページをご参照ください。

2款1項1目一般管理費3億5,503万2,000円、前年度比1,049万3,000円の減額であります。主なものとして、2節給料、3節職員手当等、4節共済における人員費が前年度比815万4,000円の減額によるものであります。

また、8節旅費において、前年度比330万円の減額であります。これは県や広域事務組合の出向職員が任期終了のため、日額旅費の減額によるものであります。

12節委託料において、前年度比124万4,000円の増額であります。職場健診委託料及び公会計制度導入指導助言業務委託料の増額によるものであります。

13節使用料及び賃借料において、前年度比33万5,000円の減額であります。高速カラープリンターリース料が9月で5年間のリース期間満了となるため、リース料半年分の計上のための減額であります。

予算書31ページから32ページ、事業費明細書は36ページをご参照ください。

2款1項2目財産管理費1,141万1,000円、前年度比330万7,000円の減額であります。主なものとして、10節事業費において修繕費50万円の減額、12節役務費において今年度実施年に当たる消防検査手数料の計上、町村会建物災害共済分担金20万7,000円の増額によるものであります。

12節委託料において地籍調査境界修正に係る測量業務委託20万円の計上、令和2年度においてゲートボール場及び駐車場の造成整地に係る14節工事請負費340万円を計上していましたが、その分が減額となり、主な要因であります。

予算書32ページから33ページ、事業費明細書は引き続き36ページをご参照ください。

2款1項3目交通安全対策費408万5,000円、前年度比22万3,000円の減額であります。交通安全対策に関する人員費及びガードレール、カーブミラー等の設置に要する経費の計上であります。

15節原材料費が前年度比40万円の減額計上であります。

予算書は引き続き33ページからは34ページ、事業費明細書は37ページから38ページをご参照ください。

2款1項4目電算システム費5,127万1,000円、前年度比270万6,000円の増額であります。主なものとして、12節委託料においてパソコン設定委託料が100万円の減額、パソコンの設定台数によるものであります。システム改修委託料については、令和3年度発生しないので計上しておりません。

13節使用料及び賃借料において427万4,000円の増額であります。仮想デスクトップ環境構築機器リース料において、令和2年度は年度途中からの支払いで、令和3年度は年間を通してのリース料計上のため410万円の増額であります。

17節備品購入費300万円の減額であります。購入台数の減によるものであります。

18節負担金補助及び交付金314万6,000円の増額であります。中間サーバープラットフォーム利用負担金においては、機器交換なしのため136万8,000円の減額、自治体セキュリティークラウド負担金については、セキュリティーシステム増により335万8,000円の増額。新財務会計システム負担金については、財務会計システムが変更になりましたので、新規計上となります。ICT、IoT利活用推進協議会負担金については、今後のICT、IoT利活用を推進する事業費等の活用に向けた新規計上であります。

予算書34ページ、事業費明細書は38ページをご参照ください。

2款1項5目男女参画事業費20万1,000円、前年度比1万8,000円の減額であります。男女参画事業の執行における経費を計上してございます。

予算書34から35ページ、事業費明細書は38ページをご参照ください。

2款1項6目会計管理費1,588万3,000円、前年度比585万6,000円の減額であります。これは、会計事務執行における経費を計上してございます。減額の要因としては、人件費に係る減額計上によるものであります。

予算書40ページから41ページ、事業費明細書は43ページをご参照ください。

2款1項15目庁舎建設事業費15億9,742万円、前年度比14億9,380万円の増額であります。電算システム移設、情報ネットワーク構築等設計支援委託料902万円、新庁舎建設工事請負費15億8,840万円の計上でございます。

予算書44ページから48ページ、事業費明細書は42ページから47ページをご参照ください。

選挙管理委員会経費であります。総務課でご説明いたします。

2款4項1目選挙管理委員会1,137万円、前年度比97万2,000円の増額であります。これは選挙管理における事務執行経費を計上してございます。令和3年度においては衆議院議員選挙、伊仙町長選挙、伊仙町議会議員選挙を控えてございますので、計上してあります。令和2年度執行の県知事選挙は廃目整理してございます。

予算書50ページから51ページ、事業費明細書は48ページをご参照ください。

2款6項1目監査委員費165万4,000円、前年度比、前年度同額であります。監査委員事務に係る

経費を計上しております。

予算書100ページから102ページ、事業費明細書は94から96ページです。

9款1項1目常備消防費1億2,400万3,000円、前年度比3,862万8,000円の減額であります。減額の主な要因としまして、令和2年度において徳之島地区消防組合救助工作車更新事業負担金3,680万8,000円が計上されておりました。令和2年度事業完了による減額であります。

2目非常勤消防費1,099万5,000円、前年度比17万2,000円の減額であります。伊仙町消防団の活動経費を計上してございます。令和2年度においては、2年に一度開催される消防大会に出場するための旅費が計上されておりましたが、新型コロナウイルス感染症により大会が中止となったため、令和3年度に大会がスライドしたことにより予算計上してございます。

3目防災まちづくり事業費9,719万1,000円、前年度比9,373万6,000円の増額であります。これは、防災行政無線に関する経費及び奄振事業を活用した避難所施設改修に係る設計監理の委託費と工事請負費の計上により増額してございます。

予算書129ページ、明細書は118ページをご参照ください。

12款公債費8億5,051万7,000円、前年度比1,740万1,000円の減額であります。事業費明細書で、元金及び利子について、各借入れ先の償還金額を記載してございますので、お目通しください。

14款予備費につきましては、前年度同様500万円の計上をしてございます。

予算書140ページをご参照ください。

地方債の事業債ごとの令和元年度における現在高、令和2年度末見込額、当該年度増減見込額を記載してございます。また、このことにより令和3年度末現在見込額が合計で88億2,940万3,000円の起債残高となる見込みでございます。

以上、総務課関係予算の説明を行いました。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

続きまして、未来創生課より補足説明をお願いいたします。

○未来創生課長（名古屋二君）

続きまして、未来創生課より補足説明をいたしたいと思っております。

まず、予算書35ページをお開きください。明細書は39ページになります。

2款総務費1項総務管理費7目の文書広報費について説明いたします。

主なものとして、10節の印刷製本費であります。毎月発行している町の広報紙分であります。

続きまして、予算書36ページから37ページをお開きください。明細書は39ページになります。

8目企画費について説明いたします。旅費、需用費、委託費、使用料、付託金等の未来創生課の事務費を計上してあります。

事業費としましては10節需用費、光電送路維持経費としてサーバー室の電気料174万円を計上しております。

12節委託料、施設補修委託料1,260万2,000円は、GEPONシステムOLT保守委託料165万円、

伊仙町史編さん資料収集委託料70万円。

13節使用料及び賃借料、九電、N T Tの電柱使用料646万円が計上してあります。

負担金及び補助金としましては、奄美群島成長戦略事業費などを含む奄美群島広域事務費組合負担金として1,015万8,000円を計上しております。また、生活路線バス路維持経費として地方公共交通特別対策事業補助金としまして1,467万6,000円を計上してあります。奄振ソフト事業として航路航空路運賃軽減等事業補助金としまして2,346万4,000円、移住就業・起業支援事業補助金としまして160万円を計上しております。その他各種協議会の負担金及び補助金を計上してございます。

一番下のほうになります9目の企業誘致対策事業について説明いたします。

明細書は40ページになります。

糸木名にあります伊仙町企業誘致促進施設の維持管理経費及び県企業誘致対策協議会への負担金を計上してあります。施設の使用料としましては、歳入としまして予算書14ページに、貸工場施設使用料として360万円を計上してあります。

38ページをお開きください。

10目きばらで伊仙応援基金事業に関しましては、返礼品代手数料、基金積立金等を計上してあります。

11目地方創生推進事業費については、事業の推進事務経費として報酬、職員手当、共済費、旅費、需用費等を計上してございます。

7節報償費、講師謝礼金30万円、8節、旅費に費用弁償75万円、10節需用費に印刷製本費として30万円を計上しております。

12目地域おこし協力隊推進事業につきましては、主なものとして1節報酬、地域おこし協力隊員の報酬524万7,000円は3名分であります。

13節使用料及び賃借料、住宅使用料の130万円が計上されております。

40ページをお開きください。

14目長寿と子宝のまちサテライトオフィス事業につきまして、主なものとして8節旅費、お試し勤務企業職員に費用弁償として150万円、12節委託料、サテライトオフィス事業者に業務委託料として310万円を計上しております。

続きまして、予算書49ページから50ページをお開きください。

5年に一度の経済センサスの予算が新しく56万1,000円計上されております。

続きまして、予算書91ページをお開きください。

7款商工費1項商工費3目消費者行政強化費を計上しております。これは弁護士相談に係る事務経費です。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

続きまして、くらし支援課より補足説明をお願いいたします。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

くらし支援課より説明いたします。

ページのほうが、予算書41ページ、明細書のほうが43ページとなります。

税務総務費のほうから説明していきます。1節の報酬のほうで、今年度パートタイム会計年度任用職員の報酬を163万円計上しています。

それと、12委託料、今年度から登記地図管理システムの導入作業委託費として246万7,000円計上しております。それに伴って、その下の13使用料及び賃借料登記地図管理システムリース料のほうを95万4,000円計上しております。あと公用車のほうが古くなっていますので、今年度、公用車のリース料として60万5,000円計上しております。

次のページ、42ページです。続きまして、すみません。戸籍住民基本台帳費のほうにて説明したいと思います。明細書のほうが44ページになります。

主な変更点として報償費の中で金婚式記念代品として、今年度実績13件に対して、令和3年度、予定のほうは30件になっていますので、記念品代として21万円計上しております。

すみません。53ページ、事業明細費のほうが51ページです。

国民年金事務のほうです。一昨年度で、職員の給料のほう減額になっているので、その分が減額になっております。

すみません。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

続きまして、地域福祉課より補足説明をお願いいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

令和3年度一般会計当初予算における地域福祉課関係歳出予算の、主に予算書にて前年度比増減の大きなものについて補足説明をいたします。

予算書51ページ、明細書は49ページになります。

3款民生費1項1目社会福祉費総務費において、コロナウイルスの影響により、昨年度できなかった地域福祉計画策定に係る印刷製本費を今年度も10節需用費にて40万円計上しております。

予算書は次の52ページになります。

17節備品購入費、経年劣化による事務用椅子の購入費用として11万円計上しております。

27節繰出金、国民健康保険基盤安定繰出金について、低所得者の保険税の負担緩和及び保険者への支援金としての国保特別会計への繰出金として1,714万2,000円の増額、国保会計財政安定化支援事業繰出金が今年度の実績見込額を基に155万円の減額。国民健康保険事務費繰出金についても、国保特別会計歳出予算1款総務費予算額を基に81万円の減額となっております。

明細書が50ページになります。

2目社会福祉施設費、前年度比144万1,000円の減額となっておりますが、主な理由として10節需用費の修繕料において、令和2年度は公民館等の防水工事等で3か所の修繕費用を計上しておりま

したが、総務課での防災まちづくり事業の活用を考慮し、一般財源である本科目の支出を減額しております。

予算書52ページから53ページ、明細書は50ページから51ページになります。

3目老人福祉費について、前年度比2,815万5,000円の減額となっております。主な理由として、委託料で令和2年度に計上しておりました第8期介護保険事業計画策定に係る委託料が、事業完了に伴い、令和3年度は計上していないことによる減額と、19節扶助費の老人保護措置費が令和2年度の実績見込額に基づき157万6,000円増額計上。

27節介護保険給付費繰出金については、実績見込額に基づき703万円の減額、低所得者介護保険料軽減措置繰出金も実績見込額の減額に基づき145万4,000円減額するものです。

4目後期高齢者医療についても、前年度比338万5,000円の減額となっております。主な理由として、今年度も予算計上しておりますが、一体的事業を令和2年度から開始する予定で、人件費など最大限の事業費を計上しておりましたが、令和3年度は事業実務日数に応じた形で算出したことと、コロナウイルスの影響による受診控えが理由と考えております。

予算書54ページから55ページ、明細書52ページになります。

6目障害者福祉費、前年度比694万7,000円の増額となっております。増額の主な理由として、19節扶助費、障害を抱える児童へのサービス事業としての障害児入所通所給付事業費が500万円の増額、地域で生活していくサービスの費用として地域生活支援事業費が300万円の増額となっております。

8目重心医療費については、20万1,000円の増額としております。令和2年度まで30万円予算計上しておりました腎臓移植旅費一部扶助費を過去3年ほど支出がなかったことから科目存置とし、新たに伊仙町指定難病者旅費助成を設け、50万円計上しております。

予算書55ページから56ページ、明細書は53ページです。

9目地域包括支援センター運営費については、前年度比1,583万8,000円減額しております。主な理由として、職員の減数による2節、3節の人件費の減額。

10節需用費が40万5,000円の減額。

12節委託料が令和3年度においてはシステム改修費用がないことから、10万円の減額となっております。

次に、予算書67ページ、明細書は65ページになります。

7目地域自殺対策強化事業について、昨年度比159万9,000円減額となっております。主な理由として、12節委託料において、令和2年度までゲートキーパー養成講座SOS出し方教育について、東京の会社と契約しておりましたが、令和3年度より契約先を変更したことに伴い、126万7,000円の減額となっております。

以上、地域福祉課に係る令和3年度一般質問予算歳入歳出予算について説明を終わります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

続きまして、子育て支援課より補足説明をお願いいたします。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

令和3年度一般会計予算の子育て支援課関連の主なものを説明いたします。

予算書57ページ、明細書54ページをお開きください。

3款2項1目児童福祉総務費12節委託料、西伊仙児童クラブ管理運営委託料としまして608万6,000円を計上しております。これは、児童構成員、補助員の賃金、放課後児童クラブ支援員の研修旅費、AEDリース料等を予定しております。

子育て支援病児保育委託料として140万円、これは病児延べ40名に係る賃金、研修旅費、衛生費材料費等を予定してございます。

19節児童手当給付費としまして総額1億1,963万円を計上してございます。

2目私立保育所費18節負担金補助及び交付金としまして保育所5園の保育給付費及び広域入所給付費等、総額3億4,585万円を計上してございます。

予算書58ページ、明細書は55ページでございます。

3目子育て支援事業費12節委託料、子育て推進委託料として380万円、この事業は、親子のつどい広場われんきゃ広場等を開催し、子育て中の親子の交流促進や病児育児の相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図るものでございます。放課後わくわくクラブ運営業務委託料としまして1,526万7,000円、これは西部地区に犬田布幼稚園で開設、東部・中部の児童に関しては、ほーらい館において放課後児童わくわくクラブを開設しているものでございます。

予算書59ページ、19節扶助費、子育て支援事業扶助費としまして550万円を計上しています。これは申請児約50人を想定しております。

5目子ども医療費19節扶助費としまして、ひとり親医療費助成事業、義務教育就学児医療費、子ども医療費助成事業及び給付事業の総額1億3,920万円を計上してございます。

ここで言う子ども医療費というのは、令和2年度まで乳幼児医療助成というのが令和3年度からは名称を改めて実施していくものでございます。

予算書66ページ、明細書64ページをお開きください。

予算書66ページ、4款1項6目母子衛生費12節委託料、妊婦・産婦・乳幼児健康診査新生児聴覚検査委託料としまして464万7,000円。

18節負担金補助及び交付金、産科医確保支援事業補助金としまして600万円を計上してございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

続きまして、きゅらまち観光課より補足説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

予算書14ページ、歳入部分であります。13使用料及び手数料、使用料、目3の商工使用料です。

観光使用料として、徳之島地域文化情報発信施設使用料として330万4,000円を計上してありますが、なくさみ館の使用料が主なものであります。これに関しましては、新型コロナウイルスの影響により増減を少し懸念しているところであります。

その下、同じく使用料及び手数料、手数料のほうの衛生手数料の27万4,000円であります。令和2年度におきまして不適切な事務処理においてありました狂犬病予防の接種手数料ですが、そういうことがないように、令和3年度は適正に処理していきたいと思っております。

続きまして、予算書の61ページ、明細書の58ページをお開きください。

衛生費、保健衛生費の環境衛生費ですが、その下の18節負担金補助及び交付金のうち2,449万円、合併浄化槽の補助金であります。令和3年度におきましては70基を予定しています。これにつきましても、浄化槽のみでなく、宅地内の配管等も補助の対象となったことにより、少し希望者の増加が見込まれております。

続きまして、予算書67ページ、明細書66ページであります。

衛生費の保健衛生費、8目の海岸漂着物地域対策推進事業費等ですが、今年度におきましても海岸清掃員を8名雇用し取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、予算書の70ページをお開きください。

予算書70ページ、衛生費、清掃費のうち12節委託料、脱炭素地域づくりモデル事業形成事業委託料として1,000万円計上しております。国の補助100%事業であります。新エネルギーを用いた生ごみ処理の在り方について計画策定をするものであります。

続きまして、予算書89ページをお開きください。

予算書89ページの商工費の商工費、目商工振興費であります。14節の工事請負費、解体撤去工事費647万9,000円が計上されておりますが、紬センターの老朽化に伴い、これを解体するための費用でございます。

予算書90ページをお開きください。

予算書90ページ、商工費、商工費、観光費のうち、12節設計委託料であります。650万円計上しておりますが、小原の遊歩道の設置に伴う設計委託料、下の14工事請負費であります。同じく小原の工事請負費が6,365万円を計上させていただいております。

続きまして、91ページ、明細書86ページになります。

商工費、商工費のうち負担金補助及び交付金であります。一番下のほうにあります。一般社団法人徳之島運営補助金であります。尼崎市において行われます徳之島祭りへの補助金を毎年行っていたんですが、同じく新型コロナウイルスの影響により、これが、イベントが中止になりまして、その代わりに、アンテナショップ等を設置して運営していますこの社団法人徳之島のほうに祭りの補助という形ではなく、会の運営費として補助を切り替えて助成するものであります。

続きまして、予算書92ページ、明細書87ページになります。

商工費、商工費のうち世界自然遺産推進事業費であります。7の報償費、講師礼金として8万円

計上させていただいています。次年度、世界遺産登録になりますと、その遺産の登録の意義や島の良さを再認識させることができるよう、講師を派遣し、小中学校の学校教育に取り組んでいくものであります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

続きまして、健康増進課より補足説明をお願いいたします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

予算書62ページ、明細書は58ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費3目保健センター運営費について説明いたします。

主なものとして、10節需用費の84万2,000円は、健康カレンダー制作に関わる印刷製本費です。

18節負担金補助及び交付金につきましては、各協議会の負担金となっています。

63ページ、19節扶助費については、若年末期がん患者に対する療養支援費です。

4款衛生費1項保健衛生費4目予防費10節需用費のうち各種予防接種ワクチン代として458万円を計上しています。

12節委託料うち各医療機関への予防接種委託料として1,715万6,000円を計上、65歳以上の結核健診委託料として102万7,000円を計上しています。

また、18節負担金補助及び交付金で、コロナ感染症島外療養者への旅費助成として64ページになりますが、コロナウイルス感染者医療機関初診料として100万円ずつを予算計上しております。

64ページ、4款衛生費1項保健衛生費5目健康増進費1節報酬につきましては、健康増進課会計年度任用職員の報酬です。

事業明細書32ページから33ページになりますが、今年度新たに1名、地域おこし協力隊を増員し、体力向上増進事業促進事業として、ほーらい館をまずは拠点として、筋力トレーニングやストレッチトレーニングのプログラムの増設や、将来的には学校や地域と連携しての体力向上を普及啓発していきます。

この他8節旅費において、赴任旅費20万円や研修旅費10節需用費において教材費や燃料費、印刷製本費、11節において通信運搬費やインターネット使用料など、また13節においては車借上料62万4,000円や事業開始に伴う備品28万円を計上しております。

予算書64ページ、明細書60ページをお願いします。

7節報償費につきましては、主に保健推進等の活動報償費になります。

次に、65ページ、明細書は62ページになります。

委託料1,740万7,000円は、主に厚生連県民総合保健センターへの健診委託料と、新たなステージに入ったがん検診事業などの委託料になります。

18節負担金補助及び交付金については、検診車の航送料として80万円を計上しています。

続きまして、予算書68ページお聞きください。事業明細書は67ページから68ページになります。

4款1項保健衛生費10目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業1節報償費は、コロナワクチン接種業務委託に係る会計年度任用職員2名、397万6,000円を計上しております。

3節職員手当64万8,000円、4節社会保険料67万8,000円、8節旅費11万円も通勤手当2名分であります。

69ページ、12節委託料12万円は、ディープフリーザー超冷凍冷蔵庫とワクチン管理委託料として医療機関へ支払うものであります。

11目新型コロナウイルスワクチン接種事業、12節委託料2,489万3,000円は、16歳以上の住民に係るワクチン接種2回分の委託料であります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

続きまして、農業委員会事務局より補足説明をお願いいたします。

○農委事務局長（豊島克仁君）

それでは、農業委員会の補足説明をいたします。

予算書71ページから72ページ、明細書の69ページから70ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費の主な内容としましては、1節の報酬の農業委員会会長報酬、農業委員会委員報酬、農地利用最適化推進委員報酬。

それから、12節委託料の農地基本台帳システムデータ照合業務委託料25万3,000円、新農地基本台帳システムへのバージョンアップに伴うデータ移行業務委託料が令和3年度のみで38万5,000円計上となっております。

1目農業委員会費全体で前年度と比較しまして146万8,000円の減額となっております。主な要因としまして、2節給料、3節職員手当等による減額になります。

続きまして、2目農業者年金事業費の主な内容としましては、パートタイム会計年度任用職員報酬になります。2目農業者年金事業費全体で前年度と比較しまして12万5,000円の増額となっております。主な要因として、3節職員手当等の会計年度任用職員期末手当の増額になります。

続きまして、3目機構集積支援事業費の主な内容としましては、8節旅費、費用弁償が農業委員、推進委員の現地視察研修旅費として106万円計上しております。3目機構集積支援事業費全体で前年度と比較しまして7万5,000円の増額となっております。主な要因として、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の増額になります。

続きまして、予算書81ページ、明細書79ページをお開きください。

18目農地利用最適化交付金事業費の内容としましては、1節報酬の会長、委員、推進委員基本報酬になります。前年度と同額でございます。本年度予算が405万4,000円で、今年度も成果報酬の見込みとして当初予算に計上しております。この事業に関しましては100%補助になります。

以上で、農業委員会の補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時30分

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

経済課より補足説明をお願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

それでは、経済課の補足説明をいたします。

73ページからになります。

6款農林水産業費1項農業費は、目が4から20、73ページから82ページと、87ページには3項林業費、88ページには4項水産業費がございますので、補足説明は前年度と比較をいたしまして、金額の増減が大きいもの、新しい事業を計上したものを中心に説明をさせていただきたいと思っております。

まずは、73ページ、4目農業総務費。明細書は70ページからになります。

前年と比較をいたしまして1,754万4,000円の増額になっております。こちら主な理由といたしましては、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費などの人件費の増額によるものでございます。

続きまして、予算書75ページ、明細書72ページ。

5目特殊病害虫防除対策費、前年度比24万2,000円の増額でございます。主なものといたしましては、会計年度任用職員の期末手当等の増額分でございます。

なお、同事業は、令和4年度までにカンキツグリーンニング病の感染樹が感染確認されなければ根絶となり、事業は終了の予定でございます。

続きまして、その下の6目糖業振興費、明細書は73ページからになります。

こちらは、前年と比較いたしまして837万7,000円の増額になっております。主なものといたしましては、76ページの18節負担金補助及び交付金のうち、さとうきび増産推進事業補助金において、ビレットプランター以外の植付け作業にも、あ、ビレットプランター植付け助成以外にも全茎プランターの植付け助成であったり、畝立て助成等を行うことによる増額。また、その下のさとうきび増産推進交付金3,000万円が昨年度はハーベスター収穫料金として、トン当たり500円だったんですけども、昨年度が2,500万円、本年度が3,000万円ということで、その2つの増額分が主な理由でございます。

続きまして、同じく76ページ、明細書74ページ。

7目有機物供給センター管理運営費ですが、昨年度に比べまして75万円の増額になっております。こちらは、理由といたしましては、薬品代の増によるものでございます。あと、こちら修繕費を1,000

円計上してございますけれども、この理由につきましては、過去にずっと指摘を受けておりますけれども、センターでございますけれども、老朽化が進んでいるので、早急に問題解決をしないといけないということで、現在、問題解決に向けて長寿命化に向けた調査をしてございます。こちらのほうが調査が済み次第、また予算のほうを計上していただきたいということで、予算の1,000円を計上させていただきます。

続きまして、同じく76ページ。8目園芸振興費、明細書も74ページになっております。

こちら、昨年に比べまして159万7,000円の減額になっております。主な理由といたしましては、令和2年度に奄美群島加工品販売拡大支援実証事業補助金といたしまして、加工品生産者の販路拡大を支援する目的で、羽田空港の通路で宣伝活動をする加工品生産者に対して、令和2年度、補助金160万3,000円を計上いたしておりましたが、コロナ禍により事業が中止。次年度の見込みも立たずということで、このうちほぼ同事業分の減額でございます。

続きまして、同じく76ページ、9目畜産振興費です。明細書は74ページから75ページにかけてです。

前年と比較いたしまして1,843万2,000円の増額になっております。主な理由といたしまして、令和2年度は18節負担金補助及び交付金において、3年に1回開催をされます大島地区肉用牛共進会出品組合負担金を100万円計上しておりましたが、令和3年度はないということで、こちらが減額になっております。

また、畜産基盤再編総合整備事業が、事業費が700万円ほど増額になっております。去年は1地区のみの継続実施でございましたけれども、新たに、今年あと1地区、整備を予定しているということで、金額が増額になっています。

また、優良素牛保留補助金は、令和2年度当初は1,101万円の予算計上でございましたが、補正予算で計上して2,000万円になっておりますということで、今年度は当初より2,000万円ということで、令和2年度に比べまして1,000万円の増額になっております。

続きまして、予算書77ページ、明細書75ページ。

10目生活改善センター運営費、こちらは前年と比較いたしまして22万5,000円の増額になっております。主な理由といたしましては、以前より要望のございましたオープンレンジを備品購入するということで、20万円を計上いたしております。

続きまして、ページをめくりまして78ページ、明細書76ページ。

11目農林水産物輸送コスト支援事業費。こちらは、前年と比較をいたしまして1,490万6,000円の増額になっております。主な理由といたしましては、今年度産バレイショの価格の高騰により、種子申込み及び作付面積が増となる見通しのためでございます。

続きまして、同じく78ページ、明細書76ページ。

12目農業担い手育成確保事業でございます。前年度比較いたしまして316万2,000円の減額になっておりますが、主な理由といたしましては、青年就農給付金の給付対象予定者の減によるものでござ

ざいます。

続きましては、予算書77から8ページにかけまして、明細書77ページ。

13目人・農地プラン推進支援事業費でございます。こちらは、前年と比較いたしましてほぼ1,000円減額ということで、例年並みでございます。

続きまして、その下の14目農地中間管理事業費でございます。明細書は77ページでございます。

これら、前年と比較いたしまして90万3,000円の増額でございます。主な理由といたしまして、18節負担金補助及び交付金の農地集積協力交付金が前年に比べて105万円増によるものでございます。

続きまして、同じく79ページから80ページにかけてと、明細書78ページの15目鳥獣被害対策事業費でございます。

前年度比較いたしまして326万5,000円の増額になっております。主な理由といたしましては、7節報償費の有害鳥獣捕獲出動報償費が前年と比べて182万5,000円の増額でございます。

また、18節の負担金補助及び交付金のイノシシ対策資材補助が令和2年度と比べて144万円の増額でございます。ちなみに、令和2年度は途中で補正をいたしまして、同額200万円のほうに増額をいたしております。

こちらのほう、今年度、実質補助を受けられた方が初めてでございましたので、この実績を踏まえまして、資材補助を受けられた方へのアンケートなども実施し、今後改善できるところは改善してまいりたいと考えております。

同じく80ページ、明細書が78ページの16目農業創出緊急支援事業費ですが、こちらは昨年度同額でございます。理由といたしましては、先般、補正予算のほうでもご説明をいたしましたが、令和3年度に実施予定であったポテトハーベスター2台の導入事業が令和2年度の国の補正事業として前倒しで実施することになったためでございます。予算のほうは旅費、また事務関連の消耗品代でございます。

同じく80ページの17目農業支援センター運営費でございます。こちら80ページから81ページ、明細書が78ページから79ページにかけてでございます。

前年と比較をいたしまして36万6,000円の減額になっております。主なものといたしましては、17節の備品購入費60万円と10節の需用費の消耗品の中に土壌分析用の消耗品が含まれています。両方合わせて120万円になるんですけども、こちらは土壌分析をする際に、正確な分析を行うためには蒸留水による機器・容器の洗浄作業が必要ということで、蒸留機製造装置並びに蒸留水のほうを予算計上させていただいております。

飛びまして82ページ、明細書は80ページ。

目20、環境保全型農業直接支払交付金事業でございます。こちらは今年度新規で事業計上をさせていただいております。現在、世界中で高まりつつある有機農業に対しまして、有機農業者の組合、団体に対しまして環境保全型直接支払交付金を交付し、有機農業の推進を図る事業でございます。環境保全型農業直接支払交付金として18節のほうに46万9,000円を計上いたしております。

続きまして、また飛びまして、87ページ、明細書は83ページでございます。

3項林業費1目林業振興費、87ページから88ページにかけてでございます。前年と比較をいたしまして、156万1,000円の減額になっております。令和2年度、松くい虫の伐倒委託料が予算計上されてございましたが、補助対象地域がなく、事業ができず、令和3年度においても引き続き事業の見込みがないため、その分の減額でございます。

最後に、88ページ、明細84ページ。

4項水産業費1目水産振興費、前年度と比較をいたしまして365万4,000円の減額になっておりますけれども、こちら離島漁業再生支援事業が令和2年度当初で33世帯で計画をいたしておりましたが、申請が9世帯でございまして、この申請世帯分が減額の要因でございます。

また、2目の離島漁業再生支援事業費は、昨年度と比較いたしまして1万2,000円の増額でございますので、ほぼ例年並みということでございます。

以上、経済課管轄の当初予算の補足説明を終了いたします。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

続きまして、耕地課より補足説明をお願いします。

○耕地課長（穂 浩一君）

耕地課関係の令和3年度歳出予算、主なものについて補足説明をいたします。

施政方針9ページ、予算書83ページ、明細書80ページをお開きください。

款6、項2、目1、農地総務費、節10、需用費、光熱水費130万円の主なものは、地下水ポンプの電気料でございます。

修繕費、主なものは、地下水ポンプの修繕費でございます。

節12、委託料、農道台帳作成委託料150万円は、畑総事業完了後の農道台帳に記載し地方交付税の算定資料にするものでございます。

面縄地区事業計画書作成業務委託料200万円につきましては、令和4年度に新規事業の申請をする第一・第二面縄地区の畑かん事業の計画書を作成するものでございます。

町有地調査業務委託料は、昨年度の伊仙、中部地区に引き続き、西部地区の畑総内の町有地の調査及び払下げを進めていくものでございます。

次に、予算書84ページ、明細書81ページをお開きください。

款6、項2、目1、農地総務費、節14、工事請負費1,290万円につきましては、農業試験場の山手側257メートルの排水路工事費でございます。

款6、項2、目1、農地総務費、節18、負担金補助及び交付金3億78万7,000円の主なものは、国営かんがい排水事業徳之島用水2期地区及び伊仙町土地改良区徳之島用水土地改良区等への町補助金・負担金でございます。

次に、予算書84ページから85ページ、明細書82ページ。

款6、項2、目2、特定地域振興生産基盤整備事業、節10、需用費の修繕費600万円につきましては、農道、水路の補修費でございます。

節12、委託料108万円につきましては、農道等の草刈り委託料でございます。

節13、使用料153万円につきましても、農道、水路等の補修に係る重機借り上げ料でございます。

節18、負担金補助及び交付金の主なものにつきましては、畑かん事業等の町負担金でございます。

令和3年度の事業計画は、第二面縄2期地区、区画整理2.5ha、喜念地区、畑かん10ha、糸木名地区、支線水路1,200m、畑かん0.5ha、第二面縄1期地区、湧水処理、道路、ガードレール等の整備工事でございます。

基幹水利事業第一伊仙東部地区につきましては、畑総の目手久地区の畑かん事業に伴う測量設計でございます。

喜念、阿権地区につきましては、畑かん13haを予定しております。崎原地区、支線水路900m、畑かん工事6haを予定しております。西部地区、支線水路5,000m、畑かん3ha及び測量設計でございます。東部1期地区、東部2期地区につきましては、目手久地区の畑かん事業についてでございます。東部1期地区につきましては、支線水路を2,000m、2期地区につきましても、支線水路2,000mを予定しております。

次に、款6、項2、目3、ダム管理費、節8、旅費の25万円につきましては、ダムの主任管理技術者講習会の出会の学科実技2回分の旅費でございます。

節11の役務費の講習会手数料20万4,000円につきましても、同じくダム主任管理技術者研修会の受講料でございます。

次に、予算書86ページ、明細書82ページ。

款6、項2、目4、多面的機能支払推進交付金事業費は、多面的支払交付金各組織への指導や助言に係る費用でございます。

次に、予算書86ページ、明細書83ページ。

令和3年度地籍調査地区でございますが、地籍調査につきましては西犬田布の一部、犬田布岬入り口から岩井商店までの28.33ha及び西伊仙の一部、農業高校跡地から西伊仙の伊仙団地までの21.66haの調査を予定しております。

款6、項2、目5、地籍調査事業費、節1、報酬につきましては、一般事務会計年度職員1名と地籍調査会計年度職員につきましても1名増員し、2名分の報酬でございます。

節8、旅費は、協議会出会、県の認証審査に係る旅費でございます。

節12、委託費につきましては、測量業務委託、境界立会い後の測量に係るもので、草刈り委託料につきましては、境界立会い前の境界周辺の草刈りに係るものでございます。

節13、使用料及び賃借料のシステム使用料は、地籍簿や図面の管理システム使用料でございます。

次に、予算書128ページ、明細書117ページ。

款11、項1、目1、農林水産施設災害復旧事業費については、科目存置でございます。

以上、耕地課関係の補足説明を終わります。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

続きまして、建設課より補足説明をお願いいたします。

○建設課長（福島隆也君）

それでは、令和3年度建設課における一般会計予算について説明をいたします。

予算書94ページ、明細書88ページをお開きください。

主なものを説明いたします。

8款土木費2項道路橋梁費1目過疎対策事業費、前年度比172万6,000円増の2,152万6,000円は、12節委託料230万円、14節工事請負費1,900万円、これは町道阿三中山線他1路線の改良舗装を計画しております。

2目道路維持費10節需用費、修繕料に500万円、これは町道維持に係る修繕費になります。

12節委託料は、道路台帳作成業務委託料に1,000万円を計上しております。

続いて、予算書95ページ、明細書89ページをお開きください。

3目道路維持管理費、前年度比39万円増の680万円になります。

12節委託料430万1,000円は、県道の草刈り委託料になります。

次に、4目社会資本整備総合交付金事業、前年度比1,905万4,000円増の1億4,994万8,000円になります。主なものといたしまして、12節の委託料5,150万円の内訳、5,100万円は阿三中山線他2路線の測量設計委託業務になります。

96ページの14節工事請負費、内訳は阿権馬根線改良工事に1,000万円、伊仙馬根線道路照明整備工事に1,000万円、第二西下線改良工事に3,000万円、阿三中山線改良工事に900万円を計上しております。

16節公有財産購入費500万円は、阿三中山線の用地購入費であります。

12節補償補填及び賠償金3,000万円は、阿権馬根線の家屋移転等の補償に充てる予定であります。

次に、予算書96ページ、明細書の91ページをお願いします。

5目防災・安全社会資本整備交付金事業、前年度比2,479万5,000円減の1億9,691万8,000円です。主な内訳といたしまして、12節委託料、第2白水橋、牧原橋、白水橋の橋梁補修設計に1,950万円、測量設計委託料に1,300万円、あと10路線の総補修工事に補修工事の測量設計委託料になります。

14節工事請負費1億5,601万円の内訳といたしまして、町道についての路面正常調査の点検結果に基づき10路線の舗装補修工事に1億3,100万円、2橋の橋梁補修工事に2,500万円を充てるものであります。

次に、97ページから98ページ、明細書92ページから93ページをお願いします。

8款土木費4項住宅費2目公営住宅建設事業費、前年度比2億2,624万2,000円増の2億4,583万4,000円になります。

主なものといたしまして、12節委託料、馬根団地、喜念団地の設計委託料に800万円、崎原団地、

西犬田布団地の工事管理委託料に330万円、公営住宅等長寿命化計画策定委託料に350万円になります。

14節工事請負費 2億2,550万円の内訳といたしまして、崎原団地、西犬田布団地の造成工事費に550万円、崎原団地、西犬田布団地の工事請負費に2億2,000万円を充てるものであります。

次に、3目定住促進住宅運営費13節使用料及び賃借料2,180万3,000円は、定住促進住宅借り上げ料であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

続きまして、教育委員会総務課より補足説明をお願いします。

○教委総務課長（上木正人君）

それでは、教育委員会総務課の令和3年度一般会計予算について説明をいたします。

予算書の102ページをお開きください。事業明細書は96ページでございます。

10款教育費 1項教育総務費 1目教育委員会費、この経費は主に教育委員会の経費でございます。

続きまして、2目事務局費1節報酬325万9,000円、パートタイム会計年度任用職員2名分の報酬でございます。

予算書103ページをお開きください。明細書はそのままでございます。

7節報償費教育委員会外部評価委員、教育環境整備検討委員の出席謝金でございます。

103ページお開きください。事業費明細書は97ページ。

12節委託料、ごみ収集委託料118万8,000円は、各学校施設におけるごみ収集及び運搬業務でございます。

次に、草刈り委託料29万7,000円を計上いたしました。こちらのほうは、昨年度2号補正で計上させていただき、各学校からの要望で3年度も計上させていただきました。

ページをめくっていただきまして104ページ。

講演会等講師派遣業務委託料94万9,000円はG I G Aスクール講師派遣料、教育相談業務委託、教育支援委員会業務委託、町内教職員対象の教育講演会業務委託料でございます。

その下の送迎業務委託119万円は、各小中学校、幼稚園の学校教育活動、水泳、校外学習、宿泊学習、遠足等における送迎業務委託料でございます。

18節負担金補助及び交付金、こちらのほうは昨年度と若干変わったものに関しまして、徳之島地区特別支援教育支援員負担金136万1,000円は、大島養護学校徳之島高校分室への負担金でございます。

3目外国人青年招致事業費、こちらのほうは昨年度同様計上させていただきました。

105ページ、事業費明細は98ページでございます。

4目スクールソーシャルワーカー活用事業につきましては、56万1,000円計上をさせていただきました。

5目学習向上プログラム、今年度2,536万7,000円に対しまして、前年度比マイナス994万6,000円のほうは、特別支援員報酬費を小学校、中学校管理費で計上したためでございます。

1節報酬488万8,000円は、パートタイム会計年度任用職員司書補3名分の報酬でございます。

11節役務費114万5,000円は、各NRT標準学力検査、知能検査手数料でございます。

13節使用料及び賃借料1,544万6,000円は、電子黒板のリース、無線LANソフト、パソコンリース料でございます。

106ページ。

18節負担金補助及び交付金224万円は、各種教科決定料補助金、英検、漢検、数検の検定料補助金でございます。今年度新たに数検を加えさせていただきました。

106ページをお願いいたします。明細書99ページでございます。

2項小学校費、各小学校管理費、10節需用費につきましては、衛生消耗品、食糧費、燃料費、修繕費は同額で計上、残りは案分で計上させていただきました。

17節備品購入費の中の備品購入費、図書備品購入費、特別支援学級備品購入費を計上させていただきました。

108ページ下段から109ページをお願いします。明細書は101ページをお願いいたします。

9目学校管理費1節報酬、パートタイム会計年度任用職員、学校用務員8名分を計上させていただきました。

7節報償費、昨年度と同様計上してございます。

10節需用費、光熱水費1,747万4,000円、修繕費793万3,000円を計上してございます。

10目教育振興費17節備品購入費、18節負担金補助及び交付金、19節扶助費は昨年同様、計上してございます。

11目学校建築費、110ページでございます。明細書は102ページ。

12節委託料2,400万円は、喜念小学校の設計監理委託料でございます。昨年6月より今年の3月まで、4回にわたりまして喜念小学校建築基本計画策定ワークショップを行いました。喜念小学校の基本方針、整備方針、機能性機能などについて、全体像について話し合いを持ちました。今後、基本設計、実施設計を、令和4年度、建設工事の予定でございます。

予算書110ページから111ページをお願いいたします。明細書につきましては103ページをお願いいたします。

3項中学校費、各中学校管理費、10節需用費につきましては、衛生消耗品、食糧費、燃料費、修繕費は同額で計上、残りは案分で計上させていただきました。

17節備品購入費、備品購入費、図書備品購入費、特別支援学級備品購入費を計上しました。

111ページから112ページ、お願いいたします。

4目学校管理費1節報酬、パートタイム会計年度任用職員、学校用務員3名分を計上させていただきました。

予算書113ページ、明細書104ページをお開きください。

10節需用費、教師用教科書・指導書代は来年度から新しく教科書が変わりますので、教員用の指導書を計上してございます。

光熱水費650万9,000円、修繕費968万3,000円を計上させていただきました。修繕費につきましては、主に面縄中学校夜間照明設備の修繕でございます。

5目教育振興費17節備品購入費、18節負担金補助及び交付金、19節扶助費は昨年と同様計上してございます。

同じく113ページをお願いいたします。明細書105ページをお願いいたします。

4項高等学校費1目高等学校総務費18節負担金補助及び交付金、離島高校生就学支援費は徳之島高校に通学する伊仙町出身の生徒にバス通学費を全額するものでございます。

予算書114ページをお願いいたします。明細書は105ページでございます。

5項幼稚園費4目幼稚園管理費1報酬、パートタイム会計年度任用職員、こちらのほうは預かりと代替教諭の報酬でございます。

続きまして、125ページをお開きください。明細書は114から115をお願いいたします。

7項保健体育費1目保健体育総務費の1目報酬、7目報償費、10目需用費、11目役務費、12目委託料、18目負担金補助及び交付金、19節旅費は、昨年同様計上をさせていただきました。

以上、教育委員会総務課の補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

続きまして、社会教育課より補足説明をお願いします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

それでは、社会教育課関係の令和3年度会計予算について補足説明いたします。

予算書99ページから100ページ、明細書94ページをお願いいたします。

8款土木費5項都市計画費1目公園費12節委託料200万円及び14節工事請負費9,000万円は、伊仙町総合公園公園整備事業費でございます。

予算書115ページから116ページ、明細書は106ページをお願いします。

10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費10節需用費の修繕費100万円は、目手久青少年会館の雨漏り修繕及び東面縄青少年会館の床修繕費でございます。

予算書117ページから118ページ、明細書107ページから108ページをお願いします。

3目学習支援プロジェクト事業費12節委託料765万円は、遠隔双方向ライブ事業及び学習支援及び寺子屋講師派遣業務の委託料でございます。

予算書118ページ、明細書109ページです。

4目社会体育費10節需用費の修繕費254万円は、主なものとして、第二体育館の爆裂撤去補修及び相撲場の雨戸の修繕費でございます。

予算書119ページ。

同目14節工事請負費90万円は、伊仙町総合グラウンド西側のトイレ解体工事費でございます。

同目17節備品購入費127万円は、空手道競技の公認用マットの備品購入費でございます。

続きまして、予算書122ページ、明細書111ページです。

8目歴史民俗資料館費10節需用費の修繕40万7,000円及び12節委託料の測量業務委託料42万9,000円は、面縄小学校正門東側に位置する石垣の修繕及び委託料でございます。

予算書123ページ、明細書112ページです。

9目国宝重要文化財等保存活用事業費12節委託料167万2,000円は、佐弁、トマチン遺跡測量業務の委託料でございます。

予算書124ページ、明細書114ページです。

10目県補助委託文化財調査等事業費12節委託料149万1,000円は、才上遺跡の分析調査及び上トハ遺跡、上桃木迫遺跡報告書作成の委託料でございます。

予算書、明細書、同ページです。

11目青少年健全育成事業費98万円は、きばらでえ伊仙応援基金を活用し、毎月開催の親子チャレンジ教室を行うものでございます。

以上、社会教育課関係の説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

続きまして、給食センターより補足説明をお願いいたします。

○学給センター所長（松田博樹君）

それでは、令和3年度給食センター関連の予算の補足説明をいたします。

予算書126ページ、明細書115ページから117ページになります。

10款教育費7項保健体育費2目給食センター運営費、本年度予算は7,459万7,000円で、前年比1,041万7,000円となっております。主な要因としまして、1節報酬1,899万8,000円、これは会計年度職員を2名増員したためでございます。

10節需用費941万8,000円につきましては、トイレの修繕が必要なため、修繕費のほうに入れております。

12節委託料102万3,000円は、ネズミ、ゴキブリ駆除委託料が今年度より微生物検査も実施するため、増額となっております。

17節備品購入費478万5,000円、これはガス回転釜消毒保管庫の購入によるものです。ガス回転釜が昭和62年、ガス保管庫が平成3年度に購入しておりまして、故障しても修理が利かない状態になってきていますので、新たに購入することとしています。

以上で、給食センター関連の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時34分

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第16号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第16号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について、主に前年度比増減の大きな予算について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

令和3年度の歳入歳出予算の総額を9億6,842万1,000円とするものです。

歳入について説明いたします。

予算書6ページ、明細書は8ページになります。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税は、前年度比3,083万2,000円の減額となっておりますが、令和3年度県全体の歳入見込額が歳出見込額を上回ったことにより県への納付金的大幅に減少したことに伴い、本科目において納付金減額分を調整したことによる減額が主な理由となっております。

予算書7ページ、明細書は2ページです。

6款県支出金1項1目保険給付費等交付金について、1節普通交付金が一般被保険者保険給付費等歳出予算額の減額に伴い、1億4,153万6,000円の減額、2節特別交付金は、交付金申請見込額の減額により1,254万5,000円減額するものです。

予算書8ページになります。10款繰入金1項1目一般会計繰入金は、前年度比1,478万2,000円の増額となっております。主な理由として、1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分が令和2年度の確定値を基に1,447万4,000円の増額、2節保険基盤安定繰入金保険者支援分も令和2年度の確定値を基に266万8,000円の増額となっております。

予算書9ページ、明細書は3ページになります。

12款諸収入1項1目延滞金について、令和元年度の決算を基に8万2,000円減額するものです。

続いて、歳出について説明いたします。

予算書11ページ、明細書4ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費について、昨年度から114万7,000円増額し、986万5,000円とするものです。主な理由として3節職員手当等が31万7,000円増額、7節報償費が令和3年度より対象者を国保加入者以外にも広げたことにより国保保険事業ではなくて、本科目において50万円を計上しております。

11節役務費、特定健康診査意向調査切手代として16万円、結核・精神帳票作成共同事業手数料として42万、令和3年度より計上しております。

予算書13ページ、明細書6ページになります。

2款保険給付費1項1目一般保険者療養給付費は、令和2年度の算定見込額から前年度比8,753万1,000円減額の6億円となっております。

3節一般被保険者療養費についても、令和2年度の算定見込額から66万7,000円の減額、540万円となっております。

予算書14ページになります。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、前年度比較、5,338万3,000円減額の1億2,000万円となっております。令和2年度の算定見込額が減額となることから、令和3年度当初予算においても減額しております。

予算書15ページ、明細書は7ページになります。

3款国民健康保険事業納付金1項1目一般被保険者医療給付費分は、令和3年度分国保事業納付金本算定額である1億3,166万1,000円を計上し、昨年度比2,783万円の減額となっております。

予算書16ページになります。

3款国民健康保険事業費納付金2項後期高齢者支援金等分及び3項介護納付金分についても、令和3年度国保事業費納付金本算定額に伴い、2項後期高齢者支援金等分が昨年度比239万1,000円の減額、4,380万5,000円、3項介護納付金分が昨年度比261万4,000円減額の1,761万円となっております。

続いて、予算書17ページになります。

6款保健事業費1項2目保健指導事業、前年度比394万5,000円増額し、795万5,000円となっております。主な増額の理由として、1節報酬が245万2,000円の増額、7節報償費が26万4,000円の増額、11節役務費が21万9,000円の増額となっております。

予算書18ページ、明細書は9ページからになります。

6款1項3目医療費適正化対策経費、前年度比43万5,000円増額し、706万7,000円計上しております。主な理由として、7節報償費が前年比45万2,000円減額、11節役務費は29万9,000円の増額、12節委託料が83万1,000円の増額となっております。

続いて、予算書21ページになります。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金の退職被保険者等保険税還付金と退職被保険者等保険税還付加算金については、対象者がいなくなったことにより廃目整理とするものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

日程第3 議案第17号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計予算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第17号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計予算について、主に前年度比の増減の大きな予算について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

令和3年度歳入歳出予算の総額を8億9,541万3,000円とするものです。

歳入について説明いたします。

予算書6ページ、明細書1ページになります。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料、前年度比413万2,000円の増額となっております。

1節第1号被保険者保険料、現年度分の特別徴収分が250万2,000円の減額、普通徴収が352万8,000円の増額となっております。理由といたしましては、令和2年度当初予算要求額について、普通徴収の歳入見込額の見積もりが低かったことによるものです。

2節第1号被保険者保険料滞納分が310万6,000円の減額、389万5,000円となっております。理由として、令和2年度の歳入歳出の差額調節を行っていたことによるものです。

明細書が2ページになります。

2款国庫支出金1項1目介護給付費負担金について、前年度比898万2,000円減額の1億5,153万8,000円となっております。施設、居宅介護サービスそれぞれに係る費用の令和2年度の所用見込額から国庫負担割合を乗じて算出しており、施設介護サービス費が679万7,000円の減額、居宅介護サービス費が218万5,000円の減額となっております。

同款2項1目調整交付金、介護給付費の総額及び地域支援事業の総額にそれぞれ負担の割合額を乗じて算出したものに介護保険特別会計予算全体の差額調整額を足して算出しております。

前年度比1,727万6,000円の減額、1億655万9,000円となっております。

下の4目地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業以外は前年度比132万1,000円増額の917万1,000円となっております。主な理由として、総合相談事業でのシステム更新負担金や応募しているケアマネジャーなどの人件費によるものです。

予算書7ページになります。

3款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金について、前年度比1,518万4,000円の減額の2億2,508万9,000円となっております。こちらも令和2年度の介護給付費所要見込額を基に減額となっております。

明細書のほうが3ページになります。

4款県支出金1項1目介護給付費負担金は、2款国庫支出金同様に施設、居宅介護サービスそれぞれ793万円、136万5,000円の減額の1億1,940万2,000円を計上しております。

続いて、予算書7ページから8ページ、明細書が3ページから4ページになります。

5款繰入金1項1目介護給付費繰入金について、昨年度比703万円減額の1億420万8,000円計上しております。介護給付費総額の町負担割合分の歳入で介護給付費総額の減額に伴い、令和3年度は

減額しております。

3目低所得者保険料軽減措置繰入金は、第1段階から第3段階の軽減対象者のうち、主に第1段階の対象者が昨年度から70名ほど減ったことに伴い、145万4,000円減額の2,350万8,000円としております。

同款2項1目介護給付費準備基金繰入金、還付金の歳出予算の財源として50万円計上しております。

続いて、歳出について説明いたします。

予算書10ページ、明細書は5ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費、前年度比81万7,000円減額の256万8,000円となっております。主な理由として、8節旅費がオンラインの活用等により10万9,000円の減額、11節役務費が令和2年度の所要見込額を基に11万3,000円の減額、13節使用料及び賃借料が包括支援センターでのシステムリース料が今まで単独回線で行っていたものを庁舎内の回線に移行するためリース料が不要となったことから、56万7,000円の減額するものです。

2目連合会負担金は、令和2年度まで手数料で支出してはりましたが、歳出の内容が手数料ではなく負担金としての支出が適正であることから、本科目において支出するものです。

同款2項1目認定審査会委託負担金は、徳之島地区介護保険組合への負担金として前年度比151万7,000円増額し、1,306万6,000円計上しております。

続いて、予算書11ページから12ページになります。明細書が5ページから7ページになります。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、要介護1から5までの認定を受けた方へのサービスに係る給付費で、それぞれの目において歳出根拠となる令和2年度の所要見込額の減額に伴い、1目居宅介護サービス給付費が180万円減額、2目特例居宅介護サービス給付費が48万円減額、3目地域密着型介護サービス給付費が1,000万円減額。

5目施設介護サービス給付費が3,600万円減額、居宅介護福祉用具購入費が50万円増額。

8目居宅介護住宅改修費が50万円の減額。

9目居宅介護サービス計画給付費が200万円の減額となっております。

予算書12ページから13ページ、明細書が7ページから9ページです。

2款2項介護予防サービス等諸費は、要支援者1から2の認定を受けた方へのサービスに係る給付費で、項全体で、前年度比40万円増額の1,110万円となっております。

予算書14ページから15ページ、明細書は10ページになります。

2款6項1目特定入居者介護サービス費、令和2年度の算定見込額から前年度比580万円の減額、4,320万円計上しております。

予算書15ページ、明細書は11ページになります。

3款1項1目サービス事業費は、主に包括支援センター以外の事業所への通所訪問介護サービス費用としての負担金で、前年度比137万8,000円の増額、846万2,000円となっております。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は、令和2年度のケアマネジャー採用のための人件費として予算計上していましたが、令和3年度は3款3項包括的支援事業にて予算を計上することにより、前年度比130万9,000円の減額、17万6,000円となっております。

予算書17ページ、明細書13ページになります。

3款3項1目総合相談事業費、前年度比116万5,000円増額の545万5,000円となっております。主な理由として、1款総務費での説明にもありましたが、リース料が単独回線から庁舎内の回線移行に伴う費用として120万7,000円計上しております。

明細書が14ページになります。

3目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費について。

3款1項2目介護予防ケアマネジメント事業費で説明したケアマネジャーに係る人件費の増額により、前年度比293万6,000円増額の445万6,000円となっております。

予算書18ページになります。

3款3項4目任意事業費19節扶助費が、令和2年度の算定見込額により昨年度から72万円減額し、96万円としております。

予算書20ページ、明細書が16ページになります。

6款1項1目予備費について、昨年度まで科目存置として1,000円を計上していましたが、令和3年度より科目存置としての額を100万円計上することによる増額となっております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

日程第4 議案第18号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第18号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について、主に前年度比の増減の大きな予算について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

令和3年度の歳入歳出予算の総額を1億9,452万6,000円とするものです。

まず、歳入について説明いたします。

予算書6ページ、明細書が8ページになります。

1款後期高齢者医療保険料1項1目特別徴収保険料は、令和3年度広域連合算定額に基づき、前年度比20万5,000円増額の3,651万9,000円となっております。

2目普通徴収保険料についても、広域連合の算定額に基づき普通徴収保険料が16万2,000円の増額、滞納分が3万5,000円の減額となっております。

3款繰入金1項1目事務費繰入金について、後期特別会計歳出予算1款において、令和2年度実

施できなかった一体的事業の開始に係る旅費と役務費の増加に伴い前年度比191万5,000円の増額、287万5,000円計上しております。

2目保険基盤安定繰入金及び3目療養給付費繰入金は、令和3年度広域連合算定額に基づき、2目保険基盤安定繰入金が90万9,000円の減額で4,305万9,000円、3目療養給付費繰入金が302万3,000円減額の9,158万8,000円を計上しております。

4目保健事業費繰入金について、後期高齢者の長寿健診に係る費用として昨年度比83万8,000円減額し、49万5,000円とするものです。減額の理由として、健診に係る人件費を令和2年度は計上していましたが、令和3年度は人件費を計上しないことによる減額となっております。

予算書7ページになります。明細書2ページです。

5款諸収入2項2目保険料還付金について、令和2年度まで還付加算金として予算計上していたものを、2目1節保険料還付金として計上するものです。

その下、還付加算金は廃目整理としておりますが、係る歳入の可能性が全くないことではないため、次回以降の議会にて科目存置のためご審議賜りたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

同款諸収入4項5目予防重視一体的事業収入について、令和2年度においても予算計上していましたが、事業の中止に伴い予算執行できませんでした。事業執行の体制が整ったことから、令和3年度再び予算計上するものです。

続いて、歳出について説明いたします。

予算書8ページ、明細書は4ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費について、昨年度から191万7,000円増額し、242万8,000円とするものです。主な理由として、1節から4節の人件費を125万3,000円計上、8節の旅費が63万3,000円増額の94万2,000円となっております。いずれも一体的事業に係る費用を計上しております。

予算書9ページ、明細書が5ページから6ページにかけてであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金について、357万9,000円減額の1億8,274万3,000円となっております。

令和3年度広域連合算定額に基づき、療養給付費が302万3,000円の減額、保険基盤安定負担金が90万9,000円の減額となっております。

3款保健事業費1項1目健康診査事業費、前年度比73万7,000円減額の163万6,000円となっております。昨年度、本科目において計上していた人件費を健康増進課において計上していたことによる減額が主な理由となっております。

予算書9ページから10ページ、明細書6ページから7ページになります。

3款2項1目予防重視一体的事業収入について、歳入でも説明しましたが、前年度は事業の中止に伴い予算の執行はありませんでした。令和3年度において事業実施見込額として697万円計上するものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

日程第5 議案第19号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算についてを議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○健康増進課長（澤佐和子君）

議案第19号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算の補足説明をいたします。予算書をお開きください。

第1条、歳入歳出予算額の総額は1億1,777万6,000円と定めるものです。

予算書4ページをお願いいたします。明細書は1ページからになります。

歳入について説明いたします。

1款使用料及び手数料については、予算額5,808万2,000円を計上し、主なものといたしまして、月会員、都度利用料、文化施設使用料などがあります。前年度比27.1%、1,238万6,000円の増額となっております。

増額の主な理由は、令和2年度9月より水泳事業の開始等により教室会員が増加したことによる使用料の増額になります。

令和3年2月末現在、会員数720名、延べ来館者数152万872名となっています。会員数に関しましては、昨年2月より367名の増員となっております。

2款繰入金は、5,003万6,000円で、運営繰入金3,849万9,000円と職員給与繰入金の1,153万7,000円を計上しています。合わせて前年度比マイナス32.3%、2,384万8,000円の減額となっております。

減額の主な理由は、ほーらい館バス運行が現在は町民の巡回バス運行と変更になり、バスの運行を町が一般財団法人長寿子宝社に委託したことにより、運営繰入金における人件費の減額が主な理由であります。

また、水泳事業の再開による収益増も繰入金減額の理由の一つであり、令和2年度2月末現在で、9月からの再開で、半年間で735万円の使用料が入っております。

4款諸収入については、786万円を計上し、主なものといたしましてショップ売上げ収入、保険事業収入などがあります。前年度比7万5,000円の増となっております。

歳入合計は、昨年度比8.8%減額の1億1,777万6,000円となっています。

歳出について説明いたします。

予算書8ページから10ページ、明細書は3ページから5ページになります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の1節報償費3,020万については、会計年度任用職員13名分を計上しています。

3節職員手当等799万8,000円のうち会計年度任用職員期末手当として464万8,000円を計上しています。

4節共済費707万3,000円のうち社会保険料519万9,000円、雇用保険料22万5,000円、労災保険料10

万円につきましても、会計年度任用職員13名分を計上しております。

8節旅費217万6,000円を計上しておりますが、水泳大会引率旅費として45万円、インストラクター研修旅費として124万9,000円、会計年度任用職員通勤費用弁償費として47万7,000円を計上していません。

10節需用費4,625万6,000円については、主なものは燃料費1,340万8,000円、光熱費2,061万6,000円、修繕費460万円などであります。

また、給水施設消耗品については、塩代、衛生用薬品代で144万円を計上しています。衛生用消費費207万9,000円は、消毒液、シャワープール、アルコールなどの衛生用薬品代であります。前年度比936万9,000円の減額となっております。

主な理由は、バス運行に伴っていた燃料費の削減と修繕費の減額によるものであります。

予算書9ページ、明細書は4ページになりますが、1節役務費141万2,000円は、主なものとして電話や各種検査手数料、損害保険料などであります。

12節委託料の運転管理委託費763万円の内訳につきましては、電気工作物保安管理63万円と、設備管理業務660万円、設備点検業務委託料40万円を計上し、浄化槽管理委託料127万9,000円を計上するものであります。

インストラクター業務委託料328万8,000円を今年度新たに計上していますが、前年度まで報償費で計上していたヨガなどの有料教室講師謝金を業務委託契約に組み替えたものであります。

明細書5ページになります。

13節使用料及び賃借料において、前年度比較で有線放送使用料が34万1,000円と増額していますが、アプリ活用による会員への情報発信を行う目的で計上しています。

15節原材料費については、館内の補修に係る補修材料費として10万円を計上しております。

予算書10ページ。

17節備品購入費30万円は、冷蔵ショーケース他館内スタジオなどの備品購入用として計上しております。

18節負担金補助及び交付金40万円は、各資格研修における研修受講料であります。

2款健康増進事業18万円につきましては、委託を受けて実施している介護予防教室に係る健康運動インストラクターの報償費であります。

3款文化事業費につきましては、主なイベントとして水泳事業競技力向上会やクリスマスパーティーなどに係る費用として95万円を計上しております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

日程第6 議案第20号、令和3年度伊仙町上水道事業会計予算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（徳永正大君）

議案第20号令和3年度上水道事業会計当初予算について説明いたします。

予算書1ページをご覧ください。

最初に、令和3年度伊仙町水道事業会計予算第2条業務の予定量について説明いたします。

年間給水数予測として令和2年度予定の延べ4万2,404戸と、同年度程度を見込みます。

2、年間予定給水量、昨年比べて5.4%ほど増加する79万4,018m³を見込んでいます。したがって、1日の平均給水量は2,175m³となります。今後の建設改良工事として、馬根地区において、中部ダムから中部浄水場の間の伊仙馬根線に埋設されている導水管布設工事で5,000万円を予定しております。その他配水管布設工事で3,000万円ほど計画して、総額で1億80万円の執行予定でございます。詳細は、資本的支出で説明いたします。

それでは、第3条、収益的収入及び支出のうち水道事業の収支について説明いたします。

予算書3ページ、添付書類の5ページをご覧ください。

まず、1款事業水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益でございます。

節1、水道事業料金1億2,707万1,000円の内訳は、基本料5,088万4,800円、超過料金は6,463万4,700円と想定されますので、計1億1,551万9,500円で、消費税は10%の1,155万1,950円となりますので、水道料金収入としての合計は1億2,707万1,000円と予定して計上しています。

目2、受託工事収益、節1、工事収益、水道課として依頼に応じて修理や調査を行った場合、その実費を徴収するものでございます。予定はございませんが、やむを得ない事情に備えた形で1,000円を計上して、科目存置しています。

目3、その他営業収益、節1、他会計負担金、計12名の職員の給与と法定福利費及び減価償却の一部を一般会計に負担していただくものでございます。人件費、減価償却費、その他充当する目的で、合計9,787万2,000円を計上いたしました。

項2、営業外収益、目1、受取利息、預金金利収入で1万3,000円が見込まれております。

目2、補助金、節1、他会計補助金は、総務大臣による通知の地方公営企業繰越金による繰入金と、それに基づいた上乘せ分を計上いたしました。その項目は児童手当と支払利息、法適用債の償還分でございます。合計1,834万2,000円計上してあります。

目3、長期前受金戻入4,991万1,000円は、会計上、負債として計上しているものの、当年度該当分で、金銭的に支払いするものではありません。

目4、消費税及び地方消費税還付金は、中間納付をしている関係上、還付が生じた際の受け口となるため、1,000円を計上してございます。

目5、雑収入、物品や資材の売却が発生した場合の受入れ口です。現在は予定はございませんが、科目存置として1,000円を計上しています。

以上、水道事業収益は合計2億9,321万3,000円を予定しています。

続いて、1款水道事業費1項営業費用を説明いたします。

目1、原水浄水費は、主に原水を処理して浄水をつくる費用でございます。

節1、修理費1,031万1,000円が主に浄水場のろ材の入替えや修理に関する費用、原水の導水管の修理や点検に要する費用を計上いたしました。

2節動力費は、その浄水のための電気代や燃料代を動力に係る費用で、3,013万円を計上いたしました。

節3、路面復旧費は、導水管の埋設道路の路面を復旧するための費用で、60万4,000円を想定して計上しております。

節4、薬品費は、浄水する過程で用いる薬品の費用で、1,665万5,000円としております。

2目配水給水費、主に浄水場から各量水器までの管理費用709万3,000円を計上しています。内訳は、節1、材料費237万2,000円、配管を含む修理材の購入でございます。

節2、修繕費は、修理に関する費用や工賃と重機の賃借料、修理巡回車両など使用機器部材の修繕費も含まれております。394万8,000円を見込んでいます。

節3、路面復旧費は、先ほど同様に、埋設管の道路の路線復旧費用で、77万3,000円を予定しています。

6ページをお願いします。目3、総係費、節1、報酬で814万5,000円、節2、職員給与で1,949万7,000円、節3で手当で941万8,000円、節4、法定福利費は1,308万円で、人件費合計は3,706万円となります。

節5、委託費、これは水質検査費1,319万1,420円や量水器、検針委託料424万4,000円など、公営企業会計システム、財務管理システム、保守料やコンビニ納付手数料、高圧電気保安全管理、ポンプ点検などを含む業務運営全般に係る付託費の合計で2,410万3,000円を計上しています。

節6、備品消耗費は現在大きな備品の購入の予定はございませんが、専用用紙類や執務事務的な消耗費、複合機のカウンター料など38万3,000円を計上しました。

節7、印刷製本費や納付書、伝票類の印刷費用などに47万6,000円の予定です。

節8、研修費については、新しい技術などを習得することが必要な場合に備えて1,000円科目存置してございます。

節9、報酬費は水道料金の徴収員、4名の方の報償金で20万円を予定しております。

節10、旅費、48万2,000円は出張旅費で、財務会計の出張2回と補助事業関係で3回予定があり、その他、県の水道協会総会への出席と会計年度職員通勤費も含んでおります。

節11、通信運搬費は、郵便料金や電話、インターネットの利用料の費用です。主に納付通知書類の送料や監視システム通信料、合計で183万円を予定しております。

節12、燃料費は、事務に関する公用車などの燃料が主なもので、毎月100Lほどのものです。19万2,000円を計上しています。

節13、保険料10万7,000円は、公用車の車検時に納付します。

節14、賃借料、水道管敷に関する国有地や私有地の土地代、事務機器やソフトウェアのリース料、

116万5,000円を計上しました。

節15、負担金、水道施設整備事業負担金12万384円、県水道協会会費と前年度補助として60万4,000円、奄美地区水道協議会会費1万円で、合計73万5,000円となっております。

節16、賞与等引当金繰入金は、令和4年6月の賞与に対して302万1,000円を予定しています。

節17、貸倒引当金は、やむを得ない形で不納欠損となった未収金に充てる目的で、過去の実績の平均価を算出しております。

節18、雑費は、職員によってクリーンセンター等に持ち込むごみの処分料で、5万円を予定しております。

目4、減価償却費、有形固定資産で1億2,156万9,593円、固定資産で659万2,000円を予定しているため、合計1億2,816万2,000円を計上しております。

項2、営業外費用、目1、支払利息、企業償還利息で1,350万6,000円の予定です。内訳は、地方公共団体金融機構が231万5,914円、政府資金及び財政融資基金1,110万9,098円、その他金融機関8万716円が予定の支払い額です。節2、借入金利息は、一時的に入った場合の支払い利息ですが、現在、実行残高も予定もございません。災害時の不測の事態が発生した場合などに備えて科目存置しています。

目2、消費税、節1、当年度について1,000円を計上いたしました。差引きを精査した後の内容を明らかにするための項目です。

資料7ページをお願いします。

目3、雑支出は、科目存置のため、1,000円計上しております。

項3、特別損失、目1、過年度修正損については、令和2年度決算などの厳正に審査した上で勘案し、期せずして損失が生じた場合に対応するため1,000円を計上し、科目存置してございます。

目2、他会計損失、節1、雑支出も同様に科目存置で1,000円としております。

以上で、水道事業費用合計は2億9,015万3,000円の計上となりました。

予算書3ページをお願いします。すみません、予算書4ページです。

続きまして、資本的収入及び支出について説明いたします。

資本的収入及び支出の4条の予算書につきまして、資本的収入、資本的支出に対して不足する額は、過年度損益勘定留保資金で補填することができます。

1款資本的収入について説明いたします。

項1、企業債、目1企業債、節1企業債、6,330万は建設改良費のうち配水管布設工事の財源として3,000万円と、水道管耐震化等推進事業5,000万円のうち3分の2の3,330万円に限定し、実施する借入金でございます。

この条件は、予算書2ページの5条に記載してあるとおりでございます。現在は、予定はございませんが、国の税源となる有利な制度を活用できるようになった場合に備え、存置する1,000円を計上しております。

項2、他会計出資金、目1、他会計出資金、節1、他会計出資金7,288万4,000円を予定しております。これは、主に繰り出した基準に基づく企業債の元金償還等に充てる費用です。

目2、他会計補助金は、比較的軽微な建設改良工事、その他に対応する予定で100万円を予定しています。

項3、国庫補助金、1,666万6,000円を予定しています。建設改良工事の水道管耐震化推進事業、総額5,000万円の補助で、総額3分の1で令和2年度において既に申請済みであります。

以上、資本的収入1億5,285万2,000円を説明いたしました。

続きまして、資本的支出の1億9,313万9,000円を説明いたします。

項1、建設改良費、目1、原水施設費、節1の導水管布設と節2の請負工事費は、共に50万円を予定しておりますが、改良が必要になった際の適宜施行にも対応します。これは先ほど他会計補助金で充当されます。

節3、備品購入費は、中部ダムをはじめとした各主要ポンプに故障が生じた際、交換工事対応費用となります。

目2、配水施設費、節1配水管布設費3,000万円を予定し、中部地区を中心に、不具合が多発している老朽管の根本的な改良を行う費用で、単独事業で企業債のうち3,000万円を充当いたします。

節2、メーター購入費は、文字どおり耐用年数が迫った量水器の交換を主に、新規取付けも見越した数量で、本年度は600個程度を予定し、282万円を計上しております。

節3、備品購入費は、企業会計システムのハードウェア購入費用で、236万5,000円を計上してございます。

節4、車両購入費は、現在の2tダンプカーが耐用年数を過ぎ、使用に耐えられなくなったため、買い換える費用として400万円計上いたしました。

節5、移設補償工事費は、科目存置でございます。

目3、リース資産購入費、節1、リース資産購入費は、所有権を有することなく、その維持と費用に対して、費用が生じる資産の購入に対する費用で、現在、4tユニック車のリース料元金と3t未満のバックホウのリース料で、合わせて38万5,000円を12か月間予定しているため、461万4,000円を計上いたしました。

次、目4、水道事業耐震化等推進事業は、交付事業で総額5,000万円を予定しています。内訳は、備品消耗費50万円、設計委託費450万円、工事請負費4,500万円の予定です。この事業は、交付金が3分の1で1,666万6,000円と、企業債、3分の2で3,330万、3万4,000円は自主財源で実施いたします。

項2、企業債償還金、目1、企業債償還金、節1、企業債償還費は、昨年まで実施した事業に充当した企業債の元金費用で、9,233万9,000円です。

以上で、資本的支出予定額1億9,313万9,000円で、歳入歳出の差引きは4,028万7,000円となり、前述のとおり、過年度分損益勘定留保資金で補填することとなっております。

続きまして、2ページをご覧ください。予算書です。

第5条、企業債について、起債の目的、限度額、方法、利率及び償還の方法は以下のとおりでございます。

第6条、一般借入金の限度額は、当水道事業規模から3,000万円と決めました。

7条、収益的支出に関する予定支出の流用の定めは、1款水道事業費用、1項営業費用、2項営業外費用、3項特別損失と決めました。

8条、資本的支出に関する予定支出の流用の定めは、第1款資本的支出、1項建設改良費、2項企業債償還金と決めました。

9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、1、職員給与で、5,316万1,000円といたしました。

第10条、他会計からの営業助成を意味する補助金は、1億1,621万4,000円といたしました。

第11条、棚卸資産の購入限度額は、100万円と決めました。

以上、ご審議くださいますよう、よろしく申し上げます。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

これで、令和3年度当初予算に係る補足説明を全部終了いたしました。

お諮りします。伊仙町議会会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、次の会議は3月16日午前10時に再開いたします。

本日はこれで延会いたします。

延 会 午後 4時34分

令和3年第1回伊仙町議会定例会

第 6 日

令和3年3月16日

令和3年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会

令和3年3月16日（火曜日） 午前10時29分 開議

1. 議事日程（第6号）

- 日程第1 議案第15号 令和3年度伊仙町一般会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第2 議案第16号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 議案第17号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 議案第18号 令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 議案第19号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 議案第20号 令和3年度伊仙町上水道事業会計予算（質疑～討論～起立採決）

1. 出席議員（13名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|---------|------|----------|
| 1番 | 杉山 肇 君 | 2番 | 牧本 和英 君 |
| 3番 | 西 彦 二 君 | 4番 | 佐田 元 君 |
| 5番 | 清 平 二 君 | 6番 | 岡林 剛也 君 |
| 7番 | 牧 徳久 君 | 8番 | 上木 千恵造 君 |
| 9番 | 永田 誠 君 | 11番 | 前 徹志 君 |
| 12番 | 明石 秀雄 君 | 13番 | 樺山 一 君 |
| 14番 | 美島 盛秀 君 | | |

1. 欠席議員（0名）

1. オブザーバー（1名）

10番 福留 達也 君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 稲田 良和 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|---------|----------|------------|---------|
| 町 長 | 大久保 明 君 | 総務課長 | 久保 等 君 |
| 未来創生課長 | 名古 健二 君 | くらし支援課長 | 稲田 大輝 君 |
| 子育て支援課長 | 稲泉 喜博 君 | 地域福祉課長 | 大山 拳 君 |
| 経済課長 | 仲島 正敏 君 | 建設課長 | 福島 隆也 君 |
| 耕地課長 | 穂 浩一 君 | きゅらまち観光課長 | 幸 孝一 君 |
| 水道課長 | 徳永 正大 君 | 農委事務局長 | 豊島 克仁 君 |
| 教育長 | 大山 惣二郎 君 | 教委総務課長 | 上木 正人 君 |
| 社会教育課長 | 伊藤 晋吾 君 | 学校給セ所長 | 松田 博樹 君 |
| 健康増進課長 | 澤 佐和子 君 | 選挙管理委員会書記長 | 重村 浩次 君 |
| 総務課長補佐 | 寶永 英樹 君 | | |

～令和3年度伊仙町一般会計予算他5特別会計当初予算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時29分

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

ただいまから、令和3年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会を開会します。

日程第1 議案第15号、令和3年度伊仙町一般会計予算について質疑を行います。議員の皆様にお伝えします。委員会規則で1項目1件につき質疑は3回となっておりますので、3回にまとめて質疑をされるようお願いいたします。

それと、執行部側に申し添えます。たびたび中断しないように、分からない点においては、「後ほど調べてご報告申し上げます」というふうにしなから、なるべく中断させないようにお願いいたします。

それでは、一般会計について質疑を行います。質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

令和3年度一般会計予算書について質問をいたします。

まず、9ページの歳出、今年の歳出合計が82億4,406万1,000円と、普段より相当上がっております。前年度が60億4,053万8,000円、比較いたしまして2億2,000万円余り多く計上されております。

庁舎計画等があつて相当な額になっていると思いますけれども、こういう中で、後で項目別の歳出予算を見ますと、パート会計年度任用職員の数が非常に多い。こういうことを考えて、本当に町長の言っている施政方針で述べられた財政計画、財政健全化が検討して今年の予算計上したのか、まずお尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問であります。今回、令和3年度においては、新庁舎建設並びに徳之島ダム2期分の償還がありまして、例年よりこのように予算が増えているわけですが、おっしゃったように、その健全化に向けて取り組んでいるわけなんです。こういった大きな事業返済というものがあつて、このように前年度と比較した場合においては、予算が22億かさんでいるということになっております。

○14番（美島盛秀君）

この財政健全化につきましては、もう十何年前から言われておりまして、9月の決算の報告書の中にも監査委員のほうから指摘をされている項目でもあります。

大久保町長20年になりますけれども、まだ、そういう基本的な財政健全化に取り組んでいないと。その中で施政方針が述べられた。全く、やっていることと、その計画がちぐはぐであるということ。をまず申し上げておきたいと思つています。

それでは、歳出の37ページ、目9の企業誘致対策事業費の12委託料、高圧電気管理委託料、浄化槽管理委託料の、これは糸木名にあります貸し工場の委託と思つていますけれども、月に30万円の家賃を頂いて、そして、しかもその高圧電気、浄化槽、あるいは電気料等は、町が負担をするというふ

うに受け止めてよろしいでしょうか。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

そのように受け止めて結構です。

○総務課長（久保 等君）

高圧電気の管理委託と浄化槽の管理委託は、町の施設でありますので、その分は町が出しますが、月々の電気料金については、その会社のほうが支払うものであります。

○14番（美島盛秀君）

月30万で賃貸で貸しているわけなんですけれども、やはり企業誘致ということで、町に企業誘致して町に職場をつくる、働く場所をつくる。これ非常に素晴らしいことだと、企業誘致と思います。

そういう条件等、このような条件等を含めて、高圧電気の管理委託料とか、あるいは浄化槽管理、私は今後は、ある程度の期間が過ぎれば、やはり業者、会社が、あるいは町と話し合いをして、こういう委託料もその会社に全部支払ってもらおうというふうなことをしないと、私は今後の財政健全化にはつながらないと考えますので、今後もこういう貸し工場等々考える、また、企業誘致を今やっているわけなんですけれども、他の市町村等がこういうような条件でやっているのかどうか。また、今後はこういうことも会社に支払いをさせるような話し合い等をする考えがあるのか、お尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

美島議員の質問にお答えいたします。

この財政計画でありますけれども、今年これはコロナ対策の臨時交付金等、歳入も歳出も、先ほど2億と言ったんですが、これ20億ですから。そのような多額の予算が配付されたということでありますので、そのことが最大の要因であります。

この企業誘致に関しましては、この企業が離島に来るためのいろんな企業側の有利な条件、まさにインセンティブというものは必要であるし、そのことがなければ、なかなか来ないと。ただ、そのそれだけの経費をかける代わりに雇用が生まれると、そういうことの総合的に考えた場合は、この今貸し工場ということなんですけれども、町の所有でありますけれども、今後、浄化槽等の問題は協議していく余地はあると考えております。

○14番（美島盛秀君）

今、糸木名にあるマルコ、あそこの営業時間等々見てみますと、土日、祝祭日は、休みです。そして、パートタイマーの職員か分かりませんが、10時ごろに来て4時ごろに帰るとか、何か時間的にばらばらな方針をやっているようで、働く従業員にとっては便利のよさを考えた、そういうような企業ではないかと思えます。

まず、その週休2日制、祝祭日休み、そういうような事業的にもゆとりのある会社だから、私はそういうふうに公務員並みの会社じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ今後、週休2日制

じゃなくて1日ぐらい、月に1回、2回ぐらい出してもらって、そして、利益を上げて、そういう電気料とか、浄化槽代とか負担をしていただいて、雇用の場だけということじゃなくて財政的にも町の支援ができる、協力できる、そういう企業に今後育ててほしいということをお願いをしていただきたいと思います。

次に、ページ46ページ、その前の上の45ページの目2の選挙啓発費、節18の負担金補助及び交付金の1万5,000円、明るい選挙推進協議会大島支会負担金ですけれども、伊仙町の明推協、明るい選挙推進協議会。選挙前になったら、町長選挙、議員選挙、衆議院、各県議会議員選挙前になったら、何かこう白バラの「贈らない、求めない、受け取らない」、この3ない運動の推進をしているようですけれども、この予算等をもう少し増やして、その啓発活動をするための推進委員の日当あたりは出しても、普段から月に一遍ぐらいこういう3ない運動をするような、そういう体制に持っていけば、私は次に上げてあります町長選挙やらあるいは衆議院選挙が、あるいは、そして明けたら、私たちの議会議員選挙があるわけなんですけれども、いろんなそういう選挙での今言われているいろんなうわさ、町民の声等がなくなるのではないかと。そして、明るい、本当に、町長の言っている町民主役の未来に羽ばたける若者の育成とか、いろんなことを言っていますので、そういうすばらしい選挙の結果が出せると思いますので、この活動費として啓発費をもっと増やす考えはないのかどうか、お尋ねをいたします。

○選挙管理委員会書記長（重村浩次君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

啓発費をもっと増やすことができないかということですが、現在、去年はコロナの関係上、予定していた啓発活動、中学校、高校等の出前授業等があるんですけど、コロナの関係上できませんでした。

高校生に対しましては、本町には高校がないため、徳之島町、天城町のほうで対応しているという状況でございます。

今後の活動については、また、委員会で話し合っ、活動状況をまた報告できればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、もう少し活動を活発にできるような、そのためにはやっぱり日当とか経費とか、あるいは備品代とか、いろいろ予算もかかると思いますので、そういう委員会の中で協議をしながら、また要望等を重ねてお願いしてみたいと思います。

それで、その下の46ページの目4の町長選挙、今年10月には町長選挙があるわけなんですけれども、そういう予算等を増やして、どんどん活動して、明るい選挙に、3ない運動は実現できるようにする。前回、3、4年前の町長選挙では選挙違反が買収事件が出て逮捕されるという結果を出しております。

そういうような結果がないように、そしてまた警察や、あるいは機動隊が参入しない、そういう

ためにもぜひ今からこういう啓発活動をしていただきたいということをお願いいたしますけれども、ぜひ推進協議会のほうでやっていただきたいと、こう思います。

ページ52ページ、民生費社会福祉費の節18のシルバー人材センター運営補助金400万。毎年400万前後の運営資金が拠出されているわけでありましてけれども、今、シルバーセンターの会員、何人いて、どのような作業を今やっているのか、まず、お尋ねをいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

シルバー人材センターの人員ですが、年度当初と横ばい状況で、今増えてはいないというふうに報告を受けております。

畑は、自身で所有している畑等があるため、なかなか加入率が悪いということもありまして、ただ、補助金についても今回補助をすることで、今後、経費削減に努めていくというふうに事務局からの報告も受けております。

○14番（美島盛秀君）

この件に関しては、シルバーセンターが設立できた当時、私は町長をお願いをしたことがあります。それは、島の選挙が激しいのは、農家所得が少ない、貧しいと言ったらおかしいですけども、所得が低くて現金が少ないから農業振興のためにぜひシルバー人材センターの設立をしたらどうかねという話をしたことがあります。そういうのでシルバーセンターができたのが、22年か3年だったと思いますけれども、3期目の町長選挙の終わったころでありました。

そういう中で、私が今最近土地改良も業者さんのほうが負担金を2%、個人負担が1%というふうにして農業振興に協力をいただいております。

そういうふうに業者さんをお願いをして、1%でもいいから業者さんの何かこう農業関係の工事をしたときの1%ぐらいをこのシルバーセンターの予算管理して寄附をさせるようなことをして、農家を手助けしたらどうかということをお願いしたことがあります、話し合いをしたことがあります。

そういうことがもとで、私はこのシルバー人材センターが設立されたものと信じておりますけれども、毎年毎年、町の一般財源から400万程度出しています。もっともっと、私は農業振興につながるのであれば、この倍も3倍も出して、そして、前も言ったことありますけれども、シルバーだけじゃなく、若い働けるけれども仕事がない、働けないという若者がたくさんいます。そういうのをまたその中にも規約等を設けてできるような政策、計画、そのためには予算が必要になってくるわけですので、例えば、その予算で今、日当が幾らでしょうか。男性で7,000円ぐらいと思います。女性で6,000円ぐらいじゃないですかね、1,000円ぐらい違うと思いますけれども。そういうふうにして、その農家でやった分についての3,000円は、その町からの補助金で負担すると。そして、その利益を農家が半分は負担、そして、町の負担金で助成金で半分は助成してあげるというような、そういうことをすれば、若い人もやる気を出して、そして、仕事をやっているうちに自分で農作業、さ

とうきびを作る、ジャガイモを作る、牛を持つ。何らかいいことが見出せるというふうには考えております。

ぜひこの予算が倍、3倍と増やせるような考えはないのか、お尋ねをいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

補助金の今後の増額についてなんですけれども、昨年度までシルバー人材センター運営主体がNPOでございました。今年度一般社団法人化されたことにより、町からの補助金だけでなく、国県からも補助金を取れるようになっております。そこら辺の対象条件ももちろんあるんですけれども、そこら辺を目指して、我々のほうも指導、また連携・支援を行っていきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

今その国、県の補助金が出ることになったという話ですけれども、それはどれぐらいで、今年はその補助金が出る可能性があるのか。そしてまた、これ外郭団体でありますので、そういうところの管理運営、これを指導するのは、やはり町でありますので、いろんな問題等が今多発しております。

そういうことがないためにも、課長をはじめ町執行部がしっかりと取り組んでいかなければ、予算だけを増加しても事業が、あるいは農家の生産が上がったり、働き手が増えたりという条件はそろわないわけでありますので、どれぐらいの補助金が、県、国からあるのか。そして、将来的に、どれぐらいのシルバーセンターの予算が計上できるのか、お尋ねをいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

すみません、補助金の額については、手持ちの資料がないんですけれども、要件といたしまして、会員が100名以上、そして、就業延べ人数が5,004人以上という要件があります。この要件をクリアすることで国の補助金がもらえるというふうになっております。

ちなみに、今年度当初、会員のほうが20名、先月、事務局からの報告を受けたところでも伸び悩んでいる、20名から増えていないということでありました。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、財政課あるいは町当局としっかりと打合わせをして、計画を進めていただきたいと思えます。

61ページ、衛生費の目2環境衛生費の節12委託料68万2,000円の弁護士裁判委託料と、講演会等講師派遣業務委託料、この2点について説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

美島議員の質問にお答えいたします。

こちらの弁護士費用ですが、し尿処理の収集委託業務を今年度につきましても委託するわけでして、恐らく裁判にまたかかってくるのかなと思っております。その費用であります。下の講演会講師等については、後ほど調べて答弁したいと思います。

今年度も2業者にし尿処理の許可を出す予定になっていますので、その分の費用だと思っております。

○14番（美島盛秀君）

その弁護士裁判委託料の68万2,000円については、今からの弁護士の着手料と受け止めていいわけですね。分かりました。

63ページ、衛生費の目4予防費の節18負担金補助及び交付金の100万円、コロナウイルス感染症当該療養者帰島交通費補助金とありますけれども、これは、どのような帰島をする人に補助金を出すのか。コロナ関係ですので、どういう条件がそろったら、この補助金が出るのか、お尋ねをいたします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

ただいまの美島議員の質問にお答えいたします。

昨年の12月に島内、町内でも感染者が62名ですか、島内でありまして、その感染した方々が島内だけの療養施設、医療機関で療養できればいいんですけども、島内できない方に対しては、奄美大島でしたりとか、鹿児島でしたりとか、島外で療養をしていただきます。自衛隊のヘリでしたりとか、搬送されたりするんですけども、搬送される際は旅費がかかりませんが、帰る際の旅費、これを負担するものであります。

○14番（美島盛秀君）

例えば、私の身内とか、あるいは友達関係も大阪や東京から今年に入って帰島しました。その人たちは、大阪、東京でPCR検査を受けて3万ぐらいかかったちゅうたかじゃないですかね。それで、受けて、一人は証明書を持って来た。そして、一人は、受けないで、もう急な用事だったもんですから受けないで来て、そしたら、病院で面会もできないということで1週間待って、ちょうど病気になって面会もできずに、亡くなる前日に、もう話もできないような状態になって前日にPCR検査の結果が出て面会ができるというふうな残念な事態もあったわけなんです。

そういうようなことで、例えば、そのPCR検査を受けた後、あるいは、そういう証明があったりすると、それに対する返金というんですかね、補助ができるのかどうか、お尋ねをいたします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

ただいまのご質問なんですけれども、ここに計上してあります旅費に関しましては、島内でPCR検査等受けて陽性になった方、療養が必要になった方に対しての助成でありまして、帰島、県外からも含めてですけども、帰島される際の旅費とはちょっと違います。申し訳ありませんが、その助成ではありません。やむを得なく島外で療養を受けなければならなくなった方に対する助成であります。よろしくお願いたします。

○14番（美島盛秀君）

これは、国のコロナ対策感染症関係の国からの補助金ですかね。それで、あるいはまた、町の一般財源等をこれに入れて、そういう人たちの支援もできる可能性は私はあると思うんですけども、

そういうこと等を検討はされていないのでしょうか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

これは、地方創生事業のコロナ対策緊急事業のほうで計上させていただいております。やっぱり対象になる方を対象に助成を行うものになっております。

○14番（美島盛秀君）

町の一般財源からこういう事業への手当はできないのという、それに対しては。

○健康増進課長（澤佐和子君）

一般財源でありますと、そこはまだ財政的に厳しいのかなと思います。

多分、今もですけれども、そういう状況にあると思います。島外から、今でも変異株などありますけれども、島外からそういう緊急事態宣言もまだ延長どうなるかというところですが、そういった地域から帰ってきた場合、やはり1週間程度はある程度様子を見ていただいていたところは変わらないのではないかなと思っています。

空港でも水際対策しておりますけれども、やはり感染対策は気をつけないと、今起こってもおかしくないぐらい、やっぱり緊張感を持って対応するべきだと思いますし、それに対する島外、県外からいらっしゃる方の助成をすとなると、財務のほうになるかと思いますが、厳しいのではないかなと。

今、学生とかも入学とか卒業とかで出入りもしていると思いますけれども、たくさんの方がそういった方がいらっしゃると思います。それをどこまで助成できるかというのは、ちょっと厳しいかなと、すみませんが、思っております。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問であります。今現在、来島をされる際には、そういった証明書必要だということで、島にせっかく来るのに、その感染源になってしまつては元も子もないということで、そういった証明書をつけて、事業等打合わせがある場合は、そういった証明書が必要ということで通知をしているところです。

今現在4,000円から6,000円程度で、そのPCR検査と比較して落ちない程度の検査をすることができるといふことで、そういった対応をしています。

美島議員のおっしゃることも分からないことはないんですが、GoToトラベルとか、そういった島に入る際に、その証明書を持って来れば対応するということになれば、ちょっとその範囲が大き過ぎて収拾がつかないのかなという気もするんですが、そういった面において価格、前のように3万とかするのであれば考えるんですけど、今4,000円から5,000円ぐらいで、その検査が受けられるということでもありますので、そのまま自己負担でしていただいたほうがいいのかと考えております。

○14番（美島盛秀君）

今の説明理解できますけれども、やはり9月議会で組替え等をやりました。町民に寄り添った感

感染症対策ができていないのではないかということ等で議論を交わしたところでありますけれども、他町村では、いろんな事業が、このコロナ対応で町独自の案で取り組んでいるわけですよね。

せめて都会から来る出身者の方、こういう方に対しては、こういう制度を伊仙町でも設けましたよと。4,000円から6,000円で今できるということでありますけれども、日本1億3,000万の住民、これ全部が16歳以上1億人ぐらいいるとして、全員が感染症のワクチンを接種できるのは1年後になるのか、2年後になるのか、まだ見通しが立たない。そういう状況の中で感染拡大を防がなければならない。

そういうようなこと等を考えたときに、私たちのこの徳之島伊仙町では、もともと離島があるゆえに、感染が始まったら防ぎようがないという信念の下で、こういう予算をもっと真剣に考えて取り組んでいただきたいということをお願いいたしたいと思います。

68ページ、衛生費、これも目10新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業というのがありますけれども、これは新規事業でありまして、今年から新規事業です。この中の報酬397万6,000円、パート会計年度任用職員、パート会計年度職員報酬、医療事務と看護師というふうになっておりますけれども、これは1年間通しての職員採用なのか、あるいはその時期、注射をするための、ワクチン接種のための期間的採用の職員なのか、お尋ねをいたします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

ただいまの美島議員のご質問にお答えいたします。

この報酬につきましては、現在、保健センターで予防接種、感染対策担当しています看護師1名とワクチン接種に向けての2月から雇用しております医療事務の職員1名でして、コロナワクチンに関しましては、年間を通しての業務になってくると思っております。

ワクチンの分配にもよりますけれども、その後の作業とか含めて多分この年度内、通しでの活動になるかと思いますが、この看護師等に関しましては、現在いる職員、これ国費で見ただけでするので、現在の業務も行いながらではありますが、人件費をこの国費に充てたところであります。

○14番（美島盛秀君）

これは、期限付で、半年半年の切替えてやるという職員なのか、あるいはまた1年の切替えて、1年間の契約で採用をするのか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

他の会計年度職員と一緒に1年間の契約になると思います。

○14番（美島盛秀君）

これは、新型コロナウイルスワクチン予防のための国からの補助金のひもつきでの人件費と考えてよろしいですね。分かりました。

70ページ、節12の委託料の中の脱炭素地域づくりモデル形成事業委託料、これらの説明書では、生ごみの何か処理の方法、その研究かなんか、事業内容が少し理解しがたいんですけれども、どのような事業で、どこでやるのか、お尋ねをいたします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

すみません。その前に前段質問いただきました環境衛生費の委託料の講演会等講師派遣業務委託についての説明をさせていただきたいと思います。

こちらに関しては、鹿児島市に伊仙町浄化槽政策検討委員会の委員の先生方を3名、鹿児島市のかなりの先生方をこの委員になっていただいております。

この方々の旅費、費用弁償の部分でありまして、この事業名とこの目的に関する少し説明のほうに少しこの本趣旨とはちょっと違うような感じがしますので、次回この事業名のほうは改めさせていただきますと思います。

そして、今質問のありました脱炭素社会地域づくりモデル形成事業であります。この事業は、令和2年度も行われておりまして、牛ふんと生ごみをペレット状にしまして、それを畑にまいて、肥料としてどのような効果があるかというものを今実証実験を行っています。

令和3年度におきましても、ほぼ同様の事業になりますが、これを行うために新エネルギーを活用した、いわゆる再生可能エネルギーを活用して、また、今現在行われているような事業が行えないかということで、この検討いわゆる策定計画をつくる事業でありまして、国から100%の補助でもって行われる予定になっています。

令和2年度におきましては、熊本の業者さんが行っております。

○14番（美島盛秀君）

そういう事業の事例と、実際に結果が出ている、そういう結果が、報告がありますかね。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

今、伺っているところでは、本町以外でも数か所やっているという事例等もあるそうですので、その辺の事例がしっかりあれば、また資料でもってお示ししたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ島の農業振興には、この堆肥化肥料、これが一番大事だと私は思っております。何回も何回も農業振興のことを言いますが、これこそが私は島の農業振興、さとうきびやジャガイモや花卉園芸、これにつながる事業だと思っておりますので、ぜひその委託した計画が実行、実現できるような政策の下で取り組んでいただきたい。これにつきましては、やはり今非常に言われている再生可能エネルギー、あるいは、生ごみの堆肥化、言われております。これも私が20年前に大久保町長が当選したときに、私の大学の先輩であります先生から本を、「生ごみは宝だ」という本を書いた先生がおりまして、その本を20冊ほどもらって町長にあげたことがあります。

そういうようなことで、その堆肥も500袋、20年前送ってもらって、利用してくださいと言ってやったこと等もありますけれども、その成果等、結果等は、まだ聞いていないんですけれども、やはり島の農業は土地改良して地盤が浅い。そろそろそういう事業も考えて、国や県の補助金を頂いて、土地改良、土壌改良、そういう点にも努める、努力をする必要があると思いますので、ぜひ執行部の皆さんはオール伊仙で、今のきゅらまち観光だけでなく、全部が農業従事者だと、島の農業を

推進していかなければいけないという思いで、今後実現、実行できるように努力をしてほしいと思います。

76ページ、農業費の園芸振興費、あるいは畜産振興費、その上の前のページの糖業振興費、この農業振興についてなんですけれども、それぞれ負担金やあるいは委託料が出ております。そういう中で、特に町の糖業振興会の補助金に関わる問題等、今発生をしているとまた伺っております。そういう中で内容的には、それぞれ今後の予算執行上の結果を見たりしなければ分からないわけなんですけれども、糖業振興、園芸振興、畜産振興、それぞれの補助金が適正に行われてきたと思われるのか、過去。そして、こういう予算の計上ができたのか、まずお尋ねいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの美島議員の質問にお答えをいたします。

今、議員ご指摘のとおり、町の糖業振興会におきまして事案が出ております。ですので、こちらに関しましては、適切に行われていなかった結果だと思っております。あと、他につきましては、現在、適切に行われているものだと思っております。

○14番（美島盛秀君）

いろんな問題等も発生しているようでありましてけれども、やはり課長あるいは総務課長、今、現在、副町長が不在でありますので、いませんので、町長以下、管理監督をする執行部の指導力、今後の指導力等が問われるわけでありましてけれども、その中で、糖業振興のさとうきび、この前の一般質問でも補助金等の件、いろいろ申しあげましたけれども、さとうきび増産推進事業交付金の3,000万、これが説明書ではトン当たり500円の6,224t。今年は5万6,000t弱で、町協で3,000tちょっと増産の見込みだということで伊仙町はこの6万tになったと思っておりますけれども、これの500円。去年は1,000円でした。今後、この3,000万に上乗せして、あと3,000万が補助金として計画を考えているのかどうか、お尋ねいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

先般の西議員の一般質問でもお答えをいたしましたけれども、昨年度も当初2,500万で500円ということで計上させていただいております。あと残り500円につきましては、昨年度はコロナウイルスの事業がございましたので予算が計上できたんですけれども、次年度、令和3年度、今のところそのような事業がございませんので、また、そういうできるような事業があるかどうか出次第また申請できる体制は整えて準備をしておきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、そういうコロナ、コロナ予算と言って、言いたくはないんですけれども、そういう国の補助金とか、そういうのに頼らなくても、やはり一般財源で何とかして財源をつくり出して行って、それを農業振興に充てると、そして、農業生産額も上げるというような計画がなされないと、私は町長の言っている農業振興政策、これが実現はできないと思っております。

さらに、園芸振興、3日ほど前の南日本新聞だったと思っておりますけれども、沖永良部の花農家が、

震災のあった飯舘村、岩手県の。あそこに行って出稼ぎに行ったそうです。出稼ぎに行って、その今帰ってくる人がいない。農地が荒れ果てている。その農地を何とか再生しなければいけないという思いで、その沖永良部の人は、花を作る経験が豊富なものだから、冬場は沖永良部に帰ってきて、そして、夏場は飯舘村に行って、その放射能で帰って来れない、農作業が、畑が荒れ放題の畑があったと。そこをその町の補助金、月7万ちゆうたですかね、頂いて、ハウスを建てて、ソリダゴの栽培を始めた。それが、こっちから東京に輸送するときには、沖永良部から輸送するときには、相当の運賃、経費がかかって品質も落ちると。値段もたたかれるというようなこと等で、そこからだったら、その日の午前中のうちに届くと、5時間程度で届くというようなことで、非常に将来の展望が明るいということで沖永良部と、そして、飯舘村、岩手ですかね、新潟か、福島県、福島の飯舘村で両方で行き来して夫婦でやっているという新聞記事がありました。本当に私は、沖永良部の人が徳之島の地形、畑を羨ましがっているという話をよく聞きますけれども、狭いあの沖永良部、水もない、地下水に頼りの沖永良部農業が本当に発展して、農業所得、伊仙町の倍あります。100億を超えたことがあります。今、八十数億だったと思いますけれども。そのようにして、やはり後継者を育てる、農業振興に力を入れる。これはやはりその行政の指導力、協力できるような体制が必要ではないかなと思ったりして、そういう場所を研修できたらなということ等も考えているんですけれども。

今、園芸で、徳之島で、ソリダゴの農家いるでしょうか、お尋ねいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

伊仙町は、今ソリダゴ農家は少ないというふうに聞いております。徳之島町で作っている方が1軒いらっしゃるとか聞いております。

○14番（美島盛秀君）

そんなに少ないと思いますじゃなくて、なぜいなくなったのか、そこらあたり真剣に考えて、これを継続してできるような方法をやっぱりしっかりとやらないと、ハウスでも相当の補助金、あるいは地元のお金が入っている、補助金が入っていると思いますよ。継続してできる農業振興、そういうことを助言したり指導するのは、やっぱり執行部だと私は思いますので、ぜひ今後こういう糖業、果樹園芸、畜産、それぞれにおいてもしっかりと計画を立てて、その計画が実現、実効性があるのかどうか。

私は、6年前に農業振興計画策定をしたときに委員でありまして、その検証委員をつくろうということで、年に前半の後半つくろうということをご提案したことがあります。

1回は参加したけれども、それ以降、行われていません。だから、そういう計画をして進めていくのが、やはり行政でありますので、今後そこらあたりも、何遍も言いますが、オール伊仙で、みんなで知恵を出し合って取り組んでいくことを要望いたしておきます。

77ページ、目10の生活改善センター運営費、少し増えておりますけれども、そこはもう30数年たつと思います。設備も大分古くなったと思います。そこで、利用している農家の皆さんも相当高齢

化が進んで、今その運営が困難になってきたという話をよく聞きます。

そこを利用するためには、そのいろいろ研修を受けて、研修の結果ですかね、許可というんですかね、資格のある人じゃないと、あそこの運営ができないと、あるいは、そのものをつくることができない。

ほとんどの人たちが、あそこで作って加工したものが百菜で、ふるさと納税の返礼品としても販売されていたと思いますけれども、そういう中で、その運営の方法、今どうなっているのか、お尋ねをいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

いわゆる加工センターは、運営は伊仙町で運営をいたしております。そちらで使いたい方は、いろんな乾燥機であったりとか、真空パック機であったりとかございまして、一般の方でも日時が空いていれば利用することは可能でございます。

また、議員のほうがおっしゃってございました高齢化ということで、昨年来、特に昨年度におきましては、亡くなられた方がいたりとか、高齢ということでできないという申出等ございましたので、また、新たに昨年度、農業大学校のほうに3名ほど研修に行かれた方がいたり、また、徳之島の島内においても研修を受けたりいたしまして、そのような資格をお持ちの方も出てきております。

今後、今議員がおっしゃっておりますように、なかなか向こうでできたものが、百菜にも並ばないという問題に関しましては、今、地域女性にも中心に新たに今までできていた加工品を強化というんでしょうかね、バージョンアップしながら、いろんな加工ができないかということで努力しているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

その農業大学に研修に行かせて、その研修を受けた人たちが加工するものについては、販売許可が出ると。そういう何か許可がないと食べ物ですから、食品衛生法に関係しますので、販売等もできないと思いますけれども、そこらあたりどうですか。

○経済課長（仲島正敏君）

農業大学校へ行くのは、その機械の使い方であったりとか、そういうことで、実際には食品衛生営業許可というのを許可を取らないとできないということで、この飲食店の仕出しとか、菓子製造業とか、みそとか、そういった個々のある許可証を持っていないと、その販売ができないということでございます。

○14番（美島盛秀君）

ぜひやっぱり6次産業化という言葉がはやって久しいんですけれども、その6次産業化に向かって、儲かる農業、それは6次産業化が進んでいかないと、たださとうきびを大量に作って、あるいはジャガイモを作って、あるいは畜産がいいからとか、ただそういう問題だけじゃなくて、実際にできる、加工して販売のできる6次産業化、そういう施設、改善等をやらないといけないと思うんですけれども、以前は農業高校にもそういう加工室があつて、豚みそ等、あるいはパイナップル缶

詰、あるいはいろいろ加工もしてありましたけれども、その農家の加工設備、そこを行ってみたり、聞いたり、今の利用状況等考えたことはないんですか。

○経済課長（仲島正敏君）

旧徳之島農業高校の加工場ということかと思うんですけども、こちらに関しまして先般、町長のほうから発言がございましたけれども、週に1回、団体的に言ったら地域女性連のほうで使用していいということで、先般、徳之島高等学校の校長先生のほうに面会をいたしまして、そちらのほうも貸していただけるということに、週一でございますけれども、毎日使っていないということでございましたので、あとまた、その際に、徳之島高校の総合学科の生徒の皆さんが、ソースを開発いたしました。先生と交えて、そのレシピを公開していただけるということでございますので、こちらのほうもまた新たな加工品ということで、パスタであったりとか、いろんなものにつけて食べたりしたら、とても美味ですので、新たな伊仙町の特産品にできないかということで、今後そちらのほうも進めてまいりたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひせっかくある施設ですから、そういう施設を有効活用して、これから世界自然遺産に登録される。そうした観光客も増えてくるだろう。そういう計画、ビジョンをしっかりと立てて、今後、政策実現できるようにしていかないと、町長がこう幾つかの柱を中心に70本ぐらいの政策を打ち出してやっている。この政策を出しても、それが実現しなかったら何もならない。だから、それをやるのは、職員のまた仕事であり、努力だと思っておりますので、職員の皆さんにそういう今後世界自然遺産に向かって、今後取り組んでいただきたいと思っております。

79ページ、農地中間管理事業の節18農地集積協力交付金。国の100%補助と思えますけれども、これ場所はどこでしょうかね。お尋ねいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

場所につきましては、今、西部地区、中部地区、東部地区というふうに担当のほうから聞いておりますので、また、確認をいたしましてお答えをいたしたいと思えます。

○14番（美島盛秀君）

ぜひこういう国の農業振興のために、こういう100%補助金もありますし、また、この他にも今農業振興のためにはいろんな予算が、補助金が準備されているようでもありますので、そういう補助金を獲得をして、そして、農業振興に努めていくのも大事だと思いますので、そういう情報等をどんどん活用していくように努力をしていただきたいと思います。

81ページ、一番下の目19ふるさとレストランプロジェクト事業、これも去年が284万円、もう3倍以上になっています。増加しているんですけども、この内容と、それから、特にパート会計任用職員を雇って、報酬が主でありますけれども、雇って取り組んでいる事業ですけれども、事業等の内容の説明をお願いいたします。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この事業は、ふるさと納税の返礼品の事業でありまして、東京に今11店舗、協力をいただいているレストラン等がありますけれども、こちらのレストランからの返礼品の食事券としまして、納税した額の3割を返礼になっているんですけれども、これの食事券を送るという事業であります。

○14番（美島盛秀君）

去年は、コロナウイルスの感染で、そういう事業の推進もなかなか進まなかったと思いますけれども、今後、コロナ感染が収まってきて、こういう事業がはやる可能性があると思うんですね。その職員を一人置いてやるんですけれども、そういう委託する、そのレストラン、そこで使う、例えば、材料、それは、この島のものを送って、向こうで作るのか。あるいは、島で作ったものを送って、向こうで食べてもらうのか。そこらあたりのその事業の内容の説明をもう少し詳しくお願いします。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

島の食材を年間通じて、今の時期でしたらイセエビとか、ヤコウガイとか、あとソデイカとか、そういう島の食材やら、あとタンカンとか、夏場になったらマンゴーとか、そういう果物をこちらから食材をレストランのほうへ提供しまして、それと、島の食材だけでは料理ができないものですから、都会の食材と一緒に料理をしまして、それをふるさと納税していただいて、レストラン券を頂いた方に提供しております。

○14番（美島盛秀君）

非常に大切な事業だと思いますけれども、今、その地元産の野菜とか魚類を考えてみたときに、これはその魚類とか、そういうような一部の人しかとれないわけですよ、漁業者でないととれない。

この前も一般質問でも言いましたけれども、徳之島町は黒毛和牛の給食を子供たちに提供できるようにしたということで成功したという事例が載っていましたが、伊仙町でも今畜産が非常に盛んでありますし、高齢化、高齢化すると、畜産の後継者が育たない。こういうようなことを畜産農家とタイアップをして、伊仙町でできた肉を全国の出身者あるいは納税をした人たちに食べてもらうと。そういうような大きな目標を持って、島も農業も生産額は上がる、また、活性化してくる。そして、出身者やあるいはふるさと納税を利用する人たちも活性化するというような総合的なことを考える。ただ、送りさえすれば、島のあるものを送ればいいやという考えじゃなくて、今後これからどうふるさと納税を伸ばしていくか、そして、活性化できるかということも計画的にやらないと、ただ、私は、送っていただいてありがとうございますと。それで終わるような政策であってはいけないと思っておりますので、ぜひ島が、農業生産額も上がるような、そういうようなふるさとレストランプロジェクトを計画して策定をして、今後取り組んでいただきたいと思っております。

す。じゃあるんでしたらどうぞ。

○総務課長（久保 等君）

ただいま美島議員の、そのふるさとレストラン、これ昨年はそのコロナ禍で、ネットでふるさと納税をしていただくとか、その辺が増えた関係上、前年度では元年度より2年度のほうが、この事業自体が伸びているところであります。

その中で、向こうで、都会でその食事を提供するレストラン等が、質の高いものを欲しがらる。それは、また、料理を作るわけですので、質のよい材料が必要ということで希望もあります。その辺をトータルしてつなぐ、その農家さんと希望をつなげたり、発送にミスがないなど、この辺のところを強化するために人員も一人置いて、そのようなトータル的な補助ができるようなということで、この事業で強化してございますので、今、言われたことを着実に実行できるように、この予算を活用して、この事業を伸ばすことによって農家、それからまた、ふるさと納税がうまく活用されるということで計上してありますのでご理解をいただきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

努力、そして、この事例が実行できる、成功できることを祈っております。

88ページ、水産業の目1水産振興費の節18負担金補助及び交付金なんですけれども、去年までは、この中に離島漁業集落支援事業があったんですけれども、その漁業集落支援事業がそのサメ駆除、オニヒトデ駆除で漁業集落で委託した、これだったのですかね。114万5,000円が今年の事業です。これは、組合員、今何人ですか。

○経済課長（仲島正敏君）

昨年度新たに進むに当たりまして、その組合員というか、新たな事業申請に当たりまして、募集をアンケートを通して募ったところ、9名の方が新たにやるということで、今のところは9名で進めております。

○14番（美島盛秀君）

私が聞いたかったのは、漁業集落のこと、ちょっと項目は違っているものですから、漁業集落の項目があったと思うんですけども、その漁業集落の項目は省いたんですか。

○経済課長（仲島正敏君）

昨年度の予算書と違うのは、その補助金の金額が違うということだけだと思うんですけど、大幅に減っていますので、そこは違うと思っておりますけれども。

○14番（美島盛秀君）

ちょっと理解しがたいんですけども、いろいろ問題がありまして、そういう中で今先ほどのふるさとレストランプロジェクト事業のイセエビとか、あるいはヤッコガイとかいろいろ送っているという話だったんですけども、その漁業集落、そういう地元でできた、そういうものを送るためにこの予算が利用されているのか。その併合性があるのかどうか、お尋ねいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

この離島漁業再生支援事業は、まず、離島漁業民の活性化というか、そちらを中心にいたしておるんですが、そこが済み次第、そういう加工というところもいくんですけども、加工品に関しましては、漁業のほうに関しましては百菜を通じてオーダーがあれば漁民のほうにお願いをしているというふう聞いております。

○14番（美島盛秀君）

百菜を活用しているということは、その漁業集落組合員が百菜に納めていると。それと、さっき言いました組合員が9名、以前は54名だったんですけども、その9名と、もう激減しています。補助金も少なくなっている。それで、その9名の人が百菜に納める。あるいは、それ以外にも納めているかも分からないし、あるいは、徳之島町や天城町の町外のものを納めているとも考えられますし、今後、こういう事業をどんどん進展させるためには、量的なものも必要だと思うんですけども、今後、その漁業集落の問題等々、検討しながら努力をしているのかどうか。また、その対応等、今後どう考えているのか、お尋ねをいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

ここ数年にわたりまして、今、議員のほうからも指摘受けて、いろいろな点がございました。そこを反省をしながら、今、事務委託に関しましても徳之島漁協にお願いをいたしまして進めてまいっております。

その中で、まず今年1年間、コロナ等もございましたし、1年目ということでもございましたので、なかなか活動もできなかつたんですけども、次年度以降、また、昔のように人数が増えるような努力等は、今後、まず今ある集落民とその仲間を増やしていく努力は、助言のほうは、町としてもしてまいりたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、魚釣りは、好きな人がたくさんいると思います。新聞等の磯釣りクラブとか、いろんな情報を見てみると、もう20kgとか30kgとかいう大物も釣れるとか、いろいろ磯釣りでも釣れる島だと。赤土対策等が進んで、海の生き物もだんだん増えてきて、魚も増えてきているという状況が整ってきておりますので、それと並行して、そういう資源を活かして、漁業集落等も今後取り組んで、島の魚や貝やエビや、そういうのも十分おいしいものが食べれるレストランになってほしいなという思いもしてなりませんので、ぜひ、これは島の人が取ったものだよと、伊仙町の人が取ったもの、誰々さんが取ったものだよと自慢できるような、そういうこれからの政策を打ち出していただきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

ここでしばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島盛秀君）

ページ96ページ、道路橋梁費の、節21の補償補てん及び賠償金の3,000万円、家屋移転等の補償費なんですけれども、これは阿権馬根線となっていますけれども、阿権馬根線にこんな3,000万も必要な立ち退き料とか考えられないんですけれども、場所と、個人名まではいいです、馬根に向かって左側なのか右側なのか。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

これは、馬根の浄水場の前に空き家が2軒ありますよね。あそこ、そのまた向いの家の補償費であります。計3軒です。

○14番（美島盛秀君）

3,000万の家屋移転補償費ですけれども、あその地主さん、あるいは家主さん、以前、ちょっとしたトラブルがあったという話等も聞いておるんですけれども、そういう地権者等の話し合い、そういうのはもう済んでいるわけですか。

○建設課長（福島隆也君）

相続の関係でちょっといろいろトラブルがありまして、今ある程度話は進んでいるところであります。この後また、誰が相続するかというのをまた、向こうでちょっと決めてもらうという形になります。

○14番（美島盛秀君）

その移転をして、工事費が今年度で小学校のあの通り、完成の見込みがありますか。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの質問にお答えします。

この阿権馬根線に関しては、この用地交渉がスムーズにいけば工事はできるんですけれども、ちょっと虫食い状態になっている箇所が何か所かありますので、先にまた阿三中山線に移行する予定でもあります。これは、買収がスムーズにいったところから先に工事を発注したいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

せつかくの補助金を入れて、あるいはまた、補助率のいい事業ですので、虫食い状態にならないように、しっかりとした計画で整備を進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、99ページ、節14の工事請負費と節16の公有財産購入費なんですけれども、これ公営住宅建設工事費、馬根に住宅団地を造ることみたいなんですけれども、場所と、あるいはその建設の進捗状況等を説明をお願いします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの質問にお答えします。

この造成工事費は、崎原と西犬田布団地の造成工事費です。この住宅建設工事費も崎原犬西田布の建設工事費であります。

この用地購入費が馬根になるんですけれども、去年からちょっと用地交渉ずっと土地を探しているんですけれども、なかなかその場所が今、特定の場所が見つからない状況でありまして、今年も引き続き、ちょっと交渉していきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

町長の政策が集中から分散という小学校校区単位の分散というふうを受け止めておりますけれども、私は今後の人口増減等を考えて、今の現状を考えたりすると、私はいずれは、今の小規模校統廃合問題も考えていかなければならないのではないかなど。

町長の政策が、私は国の政策に反するような政策が進められているんじゃないかなど。ある面では、注目されているという見方もされて、よく多くの自治体から研修視察等にも見られて来られておりましたけれども、コロナということで、なかなかそういう研修あるいは視察というのも滞っておりますけれども、私は長い目で見たときに、やはり我々はこの伊仙町あるいは徳之島を考えたりしたときに、集中から分散じゃなくて、やはりそう小さな集落を活性化するために他の面も出てくるのではないかなど。

学校があるから、学校を中心にして、住宅を造るから活性化されるというのじゃなくて、将来的を見通して、あと10年後、20年後を見通した場合には、私は今の町長の政策は、必ずしも成功するとは私には考えにくいです。

そういうこと等を勘案しながら、今後、私たち議会においても中学校はなくても小学校の統廃合だけは真剣に考えていかなければならない問題だと思っております、既に幼稚園はもう各小学校犬田布もなくなりました。

そういうふうに幼稚園や、あるいは保育園、まとめてきておりますけれども、小学校だけは8校そのまま残すとういこと等を考えたときに、非常に財政的に、あるいは将来のこの伊仙町の未来を考えたときに、私は大きな禍根を残すことにもなると考えますので、今後も、こういう小さな学校に住宅等を造って、どんどんやっていくと。あるいは、既に馬根には定住促進住宅ができて、一時入る人もいなくて空き住宅になっていましたけれども、そういう見通し等は、今後どうなっているのでしょうか。

私の阿権小学校で、あと8年したら入学生が0という状態がまもなくやってきます。そういうことを考えたときに、私は財政再建、財政見直し等をしっかり計画をする必要があると思うんですけれども、皆さんの考えをお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

きのう、ちょっと喜念小学校等についてのコンサルタントの方が来島いたしまして、今後の伊仙

町の小学校に關しましては、PFIに近い授業で推進していった方がそれこそ財政的にも圧倒的に有利だし、今朝は給食センターに行ってみたんですけども、この給食センターが昭和39年ですから、オープンいたしまして。そのころは4,000食だったか、4,000食ぐらい作っていたわけですね。それが、どんどん減ってきている中で900、900ちょっと減ってきたんです、数字が。

それが、子供たちがこの5年間で伊仙町の給食を使う子供たち800人前後、800強から920人、そして今950人と増えてきてるといふ、そういうデータ、今日見ましたけれども、そういう場合に、このもう一つ財政的に有利なことは、前も議会でも議論したと思いますけれども、学校が廃校になることで地方交付税が大体1,000万以上、年間減るわけですね、学校がなくなることで。ということは、その学校存続することで、それ以上のその交付税、それは、職員の数、それから、学級数の数などが算定されるわけですから、それを考えて見たら、学校存続するというところで、その県、国は、維持管理が非常に厳しいんじゃないかという話ですけども、維持管理、例えば、小規模校区で1,000万はかからないわけですね。しかし、その学校がなくなることで、そういう維持管理以上の交付税が減っていくということがあるわけですね。それは、文科省も県も、そういうことは表面的には議論しない中で考えてみたら、そういうことが明らかになっているわけですから、確かにおっしゃるとおり、ある議員からも阿権、鹿浦、馬根は、統合したほうがいいんじゃないかという意見もあります。

そういった中で、阿権の集落に、そして、鹿浦小学校区に町営住宅を建てると、一度に子供たちが10名以上、阿権によっては30名近くまで増えてきたということで、昨日は、阿権の今4棟ある後に、新しく3棟を、あれは町有地ですから十分やっていけるということで早急に対応していきたいと。

そうしたときに、子供1人当たり5,000円の減免を行ったわけですね、馬根を含めて。そうすることで、島にやっぱり帰ってくる方々が増えてきたと。それは、仕事がないから難しいだろうということではなくて、かえって何か自分の今いろんな個人で事業をやっている若者も増えてまいりました、その企業ではなくて。そういう方々が新しいデジタル化の時代の中でリモートワークとか、そういうこともやれる時代になってきた中で、時代の流れが大きく変わってきたと。これこそ日本全体を考えてみたとき、東京一極集中から地方への分散がもう始まっているわけですね。そういう流れが出てくるという時代の変化、そして、価値観などを考えてみた場合、日本と、ちょっと話長くなりますけれども、中国、韓国ほど首都、大都市に人口が集中している国はないわけですね。

ですから、地方が活性化することこそが国がよりよく健全に安定した国家になるということが今言われているわけです。それは、この前私、「人口減少時代の中のデザイン」という本を紹介しましたけれども、それでビッグデータで明らかにもう東京一極集中で、地方で人口が増えていくと。そして、それは、県庁所在地とかそういう場所ではなくて、市町村単位でそういう流れが出てくるという、これはコンピューターが分析した結果がそう出てきたということなど、もうこのような科学的な知見も踏まえてやっていくということが可能ではないかと考えておりますので、この伊仙町

が私もびっくりしましたけれども、このもう6年間で児童生徒が相当増えているんですよ。それは、私も実感しますけれども、そういうことが今現実には起きているわけですから、馬根小学校をつくるときにも、ある方は、馬根の小学校は、これは町の職員でしたけれども、カムイヤキ資料館にしたほうがいいのか、鹿浦小学校は、伊仙校区に近いんで、統合して廃校したほうがいいのかという意見も確かにありましたけれども、ただ、学校存続していくというのは、高齢者の方々だけでなく、そして、出身者の方々の強い思いもあった中で存続を決定した結果が、今、想像以上に学校活性化しているような気がいたしまして、それから、学校の建て替え、体育館の建て替え、まだ、給食センターもそうですけれども、各公民館の建て替えもPFI事業を使って、コンクリートじゃなくて鉄骨を中心とした流れが、今、例えば、ローソンとかファミリーマートというのは、あっという間にできます。そして、今や学校だけでなく、体育館すらこの立法形の形の体育館がどんどん出てきているという。それは、コンクリートは、維持管理、そして、修繕、解体等に相当やっぱりお金がかかる時代になってきているわけですから、そういった意味では鉄骨式で、大体耐用年数が30年か40年だということ、今のところなっているわけですから、そういうこともいろいろ試行錯誤しながら、今後やっていく中で、私は、最初このことを決断したときには、それは、物すごいプレッシャーがあったし、しかし、国、県に行き説明したり、あちこちで講演会で話したときに、もう既に統合してしまったという方々の後悔の気持ちのほうはかなり多かったように思いますし、郡内において、統合したことは大失策だったということをおっしゃっている首長の方も実際にいらっしゃるわけですから、だから、議員がいろいろ心配することも当然であります。

しかし、今我々は、現実をどうしていくかということを考えてみた場合、これから10年間をいかに切り抜けていくと。そうすれば、その先には、また違った環境、そして、自然遺産の後どうなるか分かりませんが、この地域は、昨日も沖縄航空自衛隊の方が来て、今度の4月のこの慰霊祭は、演奏隊、そして、F-15ですかね、慰霊飛行をすとかいうことなどが、南西諸島は、そういう意味では非常に中国にも近いし、注目されている中で、そこに地域が新しい時代で大きく羽ばたくチャンスをつくっていくと。議員がおっしゃっているように、もちろん農業生産額をさらに飛躍していかなければなりません。

そして、きょう3品目以外に、議員自ら6次産業化を強調しました。そういった農業づくりで私は農福連携という形で、なぜこれが大事であるかという、これからは、農業福祉関係の方々も集落で少し生産しながら生産に関わっていくと。そうすれば、そういう人たちを都会から呼び込んでくれば、どうなるかという、その方々もまた高齢化して、いろんな福祉を受ける状態になれば、福祉関係の施設がさらにさらに必要になってくるということでもあります。それは、ある意味では、相当数の雇用が必要になるわけですから、そういった社会を我々自らが長期計画の中でしっかり考えていけば十分可能であるんじゃないかと、これは思っておりますし、そう思ったことは、町がこの伊仙町民のエネルギーを一つにしていけば、これ実現できる可能性があるような強い希望、希望よりも間違いなくできるんじゃないだろうかなというふうに今考えていますので、議員が本当心配

するのは、我々常に薄氷を踏む思いで政治はやるときもあるということであります。それが、そのうち強固な我々の進むべき道になるんじゃないかと考えております。

○14番（美島盛秀君）

町長のそういう考え方、私も同感です。しかし、東京一極集中を避けて地方分散という、その町長の考えと国の考えとの差は私は大きな差があると思うんです。東京は、国が中心になって各地方と言えば伊仙町とか、それは各市町村単位で言えば、それは、首長さんが頑張るわけなんですけれども、国のいうのは鹿児島県全体でも年間2、3,000人、人口が減っていつている。各県そうです。そういうのを各県全体を地方の、県の考え、そして、小さな市町村を考え、その人口減少率を考えたときに、東京一極集中をなくしようという大きな目標であって、こういう5、6,000人の小さな町が集中から分散というふうな考えは、私は間違った政策だと。私の考えはそうです。

例えば、今、町長が言ったように、学校の運営とか、あるいは管理とか、1,000万円以上のお金が少なくならなくて済むとか、交付税の関係の話だと思いますけれども、やはりこういう島でからこそできることもいっぱいあります。

そういうことも大事なんですけれども、教育委員会にお尋ねしますけれども、例えば、今の我々伊仙町あるいは奄美大島の、その教育の質、どうでしょうか。今の生徒の少人数、複式、小規模校、そういうので、いろんなそういった教育はできていますかということを知りたいわけです。

私は、子供の教育こそがこの伊仙町の発展につながると思っておりますので、今のこういう住宅政策として各小規模校に住宅を造った。住む人もいるかもしれない。しかし、私は、そういうお金があれば、教育をもっともっとしっかりできるような、そういうものに予算をつけてほしい、やらなければいけない。そのためには働く場所をどうするかということについては、先ほど企業誘致の話もありましたし、しかし、私はその企業誘致も大事ですけど、この島の農業の町である。原点を離れて考えた政策だと私は思っておりますので、今の町長のお考え等を聞いて、今後の教育問題に、この予算と住宅等をつくってつながるいい政策はありますか、予算的にどうですか。教育委員会にお尋ねします。

○町長（大久保明君）

私は表現がまずくて、もう根本的に誤解をしているのは、私は集中から分散というのは、もう10年前に、この町の中での集中から分散ということで小規模校を存続していこうということで、そういうアピールとか、言葉を選んだんですけども、それは、たまたま国がまた集中から分散と言ってきたわけでありますので、私は、大それた、国にその苦言を呈するようなことを言える立場でもないし、伊仙町が、例えば伊仙校区に、これは合併のときに、そして、国が打ち出したのは、コンパクトシティという、コンパクトというのは、例えば、伊仙町であれば、中心部に全部集めなさいと、コンパクトにきなさいと。だから、学校も1つにきなさいと。いろんな施設も、福祉施設も町の真ん中に集めなさいという考え方がコンパクトが集中ですから、それは間違いであると。やはり学校は残していかなければいけないと。いろんな施設も町内均一に造っていかなければならな

いということでもありますから、決して、私はそんな大それた国に反乱を起こしているようなことは全くないということを理解していただきたいし、それから、これは、人口を維持するという、それは、今大規模農家がどんどん増えていった場合、どれだけ人口が激減しているかという状況をまた見ながら、伊仙町は複合農業、そして、多品目の農業ということを集約して、いかにして人出を使うような農業をして6次産業化などを進めていくことが人口維持に重要であるということです。

大規模農家が増えれば、人口は激減していきますから。それは間違いない事実ですから、そのところのバランスをいかにとっていくかということが農業政策の中でも重要じゃないかと考えております。

○14番（美島盛秀君）

私と町長の言うことも理解できます。そのコンパクトシティ、それがいいとは私は言いません。しかし、今の小規模校の現状を考えたときに、複式学級で教育は十分な教育ができるのかどうか。私たちのころは、住宅がなくても親子3代一緒に育って、そして、学校にも、学級も4、50人学級で4クラスとか多かった。だから、そういう多いところにもまれて、私はここまで成長できたと思っております。

小規模校で勉強したのが悪いとは言いませんけれども、将来、都会に出たりした場合に、私は大規模校で少しでも人数の多い学校で育った生徒さんと児童と、どっちが伸びていく可能性があるのかと言えば、私は小規模校を統廃合して、少しでも1学年1学級、そういう学校にして、子供の教育をしたほうが私は島のためにもなるし、子供たちのためにもなると考えておりますので、町長と、その考え方自体が私は違うと思っておりますけれども、そこらは、それぞれ考え方の相違でありますので理解をしていただきたいと思っております。

教育委員会の考え方、今の教育の在り方等を一言でもいいですから、答弁があれば、お願いいたします。

○教育長（大山惣二郎君）

美島議員の質問に答えます。

小規模校、複式校だからといって質は低下していないと思っております。

実は、2年前、私は喜界町へちょっと個人的な用事があり行ってきましたけど、喜界町は13の小中学校があつて、2小学校と1中学校、3つに統合しました。

そして、その地域校区をちょっと回って声を聞いてきたんですが、それぞれじいさん、ばあさん、数多く回数は多いんですが、その中で声聞くときに、まず私たちは、子供たちの声を聞いて元気をもらってきました。運動会に応援に行く楽しみもなくなってきました。生きる喜びというのが少しずつ減ってきています。そういう声を聞いて、ただ、その中に、一人の青年でしたが、バス通学で交通安全のことについては、非常に安心しているという声もありました。

もう一つは、スポーツ活動において、全部競争すること、支配することもできなく、全部海を渡っていかなければならない。非常に負担が大きいという声も聞いております。だから、伊仙町がそ

ういうことを聞いて、複式あるいは小規模校、教育の質が低下するということは今現在思っておりません。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

美島議員をお願いします。

統廃合問題については、次回の一般質問あたりで出して、どんどん議論していただきますが、お願いします。

○14番（美島盛秀君）

いや、住宅関係があります。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

住宅の予算についてはよろしいですよ。そして統廃合まで飛んだわけですから、そういう質問に対しては答えたらいいですよ。

○14番（美島盛秀君）

答えてくれたから、ありがたいことだがね。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

そういった質問については、次回あたりの一般質問を出して議論してください。

○14番（美島盛秀君）

分かりました。

ぜひ、私も近くに孫がおって、朝晩、おはようございます、ただいま、行ってきます、そういう声が元気出ますよ。そういうのがなくなるということじゃないんですよ。子供や孫は、みんな近くにいますよ。

例えば、小学校統廃合して住宅がある。そして、その住宅にて政策でバスで送迎する、親が送迎する、いろんなことが考えられますよ。

ただ、親のエゴだけで、じいちゃん、ばあちゃんとエゴだけで寂しいとか、そういうことで子供の将来に伸びなければならぬ子供たちの先を遮ることは決してあってはならないと考えております。

このあたりは、今、注意も受けましたけれども、しっかりと今後も議論をしていきたいと考えております。

以上で私の質疑を終わります。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

他に質疑はございませんか。

○2番（牧本和英君）

令和3年度伊仙町一般会計予算について質疑をいたします。

まず最初に、予算書54ページ、成果説明書が52ページの款3、項1、目6の節の19障害者自立支援給付等の事業費として2億3,000万組まれて、成果説明書でも令和2年実績見積額としてあります

が、どのようなサービスをしたり、内容をどういうふうにして、このお金を使われているのかをお聞きいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

牧本議員の質問にお答えいたします。

この障害者自立支援給付費事業なんですけれども、障害を抱える方の介護サービスに係る給付費となっております。そのサービスの内容として、その障害者を日常生活を支えるサービス、そして、移動を支えるサービス、そして、もちろん入所等に係るサービスについても同じなんですけれども、そういった障害者への携わるサービスとして、給付費として予算を計上しております。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。本当に障害者の方々、いろいろ孤独な生活をしたり、また、自分でしたくてもできない。そしてまた、障害者だけではなく、やっぱりその家族も含めてありますので、そういうサポート等をとにかく強化して、どんどんしていただきたいと思います。

次に、予算書76ページ、成果説明書が73ページかな。糖業振興のところの節の18、先ほど美島議員が質問したところなんですけど、3,000万組まれてある。そして、課長の答弁の中で、去年はコロナ予算のお金があったから、それを充てた。そうじゃなくて、コロナ予算ちゅうのを充てるべきお金だったのかなちゅう疑問点もありますが、これもやっぱり過疎債とかでうまく利用して、残りのお金を組むべきではないかと思いますが、やっぱりこのコロナ予算を使うちゅうことによって、さとうきびを作っている人はいいいんですが、やっぱり作っていらっしやらない方々もおるので、このコロナ費で去年対応したちゅうのは、ちょっと考えるべきではないかと思いますが、このまた過疎債とか、そういうのを使って運営することは考えられないのかお伺いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

実は、今の3,000万につきましても、さとうきび増産推進事業交付金ということで過疎ソフトのほう960万使わせていただいております。ですので、また、これに新たに3,000万となりますと、やっぱり町の一般財源という分になりますので、また、そこは、今いろんな事業を一般財源でできないかという質問を受けておりますけれども、やはり限られた予算の中で予算の配分等を行わないといけないかと思いますが、検討なかなか難しい部分ではないのかなと思います。

○2番（牧本和英君）

難しいじゃなくて、ぜひ探していただきたいと思います。

ちょっと飛ばして、その上のほうのやつでさとうきび増産促進事業補助金1,467万1,000円組まれております。この成果説明書を見ますと、作業助成で801万円組まれているけど、この中身はどんなものか、ちょっと詳しくお願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちら、やはり高齢化が進んでいる中で、まず、ビレットプランターの植付け助成ということで、これは夏植えだけですけれども考えております。

あと、ゼンケンプランターの植付け助成が春夏、あと、さとうきびの畝立ての助成につきましても春夏で助成を考えております。

その3つを合わせまして、この金額でございます。

○2番（牧本和英君）

そういう植付け作業等の機械代として上げてあるということだと思いますが、ぜひこういうビレットプランターなどの事業等なども入れて、農家さんのほうに普及するような体制がとれないのか、事業として町として組めないものか、お伺いいたします。ビレットプランター事業、補助事業で。

○経済課長（仲島正敏君）

また、ビレットプランターのそういう補助事業等がないか調べてみて、のる事業がございましたら、また、農家の申請の手助けはしてまいりたいと思います。

○2番（牧本和英君）

ぜひ事業等、いろいろ探して当たってみて、農家さんに普及できるようよろしくお伺いいたします。

そして、その下のほうの園芸振興のところで節の8旅費、普通旅費として52万8,000円組まれております。成果説明書でも3町合同販売促進活動としてありますかね。まだ、これは今まではトップセールとして使っていた予算だと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちら3町の合同販売促進ということで、例年ですと名古屋のほうに担当で農家の方々と、また役場の担当が行く旅費と、また、もう一つ、今、議員がおっしゃいましたように、いわゆるトップセールスの分の1回分の2回分だと思います。

○2番（牧本和英君）

これは、農家さんにも助成されているということではないですか。

○経済課長（仲島正敏君）

農家さんには、またJAのほうから各農家に対しましてありました。こちら担当者もしくは町長の旅費でございます。

○2番（牧本和英君）

だから、自分が聞きたかったのは、本当は農家の代表もこの町で出してほしいことを述べたんですけど、これは担当職員と町長との旅費ということで、ぜひ農協さんも農家を連れていくだろうけど、また一人でも多くその農家がそういうところで研修できたり、勉強できたりできるような環境をつくっていただきたいと思います。

そして、節18の負担金助成金及び交付金の中での園芸品目生産資材助成、成果説明書では、実えんどう資材、かぼちゃ資材とありますが、これは何件分と申しますか、実えんどうは大体1人当たり幾ら、かぼちゃは1人当たり幾らという上限があるのかないのかをお伺いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちら昨年のたしか当初予算のときも、他の議員の方から指摘を受けたんですけれど、こちら一応、今どうしてもさとうきび、ばれいしょ、畜産の3本柱以外の部分がなかなか生産量が上がっていないという中で、今、実えんどうとかぼちゃにつきましては、実えんどうに関しては年によって変動はあるんですけれども、今かぼちゃに関しましては、また上りというか、栽培面積のほうも徐々に増えてきておりますので、そこに対しまして、まず助成をしようということで、JAのほうと新たに作る場合、また、今まで作っている方でもやっぱり消耗品等、消耗品というか、ものがどうしても必要な分に関しましての助成ということで、何件というのはなく、あくまでも園芸部会に入っている農家の中からの、こちらのほうである程度ものを決めまして、それに対して2分の1の助成を考えております。

○2番（牧本和英君）

分かりました。他のところに見てみたら、町単、町が50%、農家が50%とか知らしてあるんですが、これだけはなかったもので、ちょっと聞きました。

それから、その次に、9の畜産振興の中で、ごめんなさい、もう一つ、ちょっとこれは予算照会なんです、ちょっと答えられるだけでいいんですが、去年の6月ぐらいでしたかね。課長と担当職員が高収益作物、次期作支援交付金の説明会を各公民館でされておりましたが、その後、いろいろ国の政策とかが変わって2度、3度ち、農家の皆さん方は、手続に頭を悩めておりましたが、もうこの次期作ちゅうことは、もう今掘っているばれいしょに対してのものなんです、もう収穫ももう後半になってきておりますが、この支援交付金はどのような形で進められているのかを、すみませんが、お伺いします。

○経済課長（仲島正敏君）

この事業に関しましては、今、議員がおっしゃるとおりに、国の方針が二転三転をいたしまして、農家の皆様に本当多大な迷惑をかけていると思います。

こちらのほう、今年の次期作支援ということで植付けをされた方が各農家が役場のほうに来られてまして申請をいただきまして、先月末に概算払い申請というのを行っております。これが、国より交付がされ次第、各農家に事前に口座の届出がございますので、そちらのほうに送金をする計画にいたしております。

国のほうの方針としては、町に対しまして3月中に交付を予定しておりますので、交付がされ次第、速やかに各農家のほうに送金をしてまいりたいと思っております。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。

そして、その次の9畜産振興についてですが、節の12畜産資材導入委託料としてあります476万3,000円、成果説明書74ページでスタンション・カウハッチ。これは対象業者は業者となっておりますが、これは業者にこの金額で作らすという委託料なんですかね。

○経済課長（仲島正敏君）

誠に申し訳ございません。こちら対象は、伊仙町での農家の方でございます。すみません。こちら訂正をお願いいたします。

○2番（牧本和英君）

そしたら、節18負担金助成金交付金の中にも畜産資材導入補助として343万6,000円、これは別にこの委託料でここは組むべきじゃなくて、ここで一緒に組むべきではないのかなと思って質問です。

○経済課長（仲島正敏君）

確かに、昨年度までは節18の畜産資材導入補助ということでスタンション・カウハッチ、また、監視カメラ等行っていたんですけども、今回、スタンション・カウハッチに関しましては、申込みが1機から10機と個人で差が大きいという、その中で割り振りをした中で配付数が決定するということがございますので、また、それが発注が受けてから製作者さんのほうが生産となるため、こちらに関しましては、一旦もう町のほうで取りまとめをして、まとめて発注をしようということでは12節の委託料のほうになりました。

それで、18の畜産資材のほう他に関しましては、各農家のほうで今後は募集期間を申し込みまして、資材補助対象農家が決定次第、農家のほうが業者とのやり取りをしていただきたいということで、このような形を考えております。

また、これにつきましては、また、町のほうで困らないようにサポートはうちの担当のほうで今までどおり変わらずにやっていく所存でございます。

○2番（牧本和英君）

その件については分かりました。

そして、成果説明書75のところ畜産資材導入して合計575万2,900円としてあるが、これは何なのか、説明をお願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらにつきましては、ちょっと確認をとりたいと思います。

○2番（牧本和英君）

それと、またちょっと節13の使用料及び賃借料で作業車リース料ちゅうて39万6,000円、これは畜産振興で、作業車とは何をリースしたお金か。

○経済課長（仲島正敏君）

こちら、経済課の畜産の担当のほうが使っております公用車が今リースで各農家のほうの注射であったりとか、いろんなことに関しまして使う公用車のリース代でございます。

○2番（牧本和英君）

そしたら、予算書80ページになるんですが、目15の鳥獣被害対策事業費で節の12委託料、鳥獣被害防止施設管理委託料60万、今年も組まれています、去年の実績として一般質問でもしたんですが、何mぐらいの補修作業ちゅうか、壊れた部分がどのぐらいあったのか、報告をお願いいたします。

す。

○経済課長（仲島正敏君）

そしたら、予算書80ページになるんですが、こちらのほう、今手持ちの資料がございませんので、こちらのほうも併せまして、調べて報告をさせていただきたいと思います。

○2番（牧本和英君）

去年は、何々の理由だったかな。何かできないちゅうてやっていたんだが、それは、その後、確認作業等、そういう委託業者にさせた実績はあるんですね。

○経済課長（仲島正敏君）

今年度に関しましては、こちらのほう実績はございます。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。

そして、成果説明書の96ページ、款9消防費、項1消防費、目3防災まちづくり事業の中の東西公民館、これは今度公民館をするということですが、西部は公民館の場合は、わかば保育所が管理しているところだと思います。そこをしていただくのも地元としてはありがたいんですが、どうにかまた集落公民館の検討を、何度も言いますが、予算化していただくようお願いしたいと思いますが、いかがですかね。

○総務課長（久保 等君）

今回この予算については、おっしゃるとおり、西部の公民館と東部のコミュニティーセンターであります。

今、牧本議員がおっしゃっているのは、犬田布の県道沿いにある昔からの公民館と思うんですが、あれを改修に向けて、その補助がついた事業等を今確認をして申請をしようとしている段階ですので、新たに作り替えるとなれば、また、多額の費用がかかりますので、補助事業申請して、取り壊し、また、新しくつくるものについて、木材を利用した形でできないかということも検討しているところであります。

○2番（牧本和英君）

ぜひ、よろしく願いいたします。

そして、最後にですが、99ページ、先ほど美島議員が言った公営住宅問題で、予算の中で町長が触れたことに対して、ちょっと確認したいなと思いながらだったんですが、住宅造ることによって子供たちは増える。そこに入った人たちは、子供を育てている間は、育てている間ちゅう言い方は悪いのかな。学校行っている間は、一時的には、自分は増えているように見えているだけであって、今後それがまた退去命令とかできないわけであって、造るだけではあれなんじゃないかな。今後難しくなるのではないかなと思います。

そしてまた、その学校1校当たりに交付金が1,000万とか、本当になくならないほうがいいとは思っています。何か聞いていたら、何かもう町財政のことしか述べていない。そこに通っている子供たち、

またはその父兄のことを考えての政策なのか、最後にお聞きいたします。

○町長（大久保明君）

定住促進住宅は、例えば、今1戸建てを中心に今後やっていかなければいけないと思っています。それは、その入った若夫婦が、例えば、PFI事業でありますと、15年ないし20年で町の所有になりますので、そうした場合には、その方々が、その住んでいる住宅を自分のものとして町から譲渡を受けるとか、そういう形でやっていって、そこに住んだら子育てが終わったら移動するのではなくて、そこに定住できるような仕組みを今後つくっていくことが大事だと思うし、その少し誤解があるかもしれませんが、先ほど教育長も話しましたけれども、これからは、今、国がコロナ禍の中で40人学級を今1年生だけ35人ですけれども、全体的に35人から30人学級にまでもう減らさざるを得ないと思います。そういった状況の中で、オンライン会議とか、子供たちは、各小規模校区が放課後、土曜日も含めて共同学習をしたりするというので、子供たちは、例えば、6年生であれば、伊仙町内の6年生がみんな同じ伊仙町という学校の同級生のような形になってくるぐらい交流も盛んになっておりますので、小規模校区に対するいろんな議論はあるわけですが、そういった中でどのようにして、この小規模校区の方々に安心して、これからも生涯を尽くして、その地域で生活をしていくというふうな仕組みをどのようにしたらできるかなどは、もちろんこれから議論をしっかりとしていきたいと考えております。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時14分

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの仲島経済課長の報告、お願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

すみませんでした。先ほどの牧本議員の質問に再度お答えをいたしたいと思います。

まず、成果の74ページの9目畜産振興費の委託料のスタンション・カウハッチにつきましては、こちら業者が私「農家」に修正をお願いいたしますと申しましたけれども、こちら当初のとおり「業者」ということで、また、よろしくをお願いいたします。スタンション・カウハッチのところ「業者」ということでございます。

あと、75ページの507、資材購入補助の下に数字が575万2,900円と載っているんですけども、こちらのほうは削除をお願いをしたいと思います。こちら令和2年度の資材補助とプラス、カウハッチ・スタンションの合計の金額が記載されていたということでございますので、削除のほうをお願いをしたいと思います。

あと、明細書の74ページと75ページでございます。

「業者」のままで、こちらは正しいということと、75ページの5行目、6行目のところに575万2,900円と載っているのを削除をお願いいたします。

あと、鳥獣被害防止施設の管理委託料60万ということで、こちらのほう10月から11月にかけて、5名ほどで約20日間ほど、今年度は防止策の草払いをしたというふうに報告を受けております。

以上でございます。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

他に質疑はございませんか。

○3番（西 彦二君）

教育費について伺います。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

ページ数をお願いします、ページ数。

○3番（西 彦二君）

予算書の110ページ、説明書102ページです。

2学校建築費とあります、喜念小学校の。設計管理委託料の2,400万と入っています。これは喜念小学校でいいですかね。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの西議員の質問にお答えいたします。

確かに喜念小学校の建替えの分でございます。

○3番（西 彦二君）

建替えの場合、現地建替え、また、他の建替え、どちらですかね。

○教委総務課長（上木正人君）

現地の建替えでございます。

○3番（西 彦二君）

木造並びにコンクリート、どちらですかね。

○教委総務課長（上木正人君）

コンクリート建築でございます。

○3番（西 彦二君）

今の喜念小学校の場合は、ちょっと地面が低くて、かさ上げは考えていますかね。

○教委総務課長（上木正人君）

こちらのほうは、喜念小学校建替基本計画、ワークショップというのを昨年の9月から4回にわたりましてワークショップを行いました。その中に喜念小学校の建ち位置がどうも低いではないかということで、排水の便も悪いというふうなことのワークショップの中で意見が出されました。

それで、また、基本設計の部分の中でどうするかというのが、まだ明確にあらわれてはおりませ

るので、実施設計の中でこちらのほうかさ上げするか、そういったふうなことは、今後検討していくというふうな形になるかと思います。

○3番（西 彦二君）

地域の方に聞きますと、やっぱり雨の多い日とか、台風とかやっぱり校庭のぬかるみがひどいということを聞きますけど、また、この鉄筋コンクリート造2階建てですね。

○教委総務課長（上木正人君）

計画ではそういうふうになってございます。

○3番（西 彦二君）

学校の生徒数とか分かったら。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

西君、要約してなるべく3回となりますので、要約して。

○教委総務課長（上木正人君）

喜念小学校の生徒数が17名でございます。

○3番（西 彦二君）

最近、喜念小学校の住民も大分若い子が、大分増えてきて、やっぱり町外に出ている所が、そういった出身者がいましたが、なるべくまた地元に戻って、また便利に使えて、また現状が維持できるような考えでもっと進めてほしいと思います。

私、鹿浦、馬根にも行っていますが、やっぱりだんだん調査しながら、またいいものを建てて、長い長い目で見て、また存続、また、考えながら進めてもらいたいと思います。

終わります。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

これで西 彦二君の質疑を終わります。

他に質疑はございませんか。

○4番（佐田 元君）

令和3年一般会計予算書について質問いたしたいと思います。

まず最初に、予算書の31ページ、お願いします。

款2項1目2財産管理費の節10、ここに修繕料200万計上されていますが、これはどこの修繕されるのですか。

予算説明書の36ページと思います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの佐田議員の質問にお答えします。

これは現庁舎の維持管理に要する修繕費の計上でございます。

○4番（佐田 元君）

現庁舎ということでよろしいですね。これは、どこをどのような修繕されるのですか。

○総務課長（久保 等君）

これ計画としては、どこをするということではないんですが、不具合等が生じた場合に、この修繕費で対応するというので、前回、去年より50万落して200万の申請としてございます。

○4番（佐田 元君）

箇所は、今のところはないということですよ、今の答弁によると。これ近々新庁舎も建築するわけだし、そんな無駄な予算を計上するというのは、私はどうかなという思いがしますが、これが業務に支障を来しているとか、そういうあれがあれば、やっぱりこのような予算、計上しなければいけないとは思いますが、どこも修繕するところもないし、今のところ決まっていなくて、こんな予算計上する必要がありますかね。

○総務課長（久保 等君）

これです。新庁舎の建設を目指してしているところで、この修繕についてはトイレの詰まりとか、そういうところが発生した場合に修繕料を使うということで計上しておりますが、佐田議員の質問のように、その庁舎建設を控えているところで、簡易など言ったらちょっと語弊があるんですが、簡易な修繕で1年程度もたせるということで対応していきたいと考えております。

○4番（佐田 元君）

分かりました。庁舎が古いということで、いろいろトラブル等は起きるのではないかと、予備費と捉えていきたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

それでは、次に移りたいと思います。予算書の77ページ、説明書の27でしたかな。ここに款6項1の目の畜産振興費の中の節27繰出金、ここに高齢者基金利子5,000円計上されていますが、この高齢者基金はまだ存続されているんですかね。

○経済課長（仲島正敏君）

今の佐田議員の質問にお答えをいたします。

こちらにつきましては、こちらにつきましては、事業としては動いてはいないんですけれども、もうこの基金自体があるということで利子の計上をさせていただいております。

○4番（佐田 元君）

事業として動いていない。この高齢者牛、これはもう伊仙町には高齢者牛はもういないということですか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらの書いてあるのは、高齢者牛で書いてあるんで、年齢の高い牛のような感じがするんですけれども肉用牛、高齢者のそこのための基金で、今、上のほうの肉用牛基金のほうで対応を結構しているもので、こちらのほうは今のところ利用がないというような感じでございます。

○4番（佐田 元君）

この高齢者牛、廃案ちゅうか、高齢者がなくなった理由は何かあるわけですか、この事業自体がよ。

昔、高齢者の方々に補助を出して、その親牛が生んだ雌牛を町が引き取りなり、また、次の人に譲って、ずっといくような、そういう事業だったんじゃないかなという思いがしますが、違いませんか。

○経済課長（仲島正敏君）

申し訳ないです。こちらにつきましては、その再度事業の内容等につきましては、確認をとりたいと思います。

○4番（佐田 元君）

確認、今日分かります。そしたら、この基金、今どれぐらいありますか。分からない。これも調べて、こういうもう事業自体がなくなっているのを基金として運用するちゅうのはどうかなという思いがしますので、ぜひ調べてお願いしたいと思います。

次に、82ページをお願いします。

款6項1農業費、節目20環境保全型農業直接支払交付金事業、これは57万9,000円ですかね、新規に計上されていますが、この環境保全型農業直接支払交付金という、これの説明をお願いしたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

こちら有機農業者の組合というか、申請団体に対しまして、10a当たり1万4,000円の交付金をお支払いし、有機農業の推進を図る事業でございます。

事業内容といたしましては、有機農業での実際の作物の耕作や国際水準GAP研修の事項等がございます。

有機農業の組合ということで、鹿児島県の有機農業組合に所属をいたして、有機JASの認証を受けている農家の任意団体がこの事業につきまして申請をしているということ。昨年来、令和2年度からこの事業を要望したいということで申請を受けて、その担当のほうはやり取りはしていて、今回、事業計上をさせていただいているところでございます。

○4番（佐田 元君）

この有機農業、無農薬とか、そういうあれで農業をされている方と思いますが、これ町内何件ぐらいの申請、申請ちゅうか、この有機農業者いるのですかね。

○経済課長（仲島正敏君）

今回は、まず3名の方の任意組合ということで申請を受けておりますので、この事業が通りました暁には、また、広く他の有機の志のある方に対しましても広報等して有機農業のほうも並行しながら進めてまいりたいと考えております。

○4番（佐田 元君）

今3名と申請があったということですが、町内に何件ぐらいいらっしゃるのか分かりませんか。これも、ぜひ調べて、やっぱりせつかくこういう予算計上するのであれば、やっぱりほら多くの方に利用していただいて、そしてまた、この有機農業がいい方向に向かっていくようにぜひPRし

ていただきたいと思います。

次に、予算書98ページの中の、ここに委託料250万、シロアリ駆除委託料、解体撤去委託料とされていますが、この場所はどこですか。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの佐田議員の質問にお答えをします。

シロアリ駆除委託料については、随時その都度シロアリが発生した箇所について駆除するものがあります。

解体撤去委託料、これは犬田布里団地、1棟2戸の解体撤去費用として委託料を組んでおります。

○4番（佐田 元君）

この里団地というのは、どの辺ですか。

○建設課長（福島隆也君）

犬田布地区の北側にあります。

○4番（佐田 元君）

場所は分かりました。これはなぜ説明を求めたかちゅうと、シロアリ駆除委託料と解体撤去委託料入っているもので、解体するところなぜシロアリ駆除するのかなという思いで聞いたわけです。

以上で終わります。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

他に質疑はございませんか。

○5番（清 平二君）

予算書と明細書と、ちょっとちぐはぐになるか分かりませんが、ひとつよろしく願いいたします。

ページ10ページ。歳入のページ10ページの市町村のたばこ税がありますけれども4,561万2,000円、これの説明をお願いします。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

昨年実績、前年度4,728万6,000円比較して、下がっている分の4,561万2,000円、たばこ税のほう記載しているんですけど、これは例年、電子たばこ化やたばこ税の町の見込みが減っていったら減額している分です。

明細書のほうの9ページのほうに現在でその計上のあるたばこの本数掛ける現在の金額で、試算した金額で4,561万2,000円を計上しております。

○5番（清 平二君）

これは、徳之島町、天城町、比較してみたら伊仙町が一番低いと思います。

たばこを町内で買えば、直接町に税金が入ってくるということを私は日頃からお願いしているんですけども、そういうことはしているのかどうか、お尋ねします。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

こちらのほうの課のほうで、たばこを町内で買ってくださという直接的な広報等はしておりません。しかし、いろんな、今後いろんな広報関係で、たばこだけじゃなく酒税とか間接税で直接入ってくる部分のものに関しても広報できるようにしたいと思います。

○5番（清 平二君）

こういうのやっぱりたばこを吸っている方々には、ちゃんと説明をして、町内で購入したらこういう金が入ってきますよと。そして、さらに、この使い道も健康的に使うとか、あるいは各学校の子供たちのために使うとかいう、こういうことまでやれば、恐らく町内購入が増えてくると思います。

ぜひ、その辺のところを宣伝をして、また、使い道もはっきり、そういうところに使いますということをしていただいたら、たばこを吸っている方々は町内で買うようになると思いますけれども、ぜひその辺の宣伝をお願いします。

次に、13ページ、分担金及び負担金、負担金1 民生費の2 児童福祉費。各保育所は、これは無料化になっていると思うんですけども、ここに個人負担金が入っていますけれども、これを説明をお願いします。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

清議員の質問にお答えします。

この負担金の中には、幸徳、いせん、おもなわと3園が入っておりますが、これは保育所として、町で個人事業負担額を徴収するものでございます。町で徴収。認定保育園に関しては町、認定子ども園に関しては各子ども園で徴収することとなっております。幸徳保育園といせん保育園の差が若干あるのは、所得の多い方が一応、幸徳保育園には多いという見込みでございます。

○5番（清 平二君）

これは、認定子ども園ということで徴収するということですが、この中に保育費の負担金の滞納額が10万ありますけれども、私は今の若い人たちの滞納はないと思うんですけど、やっぱりあるんですか。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

お答えします。

これは過年度分、令和2年度分の滞納があった場合は、ここにということで、念のためにどうか、組んでいる予算でございます。

○5番（清 平二君）

念のために組んでいる、次のどこだけ。総務課の修理費みたいなあれだけでも、やっぱりこういうのはちゃんと管理をして、幾らありますとして組まないと、ちょっと予算の組み方があれじゃないかなと思うんですけど、その辺のところ幾らありますと、はっきり答えて滞納して、例えば、

これが令和3年の1月末現在は幾らありますよと、それによって立ててありますということをしな
いと、予測をしてこういう具合に立ててあると、あるのかないのか分からない予算。さっきは使用
料だったけど、今度はもらうほうですので、これがもしなかったら、この予算は減ということにな
りますので、予算を立てるときはきっちりと、その12月末だったら12月末で、滞納が幾ら残って
いましたので、その分、立てましたということでしたらと思いますので、よろしくお願
い
します。

その下、13使用料及び手数料1使用料、総務費の使用料の中に職員の駐車場使用料とありますけ
れども、これはどういうことでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

現在の町役場については、職員の専用の駐車場がない状況でありまして、隣の用地を借り上げて
いるところでありまして。その分で町職員1人当たり500円の駐車場使用料を徴収しているというこ
とで、ここに歳入が78万円出てくるということになります。

○5番（清 平二君）

1人500円、年間ですか。

○総務課長（久保 等君）

1か月です。

○5番（清 平二君）

やはりこれは、職員からこのようにして使用料を徴収するというのは、何かしら伊仙に住んで
いる職員は、駐車場がなく車乗って来なくて歩いて来ているような感じがして、やっぱりどうし
ても車で来ないといけない方々は、これであるので、何か職員格差をつけているように見えるん
ですけれども、その辺についてはどう思いますか。

○総務課長（久保 等君）

今回のこの庁舎建設とすると、このようなことはなくなるんですが、今、職員がその庁舎前に駐
車しないようにということで、そこを徹底しているところなんです、利用者、町民の利用者につ
いては、役場の庁舎前の駐車場使っていただくようなことになりますので、現在、職員については
用地が、用地を借り上げるということで、このような状況になっていますので、庁舎を造った後
には改善していきたいと考えております。

○5番（清 平二君）

やはり何かしら職員の不平等感があらわれているような気がしますので、そういうことがないよ
うに改めてほしいと思います。

次の下のほうに、IRU芯線使用料とありますけど、これについてお尋ねします。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問についてお答えします。

これはIRUの芯線の使用料でございます。

○5番（清 平二君）

これの何か見積りというか、何かそういうのは役場でしてあるんですか。

○未来創生課長（名古健二君）

すみません。今ちょっと手元に資料がないので、後からでお願いいたしたいと思います。

○5番（清 平二君）

この予算審議が終わるまでに答えてほしいと思います。

その次に、15ページ、国庫支出金、項2国庫補助金、1総務費国庫補助金でありますけれども、この中で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として540万4,000円あります。これは、歳出は、どの方向にあるのか、分かれば説明してほしいです。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時07分

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質疑の中でありました、名古未来創生課長よりお願いします。

○未来創生課長（名古健二君）

先ほどのIRU使用料についてご説明いたします。

これは、IP告知とイントラ、インターネットサービスの比率に基づき利用率に応じて算出しているということです。

以上です。

○5番（清 平二君）

利用率によって算出しているということですが、これは町内で、そのインターネット使っている方々の基準値ですか。何軒分何とかいうのでやっているのか、要するに、役場でこれを設計して請求しているのか。じゃなくて第三者にして、もうそのとおりしているのかどうかということなんですよ。後で調べて報告してください。

○総務課長（久保 等君）

先ほどの質問にお答えします。

コロナウイルス交付金であります。予算書、歳出の予算書63ページをお開きください。

4款1項4目予防費の中の衛生用消耗品費50万、それから、12委託料の検温業務委託料300万、18節負担金補助及び交付金、コロナウイルス感染症島外療養者帰島交通費補助金100万。次のページ、コロナウイルス感染症医療機関初診料100万。この分が先ほどのコロナウイルス臨時交付金の歳出の

項目となっております。

○5番（清 平二君）

ページ22ページ、寄附金、款17寄附金項1寄附金、その中で、きばらでえ応援基金指定金とありますけれども、これは、どのような歳出に使っていいという寄附金だと思いますけれども、これは、どういう寄附金なのか。

そして、ここで基金を積み立てたり、基金を繰り入れたりしてあるんですけれども、こういうせっかく寄附してくる方々にふるさと納税で返礼していると思いますけれども、その後、こういう基金はこういう具合に使いましたよという報告等はしているのかどうか。

○総務課長（久保 等君）

ふるさと納税をしていただく際に、使い道について、どのようなことに使ってほしいかという項目もありまして、青少年育成、それから、環境とか、そういった項目について使ってほしいという希望、それから、その他、町の事業に使ってほしいという項目等もありますので、それに見合った歳出に充ててございます。

その後、そのきばらでえ伊仙応援基金のこれを活用した事業については、写真を撮るなり、その実施、この事業の実施において報告書をつけて、また、寄附者のほうに、こういうふうに使いましたという報告をしてございます。

○5番（清 平二君）

ぜひ、せっかく寄附していただく方もいますので、やっぱり実施報告までもしていただいたら毎年増えていくと思いますけれども、いつも私に向かって言っているか分かりませんが、都会から「伊仙町は寄附してから議員が使っているとか」という意見がありますので、そういうことがないように、これきちっと報告をしていただきたいと思いますので、そういう誤解を与えないようにお願いします。

ページ24ページ、雑入で畜産費の導入が1,685万2,000円あります。これページ77ページと重なっていると思いますけど、その辺のところの説明をお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの清議員の質問にお答えをいたします。

こちら歳出のほうで、議員おっしゃいますとおり、畜産費の中の77ページの畜産基盤再編総合整備事業負担金ということで、令和2年度は1農家が工事をいたしましたけれども、令和3年度におきましては2農家のほうがこの事業を導入いたしまして工事をするというので、その農家負担分の予算の歳入と歳出を計上いたしております。

○5番（清 平二君）

これは歳出のほうで質問しますので、これの総事業費、歳出のほうで質問しますので、調べておいてもらいたいと思います。

ページ30の委託料の中で、公会計制度導入指導助言業務委託料334万4,000円とありますけども、

その説明をお願いします。

○総務課長（久保 等君）

この公会計制度導入ということではありますが、令和3年度運用開始、この当予算書においても、この制度導入でつくっておりますが、前回使っていたシステムと入れ替わるため、これに対する指導、助言等の委託料であります。このシステムの使用料が増えるために、令和2年度より令和3年度のほうが111万1,000円増になっているということでもあります。

○5番（清 平二君）

できたら、その業者名が分かれば教えてほしいんですけど。

○総務課長（久保 等君）

トーマツという業者であります。

○5番（清 平二君）

私は、町村会あたりかなと思ったんだけども、これは専門の何かそういうあれですね。はい。
ページ36ページ、款2総務費、1、総務管理費の12の委託料、さきのIRUですか、これと重なるんじゃないかなと思うんですけども、光伝送路施設保守委託料1,260万2,000円についてお尋ねします。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

これは町内の光の委託料であります。

○5番（清 平二君）

これは保守委託料とある、先ほども質問したんだけども、こういう委託料は役場で見積りをして
いるのか、第三者業者にしているのか、もしくはその契約してある業者からもらってあるのか、業者、第三者が見積もりして入っているのかどうか、お尋ねします。

○未来創生課長（名古健二君）

これは相手方の業者の見積りでございます。

○5番（清 平二君）

あまり好ましい状況じゃないと思うんです。言葉を悪く言えば、この業者の言いなりになって支払いしなければいけないという具合に見えるわけですので、これ分からなければ、第三者機関に見積もっていただいて、予算計上して支払いしないといけないんじゃないかなと思うんですけども、これは第三者機関には委託はできないんですか。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

後ほど調べますので、後で。

○5番（清 平二君）

その下にある地域コミュニティバス事業というのは、これは2,040万ありますけども。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

これは長寿子宝社へ委託しているバス人件費等の1か月170万の12か月分で2,040万であります。

○5番（清 平二君）

長寿子宝社に委託しているわけですか。この基礎的な数字を、また上の電算と一緒に出していただきたいと思います。総合バスにしているのかなという私の思い違いでしたけども、今、高齢者の方々、免許証を返納したりして、車が乗れない方々がいると思うんですけども、こういう方々にバス運賃の助成なんか考えているのかどうか、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

高齢者については、バス運賃の軽減とかあったと記憶にございますが、この地域コミュニティバスというのは、民間のバス会社が回れない、個々、その集落間等を結ぶ、買物弱者とか、その辺の人たちをどういった用事、銀行であったり、ほーらい館であったり、買物であったり、そういうことをできるような町内全域を網羅する形でのコミュニティバスという形になります。

○5番（清 平二君）

その老人のバスの運賃の助成とか、そういうのは、計画とかはないわけですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

過去そういった助成があったというふうに私も記憶しているんですけども、現在、先ほど説明があったように、町内のコミュニティバス、これ町内無料です。町民の方、ぜひこのバスを利用して、今後これを広報していくことによって、地域内でもこのバス運行していますので、周知をして、利用していただきたいと思いますと考えております。

○5番（清 平二君）

子宝社に委託しているということですけども、これは町内全体、例えばこの老人の方々が、十分にこの説明が行き届いていないと思うんです。今の話を聞いてみたら、こういう事業は高齢者の何名ぐらいしか知らないんじゃないか。これ何か広報とか、そういうのがしているのかどうか。

○総務課長（久保 等君）

広報もしておりますし、また利用する施設で、こういった事業を展開しておりますして、多くコミュニティバスを利用してくださいということで、そのポスター等を利用して周知を行っているところなんですけども、それでもまだ知らない方がいる、そういうことを考えて、また防災無線、その辺でも広報を取っていきたいと考えております。

○5番（清 平二君）

これは高齢者の方々にバスのこういうのをしているということを災害無線等で流すということですけども、私もこれ今日初めて聞いてびっくりしたんですけども、しっかりとした広報をして、町民に平等に行き渡るような方法、例えばその老人バス、恐らくこれ個人負担金ないんじゃないかな

と思うんですけども、高齢者の方々に車の免許証の返納したりしたら、年間1人月500円ぐらいずつでも助成をして総合バスを利用するとか、あるいはこういう委託料を利用するとかありますけども、これに個人負担金はありますか、ただで回っているんですか。

○総務課長（久保 等君）

利用者の負担はございません。先ほどもちょっと触れたんですが、民間のバスでは行き届かないサービスを目的として、町内の集落等も巡回しておりますので、このバスを利用して買物等も、難民と言われる、そういった免許証を返納した方でも買物に気軽に出かけられる、またいろんなサロンの教室等もこれを利用して、また健康管理等にも役立てていただきたいと思いますと考えております。

○5番（清 平二君）

利用者負担もないということで、今日のこの予算審議の中を聞いたら、これから連絡が来ると思っていますので、十分にその対応ができるのかどうか検討して、私は利用者負担をもらうべきだと思うんです。ただでやるんだったら、みんな来ます。

そして、事業を進めていかないと、知っている人だけこれを利用するというのは不公平が生じると思いますので、その辺のところを、要綱等をしっかり整備してやっていただきたい。2,000万も予算をかけているから、そしてこれ委託しているところにしっかりとした決算書までも議会のほうに出していただきたいと思います。そういうことができるのかどうか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

清議員の質問にお答えいたします。

先ほど来説明しておりますが、これは以前ほーらい館バスが走っておりましたが、これを今、ほーらい館に行くためじゃなくて、町内巡回バスということで、令和2年度に関しましては実証事業ということで長寿子宝社に委託しております、今回は未来創生課のほうから、3年度に関しては事業委託しております。

町内3地区、東部、中部、西部、午前、午後、合わせて3巡回回っています。多分まだまだバス停も造ってしまして、路線もありますので、時刻表もできています。区長会とかでも説明をしたりしているんですけども、まだ広報が十分でないところがあると思いますので、これを周知していただいて、なるべく利用いただいて、高齢者の買物でしたりとか、日常の生活の手助けになると思いますので、ぜひご利用いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

この件に関しては、町のほうで全世帯にこの時刻表とかが配付できるようなことをすれば、清君の説明は、これで納得するんじゃないですか。

○5番（清 平二君）

何か個人負担をもらうと、何か陸運事務所の、それに引っかかってくるかどうかということですけども、この他にも県道沿いは総合バスが走っていますので、こういう高齢者の方々に昔はバスの無料券があったんですけども、そういうのを高齢者の方々に渡して、総合バスを利用するのもいいと

思いますので、そしたら県道沿いの方々はそれを使う、あとバスの走っていない方々はこれを使う
ということができると思いますので、ぜひその辺のことも検討していただきたいと思いますけども、
そういうことができるのかどうか。

○総務課長（久保 等君）

先ほど澤課長からも答弁があったんですが、今まではほーらい館のほうではほーらい館の送迎だけを
担っていたわけなんですけど、今回この事業を展開する中で、町内におられる高齢者、免許を返納し
た方々の手助けという形でこういうような事業に、また多くの町民が助かるようにということで事
業を展開しているところであります。

その中で、ほーらい館の送迎だけということでありまして、また同じように運転手の経費、バス
の管理等ある中で、このコミュニティバスを走らせることによってほーらい館も助かる、高齢者も
助かる、買物弱者も助かるということで、このような計画で事業を進めているというところになり
ますので、ご理解いただきたいと思います。

無料券という、今どうなんですか、ちょっと私、調べてみないと、はっきり答えられないんです
けど、何歳以上の高齢者についてはバス無料券とか、そういうところもあって、割引等もあったと思
うんですが、それはまた調べて答えていきたいと思っています。

○5番（清 平二君）

ぜひ高齢者に寄り添った、そういう事業をしていただきたいと思います。

その次に、下に地方公共交通特別対策事業1,467万6,000円とありますけども、これと移住・就業
起業支援金と、160万あります。これはどこの移住・就業なのか、県事業なのか、説明をお願いしま
す。

○未来創生課長（名古屋二君）

まず、地方公共交通特別対策事業補助金について説明いたします。

これは総合陸運への補助金として、971万6,134円が総合陸運への補助金です。あと残りの495万
9,000円が来年度、3年度、バス購入をするということで、3町でそれぞれ負担割合がありまして、
一応495万9,000円の負担となっております。

あと移住・就業起業支援事業補助金についてなんですけども、これは東京23区で働いている方が
徳之島のほうに、伊仙町のほうに来まして起業を起こしたときの補助金でありまして、1人の場合
が60万円、2人以上の世帯の場合が100万円ということになっております。

○5番（清 平二君）

これの実績等が分かれば実績、また2人世帯が100万、1人だったら60万、合計3世帯というこ
とです。去年の実績が分かれば教えていただきたい。

○未来創生課長（名古屋二君）

去年は220万円の予算を組んでいまして、1人世帯が2組分、2人世帯以上が100万円というこ
とで組んで予算を計上してありましたけども、去年は申込みがなかったもので、今年も1人世帯60万

円ということで、去年は2組分でしたけども、一応下げて予算を計上させていただいております。

○5番（清 平二君）

東京に居住している方ということですが、せっかくこれ組むんだったら、東京じゃなくて、関西、あるいは九州、こういうところも拾い上げてやればいいんですけども、東京だけというのは、補助金関係の何かあるんですか、東京だけと、23区のこと。

○総務課長（久保 等君）

これは国が示している東京一極集中から各地に分散させるという中身でありまして、この要綱等も国の要綱に従って、伊仙町の場合は、これぐらいの人数が来るだろうという予想の下で、当初で計上している関係上、もしこれが申請該当する方がいなければ、またこれを落とすという形になってございます。

○5番（清 平二君）

国が要綱等を示していると、この財源内訳の中で入っているんですか、国がただ要綱を示したんですけども、国は示すだけであって、その補助金関係、これは国から幾ら来るというのは何か示して、ちょっと見たら分からないんですけど。

○総務課長（久保 等君）

最終の実績によって交付されますので、あらかじめこの予算が入ってくるということではなくて、これが実績に基づいて支払われるということになりますので、今回歳入の中で、国からの補助金という形では載ってございません。

○5番（清 平二君）

予算ということですので、明細書の40ページの首都圏からの移住者向け交付金とありますけども、国2分の1、県4分の1、一般4分の1とあります。こういうのもこのとおり財源内訳をして、一般財源だけで組むあれじゃなくて、もし実績が分からなければ、歳入歳出落としていいですので、こういうのも財源内訳等を示して、なるべく一般財源を使わないように、せっかくここに、明細書に国、県の書いてありますので、財源内訳をちゃんとして、そういう一般財源を大事にすることによって、町の一般財源、他の仕事ができると思いますので、そういう財源内訳等をしっかりしてほしいと思います。

次、40ページ、長寿と子宝のまちサテライトオフィス事業、12の委託料とありますけども、これはこの前から現場説明等をしてありますけども、310万の委託料、そして18、補助金及び交付金、サテライトオフィス進出企業補助金25万とあるんですけども、こういうものめどとか計画とかあれば教えていただきたい。

○未来創生課長（名古屋二君）

12の委託料、サテライトオフィス事業委託料に関しましては、コンサルタント業者を誘致することということで、一応16社、約1社当たり19万3,000円を予定しております。

あと下の18節、サテライトオフィス進出企業補助金というのは、今現在、伊仙町に在籍していま

す企業でありまして、3年を迎えるということで、4月から8月分までの補助金であります。5万掛ける5か月分になります。

○5番（清 平二君）

コンサルト16社委託ということですが、これは委託契約を今から結ぶわけですよね。その業務内容をちょっと、どういう業務なのか、コンサルト会社の説明していただきたいと思います。

○未来創生課長（名古健二君）

ちょっとさっきの18節のサテライトオフィス進出企業が今年で3年目を迎えて終わりますので、その後、また引き続き伊仙町のほうに在籍してもらえるか分からないという点もありますし、また新しく伊仙町のほうへ進出してもらえそうな企業を伊仙町のほうへ招待しまして、一応徳之島の現状等を説明するというで行っております。

○5番（清 平二君）

これは予定というか、これも実施できるかどうか分からないような私は受け止め方したんですけども、それでよろしいですね。

次、53ページ、民生費の社会福祉、12の委託料105万について説明をお願いします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

こちらは一般社団法人長寿子宝社へのスタートアップ支援事業として委託するものでございます。

○5番（清 平二君）

これはさっきの2,040万ですか、一緒なあれですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

先ほどとは別になります。企業を一般社団法人として立ち上げて3年間、その運営体制を支援するものになっております。

○5番（清 平二君）

これはめどが立っているのかどうか、さっきの長寿子宝社と違うということですので、めどが立っているのかどうか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

すみません。先ほどの事業とは違うということで、委託先は長寿子宝社であります。めどということなんですけども、通例、企業が立ち上げて3年間、支援等をするものでありますので、3年間の支援の経費として計上しているものでございます。

○5番（清 平二君）

私は、ちょっと理解し難いんですけども、これをさっきの子宝社に組んでみたり、こっちに組んでみたり、この子宝社というのは、私たち2年度の分について、決算報告等ができるのかどうか、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

令和2年度から実際に動いているこの長寿子宝社であります。昨年も7月に決算をしているところなんです。その期間が短いため、今回も7月ごろをめどに決算をすることになっていますので、またその決算等を行って、また議会の皆さんに報告をしたいと考えております。

○5番（清 平二君）

7月の決算で議会に報告するということですが、ぜひ決算を出していただいて、この子宝社のやっている事業内容、また要綱等を一緒につけて7月か9月の議会のほうに出していただきたいと思っております。

次は、55ページ、民生費、項1社会福祉、目9地域包括支援センター運営費ですけれども、これで職員減になったということですが、今後の地域包括支援センター、これの運営状況、職員減でもいけるのかどうか、お尋ねします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

包括支援センターの運営についてなんですけれども、もちろん人材減となって、職員それぞれ苦しい立場にはあると思っております。これは私たちだけではなく、全課においてもそうだと思います。与えられた人数で、できる限りの仕事を今後も取り組んでまいりたいと思っております。

○5番（清 平二君）

与えられた職員でやるということで、頑張っていくということですが、私は、この地域包括支援センターの方々が一生懸命頑張っているから、介護保険の予算も今年減になったと思うんです。その辺のところは、どういう具合に捉えているのか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

確かに包括支援センター、介護に従事してくださる方のももちろん協力、そして保健センターでの健康事業について、その点が介護保険料に反映されているのであれば大変うれしいことだと思っております。

○5番（清 平二君）

その効果があったんだしたら、総務課長、職員をこれは入れてやるべきじゃないでしょうか。今、地域福祉課では非常に困って、ぎりぎりでやっているというんですけれども、これは募集はしないんですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

今年度の当初予算のほうにも計上しているんですけれども、応募はしている状況であります。

ただ、昨年度も応募をしていたんですけれども、令和2年度は応募がなかったということで、令和3年度においても賃金等、予算の計上はしております。

○5番（清 平二君）

総務課長、今のよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

包括支援センター運営に職員の数というところなんです、この部署について、これ妥当とは考えておりません。

また、各専門となってくると、その専門、また職員についてもいろいろな部署に行くわけですので、そこの専門にならざるを得ないと考えております。その業務業務について、また習得して町民サービスを向上させていくというのが公務員としての使命でありますので、その辺も考慮して、異動等も考えていきたいと考えております。

○5番（清 平二君）

私は、この包括支援センターの職員等というのは、普通の事務職員とは違うと思うんです。資格を持っている方を採用するわけですので、そうじゃないですか、資格を持っている方ですよ。普通の事務として採用するのかどうか、今、総務課長の答弁を聞いてみると、一般職と一緒にような同じ私には聞こえたのだけでも、これには資格が必要ないんですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問に答えます。

資格が必要な職種も、もちろんあります。また、包括支援センター、事務も多岐にわたりますので、一般行政職の人数というのでも対応できるものになっております。

○5番（清 平二君）

私が聞きたいのは、資格を持っている方を採用しないと、今後地域包括支援センターとして運営できるのかどうか、一般事務の方々が来て運営するとなると、専門職が要らなくてもいいんですかということ、私は。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

現体制でも、包括支援センターの運営においては、規定の範囲内で運営はできている状況であります。今後、また資格職の応募については、引き続き応募はしていきたいと思っております。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

5番、清君、3回、5回になっておりますが。

○5番（清 平二君）

しっかりした答えができていない。矛盾しているわけでしょう。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

役場の執行部は、資格を持った方も採用はしていると、募集はしていると、だから両方募集していると言っているんじゃないですか。

○5番（清 平二君）

いや、募集はしているけど、いないと、今の職員数で頑張っているというから、そうじゃなくて、しっかりした資格を持った方を募集しなさいと私は言っているんです。そういう。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

募集しているけど、いないと言っているんじゃないですか。

○5番（清 平二君）

それは議長が答えるべき答えじゃないです。ちゃんと当局が答えるべきことであって。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

3回以上ですので、この件については打ち切ります。

○5番（清 平二君）

議長があまりそういう答弁やったら、質問ができなくなるんじゃないですか。ちゃんと当局のほうに私の言っていることを質問させるのが議長の役目だと思いますので、しっかりと質問させてください。

次、62ページ、保健センター運営費、この中で需用費があります。印刷製本費が84万2,000円組まれています。令和2年度の健康カレンダーですけど、どういう感想を持っているのか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

令和2年度の健康カレンダーにつきましては、これまで使ってきたカレンダーをちょっと趣向を変えてということで作成したんですけども、改善してほしいという声を多々頂きまして、令和3年度、今発注かけておりますが、以前のスタイルに方向転換して、もっとよりよく町民の皆様に分かりやすいように、また今どきの体裁も整えたカレンダーを今発注しているところであります。

○5番（清 平二君）

ぜひ私たち老人にも見やすいカレンダーを作してほしいと思います。あれは非常に字が小さくて、眼鏡をかけても虫眼鏡で見ないといけないし、大き過ぎて、また見えない。そういうところをしっかりと把握していると思いますので、それをみんなに分かるように、高齢者に優しいカレンダーであってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、74ページ、農林水産業費、項1 農業費、18の負担金補助、この中に徳之島地区農業廃プラスチック処理協議会負担金という20万6,000円組まれています。この説明をお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの清議員の質問にお答えをいたします。

徳之島地区農業廃プラスチック処理協議会の負担金ということで、今年度20万6,000円を計上いたしております。こちら徳之島地区内の農業用の廃プラスチックの適切な処理をしていただくということで、関係機関、農家の負担金で運営をしている推進協議会に対する負担金でございます。

○5番（清 平二君）

今、農家からも負担金を頂いているところですけども、農家の負担分、町の負担分、これで20万

6,000円、町が出して、農家は幾ら出しているのか。これは、ただ協議会の負担金だけなのか。農家が、JAが集めています。年2回か3回ぐらい、3回ですか。そうしたら、その20万6,000円というのは適切な価格かどうか。これは私がずっと何年前前からも質問していますが、行政としてこういうのにもっと金をかけて、農家負担を少なくするようにしないと、愛ランド辺りに廃プラスチックが入っているのを持っていっているということですので、そういうのが少なくならないです。

また、自然遺産と言われているけども、みんな野山に捨てている状況、これは農家負担が多いからだと思うんです。この辺のところの改善をするのかどうか、3町で話し合ったのかどうか、それをできればパーセントごとに説明してほしいと思います。実績、令和元年度でもいいです。その資料を全部配ってください。すぐに答えることができなかつたら、ちょっとその資料をみんな議員に配ってほしいと思います。

ページ76ページ、農業費の18の負担金の中で、さとうきび増産推進事業費1,467万1,000円とあります。明細書のほうに書いてありますので、これの個人負担金が幾らなのか。

モデル農家育成事業123万6,000円とありますが、このモデル農家というのはどういうモデル農家なのか、あるいはまた干ばつ対策84万円とあります。この基準と、そういう各明細書が分かれば示していただきたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

すみません。まず、どれから答弁すればよろしいでしょうか。

○5番（清平二君）

1,467万1,000円の内訳の野鼠・害虫防除173万5,000円ですか、こういうものの個人負担は幾ら、町は幾らというのが分かれば。

○経済課長（仲島正敏君）

今、手元に農家負担分についての資料がございませんので、また報告をしたいと思います。

○5番（清平二君）

これも資料を作って配ってください。

次に、さっき私が質問しました畜産基盤再編総合整備事業費1,685万2,000円ですけど、これは総合事業費でどのぐらいになっているのか。

○経済課長（仲島正敏君）

令和3年度の予定で、総事業費が1億8,734万3,000円でございます。

○5番（清平二君）

今後の計画、来年からは計画はあるのかどうか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらのほう、今工事中の農家の方の事業が来年度も引き続き進行する計画になっております。

○5番（清平二君）

今、工事中ですか。継続してやるということですね。これは、じゃ2年計画で1億8,743万2,000

円ということ。

○経済課長（仲島正敏君）

令和3年度が1億8,734万3,000円で、単年度で終わらないので、また来年は来年度で、また予算立てをされるということでございます。

○5番（清平二君）

これは、じゃ3年度で1億8,734万3,000円、同じ農家に、また来年も継続するということですか。

○経済課長（仲島正敏君）

この事業自体が草地造成、牛の飼料畑を造成と、それにまた附帯して施設の整備を行うということでございますので、単年度ではなかなか終わらないもので、数年に分けて、用地を購入して造成したりとかいうことで時間がかかりますので、数年にわたって事業を。

○5番（清平二君）

数年にわたって2農家の事業実績ということによろしいですか。そんなにわたらないで、せめて2年ぐらいして、畜産農家、若い方々を育てるためには数年にわたってしないで、遅くても2年で終わらせて次の方にするということをしていかないと、1、2農家が数年かかるとなると、町民全体にとか、若い方に行き渡らないんじゃないですか、ちょっと私には考えられないけど。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらに関しましては、補正のときにも説明をしたかと思えますけれども、事業主体が鹿児島県の地域振興公社ということございまして、町のほうでそういう計画等をしているわけではございませんので、地域振興公社のほうで、奄美地区全体で割り振りをしている予算の中で回しておりますので、ご理解をいただければなと思います。

○5番（清平二君）

ちょっと数年と言ったり、2年としたりやっているか、ちょっと分からないんですけども、理解し難いです。やっぱりちゃんと私たちも分かるように説明をしてほしいと思います。

その中で、今12の委託料、畜産資材導入委託料476万3,000円、負担金補助の中に畜産資材導入補助金343万6,000円とあります。この違いはどういう違いでしょうか、名目は一緒ですけども。

○経済課長（仲島正敏君）

先ほど牧本議員のほうからもご指摘受けて答弁をさせていただいたんですけども、委託料に関しましてはスタンション・カウハッチというものを、農業用資材なんですけども、こちらに関しましては予算の限りがございます。

その中で、農家が希望するのを合わせまして、役場のほうで農家負担を取りながら業者のほうに発注をして、また納入をして、そこの完成検査まで行うという形を取っているんですけども、これに対しまして18節の畜産資材導入補助に関しましては移動式カメラであったり、今回新しく牛温恵であったりとか、物ができているものを事業費の半分を農家に負担をしていただくというような形を取る関係上、2つに分けさせていただいております。

○5番（清 平二君）

上のほうも農家負担分ということで、下のほうも2分の1ずつ農家負担、町負担ということでよろしいですね。その中に、奄美群島繁殖雌牛導入応援資金利子補給と、52万あります。これの説明をお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらJAあまみが事業主体となって繁殖牛導入の資金を出す場合の利子補給でございます。

○5番（清 平二君）

JAのほうに利子補給をするということですね。

○経済課長（仲島正敏君）

資金の借受者ということでございますので、こちら農家になると思います。

○5番（清 平二君）

農家に利子補給する。何か明細書のほうではJAの最大貸付金80万円掛ける年間貸付金上限50頭、利子補給1%、29年、30年、80万円掛ける50頭の1%、平成30年、令和元年とかありますけども、この貸付けの元金というのは農家に支払うんですか、それともこの元金はJAが持って行って、JA、この仕組みはどうなっているのか。

○経済課長（仲島正敏君）

勉強不足で申し訳ありません。こちらにつきましても、再度資料のほうを提出させていただきたいと思います。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時28分

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質問の答弁をお願いしたいと思います。

○未来創生課長（名古健二君）

先ほどの清議員のインターネット関係について答弁させていただきます。

町内のインターネット加入者数は一応関係ないということで、インターネットサービスは事業者によって提供されている民間のサービスであり、あくまでもIRU支線貸付料は、伊仙町が整備した光伝送路の貸付料であるということでもあります。

続いて、先ほどの清議員の質問の中に、第三者からの見積りは取っていないかということ、どうしてかということで質問がありました件なんですけども、現在、町内には、島内には見積可能な業者がいないため、見積りを依頼するにも調査依頼という形で、別途予算を組む必要が生じる可能性

があり、検討が必要であると考えているということでもあります。

また、契約相手方とは約10年前からプロポーザルによる入札で、IRU契約を締結しており、IRU契約は関係者当事者の合意がない限り、破棄や終了させることができないということで、契約であるが、貸付料等の変更見直しについては、協議の上、随時見直しも可能な契約となっているが、保守委託料やIRU支線貸付料については、契約当時から大きな金額の増減はないため、妥当な額であると考えているということでもあります。

○経済課長（仲島正敏君）

奄美群島の繁殖雌牛導入応援資金利子補給費について説明をいたします。

こちらJAあまみが事業主体となり、繁殖雌牛導入資金を貸し出す制度に支出をされております。私、先ほど「農家」と申しましたけども、「JA」に対する支払いでございます。

現在、金利が約1.6%の利息があり、そのうち町が1%の利子補給をするものでございます。0.6%については、農家の負担になります。こちら毎年年度が終わりますと、農協から実績に応じて負担額の請求が町に届きまして、それを農協のほうに支払う仕組みになっております。

○5番（清平二君）

さっきのIRU支線貸付料でありますけども、これは伊仙町が整備した光伝送路の貸付料であるということ、これは伊仙町の財産であります。今後この貸付料は無償でやる可能性があるのか、それともずっとこの伊仙町の財産として歳入で取るのか、今後の計画をお願いします。

○未来創生課長（名古屋二君）

ちょっと今年、令和3年度のほうでも貸付料ということで、伝送路IRUは一応歳入で取る予定にしております。今後も年1回の相手方と覚書等を交わしながら、一応取る予定にはしていますけども、今のところ検討中であります。

○5番（清平二君）

予定にしているけども、検討中であるということ、曖昧であります。しっかりとして計画を進めてほしいと思います。これは伊仙町の財産でありますので、これを予定とかじゃなくて、町の財産をしっかり守ってほしいと思います。

下のほうに、「契約当時から大きな金額増減はないため、妥当な額であると考えている」、だからこの妥当な額であると考えているじゃなくて、これはこういうのを調べてみて、本当に第三者がないのかどうか、町があまりにも歳出の見積りの大きな損をしていないのかどうかと私は思いますが、その辺のところは調べる必要があると思いますが、どう思いますか。

○総務課長（久保等君）

ちょっとこれは調べてというか、聞いた話によると、それ以上に高くで契約をしているということも聞いていますので、今、清議員がおっしゃることは、また近隣の市町村を調べて、こういった方向性がよいのかということも勘案しながら、計画を立ててまいりたいと考えております。

○5番（清 平二君）

奄美群島繁殖雌牛導入応援資金利子というのは、これは、元金は全部JAが管理しているということでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

そのように理解してよろしいと思います。

○5番（清 平二君）

じゃ、次に行きます。

その下にある肉用牛基金利子1万5,000円、高齢者牛基金利子5,000円とありますけども、この元金、どこが管理していて利子補給をしなければならないのか、この管理をどこがしているのか、そして今、元金がどのくらい残っているのか、お願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらにつきましては、役場で管理をいたしております。基金につきましては、昨年度の決算書のほうに肉用牛導入基金が7,062万2,000円、高齢者等肉用牛導入基金が621万8,000円の現金がございます。

○5番（清 平二君）

これは、今現在、動いていないというか、貸し付けてあるので、これは農家から取れないのか、今後どのようにして解決していくのか。7,062万2,000円、高齢者牛が621万8,000円、このように8,000万近くの金が残っているということは、この整理を今後どうするのか。

○経済課長（仲島正敏君）

私の説明が悪かったかもしれませんが、高齢者肉用牛のほうが、今現在、新たな貸付けがないということございまして、肉用牛導入基金に関しましては毎年、今現在も貸付けを行っており、毎年貸し付けた翌年から5万円ずつの返済をお願いして運用をしているところでございます。

○5番（清 平二君）

高齢者牛は、全然動いていないということです。これは、じゃ621万8,000円という金はどうするのか。

そして、その上に優良素牛保留補助金と、2,000万円ありますけども、この説明をお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

この事業は、年度内に1頭以上、保留または競り市場で購入した畜産農家に対しまして交付条件を満たせば、1頭10万円の2頭を上限として最高20万円を交付する事業でございます。昨年までは、令和2年当初までは1,001万円ございましたけれども、こちらのほうは2年度の途中補正をいたしまして、予算額を2,000万にし、また令和3年度におきましても、2,000万の予算を計上させていただいているところでございます。1頭10万円を上限に2頭まで、1農家あたりです。

○5番（清 平二君）

このように畜産農家を優良牛を保留して、今、畜産、非常にいいですので、今のうちにこういう

畜産の農家を育てていけたらなと思います。

80ページ、15、鳥獣被害対策事業費の被害防止施設管理委託料ということですが、これちょっと後でということですが、さっきあったのかなと思うんですけども、この説明をお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちら数年前に整備をいたしましたイノシシ、町堺沿いにある防止柵の管理を、過去にも議員の皆様から、その管理はどうなっているんだということのご指摘を受けておりますので、こちらのほうは防止管理組合のほうに委託をいたしまして、下草を払ったりとか、倒木があった木を処理する等、今委託をしているところでございます。

○5番（清 平二君）

柵の管理ということでもありますけども、その柵を管理しても効果があるんですか。こういう効果がないのよりも、イノシシ捕獲頭数の、私はさっき補正のほうでも質問したと思うんですけども、この猟友会の皆さんにどうしても頑張ってもらって捕っていただくためには1頭2万2,000円じゃなくて、3町でしっかり話し合いをしてやったほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、これはそういう予算に回して、この効果があるのかどうか、そしてそういうのをそれに回せるのかどうか、お尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

この予算は、この予算で、イノシシの侵入防止ということで整備したところ、やはり毎年点検していかないと、下をくぐられたりとか、金網が倒れると、そこから侵入するというところでございますので、こちらの管理のほうは必要じゃないかと思っております。

また、委員から補正予算のときもありましたとおり、金額の増額につきましては、また3町のほうで足並みをそろえないといけないと思いますので、協議はしてまいりたいと思います。

○5番（清 平二君）

ちょっとさっき資料を後から持ってくると言ったんだけど、ハイプラスチック処理の関係の調べをみんなに回してほしいと思います。それコピーして、みんなに回せないの。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

一応業者名とかが入っているので、消してからにしましょうか。

しばらく休憩します。

休憩 午後 4時43分

再開 午後 4時48分

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどのハイプラの割合についてを仲島経済課長よりよろしくをお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

今、お手元のほうに資料が配付されたと思うんですけども、こちら令和2年度の第2回実績ということで、参考でございます。12月に回収した資料でございます。

伊仙町の回収実績が5,920km、処理単価が69円で、処理料金が43万1,250円、農家負担割合が17万5,300円ということで、負担割合は42.92%、回収者賃金等ということで1万8,000円、関係機関負担金が25万1,180円、この25万1,180円のうち、町が60%として15万708円、農協が25%で6万2,795円、他の業者さんが15%ということで3万7,677円になっております。

○5番（清 平二君）

これ町が60%、JAが25%、Dのほう。全体のパーセントで示してやらんと、農家は60%負担して、その残りを町がやるとかじゃなくて、行政は行政として全体の何%かやらんと、これを見たら農家に42.92%負担させているわけですよ。この辺のところを改善できないかと、私は聞いているのです。

○経済課長（仲島正敏君）

こちら昨年度も指摘を受けまして、町の負担分を増額したところでございます。また、これが足りないということであれば、また再度3町の農政担当のほうで協議をしてみたいと思います。

○5番（清 平二君）

総務課長、よろしいでしょうか。町のほうでも行政のほうでも、もうちょっと出して、農家負担を減らして、そして回収率を上げる。今の回収率見てください。あの農協へ行ってみたら、畜産農家のラップなんか全然出ていないです。これは農家にこんな負担をさせるから出てこないんです。じゃなくて、農家にもうちょっと寄り添ってやらないと、今畜産農家のラップのしているのを見ると、全部野焼きをしています。このようにきちっと指導してやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。総務課長、これ町負担分はできるのかどうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問というか、意見であります。今後環境問題にも取り組まなければならないわけですので、このように3町そろった形で、またこういう負担を増やすということも協議していかないと、伊仙町だけで変えるということもできませんので、3町で前向きにこれを検討して、またどれぐらいの費用がかかるのかも、この試算が出ていますので、その会議をもって調整したいと思っています。

その指導等もセリ市等で、畜産を行っている人、この辺にもこういった回収の割合を少なくすることで、また回収率を上げて取り組んでいこうと考えております。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

清議員、よろしいですか。

○5番（清 平二君）

ちょっと待ってください。皆さんも計算をしていただきたいと思うんですけども、処理料金が43

万1,250円、これ全体の処理料金ですか、これは。69円で、全体の処理料金ですね。そしたら、これは農家負担がざっと17万5,300円割る43万1,250円、40%農家は負担しています。町は幾らしているかという、15万708円出して、全体から見ると、町は34%しかないんです。ここに60%とか、25%とか、15%としているのは、これは農家から出した17万5,300円の残りを計算しているわけでしょう。

そうじゃなくて、全体の計算しないと、これは農家をごまかしていると、私は見えるんです。そうじゃないですか。

○経済課長（仲島正敏君）

お手元の資料は、関係機関の負担額が25万1,180円で、そのうちが町60ということでございますけれども、確かに議員がおっしゃるとおり、処理量の全体でいきますと、このような形になると思います。

○5番（清平二君）

こういうのをしないで、町がきちっと60%と書いてあるので、43万1,250円の60%を町が負担して、残りをJAとか業者とかやって、農家負担をなるべく少なくして収集できたら、収集率が上がると思います。たった町が15万708円とか、何百万という金じゃないんです。

私が1,000万とか2,000万とか要求しているんじゃないで、100万も満たない金を町に出してくれとお願いしているわけです。そういう負担ができるのかできないのか、町長にお尋ねします。

○総務課長（久保等君）

今の質問で、おっしゃることは理解できますので、3町の総務課長会議等で、このことをまた協議して、足並みをそろえて取り組んでいきたいと考えております。

○5番（清平二君）

一応、じゃ今日の質問はこれで終わります。明日からまた、ちょっとまた勉強して頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

○当初予算審査特別委員長（牧徳久君）

執行部にお伝えしますが、担当者はなるべく課内に、この予算審議中は待機させて、資料要求等、いろいろ分からない点が多々あると思いますので、すぐ対応ができるような体制を取っていただきたいと思っております。

お諮りします。伊仙町議会会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（牧徳久君）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、次の会議は3月17日水曜日、午後13時に再開いたします。

本日はこれで延会します。

延 会 午後 4時53分

令和3年第1回伊仙町議会定例会

第 7 日

令和3年3月17日

令和3年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会

令和3年3月17日（水曜日） 午後1時00分 開議

1. 議事日程（第7号）

- 日程第1 議案第15号 令和3年度伊仙町一般会計予算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第2 議案第16号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 議案第17号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計予算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 議案第18号 令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 議案第19号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 議案第20号 令和3年度伊仙町上水道事業会計予算（補足説明～質疑～討論～起立採決）

1. 出席議員（13名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|---------|------|----------|
| 1番 | 杉山 肇 君 | 2番 | 牧本 和英 君 |
| 3番 | 西 彦 二 君 | 4番 | 佐田 元 君 |
| 5番 | 清 平 二 君 | 6番 | 岡林 剛也 君 |
| 7番 | 牧 徳久 君 | 8番 | 上木 千恵造 君 |
| 9番 | 永田 誠 君 | 11番 | 前 徹志 君 |
| 12番 | 明石 秀雄 君 | 13番 | 樺山 一 君 |
| 14番 | 美島 盛秀 君 | | |

1. 欠席議員（0名）

1. オブザーバー（1名）

10番 福留 達也 君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 稲田 良和 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|---------|----------|------------|---------|
| 町 長 | 大久保 明 君 | 総務課長 | 久保 等 君 |
| 未来創生課長 | 名古 健二 君 | くらし支援課長 | 稲田 大輝 君 |
| 子育て支援課長 | 稲泉 喜博 君 | 地域福祉課長 | 大山 拳 君 |
| 経済課長 | 仲島 正敏 君 | 建設課長 | 福島 隆也 君 |
| 耕地課長 | 穂 浩一 君 | きゅらまち観光課長 | 幸 孝一 君 |
| 水道課長 | 徳永 正大 君 | 農委事務局長 | 豊島 克仁 君 |
| 教育 長 | 大山 惣二郎 君 | 教委総務課長 | 上木 正人 君 |
| 社会教育課長 | 伊藤 晋吾 君 | 学校給セ所長 | 松田 博樹 君 |
| 健康増進課長 | 澤 佐和子 君 | 選挙管理委員会書記長 | 重村 浩次 君 |
| 総務課長補佐 | 寶永 英樹 君 | | |

～令和3年度伊仙町一般会計予算他5特別会計当初予算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午後 1時00分

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

ただいまから、令和3年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会を開会します。

日程第1 議案第15号、令和3年度伊仙町一般会計予算について、昨日に引き続き質疑を行います。質疑はございませんか。

○5番（清 平二君）

ページ81ページ、農業支援センターの17備品購入が60万ありますけど、これ、どういう備品を購入するのか。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの清議員の質問にお答えをいたします。

こちら、土壌分析用の蒸留水を製造する装置でございます。今、ジャガイモの植え付けシーズンであったり、春植えの植え付け、夏植えの植え付けシーズンに、農家の方が土の、土壌分析のほうの依頼が来るんですけれども、こちらのほう、正確な分析を行うためには、蒸留水による機材、容器の洗浄作業が必要ということで、今回新たに備品購入ということで、予算を計上させていただいております。

○5番（清 平二君）

蒸留水用の備品ということですけども、これは蒸留水購入したほうが安く上がらないの。60万もかけて、これを買う。途中で故障とか、そういうのをしたら、購入したほうが蒸留水は安くできないんですか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちら、土壌分析を使用するに当たっては、蒸留水を大量に使用するというので、備品で整備したほうがいいんじゃないかという判断の基に予算を計上させていただいております。

○5番（清 平二君）

費用対効果を見て、蒸留水を多量に使うということですけども、そんなに多量に使うのかどうか。水道水を使って、その後に洗浄して使うんだったら、そんなに使わないんじゃないかなと、その辺のところは、やっぱり、費用対効果を見ていただきたいと思いますけども、農業支援センター、全体的に見て、農家にどのぐらい役に立っているか、農家が頼っているというか、そういうのが、分析等があれば、教えていただきたいです。

○経済課長（仲島正敏君）

まず、先日来、答弁いたしましてしておりますとおり、研修生の確保ができていないということで、この点につきましては、心苦しく思っております。農家につきましては、今、令和2年度で土壌分析が556件ほどの依頼を受けているということと、そのほかにも、今年度から新たに、農家ということではないんですけれども、農福連携ということで、にじいろクラブの子供たちと野菜作り等をし

ながら、そういう連携の場を広げていっているようなところでございます。

○5番（清 平二君）

やっぱり、費用対効果を見て、農家が頼れるような支援センターを、運営をしていただきたいと思います。

次に、ふるさとレストランプロジェクトの1報酬ですけれども、これは任用職員ということですが、役場に勤めるのか、東京でやるのか、説明していただきたいと思います。

○未来創生課長（名古屋二君）

ただいまの質問にお答えします。

この前もお話、昨日ですか、答弁しましたとおり、ふるさと納税の返礼品ということで、ふるさとレストランを利用してもらうということでお話したんですけれども、これ以外にも、ふるさと納税の返礼品の手伝いをしたりとか、そういうことで、役場のほうで勤務いたします。

○5番（清 平二君）

89ページ、7商工費、1商工費、1商工振興費の18プレミアム付商品券発行事業が300万組まれていますけれども、これは町民全体に行き渡るような方法でしているのかどうか、お尋ねします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

このプレミアム付商品券につきましては、全世帯が購入するというものではなくて、商工会に対しまして、20%だと思いますが、20%の割増しの商品券でありまして、全世帯に渡るわけではありません。

○5番（清 平二君）

やはり、町から、一応、こういった補助金等を出していますので、極端な言い方をすると、プレミアム券が何月何日から何日までというチラシ等が入っていますけれども、もう、2日、3日したら、すぐ売れ切れてなくなるような状況ですので、これを役場から出しているの、1人で何十枚も買うのではなくて、何か、各世帯に行き渡るような方法でしていただきたいと思いますが、例えば、これは保険証を持ってきて、世帯にプレミアム券の1万5,000円ですか、で、保険証を持ってきて買うとなれば、税金の納めている人たち、あるいは、社会保険の方であっても保険証を持ってきたら税金を納めていると、何かそういうので、世帯に行き渡るような方法があると思いますけれども、うわさによると、金のある人は近くの人を頼んで、まとめ買いをしていると、それによって、世帯に渡らないということが生じているという話もありますので、そのように町から出している金は、なるべく、平等にやるような方法でできないのかどうか、改善できないのかどうかをお尋ねします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

委員ご指摘のとおり不平等感がないように、以前、私が実際に購入しました際には、集落名と氏名を書いて、お一人何枚という制限をかけて商工会のほうでやっています。より正確に行うために、商工会のほうと打ち合わせをしまして、偏らないような配慮をしていただくように要請していきたいと思います。

○5番（清 平二君）

ぜひ、町民に平等に行き渡るように改善していただきたいと思います。

次に、90ページ、商工会1、7商工会、項1商工会、2観光の委託料のトイレ管理委託料68万7,000円組まれていますけども、これはどこのトイレ、どの地区なのか。町内の観光地のトイレなのか、1か所なのか、説明をお願いします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

ただいまの質問ですが、トイレに関してですが、喜念浜のほうにあります、一番東側のほうの駐車場にありますトイレ、瀬田海、泉芳朗館、犬田布岬等々を清掃してもらっております。

○5番（清 平二君）

喜念浜とか、瀬田海あるいは犬田布岬ということですけども、こういう公衆のトイレの委託ですけども、なるべく、その集落の団体、例えば、婦人会あるいは老人クラブ、こういう方々に委託していただいたら、集落の方々も活性化ができるんじゃないかなと思いますけども、その辺のところは検討できるのかどうか、もし、できるものであれば、検討して、やはり、各種団体を活性化するような方向で進めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

今現在におきましては、シルバー人材センターに委託をしております。ご指摘の件が可能かどうか、また、集落の方々とも話し合いながら、検討させていただきたいと思います。

○5番（清 平二君）

その下、19負担金及び補助金、交付金の一般社団法人徳之島運営補助金30万組まれていますけども、これはどういう内容でしょうか。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

本補助金に関しましては、昨年までは尼崎市で行われていました徳之島祭りというものに補助をしていたものであります。新型コロナウイルスの影響により、この徳之島祭りが開催されなくなりましたので、その祭りへの補助金ということではなく、一般社団法人徳之島をPRしていただいているメンバーに対しまして、会の運営費として補助を組み替えたものであります。

○5番（清 平二君）

尼崎市にある一般社団法人ということでよろしいでしょうか。

次のページ、93ページ、商工費の1番上のページ、徳之島地区自然協議会負担金269万とあります。これについて説明をお願いします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

本補助金に関しましては、世界自然遺産を目指して、徳之島3町で協議会を設けております。その協議会の活動に対する補助金でありまして、自然保護その他世界自然遺産啓発にかけて、様々な取組をしている協議会に対しての補助金でございます。

○5番（清 平二君）

3町で活動しているということですのでよろしいですか。その中で、財源内訳がありますけども、世界自然遺産、自然登録の527万3,000円とありますけども、これはどこから入ってくるお金でしょうか。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

後ほど調べてお答えしたいと思います。

○5番（清 平二君）

95ページ、土木費の道路維持管理費の12の委託料430万1,000円とありますけども、これは県道沿いということですけども、どういう団体に委託させているのか。

○建設課長（福島隆也君）

ただいま清議員の質問にお答えします。

節12委託料、草刈り委託料ですが、これは、一応、東部、中部、西部に分けて、建設業の方々に委託しております。

○5番（清 平二君）

委託させている、東部、中部、西部に分けて委託させているということですけども、これは役場で基本的な見積もり等、何かしているのかどうか、お尋ねします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの質問にお答えします。

これは、建設課では積算システムがありますので、その積算の中の計算上の金額であります。

○5番（清 平二君）

やはり、こういうのは積算をして、町民に分かりやすいような委託料で発注していただきたいと思います。

次に、ページ、99ページ、公営住宅建設事業費の中で、12の委託料の公営住宅長寿命化計画策定委託料とありますけども、これは役場の中で、何か基礎的な計画はあるのか。それとも、もう業者にそのまま任せるのか、お尋ねします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの質問にお答えします。

この公営住宅等長寿命化計画策定委託料ですが、これ5年ごとに計画を見直しがありますので、その見直しを発注、委託して、今後の住宅の計画に策定しているものであります。

○5番（清 平二君）

5年ごとに行うということですけども、入札をして行っているわけですね。

○建設課長（福島隆也君）

一応、これは随契になっております。というのは、県の住宅政策の中で、住宅の関係する業者さんが鹿児島県に1社ということで、住宅政策室、鹿児島県住宅・建築総合センターに委託しているものであります。

○5番（清 平二君）

じゃあ、ほかに業者がないということで、随契ということによろしいですか。

○建設課長（福島隆也君）

ほかにいるかというのは、ちょっと、今、定かではないんですけども、とりあえず、これが平成23年から続いている業者さんでありますので、伊仙町の状態を分かっている業者ということで、随契しているところであります。

○5番（清 平二君）

これを何年も続けているということですけども、やはり、新たに切り開いていったら、また新たな道ができると思いますので、その辺のところも検討して、もう前から続いているから、伊仙町のことよく分かっているということであると、どうも、お互いになあなあでやっている感じがありますので、今後は新しい方も取り入れてやっていただきたいと思います。

次に、101、101ページ、防災まちづくり事業の委託料について、設計監理委託料についてお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

これは避難所等の奄振事業を活用した避難所施設の改修に伴う設計委託であります。

○5番（清 平二君）

建設課長にお伺いしますけども、普通、工事をしたら、設計監理委託料というのは大体何%ぐらいですか。

○建設課長（福島隆也君）

内容的なものは定かではないんですけど、今、総務課長が言われたように、設計管理と工事監理も、これに含まれているということで、その内容的に、そのパーセンテージはちょっと分かりません。

○5番（清 平二君）

設計委託料は普通幾らで組まれて、監理委託料は幾らで大体やっているかちゅうのが分かれば。

○総務課長（久保 等君）

事業に対して、目安はあると思っているんですが、今、何%が設計で、何%が工事監理というふうなもの、明確に今答える資料がないんですが、この1,200万の中には、設計の業務それから工事監理の業務2つ合わせた形での予算1,200万ということでありまして。

○5番（清 平二君）

私が見たら、ちょっと、これ、8,200万に対して、1,200万という工事設計と監理委託料と含んで、これはちょっと高過ぎるんじゃないかなと思うから、私は質問するのであって、だから、普通、何%ぐらいでしているんですかと聞いているのは、そこなんですよ。大体、普通だったら、工事設計何%だか、5%ぐらいですか。まだ高いですか。じゃあ、調べた後でお願いします。

次は、131ページ、一般職の総括表でありますけども、職員数が前年度は138名、本年度は244名、この理由を教えてください。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

前年度においては、会計年度任用職員をカウントしていませんでしたが、本年度から、この会計年度任用職員もカウントしたことによる数字の上昇であります。

○5番（清 平二君）

133ページに会計年度任用職員99名、前年度は99名、本年度は119名、ここでもあるんですけども、何か、そんなに二重になってカウントをするんですか、これは。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

先ほどの131ページの1総括表、これは全体の数字であります。その次のページには、会計年度任用職員以外の職員、132のアで、133ページのイのイは会計年度任用職員の数という表現であります。

○5番（清 平二君）

そこに前年度は0、括弧の中は0、本年度は105ですけども、こういう数字はどこから出てきたんでしょうか。会計年度任用職員、イもそうです。99と119、括弧してありますけども。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

前年度の99人というのは、社会教育課の歴民館の発掘作業員の数がこの中に含まれておらず、本年度119名については、その方々がカウントされているという関係上で、この数字の差額が出ているものであります。

○5番（清 平二君）

社会教育課の発掘している方々の数字がこの中に入って、本年度、去年は入ってなかったということですか。このアの143人と119人足したら、244になるんですか。262にならなきゃ、244という数字がどっから出てきたの。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時45分

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの執行部よりの答弁をお願いします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

先ほど92ページにおきまして、清議員よりご指摘を受けました527万3,000円、特定財源その他となっておりますが、内訳について説明させていただきます。

527万3,000円のうち、127万5,000円が地域振興推進事業ということで、県補助金であります。残りの部分が一般財源であります。ふるさと納税で充当されていまして、399万8,000円となります。

○建設課長（福島隆也君）

先ほどの清議員の防災まちづくり事業委託料、設計監理委託料1,200万円について、何%かということでありましたが、一概には、今現在、そういうパーセンテージで積算はしていないということです。現在は、建物の平米数、建物の種類、一般的なのか、複雑な建物なのか、あとは設計の委託料、これを全部鑑みて、設計、積算で、数字を、その金額を出しているということです。

○5番（清 平二君）

じゃあ、役場から出すときは、それだけ技術員がいないと出せないという、結果的にはそうだと思うんですけども、役場から想定して、どのぐらいかかるかというのは、そのパーセントを出してやるんじゃないですか。

○総務課長（久保 等君）

工事が8,200万であるから、その何%という決め方ではなくて、細々な、平米数、それから複雑さ、建物が改修なのか、新築なのかと、そういうことを個々に判断しまして、積算をして発注することになりますので、このパーセント発注じゃなくて、積算をして発注という形になっているということでございます。

○5番（清 平二君）

1,200万という予算が出ていますけども、やはり、これは入札をするときに競争入札をして、経費節減に努めていただきますようお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

はい、分かりました。これは金額を想定して計上しているわけですが、積算をして、入札にふさわしい金額で、また、工事の発注に向けて取り組んでまいります。

それから、先ほどありました131ページ、その説明の中で、アの部分、会計年度任用職員以外の職員、本年度143、下に括弧書きで9という数字があるんですが、これが職員の数、括弧書きが再任用職員の数、また、イにつきましては、先ほどと同様の会計年度職員の数を示してございます。先ほど総括表、この数字がどこから来ているのかというところでありましたが、すみません、この総括表の数字の間違いでありますので、すみませんが修正をお願いしたいと思います。

本年度244と書いているところが262、括弧書き128、前年度138が244、（105人）であります。

上から順番に参ります。

262、128、244、105、下の比較18と23であります。

すみません。訂正をお願いいたします。

○5番（清 平二君）

今現在の職員の定数条例は何人ですか。

○総務課長（久保 等君）

現在の定数条例においては、150名であります。

○5番（清 平二君）

会計年度任用職員、これは臨時職員も、入れて119名と、本年度は119名と見てよろしいでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

令和3年度の予算上においては、この数字であります。また、この間、希望者等が少なくなった場合は変化がございますが、今、この予算書に従っての人数は119というふうになっております。

○5番（清 平二君）

一般会計については、一応、これで終わりたいと思いますけども、次に、私は、特別会計との関連がありますので、これは特別会計の最後のときに、一般会計のほうに帰ってきて、質問してもいいかどうか、お伺いします。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

一般会計については、終結して、採決する関係上、また、戻って質疑というのはできないんじゃないですか。

○5番（清 平二君）

予算じゃなくて、一応、この中身の職員数とか、そういうものによって尋ねたいんですけども、予算の質問ではなくて、職員数の人数について、ちょっと教えていただきたいというのがありますので。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

職員数の人数については、今、採決しないうちに一般会計については、どれがどれと、ここにありますので、これについて質問すればいいんじゃないですか。

○5番（清 平二君）

いや、それ、議長じゃ、当局のほうにお願いします。いいのか、どうか。職員の数、ちょっと一般会計とか、国保とか、介護とか。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時54分

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に続きまして会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

○13番（樺山 一君）

令和3年度一般会計予算について質疑をしていきたいと思えます。

歳入のほうの14ページ、款12分担金及び負担金、項1分担金、款13使用料及び手数料、項1使用料、清議員からも質疑がありましたが、総務使用料のIRU芯線利用、芯線使用料についてですが、決算で、この使用料の納入関係で問題になりましたが、令和2年度の使用料は業者のほうから納められていますか。

○未来創生課長（名古屋二君）

ただいまの質問にお答えします。

毎年契約上3月に請求を出しまして、5月の決算までには支払うという形になっていますので、まだ請求書も、今から出す予定になっております。

○13番（樺山 一君）

3月に請求して、決算までじゃなくて、出納閉鎖までもらうべきじゃないですか。

○未来創生課長（名古屋二君）

失礼いたしました。出納閉鎖までということです。

○13番（樺山 一君）

町長にお伺いしたいと思いますけども、町側のミスか、個人的なミスか、分からないんですが、この10年前に工事をしたときに、このインターネットのこれが引き込まれてないところが伊仙町内にあるんですよ。それが町のほうは、本人が申込みしなかったから引き込まなかった、そして本人は、聞きに来なかったとか、いろいろトラブルがあるようなんですが、そういうトラブルがあるのはご存じですか。

○町長（大久保明君）

不覚にもそれは全く記憶にありませんけど、ただ、当初は無償でやったんですけども、新規で来た方々に対しましては、いろいろ引込料金を取ったときに、いろいろトラブルが多少あったとは聞いております。

○13番（樺山 一君）

その方はずっと島にいらっしゃって、もちろん僻地なんですよ。もう僻地に住んでいるもんだから、連絡も行かなかったと思うんですよ。担当課はご存じだと思いますけども、そういう事例がありまして、私がこの間、徳之島ビジョンのほうに、その方の家まで引き込むの幾らかかりますかと見積もりを出していただいたんですよ。131万かかるらしいです。しかし、やはり、その方はインターネットが必要だと言っています。それを、町長、どう思います。そういう取り残された町民がいるということ、やはり、そのときのお互いの、町が悪い、本人が悪い、そういういきさつはあるかもしれませんが、現実には困っていますので、私は、町が負担してでも引いてあげるべきだと私は思いますけど、どうですか、町長。

○総務課長（久保 等君）

先ほど町長が答えたとおり、その10年前、私も当時の企画課にいたわけなんですけど、そういう取り込み不足があったということは、また、分らなかつたところでもあります。このことが、また必要ということであれば、それはまた町のほうで対応しなければならないと考えております。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、対応していただきたいと思います。その方は、パソコンを買ったらしいです。そして、インターネットしてみようと思つたら、引込みがなかつたらしいです。10年前に。そういう状況ですので、ぜひ、前向きに進めていただきたいと思います。

それと、同じページの目4土木使用料、公営住宅使用料についてお伺いします。

この公営住宅使用料は、例えば、普通の一般の町営住宅、そして、定住促進住宅、それぞれ区分がありますけども、この公営住宅というのは、やはり、所得制限があつて、所得の高い方は入れないのか。それとも、どのような形の条件があるのか、少し説明をしていただきたいと思います。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの樺山議員の質問にお答えします。

所得、低廉化という補助を使って住宅を建てますので、家賃の、収入の低い人を対象に住宅に入れるような仕組みの補助で住宅を建てていますので、その対象者を入れるような形になっております。家賃の、高額所得者は審査のときに、もう、はねるような形になっております。家賃についても、近傍同種と言つて、その周りの住宅の家賃と照らし合わせながら、個人の収入と周りの家賃との格差を国が補助するという形で行っている住宅であります。

○13番（樺山 一君）

例えば、所得の制限があると、所得は幾ら以上でしたら入れないんですか。

○建設課長（福島隆也君）

今、具体的な数字が、ちょっと、今、前はちょっと1回勉強したんですけど、今ちょっと忘れてまして、また後でお答えしたいと思います。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、調べていただきたい。そして、例えば、家賃に、家賃を積算する場合、もちろん夫婦じゃなければ、入れないわけですが、大体夫婦、その夫婦の所得なのか。それとも、その世帯主だけの所得で判断するのか。どのような判断をしているのでしょうか。

○建設課長（福島隆也君）

これは夫婦の所得によります。

○13番（樺山 一君）

それは条例で、伊仙町は決めているということによろしいですか。例えば、他町村の場合なんかどうですか。いや、私、何も知らなく聞いているだけです。いろいろ揚げ足を取るつもりなんか全くありません。他町村等はどうか。

○建設課長（福島隆也君）

家賃については、前年度の家賃、例えば、都会から来る方の高所得の方は、最初の年には、ちょっと入れないという形になっております。あと、他町村の関係ですが、ちょっと、今、調べてから、またお答えしたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

前年度の申告、所得によって、この家賃を算定しますので、収入が多かった人は計算をすれば、はねるというんじゃなくて、高くなるということです、それよりも安いところを探すということになりますので、その収入によって支払う家賃の住宅料が違ってくるとい考え方です。

○13番（樺山 一君）

私が、なぜ、こういうことを質問するかというのは、住宅は毎年造っている。それでも足りない。しかし、そこに入ってはいけない、所得が高い方等が入ってないか。例えば、役場の職員とか公務員、そういう方々が入ってないか。そういうのを精査をして、一般の例えば、収入の低い方々が入れるような形で、行政で進めていただきたい。そういうのをしないと、住宅幾らあっても足りないですよ。幾ら造っても、いつも足りない。だから、そういうのを精査していただきたい。要望します。

それと、下の滞納繰越分150万円の歳入が取れていますが、例えば、家賃の高額滞納者なんて、今、幾らぐらい滞納されているのですか。それと新しく造った住宅、例えば、最近目手久団地とか、いろいろありますけど、そこに入っている方々、新しい住宅で滞納されている方もいらっしゃいますか。お伺いします。

○建設課長（福島隆也君）

高額滞納ですが、最高は100万以上の方もおります。

2番目の新しい住宅ですか。今、知る限りはないと思っております。あとは、定住促進に関しては、100%家賃はもらっております。

○13番（樺山 一君）

その高額滞納者は、まだ住んでいます。住宅のほうに。もう、そういうのは、住んでいなかったら、町の顧問弁護士と相談して、不納欠損として整理していかないと、いつまでも、そこに計上するのはどうかなと私は思いますけど、そういうのも整理をしてほしい。取れないのは取れないわけだから、どうしても。例えば、それだけ取る、払う力がないかも分からないし、そういうのを勘案して、いろいろ、そういうのを整理していただきたい。それと、その下の目5教育使用料、節1社会教育使用料ありますけども、この間、一般質問で、佐田議員の一般質問で、社会教育課長が答えていたと思いますけど、歴史民館の入館料は1か月一遍だったのを1週間一遍にすると、それ、町の財務規則なんか読んだことありますか。金が入れば、その日のうちって書いてありますけど、どうですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えします。

歴史民俗資料館の入館料につきましては、入館しない日もあったり、今現在は1か月間まとめて、入金収入処理をしている状況でございます。

○13番（樺山 一君）

ただ、社会教育課長だけ、私責めているわけじゃないですが、たまたま、それだけ覚えていたものですから、答弁で。ぜひ、ほかの課長さん、歳入が入れば、現金が入れば、その日のうちに会計のほうに納めていただきたい。そうしないと、この間みたいなの、佐田議員が一般質問した事案が起こりますので、ぜひ、そういうふうにしていきたい。

それと、歳出の61ページ、これも佐田議員、61ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目2環境衛生費の節10需用費の中の犬の観察とか、そういう、いろいろ需用費がありますが、これも、例えば、狂犬病の予防接種を受けたら、その獣医師さんに払う薬品代とか、委託料、ぜひ、会計に歳入を取って、その獣医師さんに振り込むとか、そういう方向を取って、6月議会でも補正で組み替えて、予算化して、例えば、狂犬病の予防接種代を所有者の方から、犬の所有者の方から集めて、そのまま直接入金するだけじゃなくて、会計のほうに歳入を取ってすれば、間違いがないと私は思います。そして、その職員がずっと預かるような形はないと思いますので、ぜひ、そういう対処もしていただきたいと思いますが、できますか。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

委員がおっしゃるとおりでありまして、課内で、この件に関して検討を重ねました結果、今年度におきまして、注射の時期を少しずらしまして、6月補正で補正後、注射を行って、歳入として、きちんと予算書に計上できるようにしていきたいと思います。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、予算書に計上して、歳入があった場合は、その日のうちに会計に納められるような、そういうシステムづくりをしないと、ああいう事例が起こったりしますので、ぜひ、進めていただきたいと思います。

次に、最後に、104ページ、款10教育費、項1教育総務費の中の目2事務局費です。の104ページの委託料ですか、委託料、送迎業務委託119万円について、説明をお願いします。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの樺山議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

こちらのほうは、各小中学校、幼稚園も含みますが、プール事業、遠足、校外学習、こういった形を全て、長寿子宝社のほうに委託をした金額を計上させていただいております。

○13番（樺山 一君）

各小中学校ですか。小中学校の幼稚園のプール、プールといいますと、ほーらい館のプールへの送迎費用ですか。それを長寿子宝社に委託して払っていると。しかし、金を長寿子宝社のバスが金

を取っていいものですか。ちょっと私はちょっと分からないんですが、お金を取って送迎していいものかどうか。ちょっとお答えいただきたいと思います。

○教委総務課長（上木正人君）

こちらのほうは、長寿子宝社が一般社団法人になってございますので、こちらのほうと本町と委託業務契約を結んでいるところでございます。

○13番（樺山 一君）

私も、悪いのか、よいのか、ちょっと勉強不足で分からないものですかからお尋ねしているだけであって、例えば、学校側は長寿子宝社のほうに教育委員会のバスもただで貸してあげて、そして、また、それから長寿子宝社のほうにお金まで払うのか、ちょっと疑問があるんですけど、そうするんですしたら、教育委員会のバスで、ただで職員がでも送迎してあげれば、この金は要らないんじゃないですか、どうですか。

○教委総務課長（上木正人君）

確かに、令和元年度までは、学校行事、幼稚園行事全てをうちの職員が、免許を取得している者が送迎を行っていたということは聞いてございます。その場合、自分の持ち分の業務がおろそかになってしまうということで、こちらのほうは、改善していかなければならないのではないかなということで、こちらのほうを提案させていただいて、令和2年度から、この業務委託契約を結んだところでございます。

○13番（樺山 一君）

私も勉強不足で、そこまで詳しく分からないものですかから、調査して、例えば、法律的に引っかかったりしないのか、また調査して、後ほど答弁をして、後ほど、また、資料でも出していただきたいと思います。

以上で終わります。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

これで、樺山 一君の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

○6番（岡林剛也君）

令和3年度一般会計予算書について質疑をいたします。

予算書14ページ、明細書13ページ、総務使用料、職員駐車場使用料78万円ですけども、この場所を教えていただきたい。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

場所については、今、信用金庫の端のほう、町役場の隣の線から電柱、今、南側に電柱が立っているんですが、そこにかけて、町で購入をいたしまして、令和3年度新庁舎を造る用地として購入してありますので、その残った部分の処理をということで、今、発生しているのが、その購入以外

のところの部分であります。

○6番（岡林剛也君）

町が購入した残りの東側ということですが、たしか、これ昨年も100万円あって、今年、歳入が78万になっていますけど、32ページの歳出では100万円になっていると思います。面積が減ったのに、同じ100万円を駐車場代として支払っているのかどうか、お伺いいたします。

○総務課長（久保 等君）

この場所購入する前には、年間150万円のお支払いでありました。去年、そういった土地購入をしたことによって、100万に下げて、支払いをしているところでもありますので、その面積に合わせて、以前150万だったところを100万円に下げて使用しているというところでもあります。

○6番（岡林剛也君）

はい、分かりました。残りのこの22万は、78万は職員から集めて、22万は町から出しているということですね。分かりました。

それと、役場前の道挟んで、今、役場が使っている駐車場ですが、あそこは地主の好意で使わせていただいているということですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

当敷地については、そのまま放置しとくと草が生えて、見苦しかったり、そういうことがありますので、整地をしたり、除草したりということで、今使用している部分については、無償で貸していただいているところでもあります。

それについて、また、水がたまったりしないように、整地等も行っているところでもあります。

○6番（岡林剛也君）

続きまして、予算書24ページ、明細書は31から32ページです。

雑入、水産業雑入、漁業集落事業違約金18万円。その次の社会教育費雑入、多世代交流機能拡張事業違約金48万円、それぞれの今現在の入金済額と残りの残額をお伺いします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在4月から先月の2月までの分で、27万5,000円入金があります。残金としましては、318万9,280円になっております。

○経済課長（仲島正敏君）

岡林議員の質問にお答えをいたします。

離島漁業支援事業の違約金につきましては、今年度2月までで、5万5,000円入っております。

ちょっと残金につきましては、また、調べて、後ほどお答えをしたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

去年の4月から2月まで、それぞれ順調に入っているみたいですが、幾らずつ入金されてい

るのでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

離島漁業のほうで、月5,000円でございます。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

こちら、社会教育課の分に関しては、2万5,000円ずつ入金がされております。

○6番（岡林剛也君）

まだまだ先は長いですが、諦めずに頑張って回収してください。

続きまして、歳出の予算書29ページ、明細書が34ページですか。総務管理費、節8旅費の研修旅費、この研修旅費の内容をお伺いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

当初予算の説明でも、ちょっと触れたんですが、前年度、令和2年度コロナウイルス関係で、新人研修、そこができなかったものですから、令和3年度に、また、その新規採用者の職員研修等を計画しているところであります。

○6番（岡林剛也君）

令和2年度の新卒採用者と係長級となっていますけども、この講習、研修の内容はどういったものなのでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

公務員としてのモラルやその条例、規則、そういうところの見方とか、そういうところの公務員としてあるべき姿といいますか、その辺の研修を新人研修については行っているところであります。係長研修については、その職場の部下ができるわけですので、その辺の指導等も研修として行っているところであります。

○6番（岡林剛也君）

この研修は、どこで、誰が、どのくらいの期間行うものなんですか。

○総務課長（久保 等君）

自治研修センターの主催の下、新人研修については、吉田の研修センター、その係長について、その年によって、また場所が移動したりするので、また、その案内に従って、出席するということになります。

○6番（岡林剛也君）

時期とかは、まだ、具体的には決まってないのでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

例年6月頃に行われているんですが、今回、まだ通知が来ていませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、6月頃に、またその案内が来るものだろうと考えております。

○6番（岡林剛也君）

昨年も研修しようと思っていたんだけど、このコロナ禍で、それができなかつた。そのせいかわろいは分からないんですけども、多分、そういうのがなかつたんで、今回、いろいろ不祥事が発生しているということもあると思うんで、ぜひ、引き続き、こういう研修はどんどん職員に受けさせて、職員のスキルアップや、また、町民に対しても適切な対応が取れるよう、それぞれの心構えとか、そういうのもしっかり指導して行ってほしいと思います。

続きまして、予算書30ページ、明細書が34ページ。節9町長交際費80万とありますけども、明細では対外関係機関との交渉他とあるんですけども、これは具体的にどのようなことに使用されているのか、お伺いします。

○総務課長（久保 等君）

各事業等、そういった関係している業者との打ち合わせとか、その際に使うものでありますので、今年においては、数が少なかったんで、はっきりした残金は分かりかねますが、今年については、そこまで利用してございません。

○6番（岡林剛也君）

ちょっとお伺いしたいんですけども、葬式の香典とかも、ここからは出せるということになっているんでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

すみません。質問中に調べてお答えいたします。

○6番（岡林剛也君）

それでは、先に進みたいと思います。

予算書36ページ、明細書が39ページ、節12委託料オリパラホストタウン交流事業50万円とありますけども、先日、たしか、ボスニアヘルツェゴビナがオリパラ不参加とたしか言ったと思うんですけども、そうした場合、この50万円はどうなるんでしょうか。

○未来創生課長（名古屋二君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まだ、正式な文書が来てないものですから、今回計上させていただきました。もし、不参加ということになって、また交流ができない場合は、落とすことになると思います。

○6番（岡林剛也君）

次、同じく、その下です。先日から話題になっている地域コミュニティバス事業委託料170万掛ける12か月の2,040万ですか。これはどうやって、この金額を算定したのか、お伺いします。

○未来創生課長（名古屋二君）

ただいまの質問にお答えします。

先だって、報告したのが、170万円掛ける12か月ということなんですけども、地域コミュニティバスということで、長寿子宝社のほうと健康増進課、地域福祉課、また未来創生課ということで、月

1回ぐらいの会合を持っていまして、その中で、人件費、あと燃料費とか、他もろもろ、大体月170万円ぐらいかかるということで、掛ける12か月で2,040万を計上させていただいております。

○6番（岡林剛也君）

あそこの運転している方々は、会計年度任用職員だと思うんですけども、そうだと、ここでも人件費を取って、そこから人件費を取るということですか。

○総務課長（久保 等君）

今、向こうに移っているバスの運転手は、役場に所属する会計年度任用職員ではありません。向こうで支払いをしているということでもあります。

すみません。先ほどの岡林議員の質問にお答えいたします。

長が、長というのは、町長の件です。儀礼的にする慶弔金の出科目は、交際費が適当であるということでもあります。

○6番（岡林剛也君）

ということは、香典を出しているということですね。

○総務課長（久保 等君）

金額面は、今、どっちともは、個人的に2,000円程度ということでもありますので、その程度をこれから支出していることでもあります。

○6番（岡林剛也君）

葬式に行く場合、町民をみんな行っているのか、それとも行っていない人もいるのか、お伺いします。

○総務課長（久保 等君）

町民生活課のほうに死亡届が、事例があった場合には行きますので、そのときに、町長のほうに、ここ、こういう届けがあったという連絡を入れて、出張とか、いない場合を除いては出席をしているというところでもあります。

○6番（岡林剛也君）

それは個人情報の観点からどうなんですか。わざわざ、みんな、誰かが亡くなったら、町長に知らせないといけないんですか。

○総務課長（久保 等君）

個人情報という点であれば、私もちょっとそこは配慮が足りなかったと思いますが、町民等が亡くなった際に、そういうことを知らずに失礼するということもあり得ますので、また、それは気をつけてまいりたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

続きまして、予算書、また、40ページ、明細書43ページ。

18負担金補助及び交付金のサテライトオフィス事業の節18の25万円ですけども、これ、前来ていただいた企業が、この3年の8月で、丸々3年間180万円補助をしたわけでもありますけども、この町

関係の仕事、これは町から何回ぐらいお願いしたのかと。また、補助が8月で終了するわけですが、その後も引き続き残ってやっていってくれるのか、お伺いします。

○未来創生課長（名古屋二君）

ただいまの質問にお答えします。

今、ちょっと手元に資料がないので、どれぐらいの仕事を任せているかという点については、ちょっと分かりかねますけども、一応、8月以降もいてくださるという話を聞いております。

○6番（岡林剛也君）

せっかく180万も町から補助して、その後、また、補助が終わったら、帰って行かれたとかということがあったら、何のためにやっているのかなということになりますので、ありがたいことだと思います。引き続き頑張ってやっていって下さい。

次、予算書40ページ、明細書は43ページの目15庁舎建設事業費、今年は15億9,742万円ですけども、これの市町村役場緊急保全事業債が14億3,760万とありますけども、これ普通に自前で建てた場合と一体どれぐらいのコストが削減されるのか、お伺いいたします。

○総務課長（久保 等君）

この市町村役場機能緊急保全債であります。資料を後ほど議員の皆様にお配りはしたいんですが、それによって、約3億7,000万ほどがこの起債でありまして、また、それに残るものが交付金として、また返ってくるという仕組みでありますので、今回、この事業に乗せないの造るとなると全てが単費で、この庁舎については、古くなったり機能不全した場合は、自己資金で造ることになりますので、全てが町の単費で対応しないといけなくなりますので、その分、今回のこの時期に、この起債使って造るほうが、後もって、また、数字的なものお示しますが、この起債を使って建設したほうが明らかに有利であるというふうに考えております。

○6番（岡林剛也君）

後で、また、詳しい資料を要求しときます。

これ、令和2年度は、たしか1億300万円ぐらい基本設計その他ありましたけども、たしか、設計事務所との契約はもう済んでいると聞いたんですが、その金額はお幾らでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

令和2年度においては、基本設計を2月まで行いまして、2月末で完成を見たところであります。3月1日に実施設計のほうを契約してございます。そのほかに、今、行っているボーリング調査を発注しているところであります。金額については、メモがないので、また、詳しくお知らせしますが、実施設計においては、4,300万程度だったと記憶していますので、また先ほどの起債の資料と一緒にお配りしたいと考えております。

○6番（岡林剛也君）

分かりました。よろしくお願ひします。

それと、3月12日です。ほーらい館で基本設計報告会というのがありまして、その中の説明で、

1階の庁舎内の一面に徳之島ビジョン室なるものが図面に掲載されていたんですけども、これは一体何でしょうか。たしか、この間も説明はあったんですけども、サーバー室で使うとか、いろいろありましたけども、これは一体どういうことでしょうか。もう一度、説明をお願いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今現在、光ファイバーの中心となる電算室を消防の斜め後ろ、小学校側に今あるんですが、そのサーバーが交換したのが、おとし、約1億ぐらいをかけて更新してございますので、今回それを、道も広げるという計画もあるんですが、それを今庁舎建設に合わせてするとすると、新たに、また、そのサーバーを準備しないと、そのサーバーを移す期間がまたネットが使えないなど不具合が生じて、そういう、また、変えたサーバーを新たにまた入れるという経済的にも、今回移すことのほうが不利という判断で、新庁舎の中に、中からは入ることができない。外から鍵をかけて、今、電算室のような機能を庁舎の中に準備しようかということでありまして、その設計をして、基本計画をしていただいたところでありまして、まだ、次の今回のIRU契約については、10年間は過ぎて、1年は、お互いに変更がなければ、合意の下に契約があれば解約できるんですけども、今、そういった協議もないし、このまま1年は継続するというのでしてありますので、ここが移る時期もそうなのかといえ、それは見えないところでありまして、ビジョンという表現は間違っていたのかなと思っています。そこは電算室という表現でしなければならなかったと反省をしているところでありまして。

○6番（岡林剛也君）

あくまでも電算室であると、便宜上、徳之島ビジョン室と書いてあるだけということでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

便宜上ということではなくて、今、電算室をそこが管理しているというところで、そのような表記になってしまったということでありまして、その点は、また、こちらの配慮が足りなかったと反省しておるところであります。

○6番（岡林剛也君）

分かりました。

続きまして、予算書70ページ、明細書が68ページ。

項2目1清掃総務費、節12委託料、脱炭素型地域づくりモデル事業1,000万円なんですけども、これは昨年も同じ事業がありまして、そのときの説明では、生ごみの堆肥化の実証モデル地区選定や農業福祉の連携を図るための実施計画策定費であると、それなりの知識などを有するために公募型プロポーザルで委託業者を選定するという説明だったんですけども、昨日の答弁で、熊本の業者が委託していると、生ごみと牛ふんを使って、堆肥のペレット化などとおっしゃっていたんですけども、令和2年度の1,000万円で、この計画は策定されたのか。また、それはちゃんと町に報告されて

いるか。今年度はどのような事業内容になり、また、委託業者は別にプロポーザルで選定するのか、お伺いします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

令和2年度における実績については、現在、実績報告書等を整理しまして、補助金の実績報告を行っている途中であります。これが完了次第、議員の先生方並びには、その実績報告書を元に報告をさせていただきたいと思っております。

今年度におきましても、同様のモデル地域づくりモデル形成事業を委託するという事で、プロポーザル方式において、再度事業実施するというように、担当のほうから伺っております。これにつきましても、前年、生ごみと牛ふんによる堆肥を作成し、今現在も実証実験を行っているというような旨の報告を受けています。本年度におきましても、これに、さらに、新エネルギー、再生可能エネルギーを活用した脱炭素ということで、国のほうも脱炭素に向けて取り組んでいる。これに向けてのモデル事業ということで伺っております。あくまでも本年度は再生可能エネルギーを活用、利用して、それに含めた形での地域モデル形成事業というふうにご伺っております。

○6番（岡林剛也君）

昨年の分は、今、実績報告作成中ということで、議会にも報告すると。本年度は、また、再生可能エネルギーを活用した脱炭素モデル事業ということで、これは今からまたプロポーザルで選定していくということよろしいでしょうか。

続きまして、予算書81ページ、明細書79ページ。

目17農業支援センター運営費、節18新規就農支援事業216万円なんですけども、先ほど課長が心苦しいと言っていましたけども、今回、令和3年度は、栽培品目は何をするつもりで、どういう計画になっているのか、お伺いします。

○経済課長（仲島正敏君）

今、先ほどから、先日来申し上げておりますとおり、研修生のほうは、応募に至っていないということでございますけれども、それ以外に、今、先ほども説明しましたとおり、まず、農福連携のほうを取り組んでまいるといふことと、3年度におきましても、引き続き今もAコープの隣の圃場のほうで、皆様、農家の方が普段できないようなジャガイモの栽培の薬品の実験であったりとかしながら、それ以外にも考えているのが農業支援センターの短期講座ということで、年間を通じて短期講座を開催してまいりたいと思っております。

講座の中身といたしましては、園芸品目に関する栽培管理や土壌に関する分野、病虫害対策の座学を中心とした内容でございます。こちら、農家のみならず、皆さん農業に関心を持っている方に対しまして、研修をしてまいりたいと考えております。

○6番（岡林剛也君）

いやいや、私が聞いたのは、新規就農支援事業なんです。栽培はバレイショと。

○経済課長（仲島正敏君）

すみません。質問の意図が私のほうが理解できずに申し訳なく思っております。

新規就農の方が参りましたら、まず、農業でどの分野をしたいかということ、相談に来た場合も、まず、窓口のほうに来た場合、お互い話をしながら、どの品目を選びたいということがございますので、そこに合わせまして、研究カリキュラムを立ててまいりたいと考えております。

○6番（岡林剛也君）

毎回、広報とか、チラシとかで募集していますけども、もう何年もそれでやってきて、ほぼ成果がないと集まらないということです。ほかの対策を講じたほうがいいんじゃないかと多分皆さん思っていると思いますが、そういうことは考えたことはあるのか、ないのか、お伺いします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらに関しまして、本当に募集をかけながら、なかなか応募がないということで、今年度も、今1名相談に来るということで、コロナ禍ということで、まだ来られてはないんですけども、話がございます。また、ないということで、経済課の中で、今、何度も今後、募集の方法に関しましても、現在、広報誌と町のホームページのみの掲載でございますけれども、今後、町のフェイスブック等にもアップをしながら、また、いろんな媒体に募集をしているということを告知しながら、研修生が確保できるように頑張りたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

1つ、ちょっとお伺いしたいんですけども、あそこ、職員もあまりやることなく、多分、時間はたっぷりありそうなんですけども、補植用のキビの苗とか、そういうものをどんだんだんだん何万本でも生産されて農家の方に配っていけば、いいんじゃないかなと私は常々思ったんですけども、そういうことは考えられないか、お伺いします。

○経済課長（仲島正敏君）

今、補植の苗に関しましては、天城町の瀬滝のほうで作っているんですけども、そこに関しましては、また、伊仙町の支援センターのほうで出来ないか、協議は可能だと思っております。

○6番（岡林剛也君）

ぜひ、別に協議はしなくていいですよ。伊仙町単独でもやろうと思えば、多分できると思うので、よろしく願いいたします。

続きまして、予算書90ページ、明細書の86ページ。

目12観光費、節14工事請負費6,365万円、町負担が40%ですか。観光拠点連携整備事業奄振の補助で、小原海岸の遊歩道設置と道からのアクセス道路、駐車場、トイレ、休憩、展望場、看板設置などとあって、6,365万円となっていますけども、遊歩道の幅とか、手すりはあるのかとか、材質です、上の崖から海岸まで何mぐらい整備されるのか、お伺いします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本事業におきましては、議員の先生方に視察をいただきました小原の海岸線を整備するものであります。アクセス道路、バスを駐車したところですか、そこから崖のほうの縁のほうまでですが、ここが300mあります。幅員を3m取りまして、予算額として900万のアクセス道路を予定しております。

続きまして、崖のほうの階段を設置するように計画してまして、現在、里道を主に極端な幅幅を行わないような状況で、幅を1m取りまして、本数で約400本、プラスチックを混ぜた疑似木を活用して、これでもって階段を設置し行う予定であります。すみません。疑似木は600本、メーター数にしまして、400mを計画しております。

手すりに関してですが、350mを予算組んでおります。あと、サイン看板、誘導灯、サイン等を計画してまして、本年におきましては、トイレ等の整備は、今期は予定しておりません。次回となります。

以上です。

○6番（岡林剛也君）

なかなか町民にも知られていない穴場的な場所なんですけども、1つ、懸念されるのは、あそこ非常に急峻と言え急峻な崖みたいな感じで、あと草もすごくて、ハブの危険や、あと前回行って分かったんですけども、イノシシの獣道もあるということで、その安全面も考慮して、草刈りを頻繁に、夏場なんか月2回はしないとイケないんじゃないかなと思うぐらいのところなんですけども、その辺の管理とかは、まだ考えておられないのか、お伺いします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

ご指摘の今回の整備地区に関しては、国立公園内になっております。安易に管理ということで、希少な植物や動植物等を傷つける等もできないような状況になっておりますので、管理に関しては慎重に行う必要があると考えております。また、係と十分な協議を行って、皆さんの来場するお客様の安全を確保するために最大限の努力をしていきたいと思っております。

○6番（岡林剛也君）

そうなんです。そういうところは、環境省やらNPOの方々やと協議しながら、草刈り何なりに関してはやっていってください。

続きまして、予算書が96ページ、明細書90ページです。

項12道路橋梁費、節21補償補てん及び賠償金3,000万。

これ説明では、阿権馬根線の家屋3件分移転補償金とたしかになっていましたけども、この3件分で3,000万は単純に1件1,000万とした場合、これは土地の収用代も含まれているんでしょうか。お伺いします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの岡林議員のご質問にお答えします。

家屋移転等補償費は家屋だけの補償費であります。用地購入費は、また別途あります。

○6番（岡林剛也君）

そこは空き家ですよ。1件だけ、人は住んでいるんですか。

○建設課長（福島隆也君）

2件が空き家で、1件が倉庫であります。

○6番（岡林剛也君）

じゃあ、また、土地を移転させる、家屋を移転させるということは、その土地の購入も、これから町有地購入で、また出てくるということですか。

○建設課長（福島隆也君）

そうであります。土地の購入費も、また出てきますが、土地に関しては、額的には、そんなにならないという試算が出ております。

○6番（岡林剛也君）

分かりました。

続きまして、98ページ、明細書は93ページです。

公営住宅建設事業費2億4,583万円余りなんですけども、今回設計やら造成やら、予算書に載っていますが、西犬田布と崎原は今年度にも建設にかかるということで、あと設計で、阿三、馬根、喜念となっておりますが、阿三、馬根、喜念は、ここ数年の間に建てたばかりなんじゃないかなと思います。そんなに急ぐ必然性はないと思うんですけども、どういった根拠で、この建設場所を選定しているのか、お伺いします。

○建設課長（福島隆也君）

この計画は、ここにあります公営住宅等長寿命化計画というので計画しているものであります。最終年度が令和4年度、4年度で、喜念と馬根。今回新たに令和3年度で、阿三、カシナトウが、耐用年数がもう50年以上でありますので、該当するというので、急遽補正を入れたところであります。

○6番（岡林剛也君）

馬根は、あそこ校長住宅ありましたよね。校長先生が住んでいる。そちらを壊してやるという計画とかじゃなくて、たしか、用地購入費210万円でありましたけども、それはまた別の場所を探していると言っていました。あそこの今ある環境の劣悪な校長住宅はそのまま残すんですか。

○建設課長（福島隆也君）

校長住宅については、建設課の管轄外でありますので、教育委員会の管轄であります。

○教委総務課長（上木正人君）

岡林議員のご質問にお答えいたします。

馬根の校長住宅につきましては、今年度も引き続き使う予定でございます。

○6番（岡林剛也君）

個人的には、ああいうところほど、何とか改修して、建設課の予算を回すとか、そういう簡単に

はできないものなんでしょうか。

○建設課長（福島隆也君）

この予算は、国の予算が70%入っておりますので、別途また違う目的外の使用は認められないと思います。

○6番（岡林剛也君）

あくまでも長寿命化計画に従ってやっているということは、それに計画されたら、もう、そのとおり実施していかないといけないものなんでしょうか。

○建設課長（福島隆也君）

この件に関しては、1年1回の見直しもできると聞いております。ですので、その馬根に関しては、この計画どおりいくかというのは、また土地の状況次第で、また計画が変わるかもしれないということです。

○6番（岡林剛也君）

分かりました。

続きまして、予算書が118ページ、明細書は108ページ。

目3学習支援プロジェクト事業、節12委託料、東大ネットワーク委託500万円とありますけども、これは東大生とか、オンラインで多分何かすると思うんですけども、一体どういうことをしているのか。その内容と、この金額です、金額の根拠も併せて示してほしいと思います。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちら、現役東大生がネットを通じて、今、島内の学生に数学の授業をしている状況でございます。金額としましては、実施したコマ数で、約500万計上しているところでございます。

○6番（岡林剛也君）

コマ数とは、何回で500万になるんでしょうか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

すみません。今、ちょっと資料がないんですけど、たしか、1コマ1万9,000円、約2万円程度だったと思います。

○6番（岡林剛也君）

すみません。コマって何でしょうか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

1授業1コマということで、90分です、1コマ。1授業のことです。

○6番（岡林剛也君）

家庭教師とかだと、多分、これぐらいはするのかなと思いますけども、大体それぐらいの値段なんでしょうか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

契約する前、3者見積もりで入札をしている状況であります、大体それぐらいの金額になっております。

○6番（岡林剛也君）

この事業は何年目ですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

28年度から実施している状況であります。

○6番（岡林剛也君）

これは、生徒は何人ぐらい、年間でもいいですけども、28年度からですか、でも、総員でもいいですけども、そして、学力は上がっているのか。その辺の検証はされているのか、お願いします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

人数に関してですが、28年度から、あともって資料で提出したいと思いますが、今年度に関しましては、今50名の方が登録して、その授業を受けているところでございます。

また、実績といえますか、今、把握しているのでは、広島大学とか、熊本大学に進学しているところあります。また、その辺に関しましても、今担当のほうで、随時実際に東大ネット授業を受けた方に今アンケート調査を取って集計をしているところでございます。

○6番（岡林剛也君）

実績が上がっているということですね。それにしても、やっぱり、500万はちょっと腑に落ちないんで、何とか、入札していると言っていたので、大丈夫なんでしょうけども、分かりました。

次、予算書126ページ、明細書は115ページ。

目2給食センター運営費の、運営費がありますけども、あそこの給食センターも、もう築57、8年ぐらいはなっていると思います。前にも述べたんですけども給食センターの環境も劣悪、異物混入事案も発生していると、町長、教育長の見解も給食センターの改善は急務であるとおっしゃっていましたけども、町長、先日訪問したとおっしゃっていましたが、改めて実際行ってみてどう思ったか、お伺いいたします。

○町長（大久保明君）

給食センターは、この前、少し話しましたがけれども、以前から伊仙町で取り組んでいる、PFIの方が来まして、その方、給食センターも全国的に取り組んでいる方でありまして、翌日ですか、給食センター所長、そして、栄養士の方と話をしまして、早急に対応していきたいと考えています。具体的にこの前もいろいろ協議をした中で、いつ計画を立ててやっていくかということは、まだ正式に決まってない中で、予想以上にこういう事業で、例えば、庁舎じゃなくて、学校の各小学校の改築に関しましても、新しい技法、これ全国的に、今、鉄筋コンクリート、コンクリートから鉄骨中心にかなり経費を縮減した形でやっていけるような状況になってきていますので、そのことを活用して、給食センターを学校の建て替えと同時に同時進行でやっていけるんじゃないかと思えます

ので、リース事業でやったほうが、非常に有利じゃないかなと今考えていますけども、また、これもいろんな資料等を調査等しながら、前向きに進めていきたいと考えておりますので、また場所に関しては、また、給食センター所長のほうから答弁していただきます。

○学給センター所長（松田博樹君）

建て替えの場所ということなんですけど、現在地に建て替えというのは、現在地で建て替えるとなれば、その場所を壊してから建て替えないといけないということで、1年間は給食停止しないといけない状態になるのではないかと思いますので、新たに広い場所、農高跡地の畑のほうを使うとか、あと、義名山体育館の前から、ほーらい館の間の空き地、そういったところで、何とか建て替えられないかなとは考えております。

○6番（岡林剛也君）

具体的にそこまで計画が進んでいるとは知りませんでしたけれども、やはり、皆さん、困っている子供たち、いっぱいいらっしゃいますので、ぜひ、進んでいってほしいと思います。

続きまして、予算書132ページ、先ほどもありましたけども、明細書は3ページです。

性質別内訳で見ますと、やはり、人件費が12億5,700万円余りとなっていますけども、なぜか、この施政方針の財政健全化でも、人件費に関することは触れられていなかったんですけども、令和2年度の、今年度です、今度の3月で退職する退職者数とそのうちから再任用を希望している人の数、また、令和3年度の退職予定者数を教えていただきたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

令和2年度末の退職者が6名、そのうち再任用の希望が5名、令和3年度末の退職予定者が2名というふうになっております。今まで、引き続き再任用をしている方は数に入っておりません。

○6番（岡林剛也君）

じゃあ、令和3年度の採用試験はどうするつもりなのか、お伺いします。

○総務課長（久保 等君）

今回、令和3年度の新規採用者の予定ですが、例年9月頃試験がありますので、その試験に募集をかけたいと考えております。

○6番（岡林剛也君）

定員、伊仙町、町が県に示した定員管理適正化計画によりますと、令和3年度は146名を目指す、令和4年度は145名を目指すと言って、最終的には140名まで持っていきたいと、たしか、平成20何年かの集中プランですか、それでずっとやってきていると思いますけども、なかなか減らないと、そこで、今回、この性質別内訳で見ても、12億5,000万ぐらいなんですけども、令和3年度こそ、予算総額は82億円余りでありまして、町の標準財政規模で見ますと、35、6億円だと思います。そのうちで、12億とかいったら、人件費が3分の1は占めることになるんです。それで、やはり、県にしましては、適正化計画に乗って計画を実行して、財政健全化に取り組んでいただきたいと思いま

すが、町長、どうですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

その定数管理については、おっしゃるとおり、財政指数等を鑑みて、今、ちょっと問題が、問題というか、課題として、退職者がいる、多い年と少ない年、また年代的に見て、私から下、その年度に職員がいる年といない年とか、多い年は8人とか、いないところは0とか、そういうことによって、ばらつきが見えて、完全なる定数管理ということがなかなか難しいところであるんですが、財政的に見て、また、定数管理もしっかり取り組んでいかないといけないと考えております。今回の事業費が81億というふうに庁舎建設、それからダム償還が重なってなっているんですが、今後また財政健全化に向けて取り組んでいかなければならないと思っております。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

これで、岡林剛也君の質疑を終結します。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 4時08分

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第15号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号、令和3年度伊仙町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

起立多数です。したがって、議案第15号、令和3年度伊仙町一般会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第2 議案第16号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（清 平二君）

令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について質疑いたします。

この国民健康保険は、町から現在県のほうに移行されていますけども、移行後、何か、伊仙町でメリットとか、デメリットとか、あるのかどうか、お尋ねします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

平成29年度まで、町のほうで会計運営を行っておりました。それから、県のほうに移行したんですけれども、県へ移行したことによって、今まで全国的に起きていた法定外繰入れ等が解消されているというふうに各自治体からの報告を聞いております。

そして、デメリットというところは、今のところ、ないというふうに担当のほうからも報告は受けています。

一度、県のほうに負担金として納入し、その負担金が今度市町村のほうへ給付費として、県から100%支払われるような制度となっております。

○5番（清 平二君）

移行後、これは伊仙町の国保関係の、保険税関係の今後増になる可能性があるのかどうか。

それと、一般会計からの繰入れ等が、県・国のほうは、一般会計から特別会計に繰入れをするなということ、たしか、そういうことで、移行になったと思うんですけども、そういうことができるのかどうか、お尋ねします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

今後の保険料等についてなんですけども、増になるかどうかというのは、こちらも、国・県の動向によって判断されるものと思っております。法定外繰入れ等は今後ともないように会計運営をしっかり行ってまいりたいと思っております。

○5番（清 平二君）

法定外繰入れ等ないようにということですけども、どうしても法定外繰入れをしないと町民の保険税が高くなっていくと思いますので、やはり、町民の保険税をあまり高いことに設定しないように、一般会計から法定外繰入れをしていただくようお願いいたします。

では、次、国保予算の11ページ、総務、総務費、総務管理、目1管理、前年度と比較して、114万7,000円高くなっていますが、この原因は为什么呢。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

今年度、国保事業において、会計年度任用職員2名採用しておりました。うち1名が今お休みをいただいております。来年度からの採用については、本人が辞めるという意向を示しております。今現在1名体制でやっているんですけども、令和3年度についても、2名での体制

をしていきたいということで、2名分の人件費を計上しているところでございます。

○5番（清 平二君）

これは正職員ですか、それとも、任用職員ですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

会計年度任用職員であります。

○5番（清 平二君）

やはり、国保関係は非常に専門色が強いので、なるべく継続して採用をお願いするようにしていただきたいと思います。

同じくページ1、下に人間ドック、大腸がんコース補助金とありますけども、これはどのようにして、対象者を選ぶのかを教えていただきたいと思います。

○健康増進課長（澤佐和子君）

清議員の今のご質問にお答えいたします。

その上にPET健診補助金というのがありますけれども、これも、広報とか、防災無線とか、広報をかけて希望者を募っております。同じように人間ドックに関しましても、大腸がん検診と併せての人間ドックを今年度新規にお願いいたしまして、大腸がんの方が増えているところもありまして、なかなか、大腸がん検診は検便で検査をするんですけども、精密になったときにファイバーの検査をします。それがなかなか島内で恥ずかしいとか、いろいろありまして、なかなか受けない方もいらっしゃるって、そういう中で、最近ですけども、最近といいますか、直腸がんとかで、人工肛門をつける方が結構増えてきています。障害費もその辺で増えてきているところあるんですけども、そういったことも予防するためにも、早めに検診を精密検査を受けていただきたいこともありまして、年間5名ですけども、特定健康を併せたドッグを受診できるように、厚生連のほうに今お願いして受けていただくように、今年度から新規で上げさせていただいています。

○5番（清 平二君）

今、厚生連検診ということでもありますけども、今、昔はJAのほうから補助金を出して人間ドックをしていたんですけども、JAともよく話をして、この15万ですか、非常にこの金額では少ないと私は思います。この大腸がん増えているということですので、早めに検診を受けて、町内の医療機関にも、恥ずかしい思いをさせないような方法でしてくれという町からもお願いをしないとけないと思いますけど、その辺の見込みと今後の対策について。

○健康増進課長（澤佐和子君）

すみません。今、厚生連さんとお話をしているんですけども、中には、島内で受けたいという方も、なかなか鹿児島まで上るのが難しいという方も反対にいらっしゃるかもしれないので、その辺に関しては、地元の医療機関にお願いしましてできるような方向も考えていきたいと思っております。JAに関しましては、また、伺ってみます。

○5番（清 平二君）

ぜひ、JAとも相談をして、早期発見に町から助成をして、大腸がん検診の減少というか、そういうもの早期発見に努めていただけますようお願いいたします。

この11ページの114万7,000円の増になったのは、原因は主に何ですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問に答えます。

人件費に係る費用が増額となっております理由となっております。

○5番（清 平二君）

ページ17ページ、保健事業費、2保健事業費の中も前年度より今年増になっているんですが、この原因は。

○健康増進課長（澤佐和子君）

主には人件費が増えていると思います。准看護師、歯科衛生士、栄養士、栄養士のほうが、今年度1名育休を取る予定にしておりまして、これ職員ですけれども、その代わりに1名栄養士を入れる予定にしていて、人件費がかさんでいる状況であります。

○5番（清 平二君）

前年度と比較したら、非常に390万5,000円と増額になっていますので、人件費ということではありますが、この人件費について、また、後でまとめて、一般会計のほうもありましたので、まとめて、また質問したいと思います。

ページ19ページのほうは、減額になっているんですけども、保健事業費、特定健診事業費等の大まかに何か分かれば、減額になっているのが。

○健康増進課長（澤佐和子君）

特定健康診査の受診者数なんですけど、若干減少してしまっていて、受診よりは、今、情報提供ということで、医療機関のほうから、病院のほうで血液検査を受けているデータを頂きまして、健診の受診者ということで、登録しているところがありまして、そういった関係で増えています。特に今年度はコロナ禍でありまして、受診の機会も少なかったですし、そういうのもありまして、受診者数が減っているんですけど、その辺で、実績に合わせて、若干、今年も見て、3年度に関しましても、例年よりは受診者数を若干低めに見ております。

○5番（清 平二君）

特定健診が始まった当初は、たしか、60%をクリアしないとかが、いろいろありましたけども、今、その制度あるのかどうか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

平成20年にスタートしまして、当初受診率65%とかありました。現在では、それが保険者努力支援制度という事業になっていて、交付金でその分が入ってきます。それは健診の受診率でしたりとか、健診を受けた後の保健指導実施率というのがありますけれども、当初、特定健診始まった

ときは、その2項目、3項目だったんですけども、現在では、それだけじゃなくて、例えば、保険料の徴収率でしたりとか、様々な項目が評価されて、それに伴って交付金が下りてくるという事業になっております。その中でも、特定健診の受診率は60%、保健指導実施率60%という基準のほうは今も継続しております。

○5番（清 平二君）

継続していて、伊仙町は交付金がもらえているのか、少なくなっているのか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

頂いております。市町村によってありますけど、今手持ちがないのですが、交付税として入ってきております。年度年度に健診だけでなく、多岐に評価項目ありますが、年度によって違いますけれども、県内でも伊仙町は多いほうだと思います。

○5番（清 平二君）

やはり、こういう交付金関係、非常に頑張っていると思いますので、当初は、この65%クリア非常に難しいと思ったんですけども、今まで皆さん頑張ってきてクリアして、交付金が増額になっているということです。ぜひ、これを増額して、国保会計を安定な国保保険、税金のそういうものによって、国保税も上げなくて済むようになると思いますので、ぜひ、その辺のところは町民に知らしめて、しっかり進めていただきたいと思いますので、やっぱり、早期発見早期治療に努めていただきますように、各医療機関にもお願いをして、なるべく島内でできるようにお願いして、私の質問を終わります。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第16号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

起立多数であります。したがって、議案第16号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第3 議案第17号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

○5番（清 平二君）

令和3年度介護保険特別会計予算について質疑を行います。

ページ17ページ、款3地域支援事業、項3包括的支援事業の任意事業、1総合相談事業、前年度に比べて、116万5,000円と増になっていますけども、この増になった原因を教えてください。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

増額となった主な理由としては、包括で今使用しているシステムの更新負担金、こちらのほうの負担金として、120万ほど計上しているのが主な理由となっております。

○5番（清 平二君）

包括のシステム更新ということは、去年から比べて、何か法的な変更により更新ということでしょうか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

そのとおりでございます。

○5番（清 平二君）

その次、その下に、目3包括的・継続的ケアマネジャーのほうで、293万6,000円、去年と比べたら増えていますけども、これの原因を教えてください。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

こちらのほうは主に人件費の増が主な理由となっております。説明書の欄にもあるんですけども、介護支援の専門員、そして、看護師の人件費が増となっております。

○5番（清 平二君）

介護支援職の専門員、総合相談事業でも増えていますし、この包括的も増えているんですけども、これ普通介護支援専門員というのは、通称ケアマネジャーですね。このケアマネジャーのこんなに増えているんですけども、資格を持っている人がいて、これするのかどうか。なかなか資格を持っていると人数的に少ないと思うんですけども、予算的に載せてあるんですけども、本当にこの人数でいくのかどうか、お尋ねします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

介護支援専門員、ケアマネジャーだけではなく、看護師のほうも今不足していく予定となっております。現時点での包括支援センターの運営体制非常に厳しいところではあるんですけども、今後の体制も見込んでの人件費の計上となっております。

○5番（清 平二君）

非常にケアマネジャーが少ない、島内での少ない状況で、予算的に上げてありますけども、ぜひ、

地域福祉課が素晴らしい、行きたいという職場になれば、来ると思いますので、あまり専門的で、職場的にはという批評が出ないようにしていただき、早くこういう人員の募集ができ、介護保険のスムーズな移行をお願いしたいと思います。

それともう1件、歳入でちょっとすみません。

ページ10ページ、徳之島地区介護保険組合の負担金が1,306万6,000円とあります。3町でどのぐらい負担割合しているのか、分かれば、教えていただきたいです。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

こちら介護保険組合の算出によるものを根拠としております。主に3町の高齢者の割合、こちらのほうから算出しております。ちなみに、徳之島町が小数点以下、細かいんですけども、40.664373%、天城町28.482001%、伊仙町30.853626%となっております。

○5番（清 平二君）

じゃあ、この高齢者の人口割で行っているということによろしいでしょうか。はい。その辺のところ、きちんと3町平等になるようにやらないと、何か人口割とか、そういうのだけでやっていると非常に町が不利益になることがありますので、そこのところは、ちゃんと基準点を決めて負担金の割合を出してもらいたいと思います。

以上をもちまして、私の令和3年度の介護保険の予算の質問を終わります。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

質疑なしと認めます。

これから議案第17号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

起立多数です。したがって、議案第17号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第18号、令和3年度伊仙町後期高齢者特別会計予算について質疑を行います。質

疑はございませんか。

○5番（清 平二君）

令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について質疑いたします。

歳出ページ8ページ、去年と比べてみたら、191万7,000円増になっています。これはどうしてでしょうか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

こちらにも歯科衛生士の採用を見込む人件費の増額が主な理由となっております。

○5番（清 平二君）

後期高齢者医療関係で、歯科衛生士を人件費ということですが、これ本当に後期高齢者の中で議論をして出したんですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

昨年度、予算のほうに計上しておりました一体的予防事業というものが、昨年度実施できなかったんですが、令和3年度から開始する予定となっております。その中で、フレイル予防として、後期、国保、そして、介護一体となった予防をするという事業になっておりますので、その中で歯科衛生士のフレイル予防事業ということで、採用を予定しております。

○5番（清 平二君）

何かこれを県からの補助金とか、国からの補助金とかあってあればいいんだけど、全部町単独でやっています。言葉悪いんだけど、後期高齢者になってから歯科衛生士をやって、どうでしょうか。効果あるのかな。私は、これは、もうちょっと乳幼児とか、小学校とか、こういう方々にやってもらわないと、もう、自分で、たばこを吸ったり、いろいろ体調を崩したりして、70、80になってから、歯がなくなったからって、今さらこれを歯科衛生士が行って指導しても向上するんでしょうか。もうちょっと、これは母子関係のほうにやったほうがいいと思いますけど、どうでしょうか。

○町長（大久保明君）

ちょっとすみません。今、高齢者のいろんな認知症の進行を抑えるために歯のかむ力というのがかなり重要視されておりますので、歯の健康をいかに取り戻していくかということでありまして。かめばかむほど、脳の血流が同じように増えていくわけですから、このことを歯を治療しただけで、寝たきりだった人がかなり改善してきて、意識がよくなってきて、歩けるようになっていたりしているということは、もう、これはかなり常識的な状況になっておりますので、歯科衛生士の役割というのは、今後とも高齢者社会の中で、私はどんどんどんどん必要になってくるような気がいたしますので、そういう意味においてのフレイルというのは、要するに体をしっかり動かしていくというふうな形で、そして、関節を強くして、動いて、関節を強くして健康を維持するということだと思いますので、そういう効果があるということでありまして、私は、これはいい政策だというふうに

考えておりますので、よろしく申し上げます。

○健康増進課長（澤佐和子君）

今、町長からもありましたけども、オーラルフレイルと言いまして、高齢者に向けても、入れ歯の方でも、やはり、口腔内のケアというのはすごく大事で、それが全身疾患につながっていきます。糖尿病とか、そういったものの重症化にも関係してきますので、今は、これを、この歯科衛生士も入れての一体的事業というのを国のほうが進めていまして、今年度はできなかったんですけども、3年度につきましては、スタートから、4月から始める予定です。事業明細書の6ページ、お聞きいただきたいんですけども、3款2項1目の予防重視一体的事業収入というのがあります。この事業一体的事業の補助がありまして、1名職員が企画調整役ということで、保健師1名の報酬も、この事業で全額ほとんど出ます。あと、この一体的事業を進めるに当たりまして、保健師、地域を見る経験のある看護師、また、歯科衛生士も、この補助事業の要件に当てはまっております、この中で、活動に、実績に応じての歳入になりますので、ここで10月から3月まで見ております。それ以外のものが先ほどの4ページの一般管理費のほうで、後期高齢のほうで見て、一般で見ていただいておりますけども、広域連合からの補助事業10分の10の事業が入っておりますので、よろしく願いいたします。

○5番（清 平二君）

私は、今こうやって、一般会計から後期、一般会計、コロナ関係、国保、介護と後期までずっとスタッフを見てみたら、やはり、ケアマネジャーが足りない、看護師が足りない。栄養士が各項目にあって、こうしているんですけども、歯科衛生士も、まさにそのとおり。これを、やはり、予算上はこうなっていると思うんですけども、この健康増進関係、このスタッフで、全部連携を取って、後期高齢、介護、国保、そして、一般の保険関係、連携を取ってやっているのかどうか。私が見ただけでは、予算で見たら、一人一人それぞれ上がっているように見えるんですけども、できるんだったら、これを連携を取って、後期のほうで、先ほど話されたように、10分の10、歯科衛生士の補助金があるということですが、こういうのを使って、全体的であるということで、私は、そういう連携を取ってやってもらいたいですけども、どうでしょうか。その連携を取ってスタッフ間でやっているのかどうか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

実際にこの歯科衛生士についてもなんですけども、ほかの看護師等も同じなんですけども、実際、今、現場連携をして、子育て支援課、健康増進課、地域福祉課、連携をして取り組んでまいっております。また、事業によっては、その事業だけの活動に限られるものもあるんですけども、基本的には連携して、協力して、今、事業を行っているところであります。

○健康増進課長（澤佐和子君）

予算書で見るとあちこちに看護師とか、栄養士とか、書いてありますけれども、実際は、子育て

支援課の乳幼児健診、あと、国保、介護における看護師とか、栄養士、また、保健センターにいる看護師、栄養士が協力して、予算に関しましては、なるべく国保の100%事業、あとは介護の率が高い事業に割り当てて、予算組みはしております。なるべく町に歳入が入るように工夫して組んでおりますので、事務的には大変なんですけども、なるべく町の歳出を控えるように、そういった工夫をしてやっています。また、毎月ですけれども、連携を図るために医療職連絡会議というのをやっています、その中で、いろいろな課題とか、協力し合えることとか、常に話し合っておりますので、その体制は取れていますし、一体的事業が始まりますけれども、席は保健師につきましても、健康増進課のほうにありますが、後期の事業をやりますので、そういった連携が今行われているところでもあります。

○5番（清 平二君）

私は、この予算書を見た限りにおいては、それぞれ雇うのかなと思って質問してみました。本当に資格者が少ない中で、連携を取ってやっているということ、そして、県・国の補助金を取れるのは取って、なるべく町の一般財源を少なくしてやっているということ、本当に皆さんが頑張っているなという姿が分かりました。ぜひ、こういう頑張っている姿と、また職員の皆さんも融和な職場であるように願っておりますので、ぜひ、皆さんの職場が笑い合える職場であるように願って、私の質問を終わります。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

質疑なしと認めます。

これから議案第18号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

起立多数です。したがって、議案第18号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第19号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について質疑を行います。

○6番（岡林剛也君）

令和3年度「ほーらい館」特別会計について質疑をいたします。

予算書6ページ、雑入の電気代收入現年度分、明細書2ページ、百菜、30万円×12か月分となっていますけども、これは月30万とはもう固定ですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

平均して30万円です。使用料に応じての使用料といいますか、電気料の請求に応じての支払いになっています。

○6番（岡林剛也君）

これは、もし、電気代がオーバーした場合は、その分は、後でちゃんと歳入で入るということですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

はい、そのとおりです。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

質疑なしと認めます。

これから議案第19号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

起立多数です。したがって、議案第19号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第20号、令和3年度伊仙町上水道事業会計予算について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

質疑なしと認めます。

これから議案第20号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号、令和3年度伊仙町上水道事業会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

起立多数であります。したがって、議案第20号、令和3年度伊仙町上水道事業会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これで、当特別委員会に付託されました6会計当初予算審査を全て終わりました。当特別委員会に付託されました6会計当初予算の審査結果と委員長報告については、伊仙町議会会議規則第77条の規定により、議長に提出いたします。

お諮りします。当特別委員会はこれをもって解散することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

異議なしと認めます。したがって、令和3年度伊仙町一般会計ほか5特別会計当初予算審査特別委員会は、本日をもって解散することに決定いたしました。

なお、次の議会は3月19日金曜日午前9時より全員協議会、その後、最終本会議を行います。この後、陳情審査を行いますので、総務文教衛生常任委員の皆さんは、議会事務局へ、経済建設常任委員の皆さんは委員会室へご参集いただきますようお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

閉 会 午後 4時52分

令和3年第1回伊仙町議会定例会

第 8 日

令和3年3月19日

令和3年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第8号）

令和3年3月19日（金曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第8号）

- 日程第1 議案第9号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）（討論～採決）
- 日程第2 発議第1号 議案第9号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）に対する
附帯決議案（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第15号 令和3年度伊仙町一般会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑
～討論～採決）
- 日程第4 議案第16号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（当初予算審査特別委員
長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第17号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計予算（当初予算審査特別委員長報
告～質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第18号 令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（当初予算審査特別委
員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第7 議案第19号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（当初予算
審査特別委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第8 議案第20号 令和3年度伊仙町上水道事業会計予算（当初予算審査特別委員長報告
～質疑～討論～採決）
- 日程第9 発議第2号 議案第15号 令和3年度伊仙町一般会計予算に対する附帯決議案（提
案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第10 議員の派遣について（採決）
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第12 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 出席議員（14名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|---------|------|----------|
| 1番 | 杉山 肇 君 | 2番 | 牧本 和英 君 |
| 3番 | 西 彦 二 君 | 4番 | 佐田 元 君 |
| 5番 | 清 平 二 君 | 6番 | 岡林 剛也 君 |
| 7番 | 牧 徳久 君 | 8番 | 上木 千恵造 君 |
| 9番 | 永田 誠 君 | 10番 | 福留 達也 君 |
| 11番 | 前 徹志 君 | 12番 | 明石 秀雄 君 |
| 13番 | 樺山 一 君 | 14番 | 美島 盛秀 君 |

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 稲田 良和 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|---------|----------|------------|---------|
| 町 長 | 大久保 明 君 | 総務課長 | 久保 等 君 |
| 未来創生課長 | 名古 健二 君 | くらし支援課長 | 稲田 大輝 君 |
| 子育て支援課長 | 稲泉 喜博 君 | 地域福祉課長 | 大山 拳 君 |
| 経済課長 | 仲島 正敏 君 | 建設課長 | 福島 隆也 君 |
| 耕地課長 | 穂 浩一 君 | きゅらまち観光課長 | 幸 孝一 君 |
| 水道課長 | 徳永 正大 君 | 農委事務局長 | 豊島 克仁 君 |
| 教育 長 | 大山 惣二郎 君 | 教委総務課長 | 上木 正人 君 |
| 社会教育課長 | 伊藤 晋吾 君 | 学校給セ所長 | 松田 博樹 君 |
| 健康増進課長 | 澤 佐和子 君 | 選挙管理委員会書記長 | 重村 浩次 君 |
| 総務課長補佐 | 寶永 英樹 君 | | |

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（福留達也君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第9号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）

○議長（福留達也君）

日程第1 議案第9号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について議題といたします。

これから、議案第9号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第9号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第2 発議第1号 議案第9号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）
に対する附帯決議案

○議長（福留達也君）

日程第2 発議第1号、議案第9号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）に対する附帯決議案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○2番（牧本和英君）

発議第1号、議案第9号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）に対する附帯決議案の提案理由の説明をいたします。

上記の議案を下記のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

議案第9号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）に対する附帯決議案。

1、繰越明許費、2款総務費1項総務管理費、事業名、テレワーク環境サテライトオフィス整備事業、予算額2,640万1,000円について、同予算はコロナ禍で島内他町においても同様の整備が実施されている事業であり、本町でも早急な環境整備が求められるが、現地調査及び審議した結果、整

備予定地となっている旧徳之島農業高校校舎（55番棟）は、建設より46年が経過しており、平成16年に実施された耐震診査報告書によると、3階、4階は耐震性能を有しているものの1階、2階は耐震性能を有していないと判断されている。

また、その後、耐震補強工事が行われたこともなく、更に診断が行われてからも17年経過していることを勘案すると、何よりも優先されるべきテレワークサテライトオフィス利用者の安心安全が確保されているとは言い難いため、同校舎における事業実施は妥当ではないものと考えられる。したがって、当該事業実施に当たっては安全性が確保された他の施設を検討し、事業実施されるよう要求する。

2、繰越明許費、2款総務費1項総務管理費、事業名、集落活性化促進事業、予算額3,939万2,000円について、同予算は阿権集落において、私人より町へ寄附された邸宅を修繕し、観光や集落活性化に繋げることを目的とした事業であるが、現地調査及び審議の結果、建物の白蟻による被害状況や台風などの自然災害を考慮したときに、現予算内での改修が可能なのか等、多くの疑義が生じた。また、整備後、施設運営方法に関しても、未だ定まっていない状態であることから、早急に集落民と運営方法や維持管理等についての協議を行い、当該事業実施においても集落全体の利益または事業目的である集落活性化へ繋がるような体制づくりに努めるよう要求する。

以上について、最善を尽くすことを強く求めるものである。上記決議する。

令和3年3月19日、伊仙町議会。

○議長（福留達也君）

これから発議第1号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発議第1号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号、議案第9号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）に対する附帯決議案を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、発議第1号、議案第9号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）に対する附帯決議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

- △ 日程第3 議案第15号 令和3年度伊仙町一般会計予算
- △ 日程第4 議案第16号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計予算
- △ 日程第5 議案第17号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計予算
- △ 日程第6 議案第18号 令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算
- △ 日程第7 議案第19号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算
- △ 日程第8 議案第20号 令和3年度伊仙町上水道事業会計予算

○議長（福留達也君）

日程第3 議案第15号、令和3年度伊仙町一般会計予算、日程第4 議案第16号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、日程第5 議案第17号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計予算、日程第6 議案第18号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、日程第7 議案第19号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、日程第8 議案第20号、令和3年度伊仙町上水道事業会計予算の6件を一括して議題といたします。

本件について、当初予算審査特別委員長の報告を求めます。

○当初予算審査特別委員長（牧 徳久君）

令和3年度伊仙町一般会計予算他5特別会計当初予算についての委員長報告を行います。

審査期間といたしまして、令和3年3月12日から17日までの4日間を行いました。

去る3月9日の本会議において、当初予算審査特別委員会が設置され、令和3年度伊仙町一般会計他5特別会計予算が等委員会に付託されました。

3月12日から17日までの4日間、本特別委員会において慎重に審議いたしました。

本町における今年度の歳入状況については、地方交付税等の依存財源が87.1%を占め、町税等の自主財源は12.9%となっており、歳入に占める自主財源の割合がわずかなことから、非常に厳しい財政状況の中で、財政運営を強いられていることが推測されます。

今年度より役場庁舎の建て替えをはじめとする、国営かんがい排水事業徳之島用水2期地区の町負担金・公債費の償還や、各集落の公民館など、老朽施設の改修・改善、道水路の改修、老朽化した小学校や体育館の建て替えなど、多額の財源を伴い、更なる財政の圧迫が懸念されます。これらを着実に実施するためにも、不要不急な事業の展開は控え、長期的視野に立った計画の検証作業を行うことが必要であります。

また、終息が見えない新型コロナウイルス感染症対策、地震、台風や豪雨災害の非常時に備えた堅実な財政運営を行うことが重要であると言えます。さらに、年々上昇する経常収支比率に対して、人口減少からなる地方交付税や地方税などの減収を勘案し、目下の財源確保の方策としてふるさと納税や地方創生推進関連交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の獲得と、各種税負担金使用料の徴収率の向上に向けて、町執行部と議会が車の両輪として、率先して取り組むことが厳しい財政状況を乗り越えるためには必要不可欠であります。

以上、当特別委員会の財政の安定化に向けた見解と、本町の財政状況を踏まえて、当初予算に関する審査並びに現地調査を行いましたので、順次ご報告と要望を申し上げます。

まず、3月12日に行われました現地調査について、委員並びに議長を含む14名で当初予算に関して主に現地調査を要する箇所を予め選定し、担当課長はじめ担当職員から詳細な説明を受けました。

1件目は、令和2年度繰越明許費の2款総務費1項総務管理費、テレワーク環境サテライトオフィス整備事業について調査いたしました。旧農業高校4階校舎に、コロナ感染症の終息後の事業として計画を立てているとの事でありました。

新型コロナウイルスの影響により都市部企業では在宅勤務の導入等、働き方改革を余儀なくされているのが現状であります。これまで取り組んできたサテライトオフィス事業の実績を活かし、魅力あるサテライトオフィス及びワーケーションの場を提供し、人・仕事の流れを加速させ、また住民に対しても多世代向け学びの場、自主学习スペース等を提供し、児童生徒、UIターン者、女性・高齢者に地域雇用の担い手としての人材育成を行うこととのことでした。

4階校舎は昭和50年に建築され、平成16年に耐震診断を行っておりますが、その後も老朽化が進んでいると考えられます。したがって、今後も4階校舎を活用するのであれば、国土強靱化地域計画の中で、新たな耐震診断、耐震補強等の計画を盛り込み、実施するなど早急に対応するよう要望いたします。

次に、8款土木費4項住宅費2目公営住宅建設事業の西犬田布集落、崎原集落の建設予定地を調査いたしました。建設予定地の西犬田布集落に2棟4戸、木造1階建、崎原集落に鉄筋コンクリート造2階4戸を建設し、令和4年4月から入居を予定しているとの説明がありました。

西犬田布団地については、排水路が未整備なため、地方改善事業等を活用して排水路の整備も実施するとともに、両建設予定地周辺は畑地帯であるため、ハブ対策等の実施もするよう合わせて要望をいたします。

次に、7款商工費1項商工費2目観光費、観光拠点連携整備事業の小原海岸遊歩道建設予定地を調査いたしました。本事業は奄振事業を活用して実施するものであり、景観的にもすばらしく断崖が続き、未開発で海域には天然のタラソなどがあり、昔から多くの湯治客で賑わっていた場所でもありました。未知の自然に触れられるように整備するとの説明がありました。落差約30mの滝や、東シナ海の荒波で浸食されたきのこ岩など、数々の奇岩も存在し、希少動植物も植生している点などを考えたとき、或いは先代が残した自然を破壊しないように環境省並びに徳之島自然保護協議会とも連携を取りながら整備を進めるよう要望をいたします。

次に、令和2年度繰越明許費の2款総務費1項総務管理費、集落活性化事業の阿権前里屋敷の改修について説明を受けました。

阿権集落は、観光地として琉球石灰岩を使用した長方形、多角形に加工された相方積みで、南島特有の雰囲気を感じさせる石垣や、樹齢300年の歴史あるガジュマルなど、観光名所として多くの観光客が訪れることから、前里屋敷を改修し、環境学習室、健康教育室等を整備し、集落住民の憩い

の場、しまっ子ガイドの拠点、観光客も利用できる場として整備を行うとの説明でありました。完成後の維持管理については、集落の方々と協議を重ね、なるべく集落には負担がかからないよう、維持管理計画を立てて持続できるよう要望いたします。

最後に、款2総務費項1総務管理費目15庁舎建設事業費節12委託料の新庁舎基本設計については、ほーらい館、癒ていなホールにおいて受注者からの説明を受けました。

伊仙町の新しい拠点として町民の皆さんが日常的に立ち寄って親しく語られる憩いの場として整備を行うと共に、会議室や展示室スペース、供用部には職員のみでなく、町民、観光客など誰でもが自由に使えるスペースを設け、町民に寄り添い、コミュニケーションが図れる庁舎目指し、また10年後を見据えて中央公民館の移転、消防署の建て替えを見越し、ほーらい館へつながるアクセス道路の計画等もなされているとの説明でございました。

今後は、東部、中部、西部と町民の皆さんにも基本計画説明会などを開催するよう要望いたします。

次に、3月15日から17日の3日間、本議事堂内で実施されました当初予算審査特別委員会質疑の詳細について、ご報告いたします。

まず、令和3年度一般会計予算の歳入について、市町村たばこ税の用途については税相当額を個人負担軽減のために、健診や教育予算に配分していただきたい。そうすることにより、たばこの町内消費が増えることも考えられますので、検討するようとの要望がございました。また、町税・分担金・使用料は貴重な自主財源でありますので、徴収の強化を図るよう強く予防いたします。

次に、指定寄付金の企業版ふるさと納税寄付金については、PR活動を強化し、返礼記念品についても品数を増やすなどを念頭に、お礼状の工夫等と行い、寄付目標額を達成するよう努力していただきたい。

次に、歳出であります。総務課関係については新規職員並びに係長職員を研修会に参加させ、公務員としての規律や自覚等の研修を行い、成果が活かせるよう要望いたします。

また、職員定数に関しましては、財政面からも職員のスキルアップを行い、集中改革プランでの目標数140人規模となるよう職員定数を維持するのが望ましいと思われま。

未来創生課関係でございますが、企業用地対策事業はすばらしい事業であり、家賃収入もありますが、節12委託料の高圧電気管理、浄化槽管理についても、企業側にも負担させることも視野に入れ、実現できないか会社側と協議をするよう要望いたします。サテライトオフィス進出企業補助金については、現在の企業が8月に終了とのことですが、これからも多くの企業を誘致するよう要望いたします。

次に、地域福祉課関係ですが、要介護者を増やさないよう地域サロン等の介護予防事業を推進し、ふれあいのある地域づくりを目指していただきたいとの意見がございました。シルバー人材センター運営については、一般財団法人となった事で、実績により国県の補助が受けられますが、現在、20人に会員が在籍し、人材不足とのことですので、できるものであればシルバーだけでなく、コロ

ナ禍で仕事がなく失業している若者も雇用が出来る環境づくりに努めるよう、要望いたします。

次に、きゅらまち観光課関係ですが、脱炭素型地域モデルづくり形成事業については、再生可能エネルギーを利用するなど、早期にモデル地区を選定し、生ごみの適正化に努めるよう要望いたします。トイレ施設管理委託については、現在シルバー人材センターに委託しているようでございますが。施設のある集落では、集落活性化の観点から、集落で管理できるようにしていただきたいという旨の意見もありました。

次に、経済課関係ですが、さとうきび増産事業交付金については、令和2年度は一般会計予算コロナウイルス感染症臨時交付金等で農家支援を行いました。令和3年度も同様に農家支援ができるよう要望をいたします。鳥獣被害防止施設管理については、近年イノシシの捕獲頭数も増えている状況であり、さとうきびなどの農産物の被害も多く発生し、生産農家の意欲も失われつつありますので、今後は猟友会とも連携を図り、対策を講じるよう要望いたします。また、捕獲報償費については徳之島3町で話し合いを持ち、早急に捕獲報償金を増額するよう要望いたします。

次に、社会教育課関係ですが、遠隔双方向ライブ事業について、平成28年度より現役東大生による遠隔授業で目標の大学、高校に進学でき、効果は出ていると思われ。今後も更なる子供たちの学力向上に努めていただきますよう要望をいたします。

各特別会計において多額の予算が一般会計からの繰入金として計上されております。引き続き税や使用料等の各種負担金の見直しなどを進め、徴収率アップとコスト削減を強く要望をいたします。

また、多岐にわたる明許繰越費が常態化し、今後は計画的な事業執行や早期発注をするなど、年度内執行を徹底することを要望いたします。財政が極めて厳しい状況にあることを認識し、事務事業の見直しや職員配置などの機構改革を推進することも併せて要望いたします。

公共工事の執行にあたっては、町内業者の育成や町内経済への波及効果が表れるよう充分配慮することなど、令和3年度伊仙町一般会計予算に対しましては、4項目にわたって附帯決議案も提出されていますので、十分熟読されたい。

審査結果、令和3年度伊仙町一般会計予算他5特別会計予算は、原案可決すべきものと決定いたしました。多くの要望は毎年要望されているものでございます。

本年度は、以上の要望を踏まえて予算執行し、来年度は同じ要望が繰り返されないよう申し添えて、当委員会に付託されておりました令和3年度伊仙町一般会計予算他5特別会計予算についての審査結果の報告といたします。

令和3年3月19日。伊仙町議会当初予算審査特別委員会委員長、牧 徳久。

○議長（福留達也君）

これで委員長報告を終わります。

これから議案第15号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第15号、令和3年度伊仙町一般会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第15号、令和3年度伊仙町一般会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第15号、令和3年度伊仙町一般会計予算は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第16号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第16号の委員長報告に対する討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第16号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計予算に対する委員長報告は原案可決です。

お諮りします。議案第16号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第16号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計予算は委員長の報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

これから議案第17号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第17号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第17号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第17号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

これから議案第18号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第18号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第18号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第18号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

これから議案第19号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第19号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第19号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第19号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算は委員長の報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

これから議案第20号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第20号、令和3年度伊仙町上水道事業会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第20号、令和3年度伊仙町上水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第20号、令和3年度伊仙町上水道事業会計予算は委員長の報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

△ 日程第9 発議第2号 議案第15号 令和3年度伊仙町一般会計予算に対する附帯決議案

○議長（福留達也君）

日程第9 発議第2号、議案第15号 令和3年度伊仙町一般会計予算に対する附帯決議案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○3番（西 彦二君）

発議第2号、議案第15号 令和3年度伊仙町一般会計予算に対する附帯決議案の提案理由を説明いたします。

議案第15号 令和3年度伊仙町一般会計予算に対する附帯決議。

1、予算の年度内執行を徹底。多額の明許繰越が常態化していることを踏まえ、今後は計画的な事業執行や早期発注などにより、予算の年度内執行を徹底すること。

2、行財政改革の推進。町財政が極めて厳しい状況にあることを認識し、事務事業の徹底的な見直しや適正な職員配置など、抜本的な行財政改革を推進すること。

3、適正な公共工事の執行。町の公共工事の執行にあたっては、町内業者の育成や町内経済への貢献に十分配慮すること。また、指名競争入札に際しては、公正公平な指名を徹底し、不当な指名外しは行わないこと。

4、不祥事の発生再発防止、公金に介する相次ぐ不祥事の発生を踏まえ、職員の意識改革や事務事業執行体制の抜本的な見直しなどにより、不祥事の発生防止を図ること。

以上について、最善を尽くすことを強く求めるものである。

上記決議する。令和3年3月19日。伊仙町議会。

○議長（福留達也君）

これから発議第2号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発議第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号、議案第15号、令和3年度伊仙町一般会計予算に対する附帯決議案を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、発議第2号、議案第15号 令和3年度伊仙町一般会計予算に対する附帯決議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第10 議員の派遣について

○議長（福留達也君）

日程第10 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣について、お手元に配付してあります議員派遣予定表のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、議員派遣予定表のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

△ 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（福留達也君）

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△ 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（福留達也君）

日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回伊仙町議会定例会を閉会いたします。どうも、お疲れさまでした。

閉 会 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 福 留 達 也

伊仙町議会議員 清 平 二

伊仙町議会議員 岡 林 剛 也